岩国市一般廃棄物処理基本計画

循環型社会へチャレンジ
～豊かな自然環境を未来へ引き継ぐために～

２０１９年　３月

岩　　国　　市

目　　次

第１編　計画策定の趣旨

第１節　計画策定のねらい 1
第２節　一般廃棄物処理基本計画の位置づけ 2
第３節　計画の期間 3
第４節　計画対象廃棄物 4

第２編　岩国市の都市特性

第１節　岩国市の位置・歴史 5
第２節　岩国市の主要指標 6

第３編　ごみ処理基本計画

第１節　ごみ処理の現状と課題 19
第２節　基本理念 34
第３節　基本方針 35
第４節　数値目標 36
第５節　計画の体系 52
第６節　ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進 54
第７節　ごみの適正処理の推進 84
第８節　環境美化の推進 100

第４編　生活排水処理基本計画

第１節　水環境、水質保全に関する状況 103
第２節　生活排水処理の現状と課題 105
第３節　基本理念 112
第４節　基本方針 113
第５節　計画・施策の体系 114
第６節　生活排水の処理主体 115
第７節　生活排水の処理計画 116
第８節　生活排水処理の推進 118
第９節　し尿・汚泥の適正処理推進 126

第５編　計画の進行管理

第１節　計画進行管理手法 138
第２節　計画進行管理指標 139
第３節　進行管理体制 140

巻末添付資料

第　１　編
計画策定の趣旨

第１節　計画策定のねらい

私たちの生活は、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済システムによって豊かなものとなりましたが、それは大量廃棄を伴うもので、不法投棄やダイオキシン問題などの身近な問題に加え、天然資源の枯渇や温暖化が一因と考えられている豪雨災害等、さらには海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響など、地球規模の問題を抱えています。

これを受け、国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指し、平成 12 年６月に循環型社会形成推進基本法を施行、循環型社会形成推進基本計画を策定し、その関連施策を総合的かつ計画的に推進することにより、循環利用率※1 が向上し最終処分量も減少しましたが、近年は横ばいとなっており、３Ｒなどの資源生産性を高める取り組みを一層強化していく必要があるとして、平成 30 年６月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しています。

岩国市（以下「本市」という。）においても同様に、廃棄物処理の視点からの循環型社会形成を目指し、平成 21 年１月に「循環型社会へチャレンジ　～豊かな自然環境を未来へ引き継ぐために～」をサブタイトルとした岩国市一般廃棄物処理基本計画（以下「当初計画」という。）を策定、平成 26 年３月に改定（以下、改定後の計画を「既定計画」という。）し、市民・事業者・行政が協働し、ともに創造して循環型社会づくりに取り組むものとしました。その成果として既定計画に掲げた目標のうち、ごみ発生・排出削減目標は概ね達成するレベルで推移していますが、リサイクル目標は達成できない状況にあるなど、一層の取り組みを推進することが必要です。

2019 年４月には、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）が本稼働することで、市内の焼却ごみの集約処理と発電によるサーマルリサイクルが開始されますが、一方で、近年各地で頻発している災害により、一時的に大量に発生する災害廃棄物への備えも考慮し、安定した一般廃棄物処理に向けた計画策定が必要となっています。

以上を踏まえ、既定計画で示した施策等を継承しつつ、必要となる施策の方針を見直しするものとしました。

◆国が進める循環型社会形成のイメージ

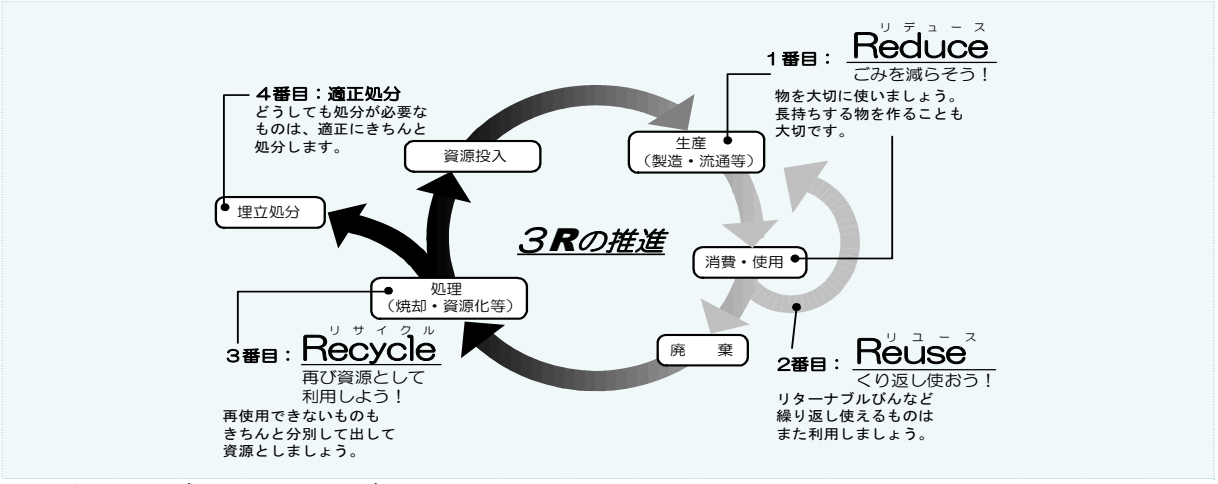

※1　循環利用率とリサイクル率
循環利用率は、社会に投入される**天然資源**がどれだけ再利用･再生利用されるかを表す指標です。
循環利用率＝循環利用量÷（天然資源等投入量+循環利用量）×100
リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量×100

第２節　一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、本市が廃棄物処理法第６条に基づき策定するものです。

本計画は、図表 1-1 に示すように、国の法律・計画等並びに山口県の「山口県循環型社会形成推進基本計画」と整合したものです。

■図表1-1　本計画の位置づけ

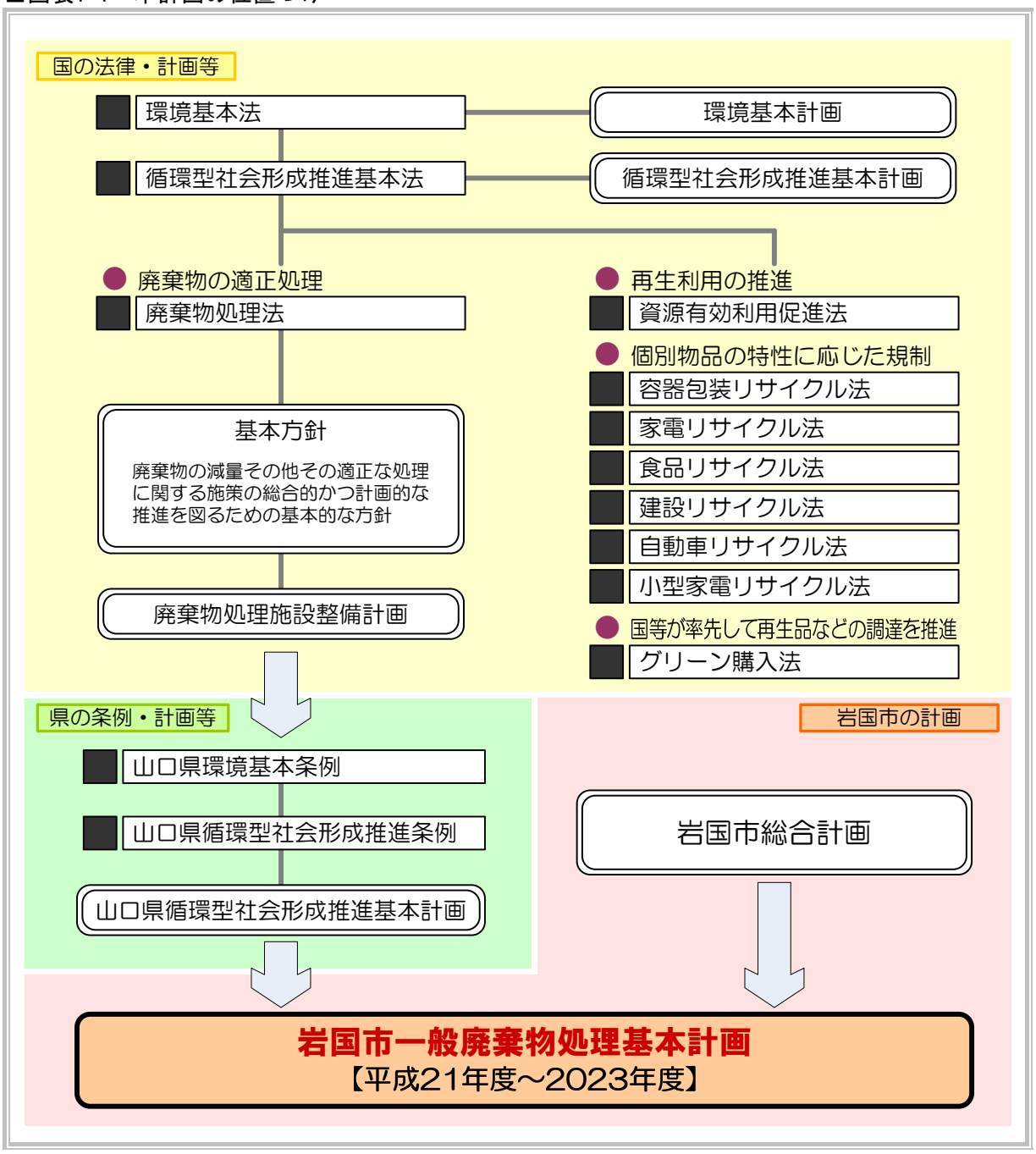

◆一般廃棄物処理基本計画策定の法的根拠（廃棄物処理法第６条）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項において、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。』とされ、さらに、廃棄物処理法施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。

第３節　計画の期間

平成 21 年 1 月に策定した当初計画は、2023 年度を計画目標年度とした 15 ヵ年の計画で、主に前期５ヵ年の主要施策を示しました。その後、平成 26 年３月に当初計画を継承した既定計画（中期計画）を策定しています。

本計画（後期計画）は、当初計画、既定計画を継承するものであるため、2023 年度を計画目標年度とする５ヵ年計画として改定したものです。なお、数値目標の基準年度は、平成 29 年度としました。

■図表1-2　本計画の期間

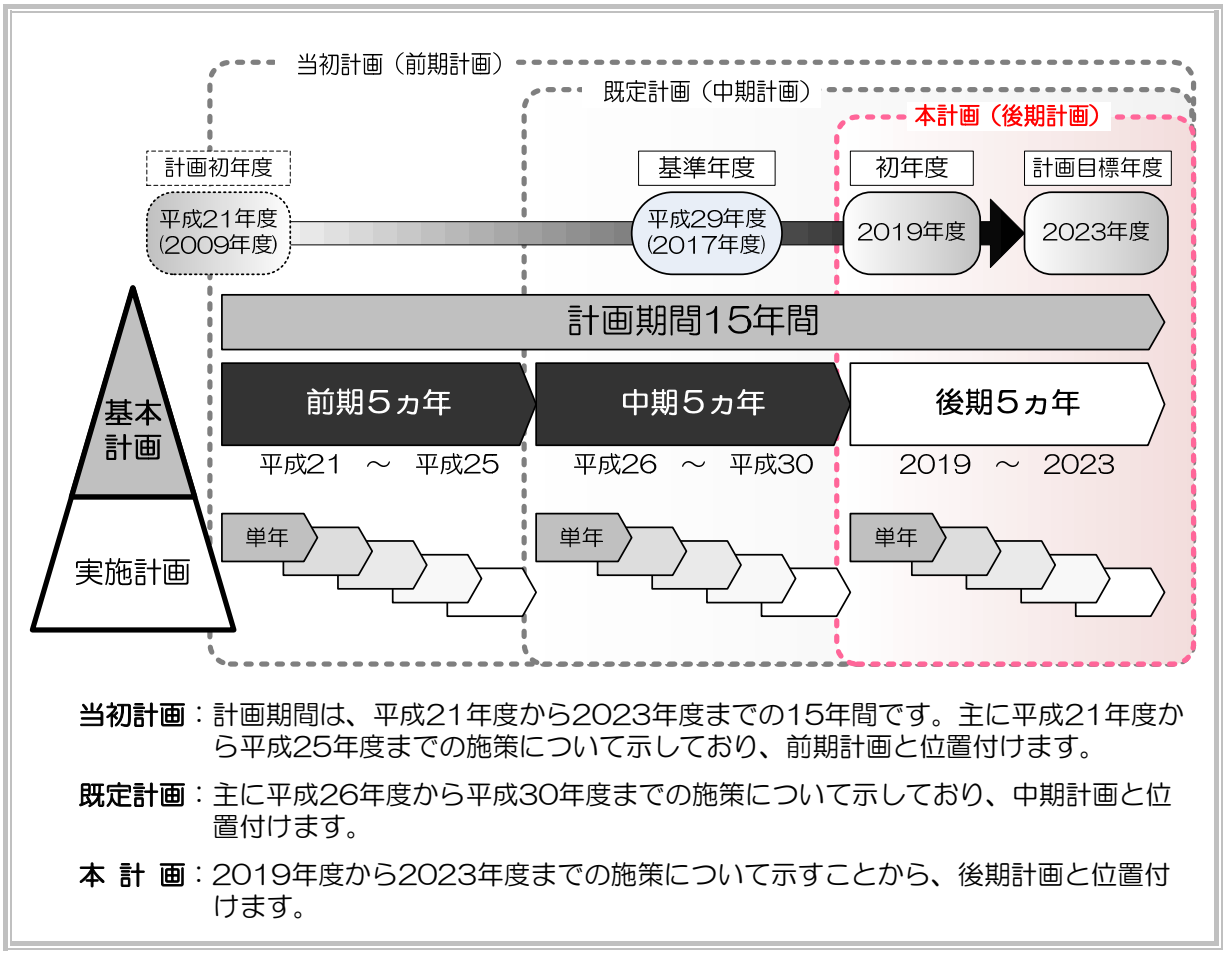

当初計画：計画期間は、平成21年度から2023年度までの15年間です。主に平成21年度から平成25年度までの施策について示しており、前期計画と位置付けます。

既定計画：主に平成26年度から平成30年度までの施策について示しており、中期計画と位置付けます。

本 計 画：2019年度から2023年度までの施策について示すことから、後期計画と位置付けます。

◆計画目標年度と基準年度

計画目標年度　⇒　2023 年度

・　計画目標年度は既定計画を継承し、2023 年度とする。

基準年度　⇒　平成 29 年度

・　基準年度は、ごみ発生･排出削減目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年度である平成 29 年度とする。

※本計画では、平成 30 年(2018 年)までを和暦、2019 年からを西暦で表記しています。

第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 の通り一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの処理方法は図表 1-4 の通りとします。

■図表1-3　本計画の対象廃棄物

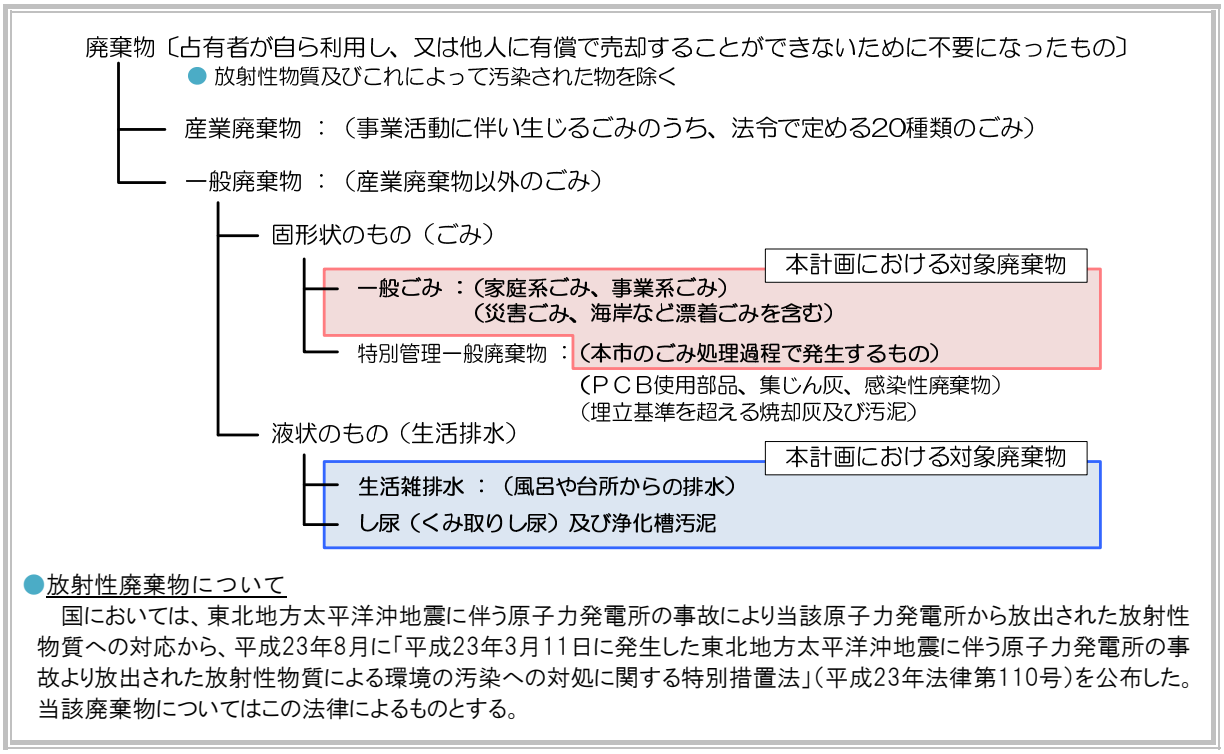

●放射性廃棄物について

国においては、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質への対応から、平成23年8月に「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故より放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）を公布した。当該廃棄物についてはこの法律によるものとする。

■図表1-4　本計画において処理対象外とするごみと処理方法

区　分	処　理　方　法
ＰＣＢ使用部品	本市では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。
集　じ　ん　灰	本市では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。 (本市管内のごみを処理する過程で発生するものを除く)
感染性廃棄物	本市では取り扱わない。薬局や医療機関等に引き渡すこととする。
家電リサイクル法対象品目	ブラウン管式テレビ・薄型テレビ(液晶テレビ･プラズマテレビ)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンについては、販売店での引き渡し、指定場所への持ち込みとする。 （薄型テレビ(液晶テレビ・プラズマテレビ)、衣類乾燥機は H21.4.1 施行）
パ　ソ　コ　ン	パソコンは、再利用やリサイクルすることが法律で義務付けられており、自治体でごみとして引き取ることができません。 ・製造者等の引き取りとする。（資源有効利用促進法） ・小型家電回収ボックスに投入可能なものは回収する。（小型家電リサイクル法）
その他本市で指定する処理困難物	以下のごみは、本市では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。 ・廃タイヤ、ガスボンベ、バッテリー、消火器、ピアノ、浴槽、太陽熱温水器、太陽光パネル、自動車及び部品、船舶等 ・注射器等医療器具、劇薬・塗料・シンナー・廃油・石油等の入っている缶やびん、その他爆発や火災の原因となる危険なもの ・農機具、農業用ビニール、農薬 ・バイク、コンクリート、土、石、砂、建設廃材等

第 2 編
岩国市の都市特性

第1節　岩国市の位置・歴史

本市は、山口県の東端に位置し、北部には県内最高峰となる寂地山をはじめとして1,000m を超える山々が連なる西中国山地国定公園が、沿岸部には瀬戸内海国立公園があり豊かな自然に恵まれています。本市の中心には山口県内最大の河川である錦川が豊かな水をたたえ、島田川、由宇川などその他の水系を中心に盆地や平野が形成され、美しい景観を形作っています。

本市の産業は、古くから、東西の交通を結ぶ山陽道の宿場町として発展するとともに、木綿織りや和紙の生産、農林業が栄え、山口県東部の中心地として発展してきました。それらの産業を基礎に、臨海部に各種の工場が設置され、石油化学、繊維、パルプ等の基礎素材型産業や一般機械等の地場産業等、多様な工業都市として発展してきました。

また、戦後、米海兵隊岩国航空基地が置かれたことで、基地のまちとしての色合が濃くなっています。基地の飛行場は平成 24 年 12 月に軍民共用の岩国錦帯橋空港として、民間活用が始まっており、山陽新幹線、山陽自動車道と合わせて陸空の利便性の良さが本市の特徴となっています。

こうした特徴を活かし、平成 29 年 4 月から「ちかくに　いわくに」というキャッチコピーを掲げ、「国際性を育む体験がちかくに」「子どもの健やかな成長のちかくに」「子育てのちかくに」「東京など都市部がすぐちかくに」をあなたのちかくにある岩国の 4 つの魅力としてシティプロモーションを行っています。訪れたい、暮らしたい、暮らし続けたい、と選ばれるまちとしての魅力を市内外に積極的に発信し続けていきます。

■図表2-1　本市の位置

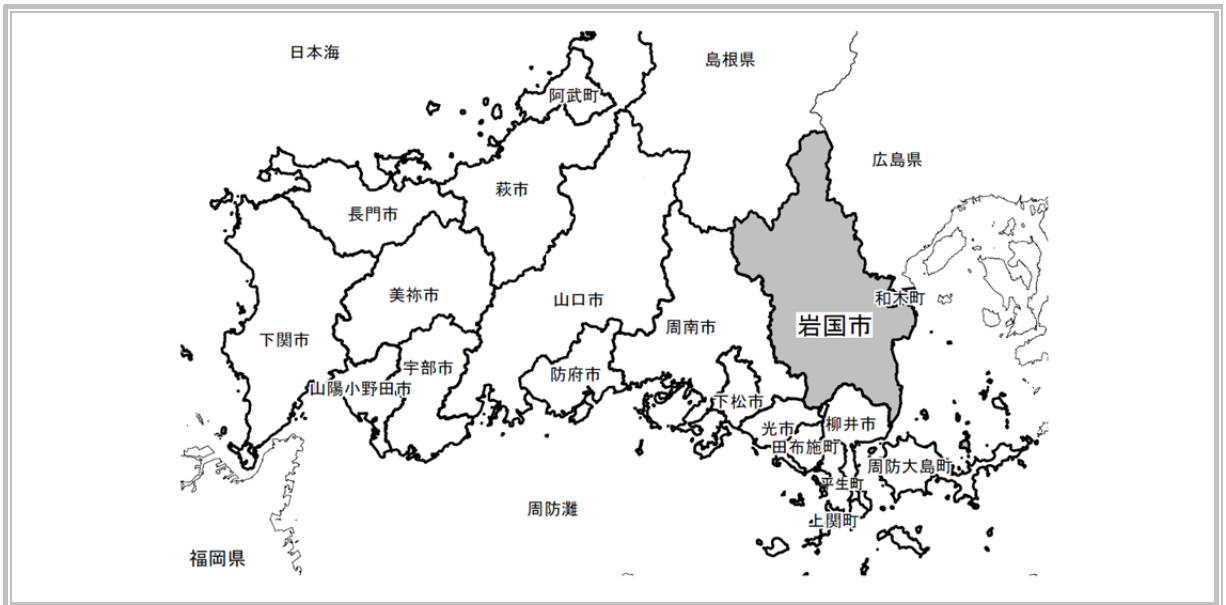

シティプロモーションとは

地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に PR し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部で活用可能としていくことです。なお、本市では、人口減少、少子高齢化が急速に進展する中、「市内及び岩国市周辺の子育て世代」をメインターゲットとして、ひとや自然、暮らしに必要なものがすべて「ちかくに」あるということを、効果的に発信し、移住・定住の促進につなげるものとしています。

第２節　岩国市の主要指標

1　面積

本市の市域面積は 873.72 km²で山口県下第２位の広さを有しています。また、北部は中国山地の山々、南東部は瀬戸内海に面するなど、様々な地域特性を持つ変化に富んだ市域となっています。

■図表2-2　地域の圏域

面積（ｋｍ²）	距離	
	東西（ｋｍ）	南北（ｋｍ）
873.72	51.2	54.5

面積：国土交通省国土地理院
「全国都道府県市区町村別面積調」
（平成 29 年 10 月 1 日）
距離：国土交通省国土地理院　中国地方測量部
（平成 29 年 10 月 1 日）

2 気象

本市の気候は、南部は年間を通じて温暖で降水量が少なく、概ね瀬戸内特有の気象特性を示しています。一方、北部は夏場の最高気温が高い傾向にあり、盆地特有の気象特性を示しています。

本市の気温、降水量を管内３観測所の５年間の平均でみると、気温は 14.3～15.4℃、年間降水量は 1,996.8～2,487.7mmとなっています。

■図表2-3　気象概要

観測所名		岩国				玖珂				広瀬			
項目 / 年		気温(℃)			合計降水量(mm)	気温(℃)			合計降水量(mm)	気温(℃)			合計降水量(mm)
		平均	最高	最低		平均	最高	最低		平均	最高	最低	
平成25年		15.4	36.9	-3.9	2074.5	14.9	36.9	-6.1	2108.5	14.4	37.7	-5.3	2376.5
平成26年		15.0	35.5	-2.3	1869.5	14.5	36.0	-5.4	1951.5	13.9	36.5	-3.8	2250.0
平成27年		15.3	36.1	-3.1	1952.5	14.9	36.0	-5.4	2150.0	14.4	37.0	-4.6	2571.0
平成28年		16.1	36.0	-4.6	2404.5	15.6	36.3	-5.8	2478.0	15.0	37.1	-5.9	3124.5
平成29年		15.2	36.1	-3.0	1683.0	14.6	35.6	-4.9	1670.0	14.0	36.4	-6.8	2116.5
	1月	4.6	14.9	-3.0	53.0	3.5	15.6	-4.6	54.5	2.8	14.6	-4.1	117.0
	2月	5.2	17.4	-2.3	76.5	4.3	17.5	-4.9	114.5	3.6	17.0	-6.8	160.5
	3月	7.5	17.9	-0.4	71.5	7.0	19.8	-2.1	76.0	6.4	20.0	-2.7	102.5
	4月	14.5	27.4	2.6	214.5	14.0	26.4	0.5	214.0	13.4	28.1	0.8	262.0
	5月	19.4	29.2	10.3	74.5	18.7	31.6	9.2	81.5	18.5	33.6	8.2	74.5
	6月	21.3	30.4	11.3	215.5	21.1	31.4	10.8	189.5	20.7	32.7	9.8	248.5
	7月	27.5	35.0	21.8	148.0	27.0	35.2	21.1	113.5	26.7	36.4	21.3	163.5
	8月	27.7	36.1	20.7	104.5	27.3	35.6	19.9	101.0	26.7	36.1	19.5	121.5
	9月	22.1	30.8	13.5	233.0	21.6	30.7	12.2	241.0	20.8	30.7	11.0	330.0
	10月	17.4	29.6	6.0	441.5	17.2	28.8	4.4	430.0	16.4	30.0	6.0	467.5
	11月	10.8	21.5	1.6	30.0	9.9	22.3	-1.3	33.0	9.2	22.7	-0.8	33.0
	12月	4.7	13.8	-3.0	20.5	3.5	15.0	-4.8	21.5	2.9	15.4	-4.4	36.0
5年間平均		15.4	36.1	-3.4	1996.8	14.9	36.2	-5.5	2071.6	14.3	36.9	-5.3	2487.7

資料：気象庁ホームページ

平成 29 年の月別降水量は、秋季の台風シーズンに多く、月別平均気温は、冬季に南部と北部の気温差が大きくなっています。

■図表2-4　月別降水量・月別平均気温（平成29年）

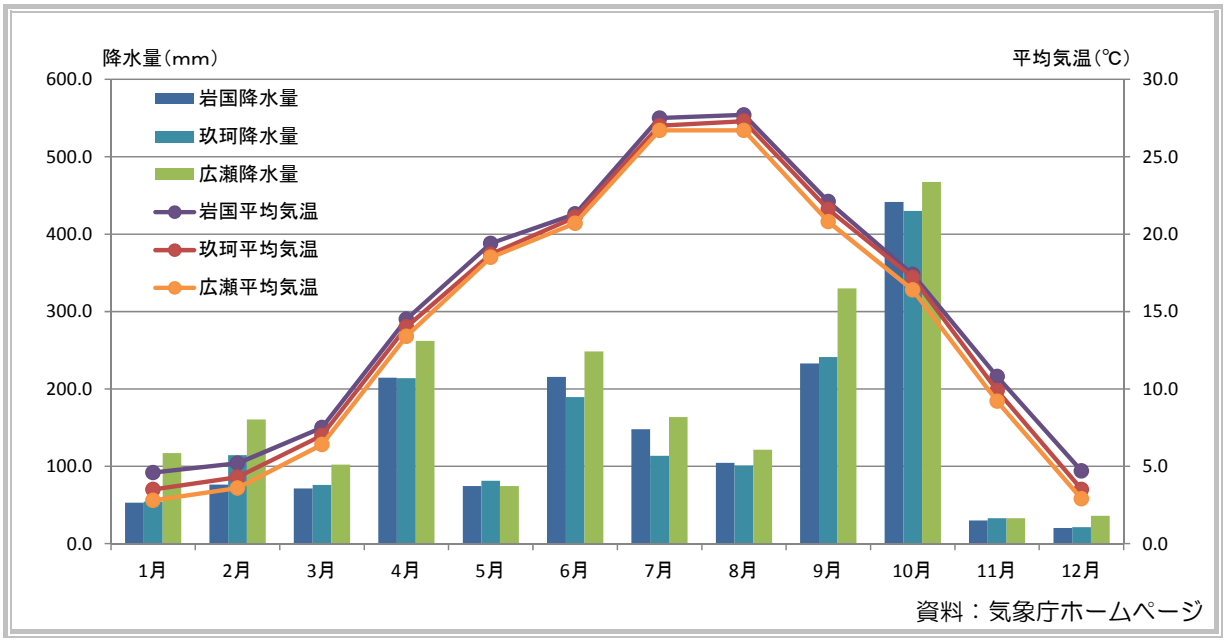

資料：気象庁ホームページ

3 水象

本市では、治水のためのダム整備が行われていますが、ダムの貯水量を超える大雨の発生等に備え、山口県がダムの貯水位、河川の水位等を常時観測しており、観測データは、山口県土木防災情報システムのホームページから確認することができます。

■図表2-5　河川水位観測局位置図

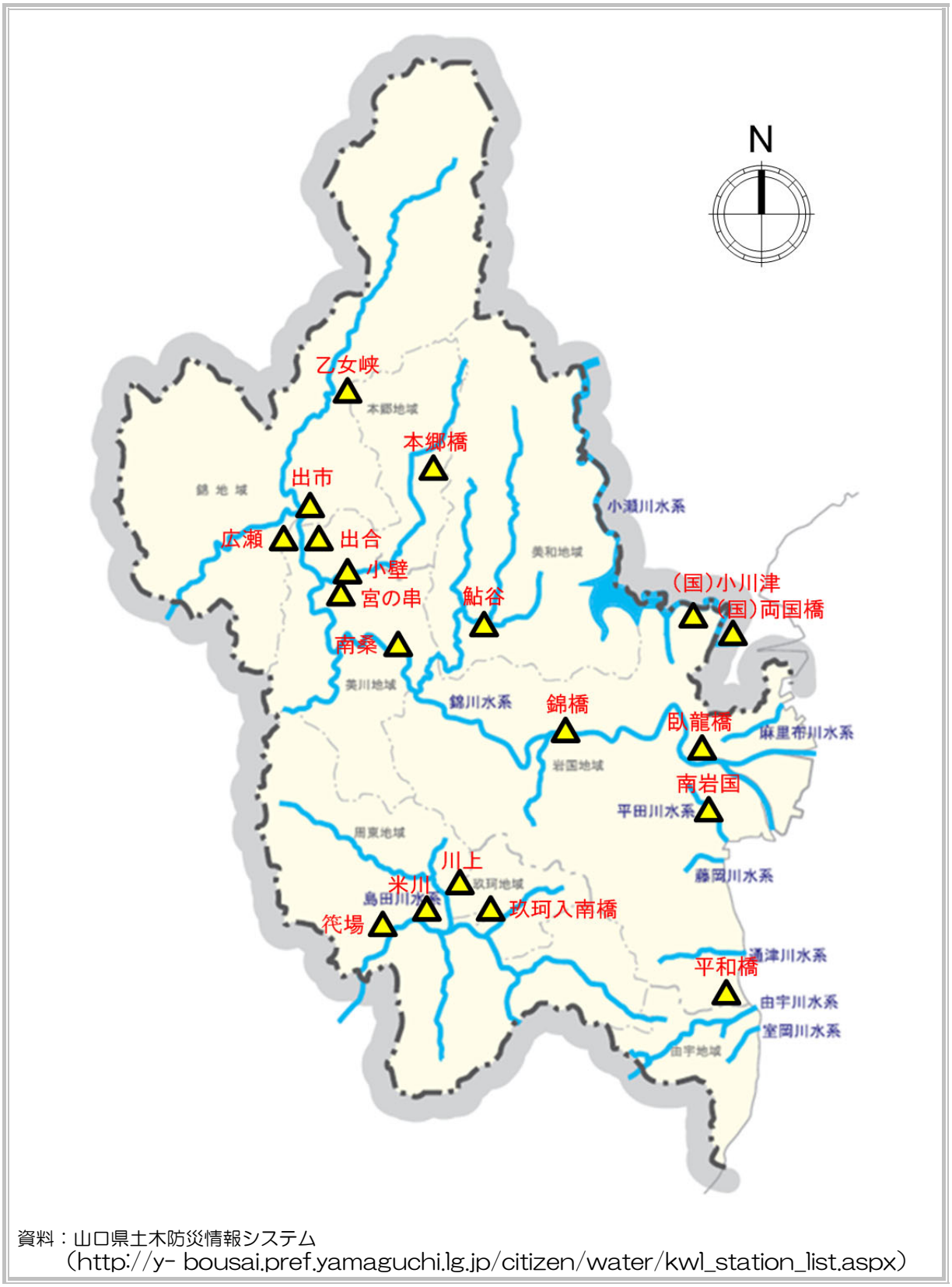

資料：山口県土木防災情報システム
（http://y- bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/citizen/water/kwl_station_list.aspx）

4 人口・世帯数の推移と年齢別人口

平成２年に約 15 万８千人であった本市の人口は、平成 27 年には約 13 万７千人となっており、25 年間で大きく減少しています。一方、増加傾向にあった世帯数についても、平成 22 年以降減少しています。世帯人数は平成 22 年において 2.5 人/世帯を下回ってからも減少が続いており、核家族化が進行しています。

■図表2-6　人口・世帯数の推移

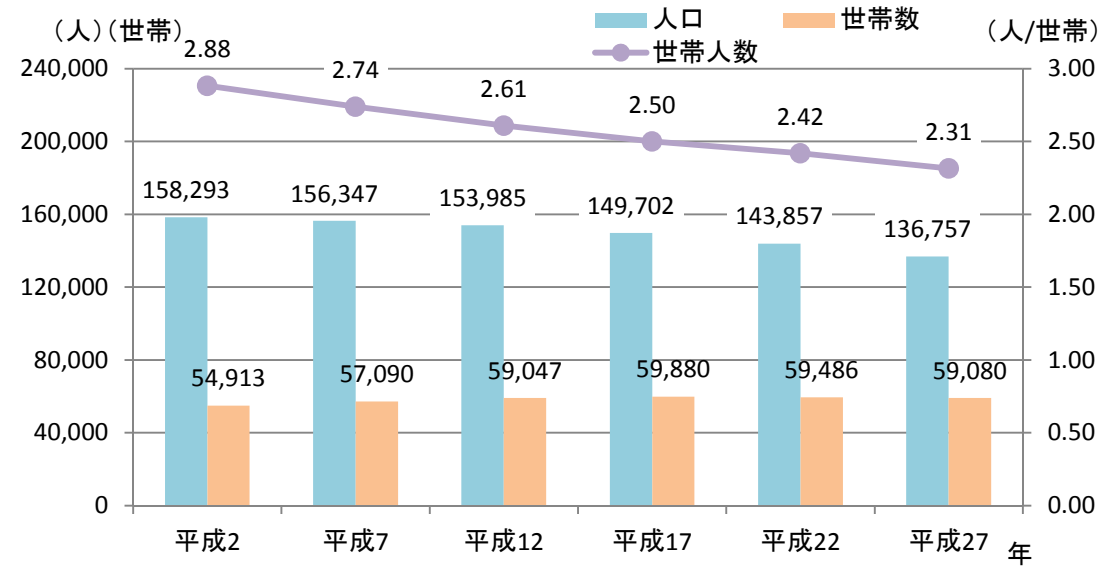

注）各年 10 月１日現在

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

本市の平成 27 年における年齢別人口割合は、15 歳未満が 12.0%、15 歳以上 64 歳以下が 54.5%、65 歳以上が 33.5%となっています。65 歳以上の割合は平成 27 年において 30%を超え、15 歳未満の割合も減少しており、少子高齢化が進行しています。

■図表2-7　年齢別人口割合

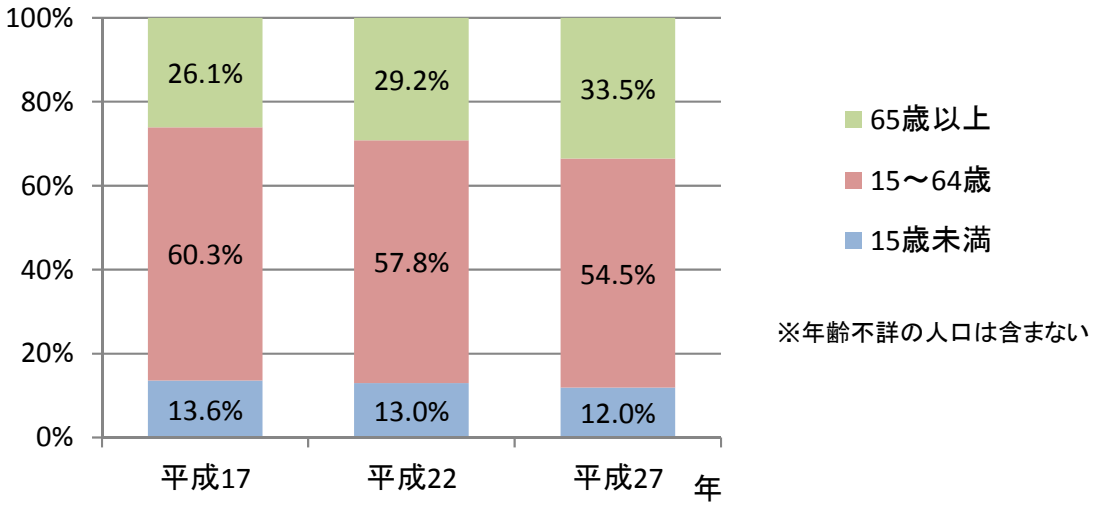

注）各年10月１日現在

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

5 産業別就業者割合

本市の産業は、瀬戸内海沿岸部を中心に石油化学、繊維、パルプ等の基礎素材型産業や一般機械等の地場産業等、多様な工業都市として発展してきましたが、人口の減少に伴い就業者数も減少傾向にあります。

産業別就業者割合は、第３次産業が増加しており、平成１２年以降は６割を超えています。一方で、第１次産業と第２次産業は減少し、第１次産業の就業者数の割合は５%を下回っており、農林水産業の後継者不足が深刻化しています。

■図表2-8　産業別就業者（15歳以上）割合の推移と平成27年の内訳

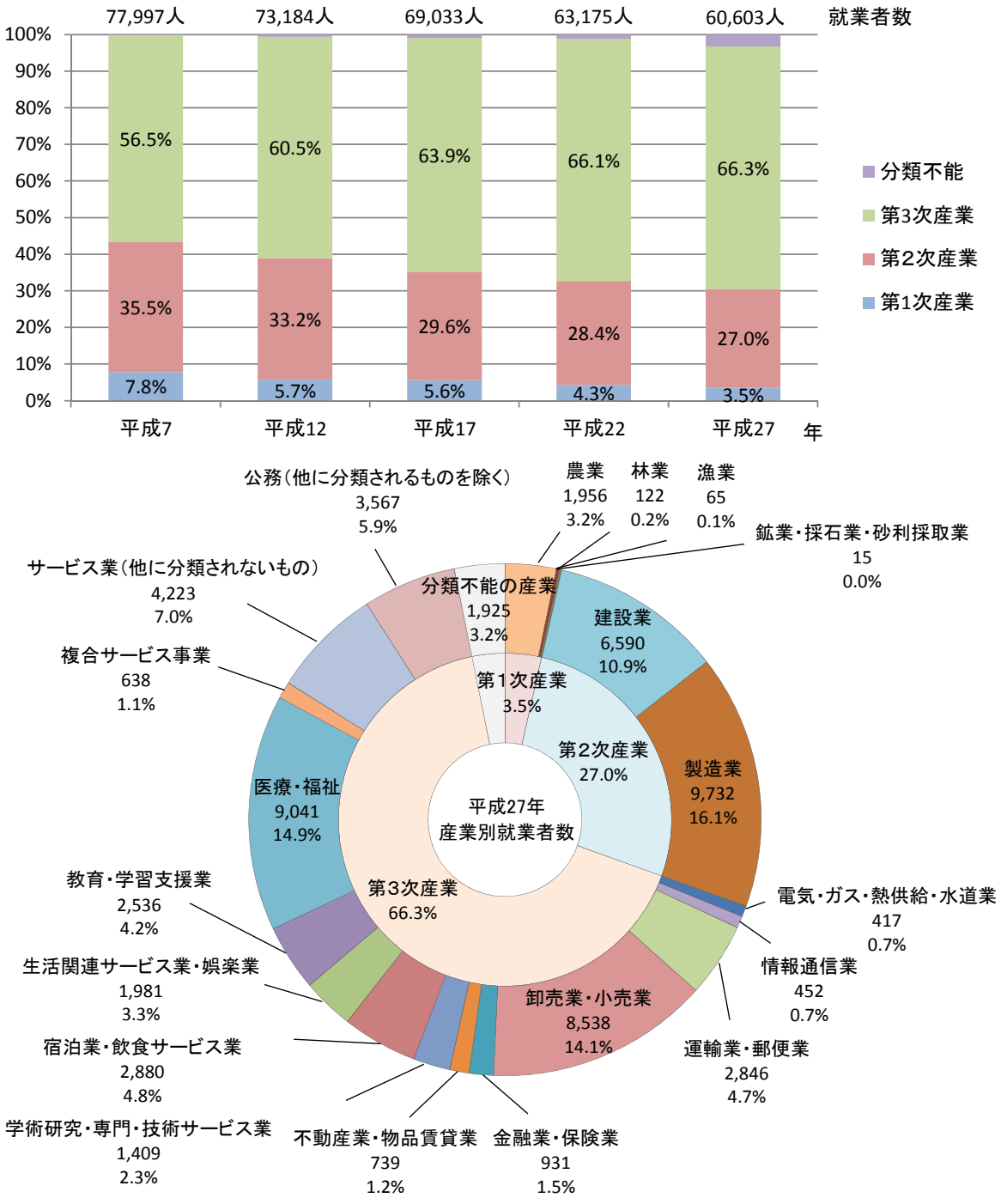

資料：総務省統計局「国勢調査報告」

6 観 光

本市には、錦帯橋をはじめ、岩国城、吉香公園、美川ムーバレー、弥栄湖等、自然と調和する美しい観光資源が市内随所に点在しています。観光客数は、毎年約 300 万人で推移しており、特に錦帯橋は、毎年約 65 万人の観光客が訪れる県内でも有数の観光名所です。

月別では、錦帯橋周辺のさくら、吉香公園の花菖蒲やつつじが見頃の ４・５ 月頃、夏休みシーズンの８月に多くの観光客が訪れています。

■図表2-9　観光客数の推移と平成29年主要観光地観光客数

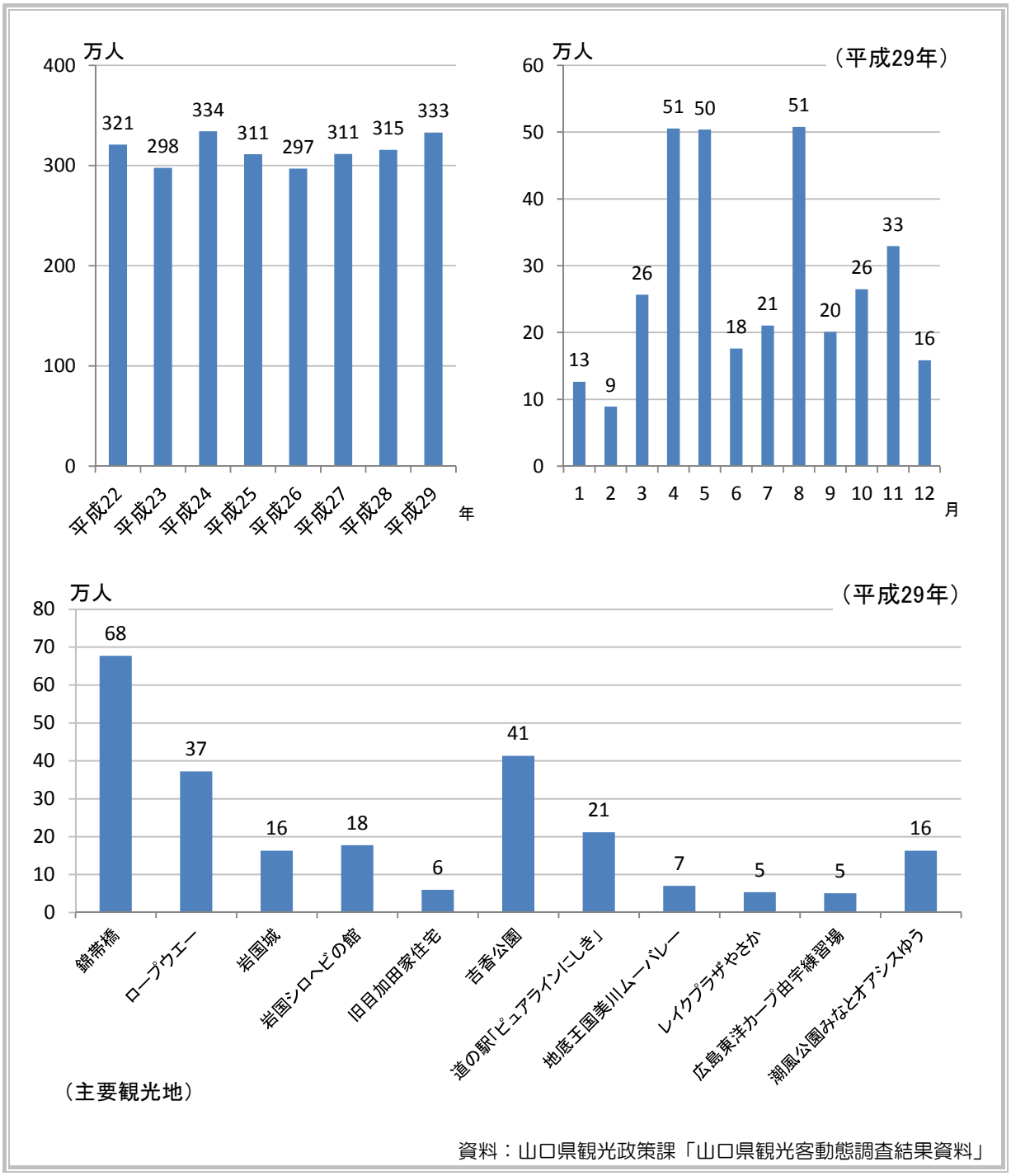

資料：山口県観光政策課「山口県観光客動態調査結果資料」

7 上水道・下水道

本市の水道普及率は、平成 28 年 3 月 31 日現在 83.5%、公共下水道普及率は、平成 29 年 3 月 31 日現在 34.8%となっています。

公共下水道の普及率は、全国、山口県内の他市町と比較して低い値となっています。

■図表2-10　水道普及状況の推移

（単位：1,000m³, %）

年次（各年3月31日）	総数			上水道			簡易水道			専用水道		普及率[注3]
	箇所数[注1]	給水人口[注1]	年間給水量[注2]	箇所数	給水人口	年間給水量	箇所数	給水人口	年間給水量	箇所数[注1]	給水人口[注1]	
平成19年	31	121,293	17,800	1	110,042	16,062	17	10,367	1,738	13	884	82.3
平成20年	31	120,204	17,574	1	109,207	15,880	17	10,406	1,694	13	591	82.4
平成21年	31	119,300	17,114	1	108,556	15,423	17	10,233	1,691	13	511	82.6
平成22年	31	118,239	16,959	1	107,777	15,199	17	9,928	1,760	13	534	82.4
平成23年	31	117,799	17,141	1	107,062	15,290	17	9,698	1,851	13	1,039	82.4
平成24年	28	116,546	17,013	1	106,653	15,382	15	8,801	1,631	12	1,092	82.5
平成25年	27	116,055	16,452	1	108,626	15,617	14	6,314	835	12	1,115	82.9
平成26年	25	114,715	17,557	1	110,740	16,043	11	2,865	404	13	1,110	83.0
平成27年	22	114,348	15,925	1	110,637	15,602	8	2,571	323	13	1,140	83.6
平成28年	20	113,164	15,917	1	110,203	15,660	6	1,854	257	13	1,107	83.5

注　1）自己水源以外のものを含まない。
注　2）専用水道を含まない。
注　3）普及率＝給水人口／行政区域内人口×100

資料：統計いわくに 2017 年版

■図表2-11　公共下水道普及状況の推移

（単位：ha, %）

年次（各年3月31日）	行政人口[注1]A	市街地[注2]		事業許可面積	管渠整備区		処理区域		水洗化人口	普及率 B／A×100
		人口	面積		人口	面積	人口 B	面積		
平成20年	148,800	72,620	2,541	1,984	37,492	887	37,492	887	34,759	25.2
平成21年	147,571	72,620	2,541	1,984	41,947	961	41,947	961	38,708	28.4
平成22年	146,524	72,620	2,541	2,002	43,436	1,002	43,436	1,002	39,697	29.6
平成23年	145,250	72,620	2,541	2,038	43,485	1,037	43,485	1,037	40,183	29.9
平成24年	143,801	69,391	2,677	2,038	44,611	1,068	44,611	1,068	40,998	31.0
平成25年	144,124	69,391	2,677	2,037	44,987	1,100	44,987	1,100	41,047	31.2
平成26年	142,063	69,391	2,677	2,037	46,683	1,133	46,683	1,133	42,138	32.9
平成27年	140,609	69,391	2,677	2,037	47,267	1,146	47,040	1,142	42,790	33.5
平成28年	138,921	69,391	2,677	2,053	47,313	1,222	47,313	1,222	43,115	34.1
平成29年	137,153	66,466	2,647	2,053	47,696	1,240	47,696	1,240	43,002	34.8

注　1）行政人口は、各年3月末の住民基本台帳の数値である。
注　2）市街地は、国勢調査による人口集中地区の数値である。

資料：統計いわくに 2017 年版

8 大気質

大気環境の測定は、山口県が実施しており、平成 28 年度の測定結果は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は環境基準を達成していましたが、光化学オキシダントは達成していませんでした。微小粒子状物質（PM2.5）については、長期的評価を達成していない地点がありました。

■図表2-12　平成28年度大気汚染に係る環境基準等達成状況（常時監視測定局）

大気汚染物質	環境基準	名称	達成状況
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値0.04ppm以下、かつ、1時間値0.1ppm以下	麻里布小学校	○
		愛宕小学校	○
一酸化炭素	1時間値の1日平均値10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値20ppm以下	麻里布小学校	○
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値0.10mg/㎥以下、かつ、1時間値0.20mg/㎥以下	麻里布小学校	○
		愛宕小学校	○
二酸化窒素	1時間値の1日平均値0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	麻里布小学校	○
		愛宕小学校	○
光化学オキシダント	1時間値0.06ppm以下	麻里布小学校	×
		愛宕小学校	×
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値15μg/㎥以下、かつ、1日平均値35μg/㎥以下	麻里布小学校	▲
		愛宕小学校	○

注）○：環境基準値達成　▲：環境基準値の短期的評価達成　×：環境基準超過

資料：山口県環境白書（平成 29 年度版）

環境基準値とは

- 国においては、健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として「環境基準値」を定めています。
- 大気汚染に係る環境基準値は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)について定められており、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しません。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものです。
- 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとしています。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）です。

9 水質

水環境の測定は、山口県が実施しており、詳細については、生活排水処理基本計画（第4編）に記載します。

10 土地利用状況

本市の課税対象民有地のうち、84%程度は山林です。宅地として利用されている面積は、4%程度となっています。

■図表2-13　地目別民有地割合（平成28年1月1日）

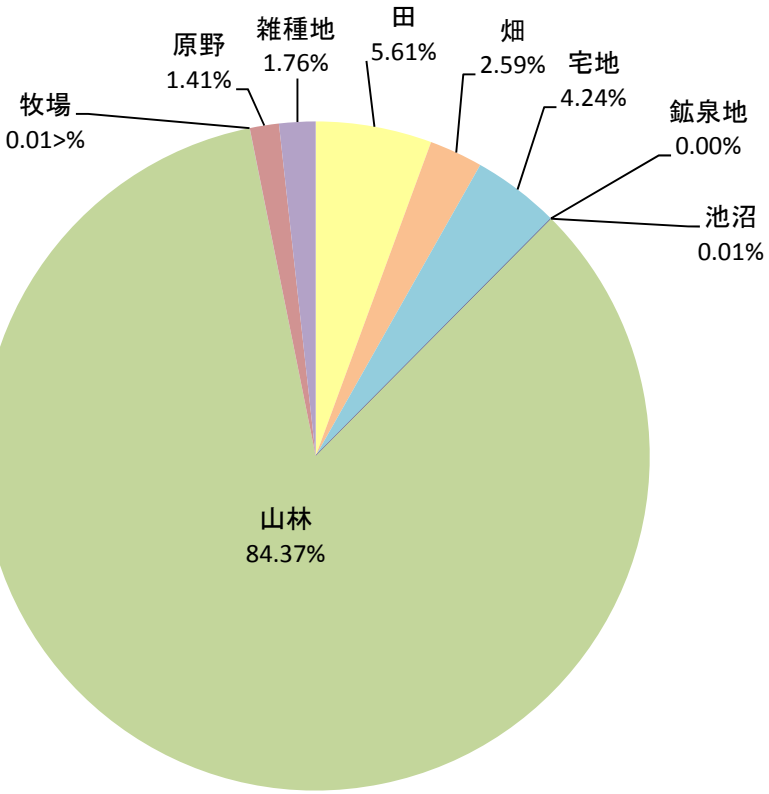

※国及び地方公共団体の所有地、公用地等の非課税地は含まれていない。

資料：統計いわくに 2017 年版

11 住宅

本市の住宅に住む一般世帯の状況は、平成 27 年 10 月 1 日現在 57,975 世帯のうち 40,423 世帯が持ち家であり、持ち家率は 69.7%となっています。これは、全国 62.3%、山口県 67.4%よりも高い値となっています。

■図表2-14　住居の種類、住宅の所有の関係別一般世帯数及び世帯人員（平成27年10月1日）

	住宅に住む一般世帯							その他の一般世帯
		主世帯					間借り	
			持ち家	公営等の借家	民営借家	給与住宅		
世帯数	57,975	57,465	40,423	2,689	12,751	1,602	510	951
世帯人員	130,707	129,672	96,269	5,923	24,120	3,360	1,035	1,368

資料：統計いわくに 2017 年版

12 主要幹線道路網

現在、本市内では、国土交通省において岩国大竹道路、本市において昭和町藤生線、楠中津線等を整備しています。

また、岩国南バイパスの南伸等についても、事業採択を目指し関係機関への要望活動を行っています。

■図表2-15　主要幹線道路網（平成27年12月）

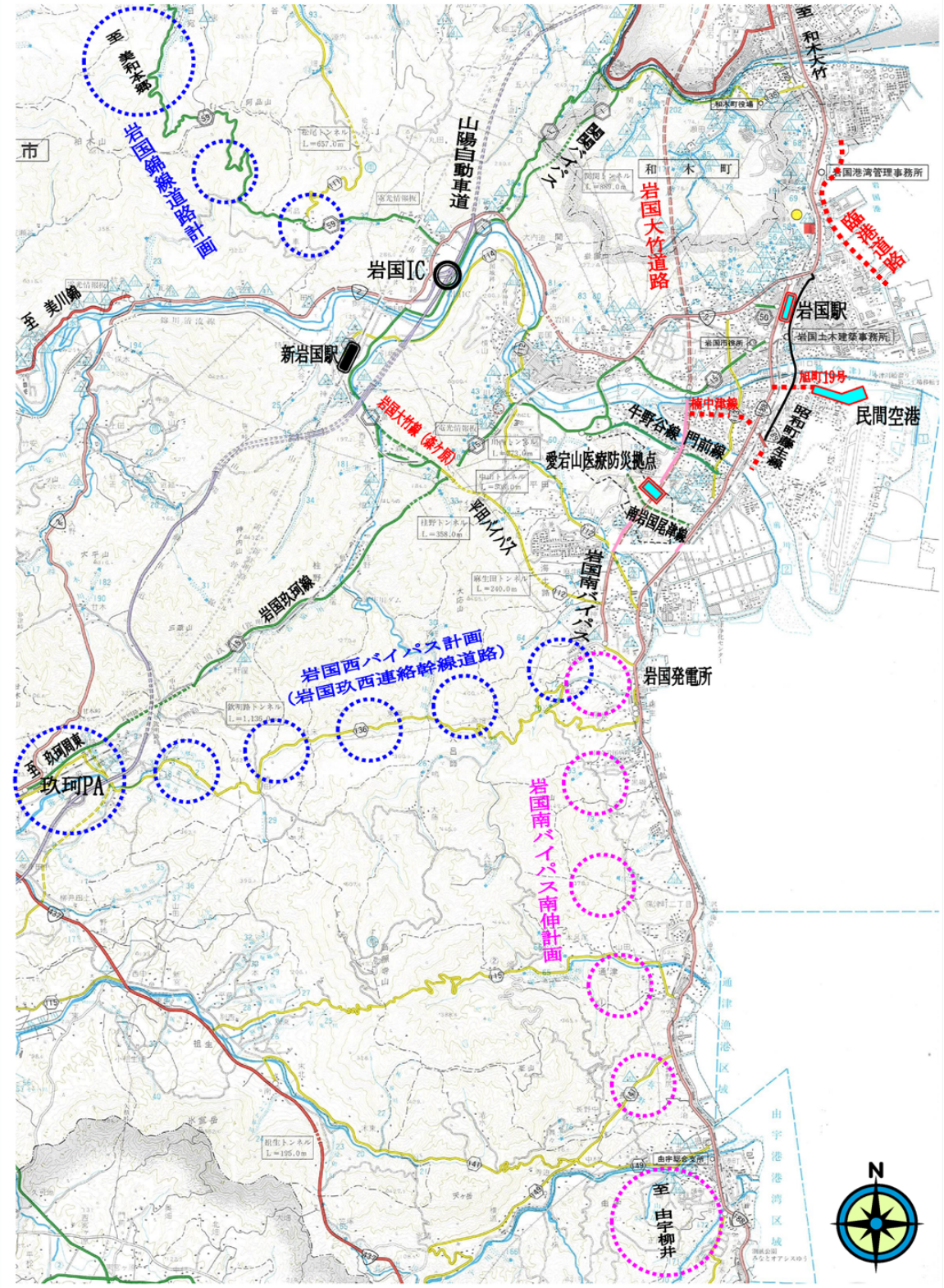

資料：岩国市ホームページ

13 上位計画

(1) 国の計画

① 第五次環境基本計画の概要

平成 30 年 4 月 17 日に閣議決定されました。第五次環境基本計画に示される 6 つの重点戦略は、図表 2-16 の通りです。

■図表2-16　第五次環境基本計画における6つの重点戦略

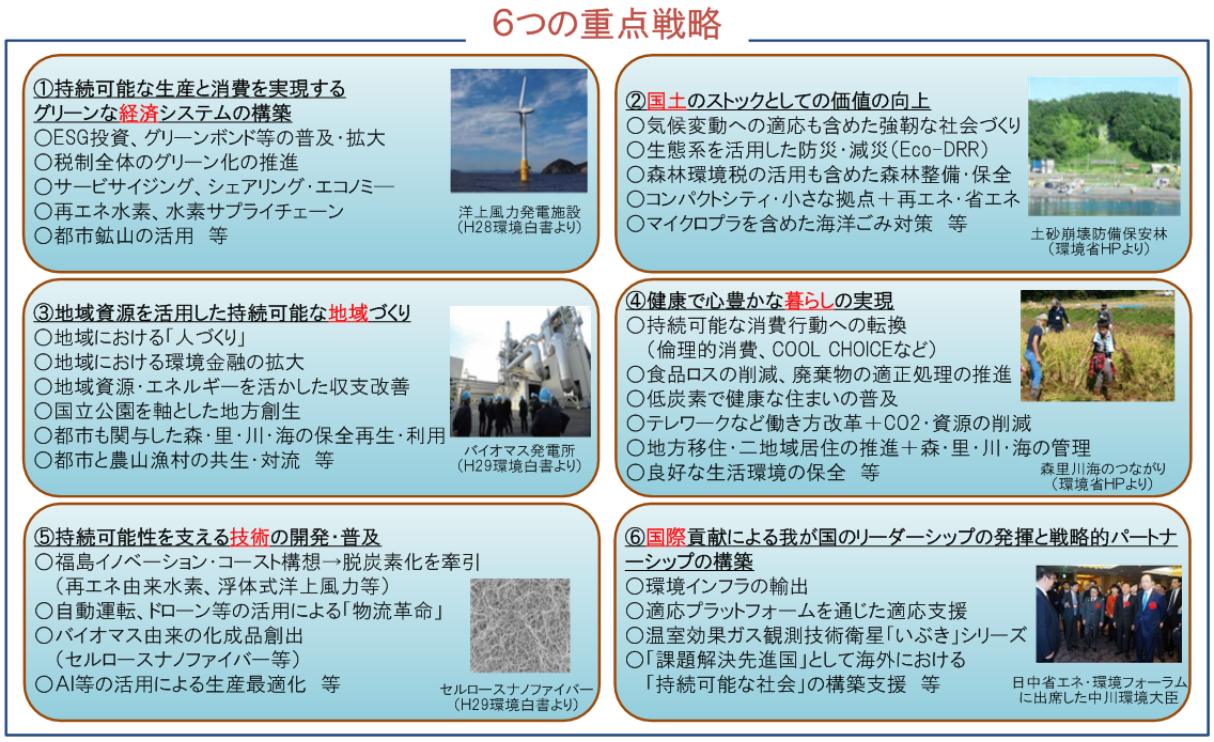

資料：環境省「第五次環境基本計画の概要」

② 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

平成 30 年 6 月 19 日に閣議決定されました。第四次循環型社会形成推進基本計画に示される目標は、図表 2-17 の通りです。

■図表2-17　第四次循環型社会形成推進基本計画における目標（抜粋）

資源生産性＝GDP/天然資源投入量	家庭系食品ロス量
2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）	2030年度目標：2000年度の半減（2000年度実績433万トン）
入口側の循環利用率＝循環利用量/（天然資源等投入量＋循環利用量）	1人1日当たりのごみ排出量
2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）	2025年度目標：約850グラム/人/日
出口側の循環利用率＝循環利用量/廃棄物等発生量	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）	2025年度目標：約440グラム/人/日
最終処分量（一般廃棄物）	一般廃棄物最終処分場の残余年数
2025年度目標：約3百万トン（2000年度から約70%減）	2022年度目標：20年分を維持

資料：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」

③ 廃棄物処理施設整備計画の概要

平成 30 年６月 19 日に閣議決定されました。廃棄物処理施設整備計画に示される重点目標は、図表 2-18 の通りです。

■図表2-18　廃棄物処理施設整備計画における重点目標

項目	2022 年度目標
ごみのリサイクル率	27%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	20 年分を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	21%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	70%
合併処理浄化槽の基数割合	76%
省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量	12 万ｔ-CO_2

資料：環境省「廃棄物処理施設整備計画の概要」

(2) 山口県の計画

山口県循環型社会形成推進基本計画(第3次計画)の概要

山口県循環型社会形成推進基本計画（第３次計画）は、平成 28 年３月に策定されているため、国の示した第三次循環型社会形成推進基本計画と整合しています。山口県循環型社会形成推進基本計画（第３次計画）に示される目標は、図表 2-19 の通りです。

■図表2-19　山口県循環型社会形成推進基本計画（第３次計画）における目標

項目	2020 年度目標
総排出量	51 万トン
リサイクル率（リサイクル量）	35%（17 万９千トン）
減量化量	30 万４千トン
最終処分量	２万７千トン
１人１日当たりの家庭排出ごみ量	520 グラム/人・日

資料：山口県「山口県循環型社会形成推進基本計画（第３次計画）概要版」

(3) 岩国市の計画

第2次岩国市総合計画(後期基本計画)の概要

第２次岩国市総合計画（後期基本計画）は、2019 年３月に改定しました。達成度を示す指標は図表 2-20、一般廃棄物処理に関連する施策の体系は図表 2-21 の通りです。

■図表2-20　第2次岩国市総合計画（後期基本計画）における達成度を測る指標

項目	2020 年度（中間年次）	2022 年度（目標年次）
人口１人１日当たりごみ総排出量	825 グラム	814 グラム
リサイクル率	25.1%	25.3%
廃棄物のうち最終処分される割合	3.4%	3.4%
生活排水処理率	71.8%	74.6%

■図表2-21　第2次岩国市総合計画（後期基本計画）における一般廃棄物処理に関連する施策の体系

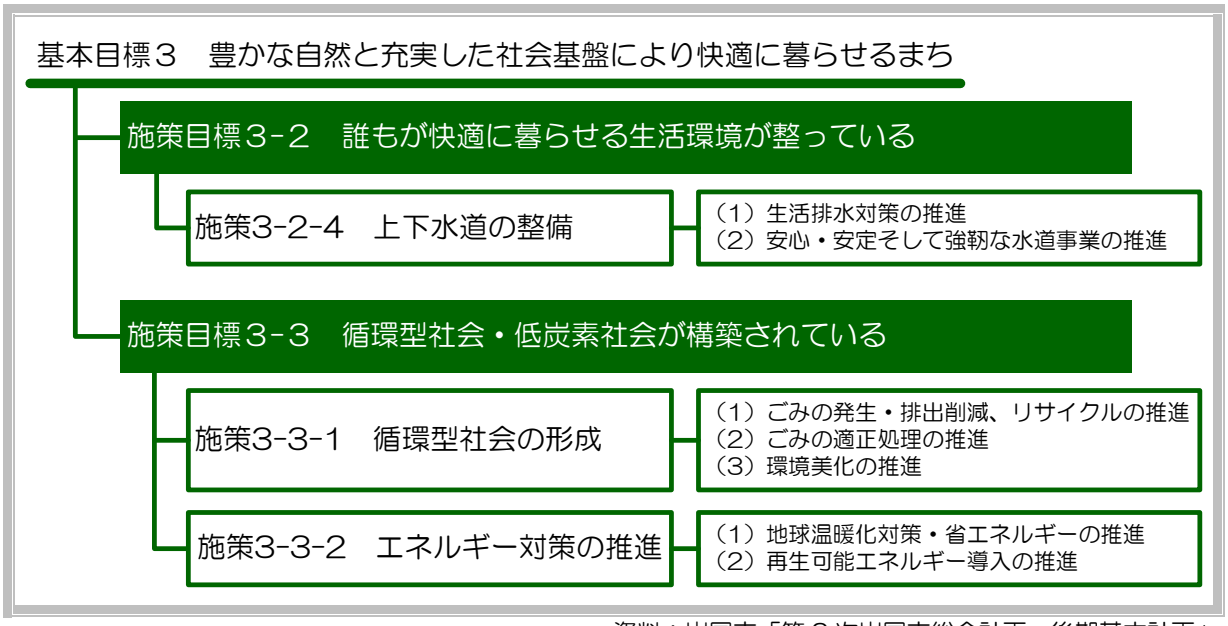

資料：岩国市「第２次岩国市総合計画　後期基本計画」

第 ３ 編
ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別・排出方法及び収集方法

(1) 現 状

① ごみの分別

本市域から排出されるごみの分別区分は、焼却ごみ、陶磁器及びガラス類、プラスチック類、金属類及び破砕ごみ、びん類、かん類、資源品、処理困難ごみ、ペットボトル、食品トレーの 10 種としています。

さらに、資源品を「新聞紙類」、「雑がみ（雑誌）類」、「紙パック」、「段ボール」、「布（衣）類」、「アルミ缶」、「電源コード類」、「廃食用油」に、処理困難ごみは「電池類及び水銀式体温計」、「蛍光管」、「ボンベ類」、「ビデオテープ・カセットテープ類及び石灰系乾燥剤」に細分し、合計 10 種 20 分類としています。また、指定袋に入らない大きなごみとして、「粗大ごみ」があります。

■図表 3-1　ごみ分別区分

種類・分別区分		具体的品目
①焼却ごみ		台所ごみ、紙製の容器、植木ごみ、布製品、トイレ関連品　など
②陶磁器及びガラス類		陶器類、ガラス類、鏡類、少量の土、小石、農薬等のびん　など
③プラスチック類		容器包装プラスチック（プ マークの入った袋や容器類）、発泡スチロール類
④金属類及び破砕ごみ		調理に使ったアルミホイルやアルミ容器、金属製調理器具、塗料･鉱油の缶、２ℓを超える缶、金属製品、破砕ごみ（プ マークの入っていないプラスチック製品）、小型家電製品　など
⑤びん類		飲料用のびん類、食料品類のびん、化粧品のびん　など
⑥かん類		飲料缶、食品の缶（２ℓ以下）、穴をあけたスプレー缶類　など
⑦資源品	新聞紙類	新聞紙、折り込みチラシ
	雑がみ（雑誌）類	雑誌、文庫本、カタログ、ノート類、封筒、はがき、包装紙、用紙類、紙箱等の厚紙類、その他の雑がみ類、メモ帳、キャラメルの箱　など
	紙パック	マークが入った牛乳・飲料用の紙パック
	段ボール	段ボールのみ
	布（衣）類	シーツ、タオル等、衣類、スーツ等厚手の布、革製品、ぬいぐるみ、毛布、着物、帯　など
	アルミ缶	飲料用、食品用等
	電源コード類	電気製品等についているコード部分
	廃食用油	てんぷら油等の不要になった廃食用油
⑧処理困難ごみ	電池類及び水銀式体温計	乾電池・ボタン電池・コイン電池・充電式電池（リチウムイオン電池など）・水銀式体温計・水銀が付いた物
	蛍光管	サークル管・直管・電球型の蛍光管・水銀が付いた物
	ボンベ類	ライター類・穴のあいていないボンベ及びスプレー缶類
	ビデオテープ・カセットテープ類及び石灰系乾燥剤	ビデオテープ・カセットテープ類、石灰系乾燥剤
⑨ペットボトル		PET マークが入った飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料のペットボトル　など
⑩食品トレー		食品トレー
粗大ごみ		カーペット、タンス、ふとん、ストーブ、自転車　など　指定袋に入らない大きさのもの

② 排出方法及び収集方法

家庭系ごみは、本市の直営または本市が委託した業者が収集する「収集ごみ」と市民自らが処理施設に直接持ち込む「直接搬入ごみ」等があります。さらに、小型家電製品については市役所本庁や総合支所、支所、出張所に設置した回収ボックスで回収しています。

一方、事業系ごみは、本市の許可業者に委託する「許可業者搬入ごみ」と事業者自らが直接持ち込む「直接搬入ごみ」があります。

収集ごみは、ごみ処理手数料を含んだ指定袋及び粗大ごみ収集券により排出することが必要です。直接搬入ごみは、施設ごとにごみ処理手数料が定められています。

■図表 3-2　ごみの排出形態等

<table>
<tr><th colspan="2">排出形態等</th><th>排出容器</th><th>岩国地域</th><th>その他の地域</th></tr>
<tr><td rowspan="6">収集ごみ</td><td>焼却ごみ
陶磁器及びガラス類
プラスチック類
金属類及び破砕ごみ
びん類、かん類</td><td>指定袋
※使用済小型家電は本市の施設に設置している回収ボックスに排出することも可能</td><td rowspan="2">直営収集・委託収集</td><td rowspan="4">委託収集</td></tr>
<tr><td>資源品</td><td rowspan="2">ビニール袋等</td></tr>
<tr><td>処理困難ごみ</td><td rowspan="2">直営収集</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td></td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td rowspan="2">（拠点回収）</td><td colspan="2" rowspan="2">回収協力店による自主回収</td></tr>
<tr><td>食品トレー</td></tr>
<tr><td colspan="2">直接搬入ごみ(一時多量ごみ等)</td><td></td><td colspan="2">市民自らが直接搬入</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可業者搬入ごみ</td><td></td><td colspan="2">市の許可業者に委託して搬入</td></tr>
<tr><td colspan="2">直接搬入ごみ</td><td></td><td colspan="2">事業者自らが直接搬入</td></tr>
</table>

注）一部変則地域あり

■図表 3-3　ごみ処理手数料（指定ごみ袋販売額など）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>サイズ(容量)</th><th>販売価格</th><th>袋の色</th></tr>
<tr><td rowspan="3">収集ごみ</td><td>赤の可燃性ごみ袋</td><td>大袋(45L)
中袋(30L)
小袋(20L)</td><td>300 円/10 枚(30 円/枚)
300 円/12 枚(25 円/枚)
300 円/20 枚(15 円/枚)</td><td>半透明</td></tr>
<tr><td>緑の不燃性ごみ袋</td><td>大袋(45L)
中袋(30L)
小袋(20L)</td><td>300 円/10 枚(30 円/枚)
300 円/12 枚(25 円/枚)
300 円/20 枚(15 円/枚)</td><td>半透明</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td colspan="3">自転車、ストーブなど　500 円　（形状、重量による処理の困難性が標準のもの）
鏡台、シングルベッドなど　750 円　（形状、重量による処理の困難性が比較的大きいもの）
オルガン、ダブルベッドなど　1,000 円　（形状、重量による処理の困難性が著しく大きいもの）
上記以外の布団類など　250 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">直接搬入ごみ</td><td>焼却ごみ
（岩国市第一工場）
（岩国市本郷ごみ処理場）
（周陽環境整備センター）</td><td colspan="3">10kg ごとに 150 円</td></tr>
<tr><td>不燃ごみ
（岩国市リサイクルプラザ）
（岩国市本郷ごみ処理場）</td><td colspan="3">10kg ごとに 150 円</td></tr>
</table>

(2) 課　題

本市域から排出されるごみの分別区分は、合併後において概ね統一を完了しています。また、地域ごとに違っていた指定袋の色や袋の料金体制、処理施設へごみを直接搬入した際の処理手数料についても統一を終えています。

今後は、社会情勢を踏まえたうえで、ごみの減量に効果的かつ適正な処理手数料への見直しを調査・検討していくことが必要です。

2 ごみ排出量

(1) 現 状

本市の年間ごみ総排出量（基地ごみを除く）は、平成 29 年度において収集ごみが 28,478 トン、直接搬入ごみが 13,288 トン、集団回収が 250 トンの合計 42,016 トンです。

平成 20 年度からの推移をみると、平成 25 年度以降は減少し続けており、10 年間の年平均減少率は収集ごみが 1.9%、直接搬入ごみが 0.9%、集団回収（平成 20 年度を除く）が 2.6%です。

■図表 3-4　ごみ総排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ（基地ごみ除く）＋集団回収量）の推移

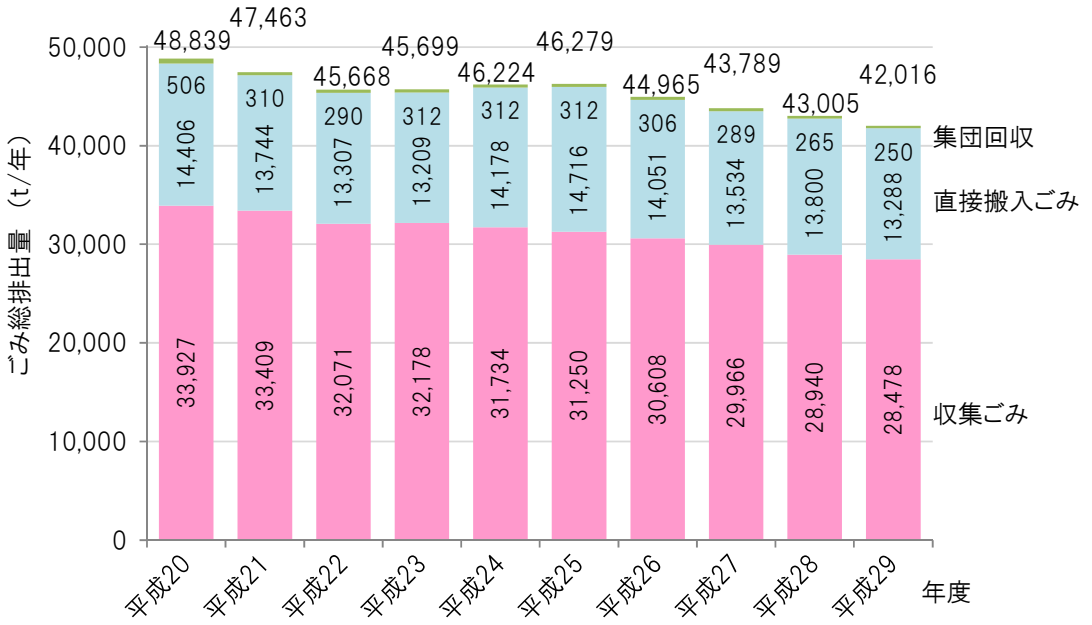

注）ごみ排出量は、清掃事業概要の数値（kg）に対し、端数処理を行い整数化（ｔ表示）している。
そのため、年間量は端数処理により清掃事業概要と異なる場合がある。

集団回収の補助対象は、平成 20 年 10 月以降福祉団体のみとした。

◆基地ごみを含めたごみ総排出量の推移

- ✓ 基地ごみを含めたごみ総排出量は、平成 29 年度において 44,795 トンです。
- ✓ 基地ごみは、年間 2,000 トン程度でしたが、近年急増しており、平成 29 年度には 2,779 トンとなりました。
- ✓ ごみ総排出量に占める基地ごみの割合は、平成 20 年度において 3.9%でしたが平成 29 年度は 6.2%と 2.3 ポイント増加しました。

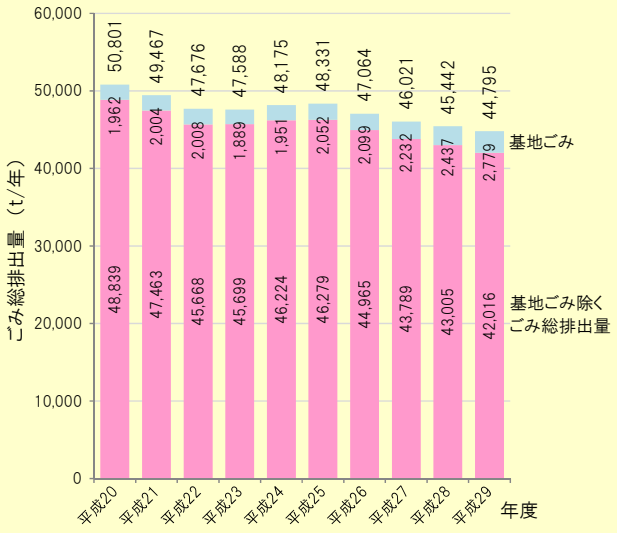

ここで、年間ごみ量を１人１日あたりでみると、ごみ総排出量（基地ごみを除く）、収集ごみとも減少傾向となっており、平成 29 年度はごみ総排出量が 840 グラム、収集ごみが 569 グラムでした。

■図表 3-5　１人１日平均排出量

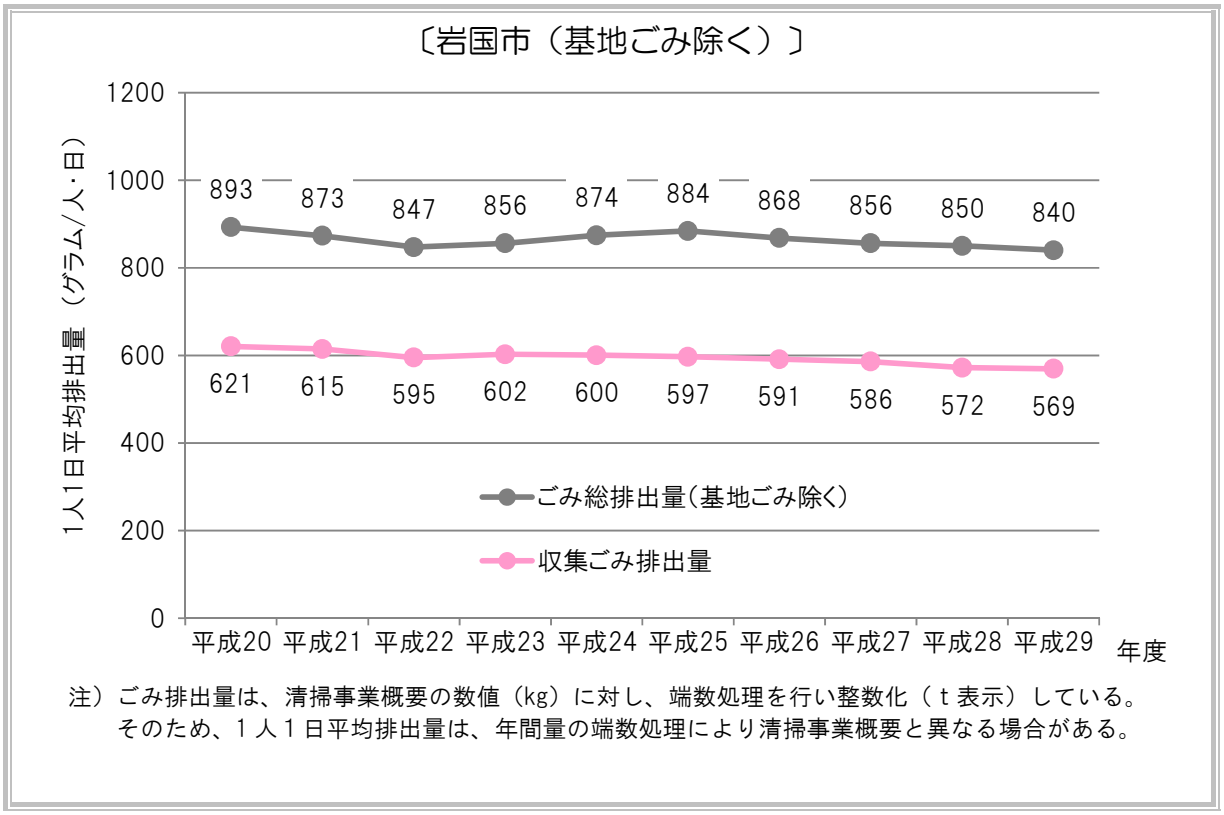

注）ごみ排出量は、清掃事業概要の数値（kg）に対し、端数処理を行い整数化（ｔ表示）している。
そのため、１人１日平均排出量は、年間量の端数処理により清掃事業概要と異なる場合がある。

(2) 課　題

収集ごみ、直接搬入ごみ（基地ごみを除く）は概ね減少傾向です。直接搬入ごみのうち、基地ごみは近年増加傾向にあり、平成 29 年 12 月から新たに整備された住宅地（愛宕ヒルズ 262 世帯）のごみの受け入れを開始しており、今後も増加が見込まれます。

ごみ排出量とは

- 収 集 ご み 量 ＝ 家庭から排出され、本市の直営または本市が委託した業者が収集するごみ
- 直接搬入ごみ量 ＝ 事業所から排出され、収集運搬許可業者あるいは事業者自らが運搬するごみ、一般家庭から一部直接持ち込みされるごみ及び基地ごみ
- ご み 排 出 量 ＝ 収集ごみ量＋直接搬入ごみ量
- 集 団 回 収 量 ＝ 任意団体等(現在は福祉団体のみ)による資源回収量
- ごみ総排出量 ＝ 収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量
- １人１日平均排出量(g/人･日)＝ ごみ量(t/年)÷行政区域内人口(人)÷365(日/年)×10^6(g/t)

3 収集ごみの性状

(1) 現 状

① 焼却ごみ

焼却ごみには、紙類が 52.5%、生ごみが 33.6%排出され、両者でおよそ 90%を占めていました。

分別に着目してみると、資源品に分別することで再資源化が可能な紙類やプラスチック類が合計で 29.9%排出され、このうち、比較的容易に分別できる段ボール、新聞・広告、雑誌は 7.6%排出されていました。

削減可能な食品ロスに着目してみると、調理くずが 24.6%、賞味期限切れなど手付かずで出された食品が 5.3%、食べ残しが 3.7%排出されていました。

■図表 3-6 焼却ごみ（収集）の性状（質重量比率）

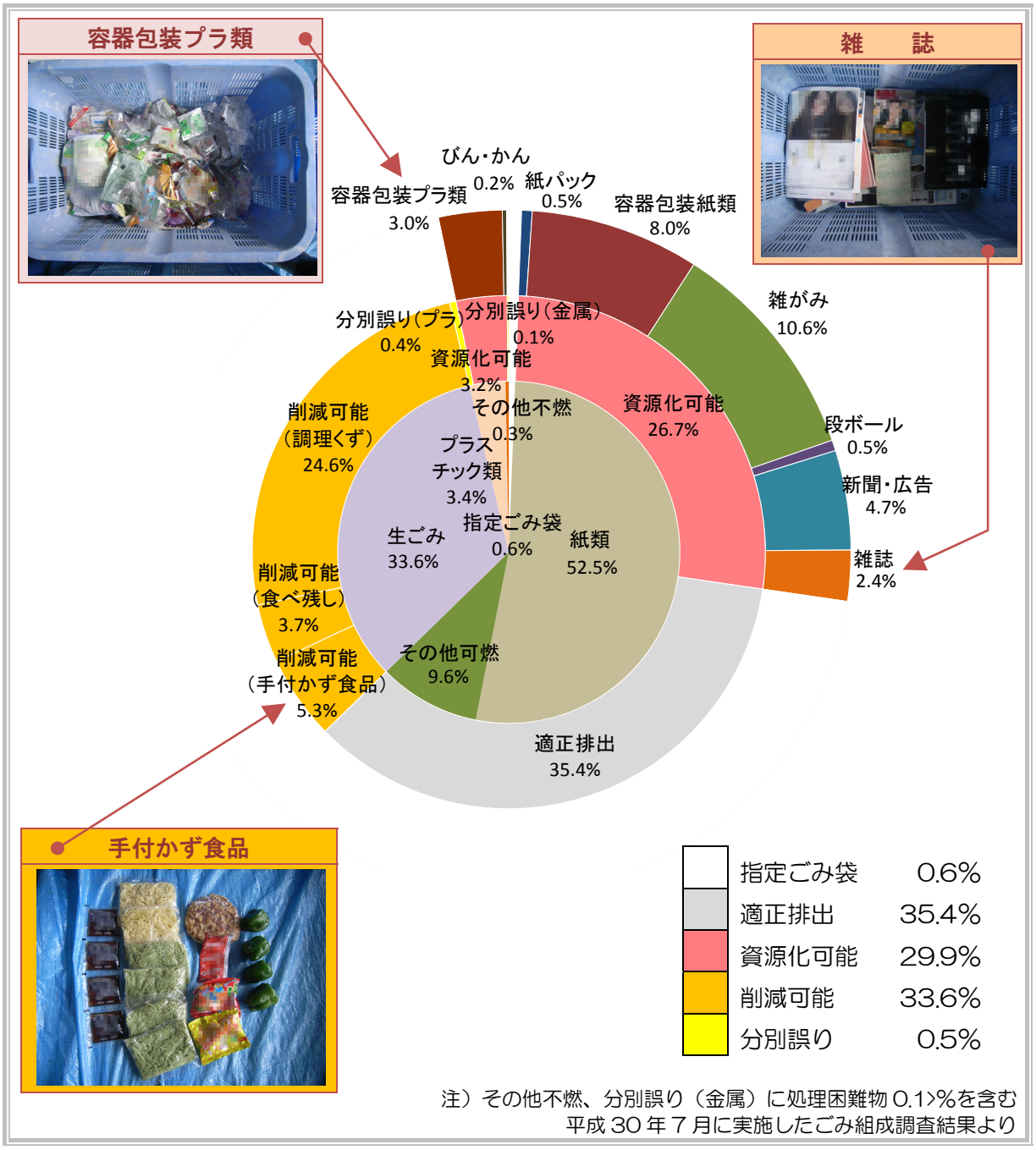

注）その他不燃、分別誤り（金属）に処理困難物 0.1>%を含む
平成 30 年 7 月に実施したごみ組成調査結果より

② プラスチック類（容器包装プラスチック類）

プラスチック類には、適正に排出されていると判断できるものが 74.1%を占めていました。分別誤りについては、3.7%がペットボトルで、容器包装以外のプラ類や生ごみ、その他の異物を含めると合計で 11.4%が排出されていました。

また、分別誤りではないものの、汚れの付着した容器包装プラ類が 12.4%排出されていました。

■図表 3-7　プラスチック類（収集）の性状（質重量比率）

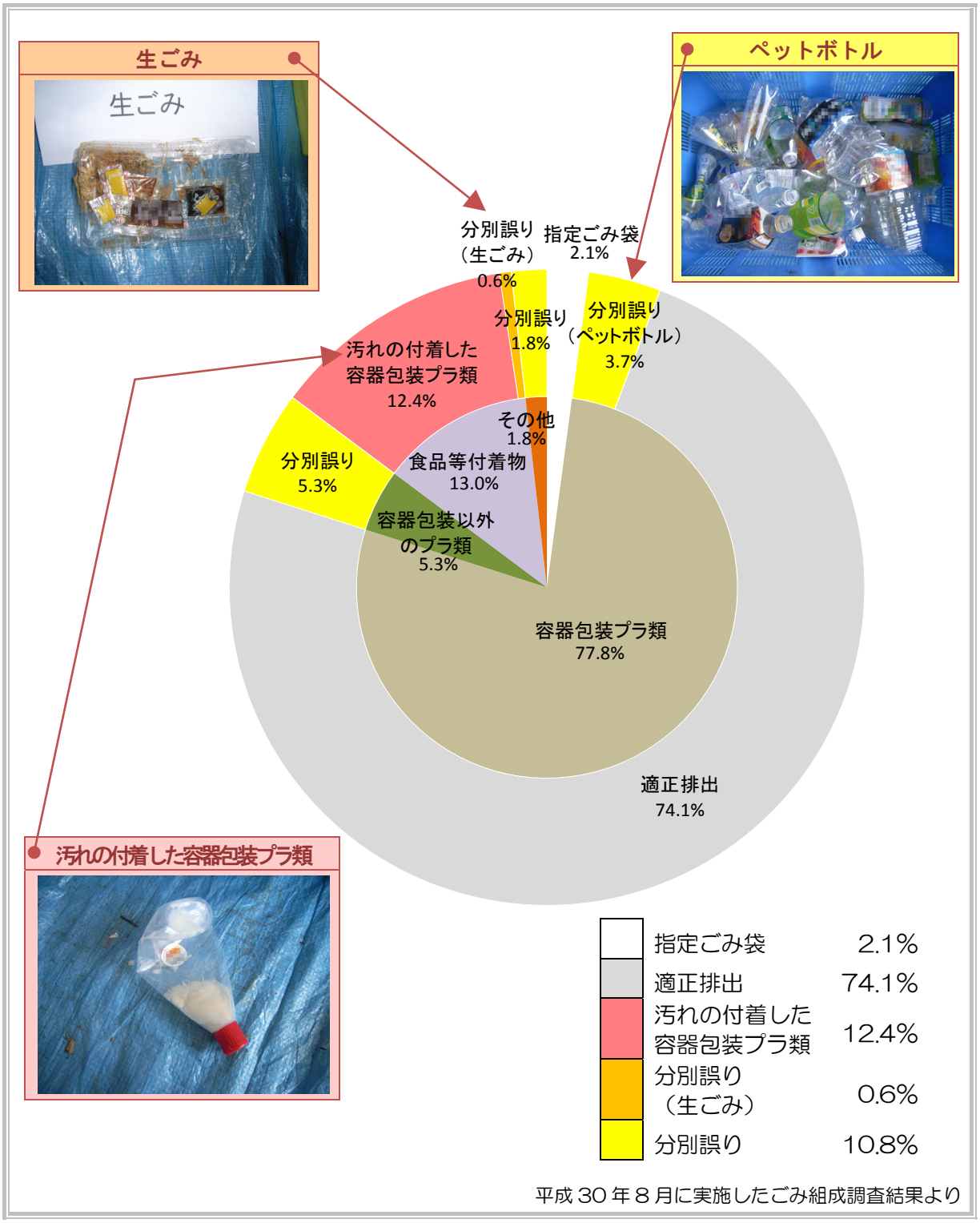

③ 金属類及び破砕ごみ

金属類及び破砕ごみには、容器包装以外のプラ類が 35.8%、金属類が 34.5%、その他の不燃物が 21.7%排出され、合計でおよそ 90%を占めていました。

分別誤りについては、容器包装プラ類が 4.4%（きれいなもの 1.5%、汚れの付着したもの 2.9%）、紙類・布類などのその他の可燃物が 2.2%排出されており、ビデオテープやライターなどの処理困難物も 0.2%排出されていました。

また、本市の庁舎や出張所などに設置している回収ボックスへ出すこともできる小型家電製品は 8.0%排出されていました。

■図表 3-8　金属類及び破砕ごみ（収集）の性状（質重量比率）

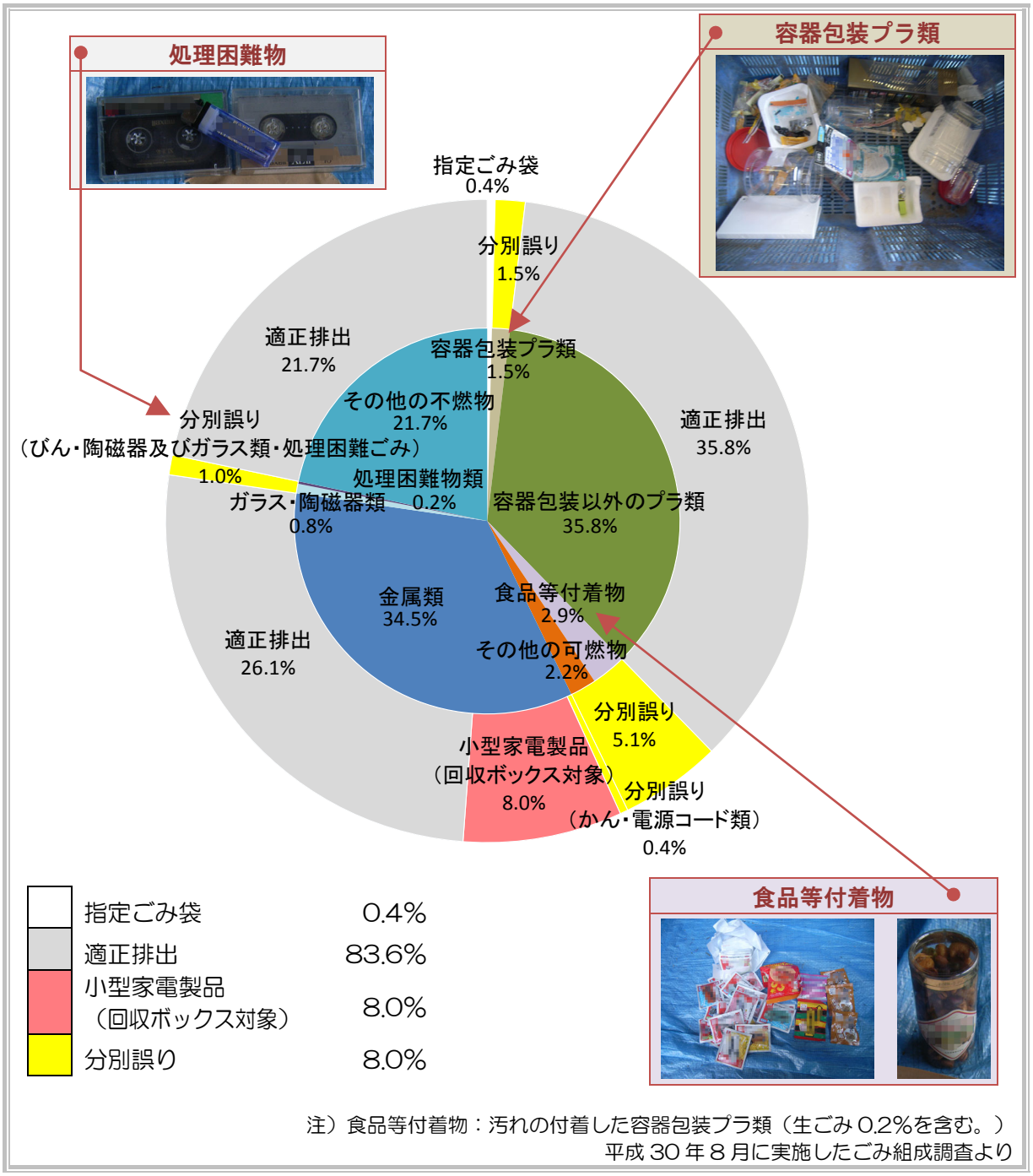

注）食品等付着物：汚れの付着した容器包装プラ類（生ごみ 0.2%を含む。）
平成 30 年 8 月に実施したごみ組成調査より

(2) 課 題

焼却ごみには、買いすぎ、作りすぎ、作り方などに気を付けることで削減可能な調理くず、手付かず食品や食べ残しが 35%程度、本来プラスチック類や資源品に出すべき資源化可能なごみが 30%程度排出されています。同様に金属類及び破砕ごみやプラスチック類にもおよそ１0%の分別誤りのごみが排出されています。

資源化とごみ減量及び適正処理の推進のため、これらの分別誤りや削減可能なごみを減らしていくことが必要です。

また、プラスチック類には分別誤りに加え、汚れの付着した容器包装プラ類も 10%程度排出されており、これらはリサイクルプラザで手選別回収する必要があり、資源化の支障となっています。

こうしたごみの減量や分別により資源化ができるごみについては、これまでと同様、市民、事業者の取り組みを進めることが必要です。加えて、汚れの落ちにくい容器包装プラスチック類については、手選別による回収除去作業に労力を要していることや洗浄により水質を汚濁していることを踏まえ、効率的な分別方法とすることも必要です。

4 リサイクル・最終処分

(1) 現 状

平成 29 年度における本市のごみ総排出量（基地ごみを含む）は 44,795 トンです。

このうち、住民等による集団回収量も含めた資源化量は 7,726 トンで、焼却灰のセメント原料化量（3,327 トン）を含めたリサイクル率は 24.7%です。

資源化後のごみは、焼却処理等により 32,020 トンを減量し、残りの 1,722 トンを埋立処分しており、最終処分率は 3.8%となっています。

ここで、本市のリサイクル率を平成 28 年度の山口県平均、全国平均と比較すると、山口県平均は下回るものの、全国平均と比べると高い水準にあります。同様に、最終処分率は山口県平均、全国平均に比べ小さく、高い水準にあります。

■図表 3-9　本市におけるごみ資源化・減量の流れ（平成 29 年度）

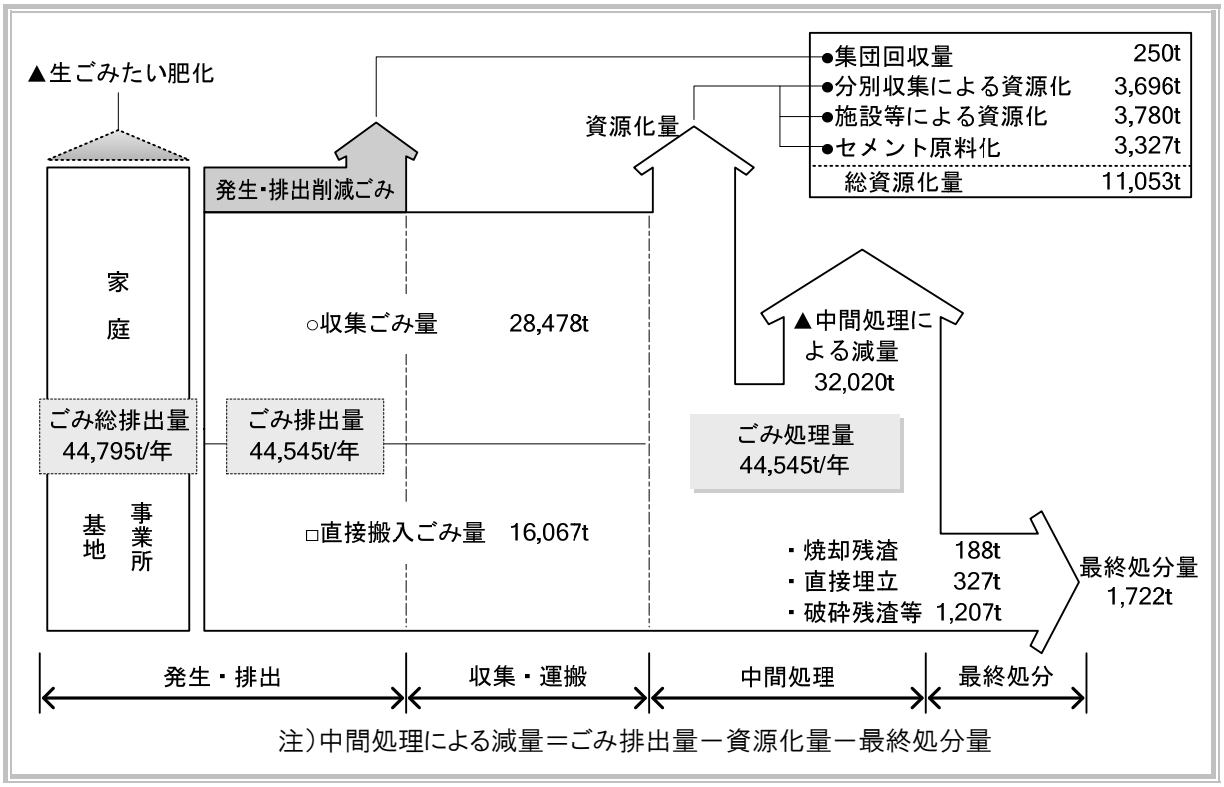

■図表 3-10　リサイクル率・最終処分率（平成 28 年度）の比較

区分	リサイクル率	最終処分率
本　　市	25.5%（24.7%）	4.5%（3.8%）
山口県平均	30.9%	5.0%
全 国 平 均	20.3%	9.7%

注）1. リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量（山口県及び全国はごみ処理量）×100
2. 最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（山口県及び全国はごみ処理量）×100
3. 山口県及び全国の値は、環境省ホームページによる。
4. 本市（ ）内の数値は、平成 29 年度の値を示す。

※山口県平均のリサイクル率が高い理由

山口県では、山口エコタウン事業として焼却灰のセメント原料化に取り組む自治体が 17 自治体あります。加えて、可燃ごみをごみ燃料（RDF）化している自治体があり、県平均値を 30%超に引き上げています。

■図表 3-11　山口県市町のリサイクル率と最終処分率（平成 28 年度）

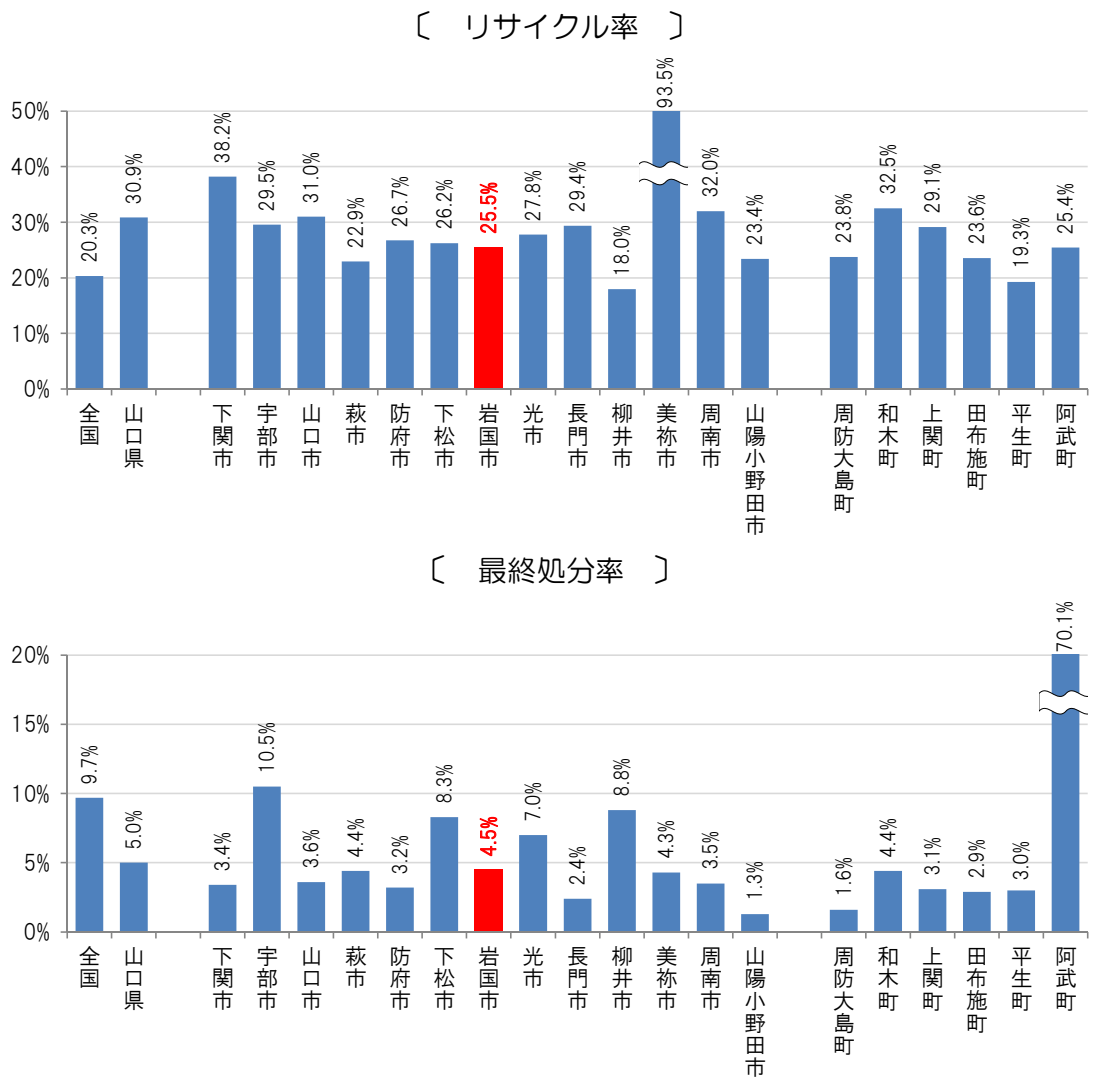

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 28 年度）」

※セメント原料化実施自治体

下関市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町（宇部市、美祢市を除く全市町）

※可燃ごみのごみ固形燃料(RDF)化自治体

美祢市

(2) 課　題

本市のリサイクル率、最終処分率はともに全国平均より高い水準にあるものの、循環型社会の形成のために、市民、事業者によるごみ削減量や資源化量を増やしていくことが必要です。また、容量に限りのある最終処分場を長く使っていくため、埋立物の焼却処理等による最終処分量の削減が必要です。

5 ごみ処理処分システム

(1) 現 状

本市域から排出されるごみは、焼却施設、資源化施設、最終処分場により、一連のごみの再資源化や減量、最終処分を行っています。

焼却ごみは、岩国地域、本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域においては、岩国市第一工場で、由宇地域、玖珂地域、周東地域においては、周陽環境整備組合の周陽環境整備センターで焼却処理を行っています。処理後の焼却灰は、セメント原料として再資源化しています。いずれの施設も老朽化が進んでいることから、現在、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）を整備しています。

また、金属類及び破砕ごみやプラスチック類、びん類やかん類、ペットボトルなどは、岩国市リサイクルプラザにて、破砕・選別処理あるいは一時保管し、再生利用と減容化等を行っています。処理した後の破砕残渣は、岩国市日の出町最終処分場に埋立処分しています。

ごみ処理の効率化を促進するため、本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域のごみは、岩国市本郷ごみ処理場にて中継運搬を行っています。

なお、古紙類などの資源品は、業者に直接搬入して資源化しています。

■図表 3-12　施設概要

施設名		処理対象ごみ	対象地域	供用開始年月
焼却施設	岩国市 第一工場	焼却ごみ	岩国地域、本郷地域、錦地域、 美川地域、美和地域	平成 4 年 4 月
	周陽環境整備組合 周陽環境整備センター	焼却ごみ	由宇地域、玖珂地域、周東地域	平成 6 年 4 月
資源化施設	岩国市 リサイクルプラザ	陶磁器及びガラス類	全地域	平成 11 年 4 月
		プラスチック類		
		金属類及び破砕ごみ		
		びん類		
		かん類		
		処理困難ごみ		
		粗大ごみ		
		ペットボトル		
中継施設	岩国市 本郷ごみ処理場	全分別品目	本郷地域、錦地域、美川地域、 美和地域	昭和 50 年 4 月
最終処分場	岩国市 日の出町最終処分場	焼却残渣･破砕残渣 陶磁器及びガラス類	全地域	平成 14 年 4 月
	岩国市 周東埋立処分場	陶磁器及びガラス類 （安定物のみ）	周東地域	昭和 59 年 4 月

■図表 3-13　本市のごみ処理の流れ（平成 29 年度）

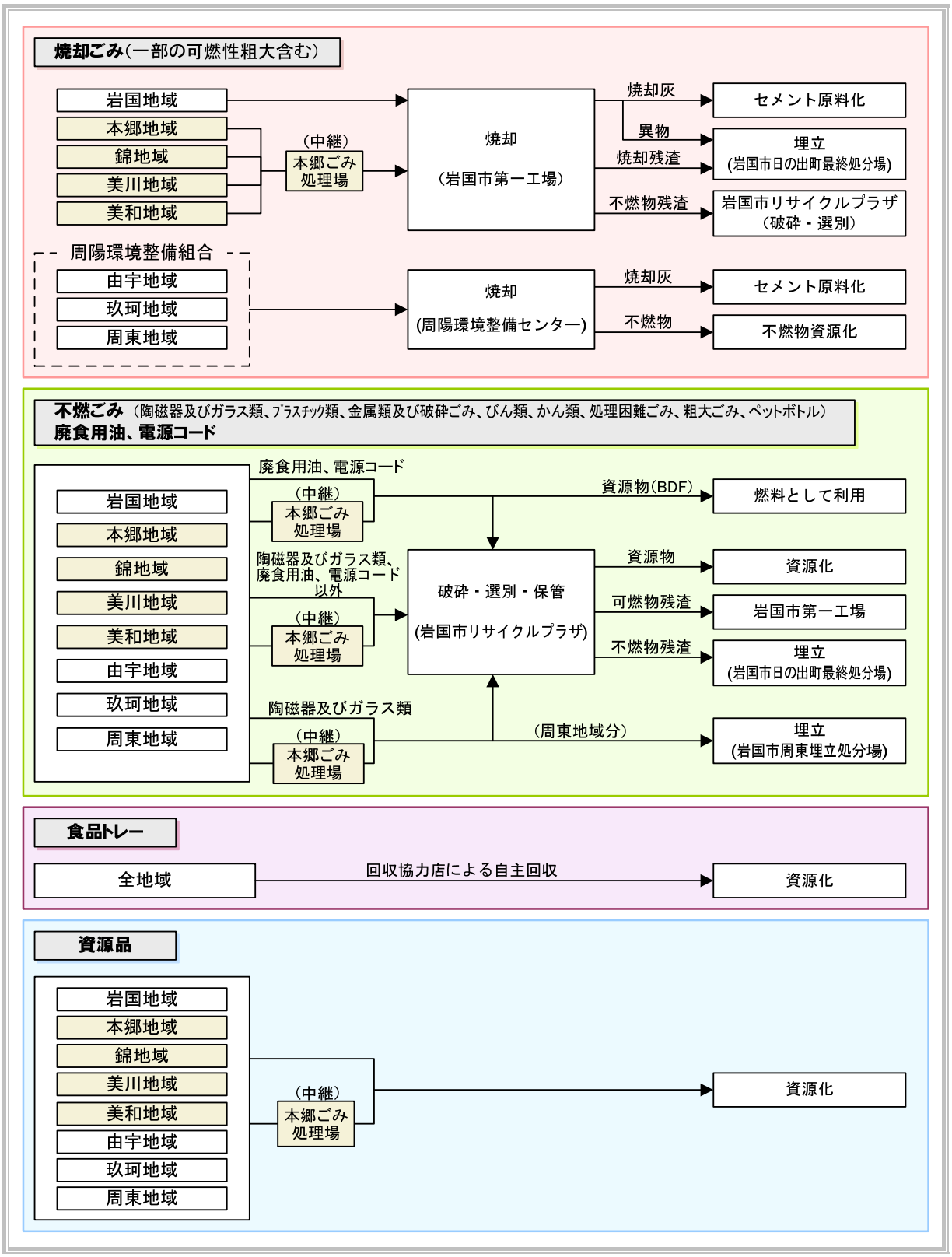

(2) 課　題

サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）は、2019 年 4 月からの本稼働を目指して整備中であり、供用後は効果的に運用するため、適切な維持管理が必要です。

リサイクルプラザについては供用開始から 20 年目を迎えており、老朽化への対応として、施設の長寿命化あるいは新施設の整備などについて効率的かつ効果的な整備方法を検討・実施していくことが必要です。

6 市民意識等

(1) 現 状

市民アンケート調査（平成 30 年 8 月実施、アンケート数 1,400、回答数 599）では、「3R の認知度」や「循環型社会の認知度」は 40～50%程度が「知っている」と回答しています。

ごみ排出削減に関する取り組みについては、「買物袋の持参やレジ袋・過剰包装の断り」や「生ごみ水切り等のごみの減量化」など概ね 80%の市民が行っている取り組みがある一方で、「リース・レンタルの活用」、「不要品の譲り合い」、「ばら売り、量り売り商品の選択」、「生ごみのたい肥化等」など、あまり行われていない取り組みもあります。

また、10 種 20 分類のごみ分別については、「大体分かる」を含めて 95%程度の市民が分別区分を理解しており、分別をせずにごみを出しているとの回答はありませんでした。

■図表 3-14　市民アンケート調査結果（抜粋）（平成 30 年 8 月実施）

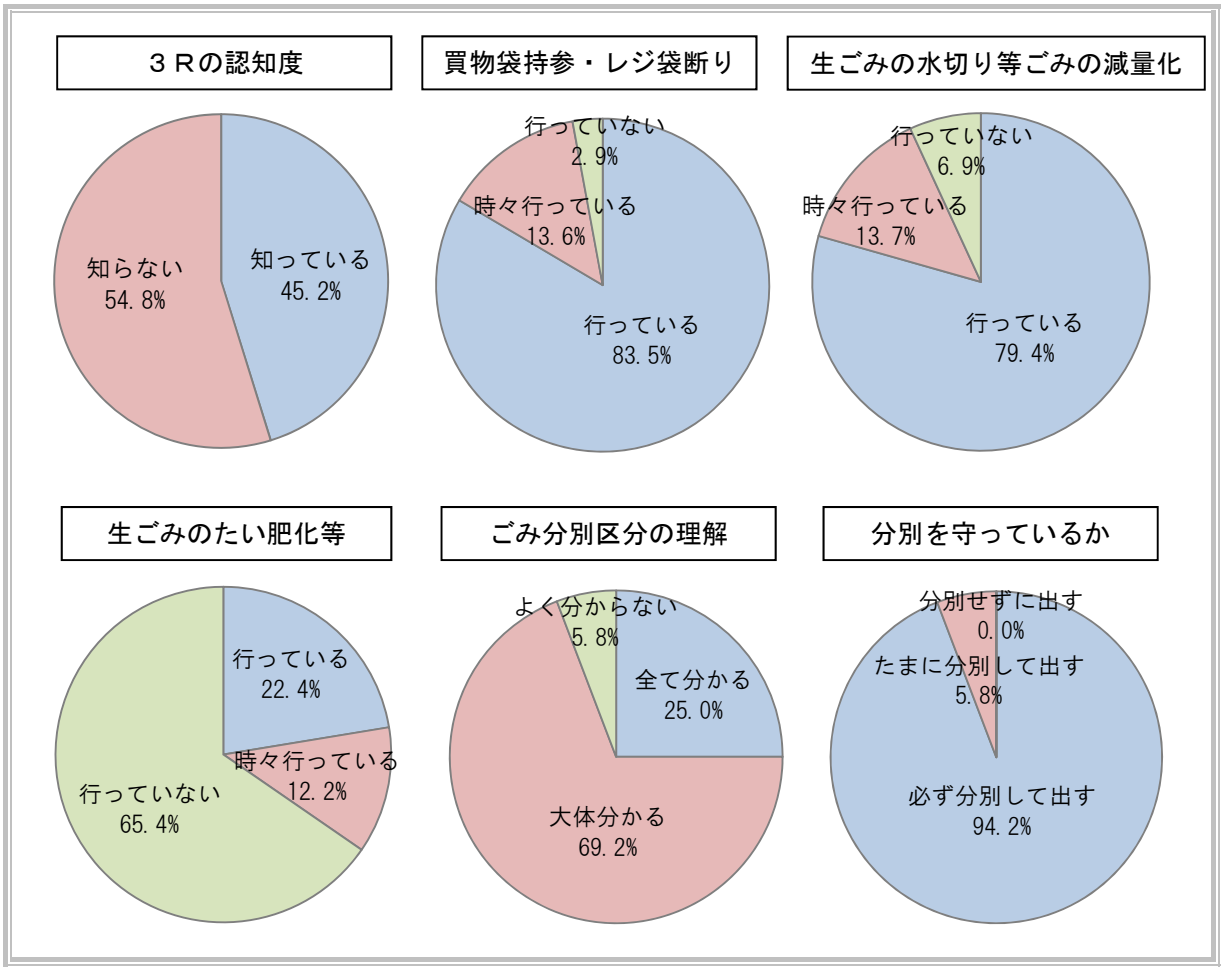

事業者の意識等については、事業者アンケート調査（平成 30 年 8 月実施、アンケート数 500、回答数 221）によると、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を認識していない事業所が 3%程度ありました。また、減量やリサイクルを経営方針に位置づけていない事業所が 40%程度ありました。

ごみ減量や有効利用の取り組みは、生ごみについて取り組んでいないとする事業所が70%程度（166 事業所の回答のうち）であったのに対し、古紙類等については、75%以上（215 事業所の回答のうち）の事業所が取り組んでいる状況にありました。

■図表 3-15　事業者アンケート調査結果（抜粋）（平成 30 年 8 月実施）

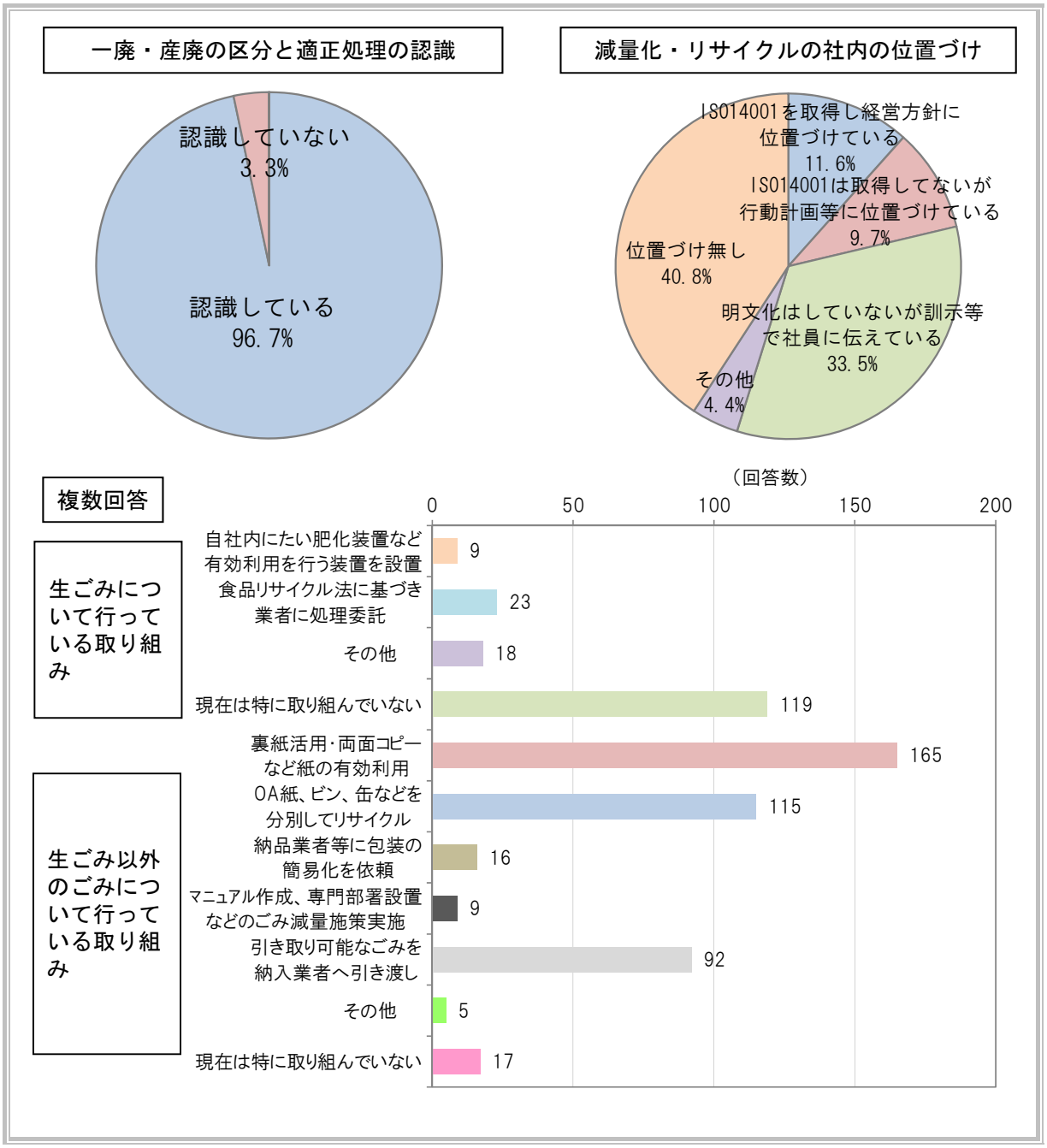

(2) 課　題

市民に対しては、3R や循環型社会についての認知度向上を図るとともに、より一層ごみ排出削減の取り組みの実践を推進していく必要があります。また、事業者に対しては、適正処理の意識向上や事業系ごみの排出削減、リサイクル推進のために啓発や支援等が必要です。

7 ごみ処理経費

(1) 現 状

本市のごみ処理経費は減少傾向にあり、平成 29 年度では約 24 億 1 千万円です。

平成 29 年度の 1 人あたり処理原価は 17,577 円、1 トンあたり処理原価は 32,253 円となっており、どちらも概ね横ばいで推移しています。

■図表 3-16　ごみ処理経費

年　度		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
収集経費	千円	939,557	949,320	959,519	970,391	982,843
処理経費	千円	1,616,232	1,577,631	1,516,518	1,491,779	1,426,029
ごみ処理経費 （収集経費＋処理経費）	千円	2,555,789	2,526,951	2,476,037	2,462,170	2,408,872
1人あたり処理原価	円	17,812	17,813	17,661	17,763	17,577
1トンあたり処理原価	円	32,333	32,202	32,439	32,642	32,253

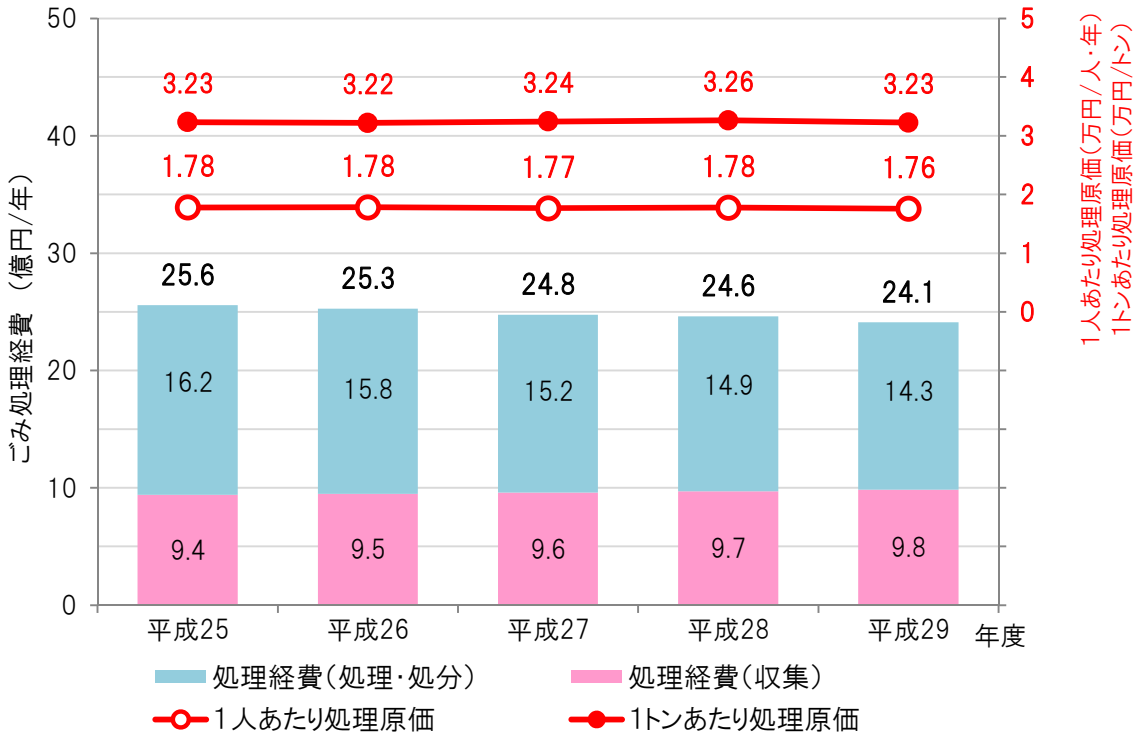

資料：岩国市環境事業課「清掃事業概要」

(2) 課 題

ごみ処理経費には最低限必要なものがあるため、ごみ量を減らしたとしても必ずしもその割合だけ処理経費は小さくなりませんが、処理を効率化することで削減することは可能です。

そのため、現在の処理システムを効率的なものとすることが必要です。

第２節　基本理念

本市では、廃棄物処理の視点からの循環型社会形成を目指して、平成 21 年に策定した「岩国市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「市民・事業者・行政が協働・共創して廃棄物や生活排水問題に取り組むことで地域の環境を守り、もって地球環境保全に寄与する」という理念の下、様々な施策の展開や、市民・事業者の取り組みの実践等、様々な努力を重ねてきました。今回、平成 26 年に実施した中間見直しから５年が経過したことから、改定を行い、更なる施策の推進を図ります。

本計画では「豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち」を目標とする姿とし、①３Ｒの推進、②市民・事業者・行政の協働・共創による取り組みの推進、③地球環境保全の推進を基本理念とします。

■図表 3-17　ごみ処理の基本理念

目標とする姿

豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち
～持続可能な循環型社会の形成～

基　本　理　念

①　３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

ごみを作らない、ごみを出さない、やむを得ず出たごみはできるだけ再利用するまちづくりを目指し、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進します。

②　市民・事業者・行政の協働・共創による取り組みの推進

地球環境にやさしい社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働し、また、共に創造して循環型社会づくりに取り組みます。

③　地球環境保全の推進

地域環境に留まらない、地球環境保全を達成できる処理システムを構築し、温室効果ガスの排出削減を推進します。

第３節　基本方針

本市におけるごみ処理の基本方針は、図表 3-18 の通りです。

本市において、豊かな自然環境と都市が共生するまちづくりを進め、「持続可能な循環型社会の形成」を達成するため、①ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進、②ごみの適正処理の推進、③環境美化の推進を基本方針とします。

■図表 3-18　ごみ処理の基本方針

①　ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進

- ❑ 市民・事業者のごみ発生・排出削減やリサイクルへの取り組みを進めます。
- ❑ 市民・事業者のごみ発生・排出削減に関する意識の向上を図るとともに、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求めます。
- ❑ 市民・事業者のリサイクルに関する意識の向上を図るとともに、分別収集や資源回収等、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求めます。

②　ごみの適正処理の推進

- ❑ 安定したごみ処理及びごみの有効利用を促進し、環境保全と経済性を両立した取り組みを進めます。
- ❑ 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築します。

③　環境美化の推進

- ❑ 市民や事業者に対する環境美化活動を推進します。
- ❑ 地域の環境美化を推進します。

第４節　数値目標

本計画におけるごみ処理に関する目標値として、発生・排出削減目標、リサイクル目標、最終処分目標、市民意識の向上に関する目標、環境保全に関する目標を設定します。

1　ごみ処理の実績と既定計画の目標値との比較

既定計画では、ごみ排出量について、収集ごみ（家庭系）は、平成 24 年度１人１日平均排出量実績値（600.2 グラム）に対し平成 30 年度において約 35 グラム削減（565.0 グラム）、直接搬入ごみ（事業系ごみ）は、平成 24 年度 1 日平均排出量実績値（44.19 トン）に対し約３トン削減（41.12 トン）するものとしています。

一方、平成 29 年度において、ごみ排出量の実績は収集ごみ 1 人 1 日平均排出量 569.3 グラム、直接搬入ごみ 1 日平均排出量 44.01 トンであり、ともに平成 24 年度実績からの減少は見られるものの、目標値を達成出来ていない状況にあります。

■図表 3-19　既定計画におけるごみ発生・排出削減目標と実績値

	実績		既定計画目標
	平成 24 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
行政区域内人口（人）	144,864	137,044	137,428
収集ごみ １人１日平均排出量(ｇ/人・日)	600.2	569.3	565.0
直接搬入ごみ １日平均排出量（t/日）	44.19	44.01	41.12
ごみ総排出量（収集＋直接搬入＋集団回収） １人１日平均排出量（ｇ/人・日）	911.1	895.5	870.8

2　ごみ発生総量の将来見込み(単純推計)

これまでの排出量の実績をもとに将来見込みを行った場合（以下「単純推計」という。）は、現状レベルの排出量で推移するものと予測されます。

◆行政区域内人口の将来見込みについて

本市の行政区域内人口は減少傾向が継続しており、平成 29 年度は 137, 044 人でした。

将来の行政区域内人口も減少すると見込んでいます。

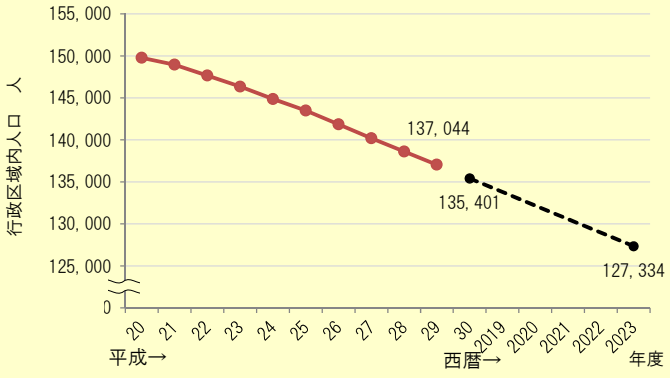

■図表 3-20　単純推計結果と既定計画におけるごみ発生・排出削減目標

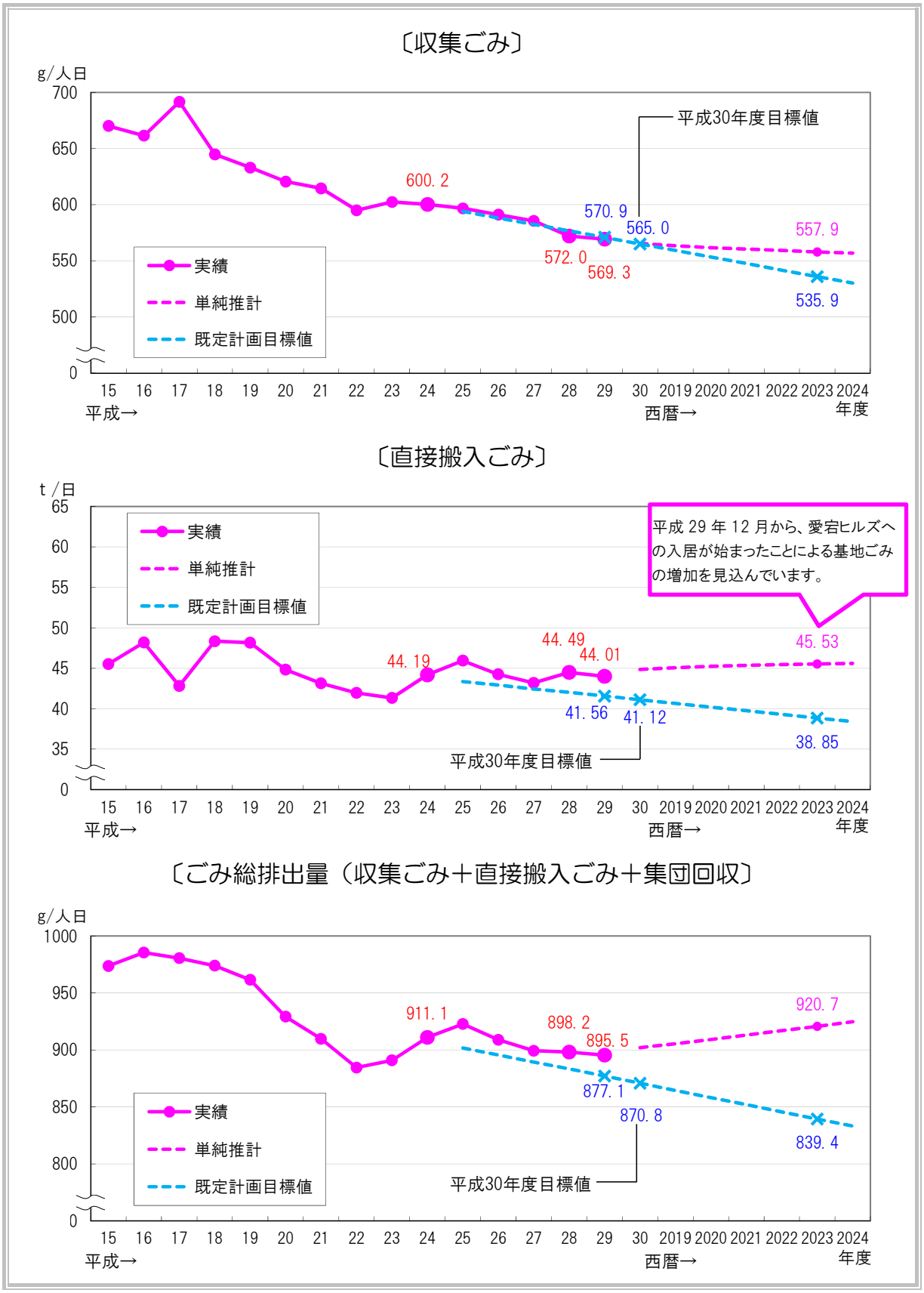

単純推計とは

過去の実績の変動を踏まえ、基本とする実績値年度の値をもとに適切な方法により推計したもので、新たな施策や取り組みを実施せずに現状の傾向のまま推移した場合の予測値です。

3 数値目標

既定計画では、基地ごみを含めた量を前提として目標値を設定していましたが、平成 29 年 12 月から愛宕ヒルズへの入居が始まったことにより、基地ごみは急増しており、今後も更なる増加が見込まれます。

本計画では、市民・事業者に対する目標を示すため、発生・排出削減目標については基地ごみを除いた目標値を示します。

(1) 発生･排出削減目標

本計画におけるごみ発生・排出削減目標は、焼却ごみを対象にするものとし、平成 29 年度に 840 グラムであった１人１日平均ごみ総排出量を、2023 年度において 32 グラム減の 808 グラムにすることとします。

■図表 3-21　ごみ発生・排出削減目標

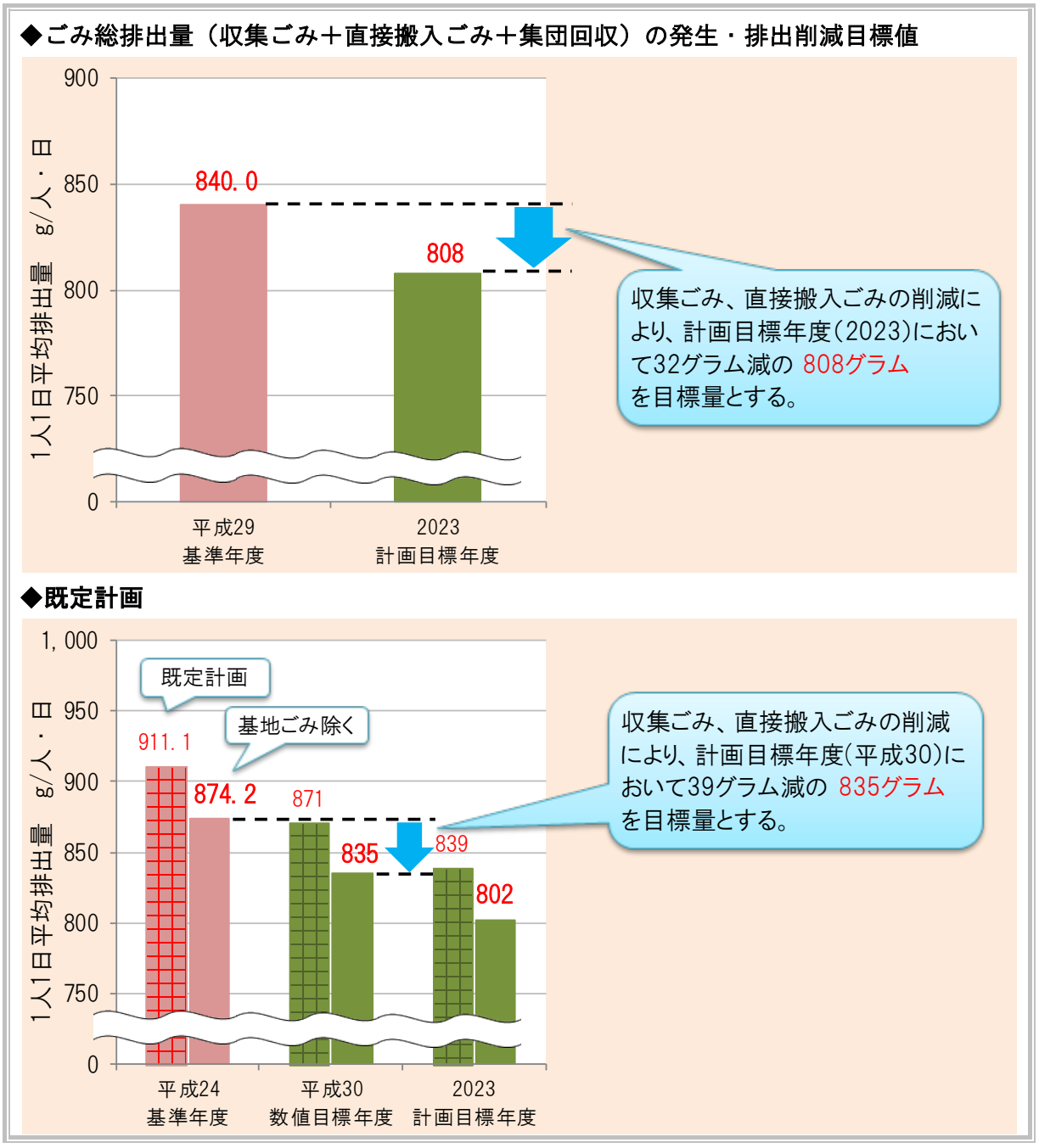

◆ごみ総排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収）の将来見込み

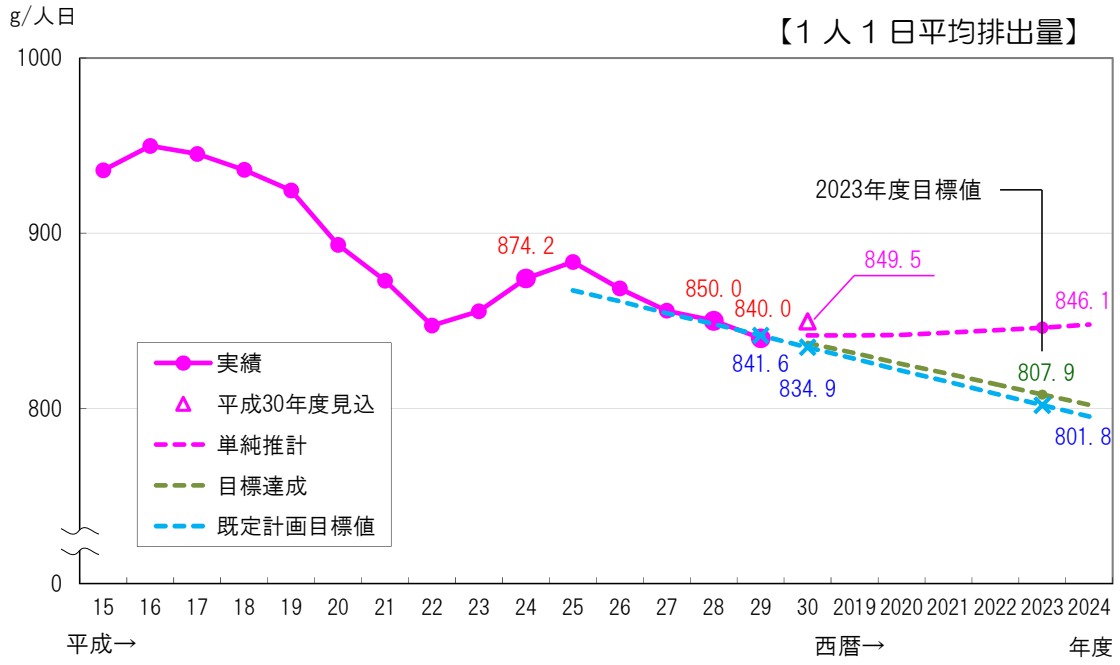

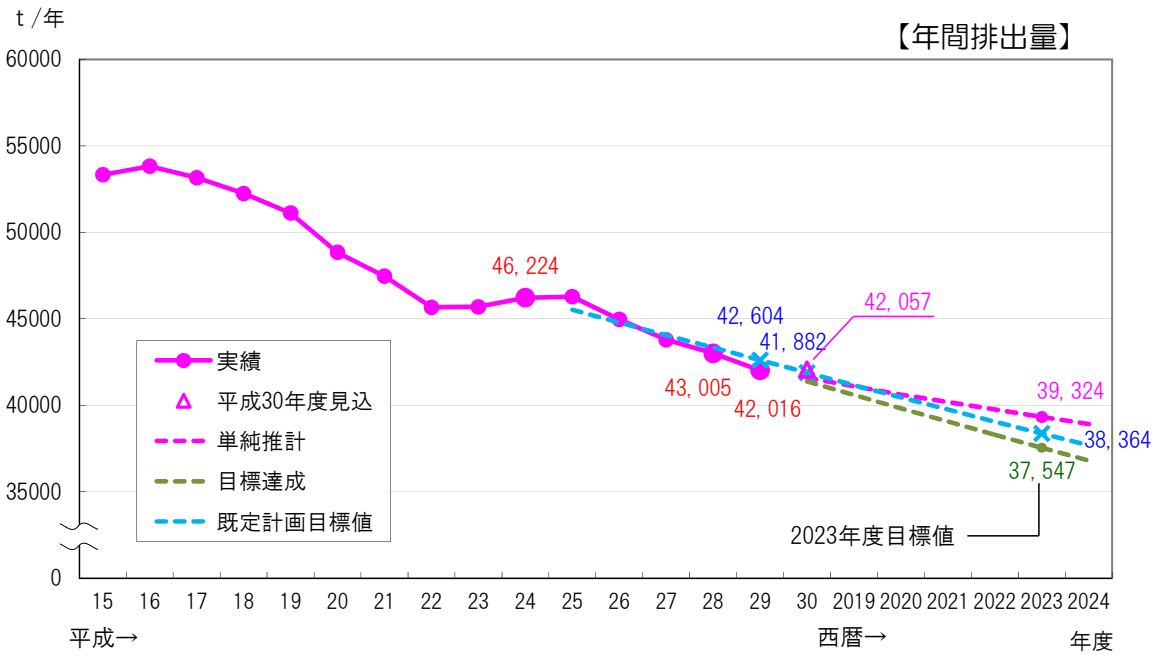

① 収集ごみの対象品目と削減量等

収集ごみの発生・排出削減目標値は、焼却ごみやプラスチック類、金属類及び破砕ごみの組成調査結果をもとに設定しました。

ごみの組成調査結果から、焼却ごみには『もったいない』という意識を持って生活することや分別の徹底により、削減や再資源化が可能なものが含まれていることがわかりました。

そこで、本計画では、焼却ごみに含まれるもののうち削減が可能なものを発生・排出削減対象品目として、再資源化が可能なものを再資源化対象品目として分類し、具体的な削減方法を示して目標量を設定するものとしました。

これらのごみを対象に、平成 29 年度に 569.3 グラムであった収集ごみの１人１日平均排出量を 2023 年度において 33 グラム減の 536 グラムにすることとします。

対象品目

・発生・排出削減

ごみ発生・排出削減目標を達成するためには、「ムダなものを買わない」、「ものを大事にし、長く使用する」ことが重要となります。

ここでは、分かりやすい目標を設定するため、焼却ごみに含まれている削減可能な品目のうち、次の２品目を対象としました。

『手付かず食品』

ムダなものを買わない、食事はちょうどよい量を作るなどを心がけることで、削減することが可能です。

『調理くず』

調理くずは、大根の皮をきんぴらに調理するなどのエコクッキング及び生ごみ処理機器等で処理するなどで、削減することが可能です。

・再資源化（分別徹底による資源化の促進）

焼却ごみに含まれている古紙類等について、資源品として分別するか、あるいは地域の回収に出す等により再資源化を進めることができます。ここでは、資源品として位置づけられている以下の７品目を対象としました。

『紙パック』『段ボール』『雑誌』『新聞・広告』『雑がみ』『容器包装紙類』

紙パック等の古紙類は、資源品として分別収集しています。よって、焼却ごみに排出されているこれらの品目は、分別徹底することで再資源化が可能です。

具体的には、資源品として分別するか、地域の資源回収、あるいは量販店等の拠点回収に出すことで再資源化できます。

『容器包装プラスチック類』

容器包装プラスチック類は、プラスチック類として分別収集しています。紙類と同様に分別徹底することで再資源化できます。

※分別徹底による資源品の増加に関しては、ごみ排出量は変化しないため、ごみ発生・排出削減目標値への影響はありませんが、リサイクル率アップには寄与します。

目標量

■図表 3-22　収集ごみの発生・排出削減目標

◆収集ごみの発生・排出削減目標値

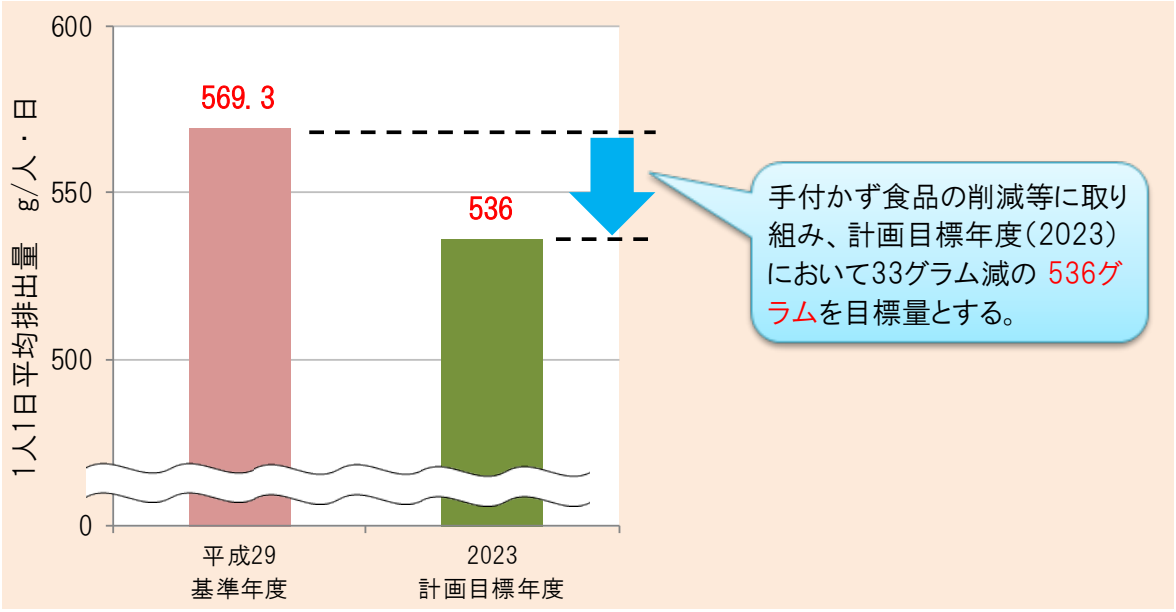

◆収集ごみの将来見込み

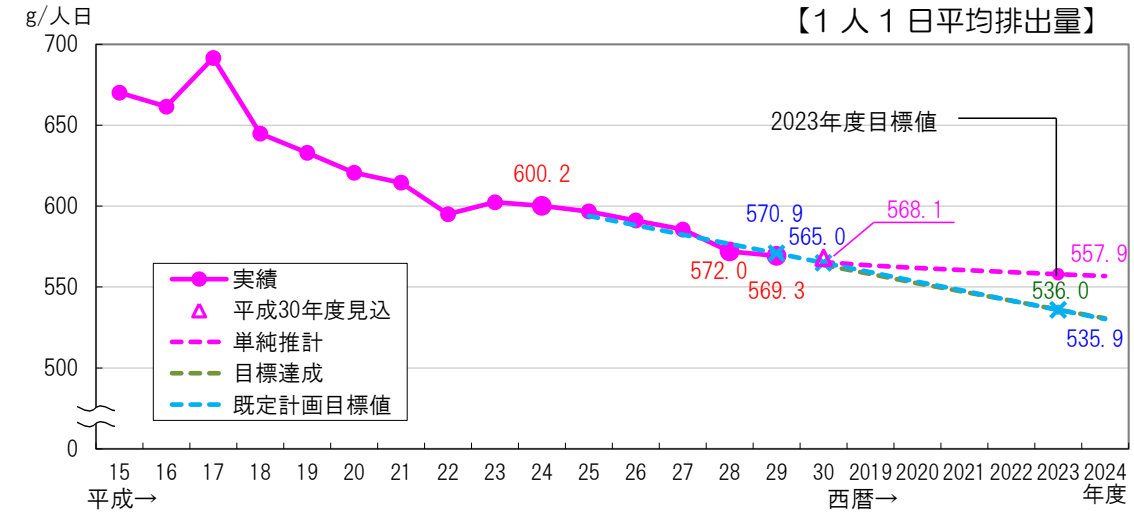

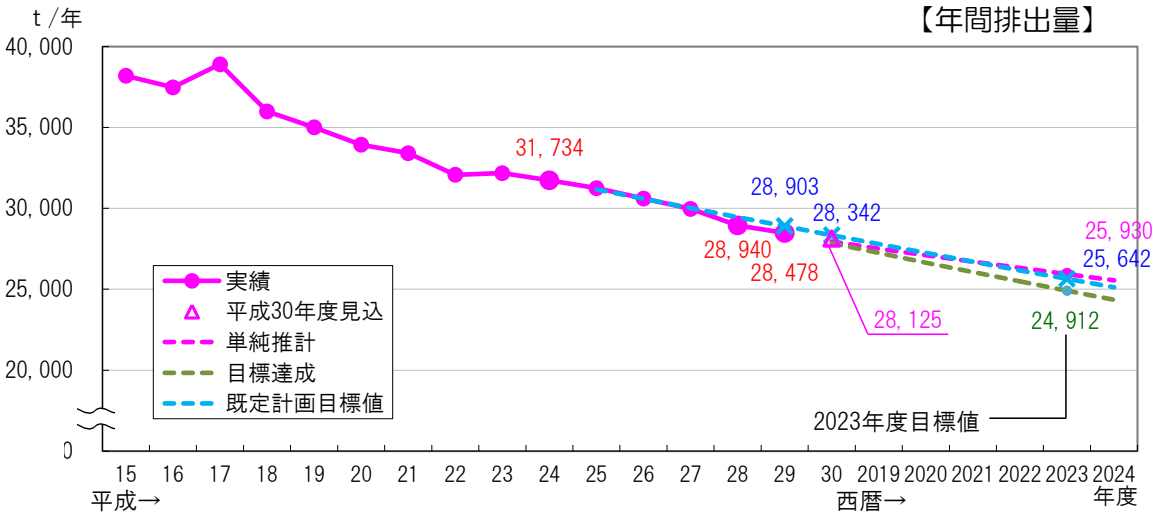

② 直接搬入ごみの対象品目と削減量等

事業系ごみが大部分を占める直接搬入ごみの発生・排出削減目標値は、焼却ごみを対象に設定しました。特に、許可業者搬入ごみは、多量に排出する事業者のごみも含まれており、ＯＡ紙やちゅう芥類、古紙類などが排出されています。よって、これらを対象としました。

これらのごみを対象に、平成 29 年度に 36.39 トンであった直接搬入ごみの１日平均排出量を 2023 年度において約 2.5 トン減の 33.95 トンにすることとします。

対象品目

・発生・排出削減

『ＯＡ紙』『ちゅう芥類』

ＯＡ紙やちゅう芥類は、事業者自らの取り組みにより削減可能です。OA 紙は本市が推進する機密文書のリサイクルに取り組むことで、ごみとして出さずに済みます。

また、ちゅう芥類は、たい肥化したり売れ残りが出ないように仕入を行うことなどにより削減することが可能です。

・再資源化（分別徹底による資源化の促進）

『古紙類』『容器包装プラスチック類』

段ボール等の古紙類及び容器包装プラスチック類は、分別することで再資源化できます。

目標量

■図表 3-23　直接搬入ごみの発生・排出削減目標

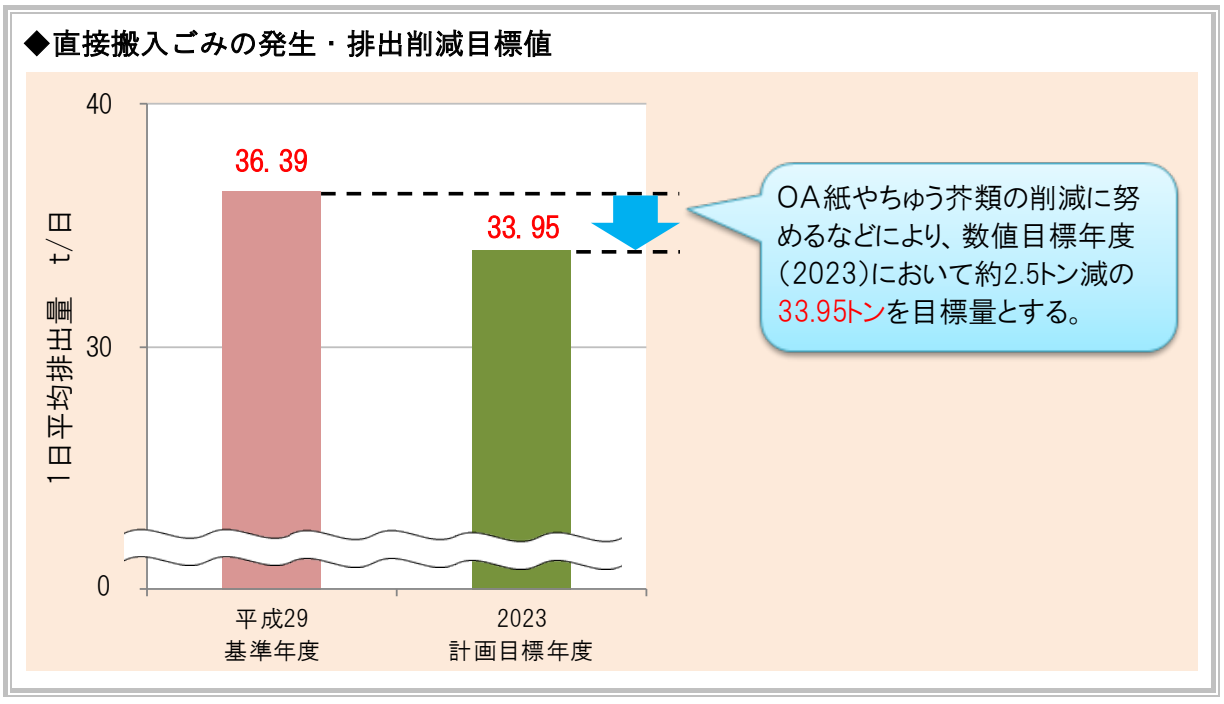

◆既定計画

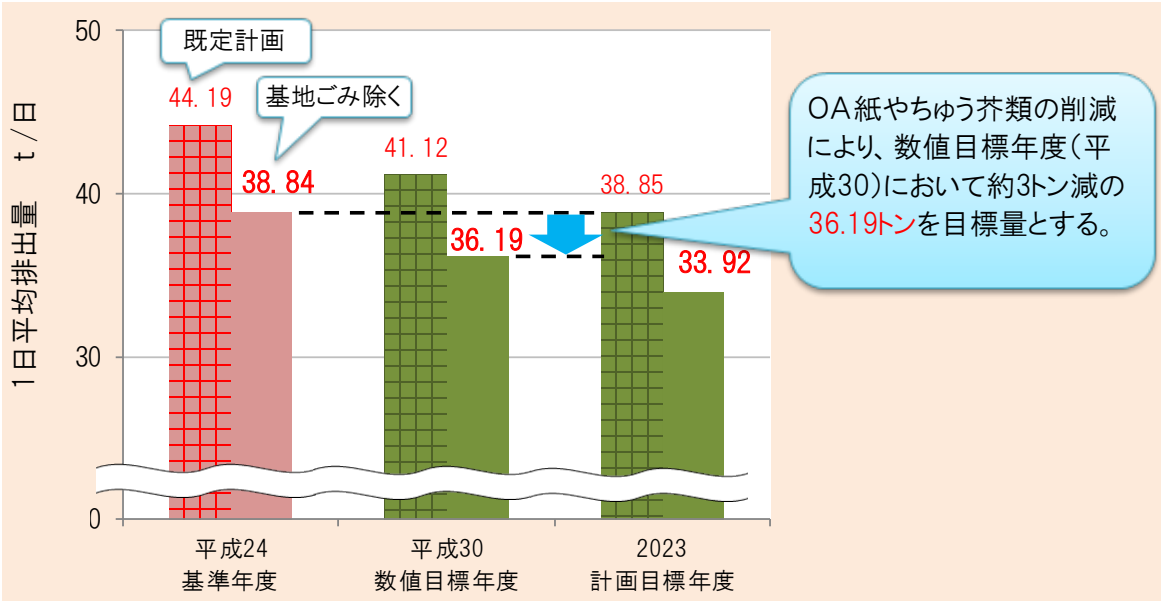

◆直接搬入ごみの将来見込み

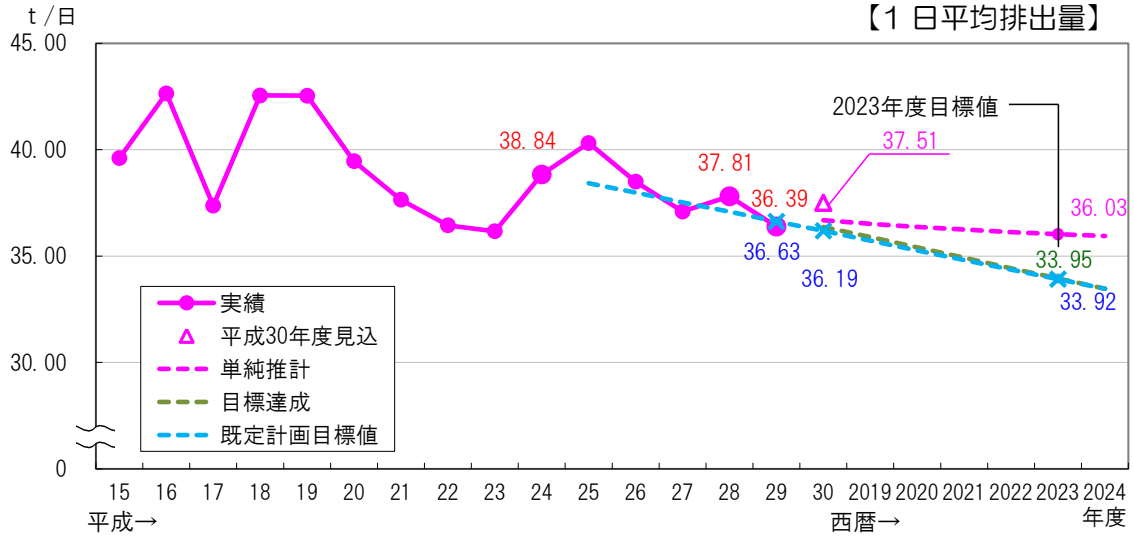

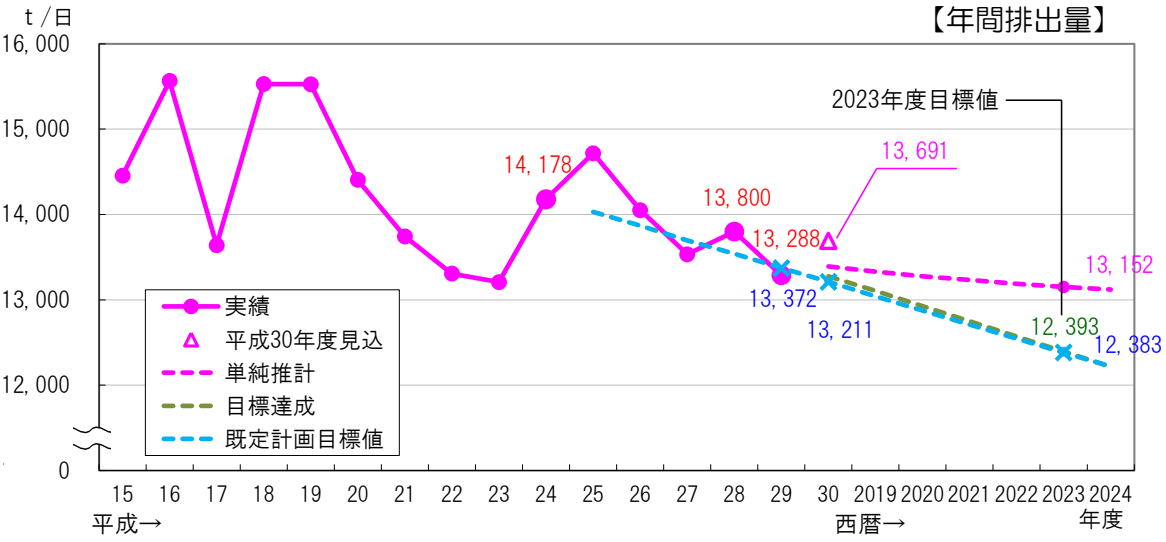

(2) リサイクル目標

リサイクル目標は、計画目標年度である 2023 年度においてリサイクル率を 25.4%に向上させることとします。

資源化量は、平成 29 年度の 11,000 トン程度から 2023 年度の 10,500 トン程度まで減少すると見込まれます。これは、新聞や雑誌といった古紙類の減少によるもので、この要因は、発行数の減少であると考えられます。ただし、リサイクル率は、リサイクルできないごみを削減することより上昇させることができ、基準年度である平成 29 年度のリサイクル率に対し、2023 年度において 0.7 ポイント増の 25.4%にすることとします。

■図表 3-24　リサイクル目標（リサイクル率）

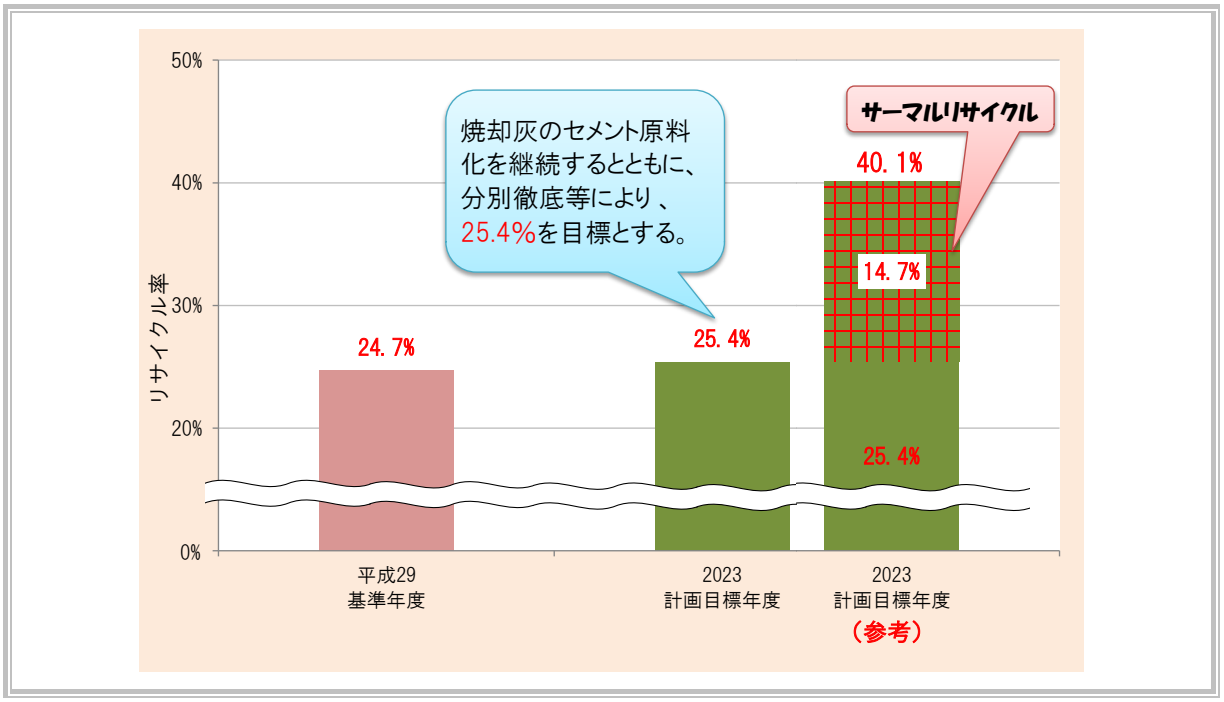

参考　サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）による発電量（ごみ換算量）を含めた場合

サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）では、発電によるサーマルリサイクルを行います。

この発電量をごみ量に換算し、資源化量に合算した場合のリサイクル率は 40.1%と試算されます。

サーマルリサイクルとは

ごみを燃やした際に発生する熱をエネルギーとして利用することです。具体的には、回収した熱を冷暖房や温水プールの熱源としたり、蒸気のかたちで回収し、発電に利用することです。

(3) 最終処分目標

最終処分目標は、計画目標年度である 2023 年度において最終処分量を 1,383 トンにすることとします。

市民・事業者の発生・排出削減の取り組みを推進するとともに、これまで埋立対象としていた不燃物残渣の一部をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却することにより最終処分量の削減を図ります。

■図表 3-25　最終処分目標（最終処分量）

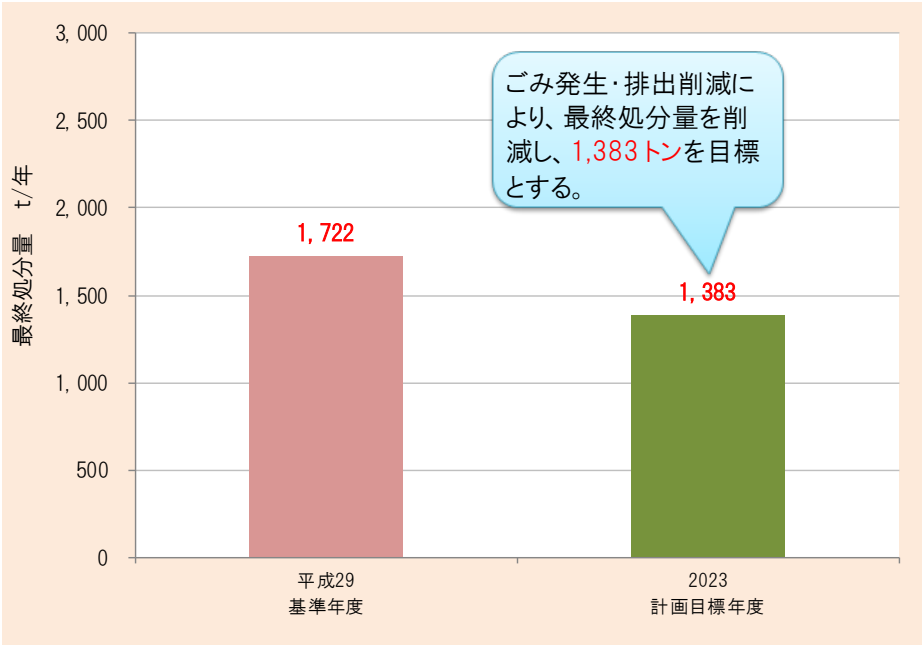

※1 推計値は、中間処理施設からの埋立対象物搬出量を基にした計算値で、水分等の誤差要因を含んだ値。

※2 サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）において、現在埋立対象となっているリサイクルプラザでの不燃物残渣を焼却することとしているため、平成 30 年度から 2023 年度にかけて最終処分量は減少する見込み。

(4) 数値目標の総括

数値目標の総括を図表 3-26 に示します。

■図表 3-26　数値目標の総括

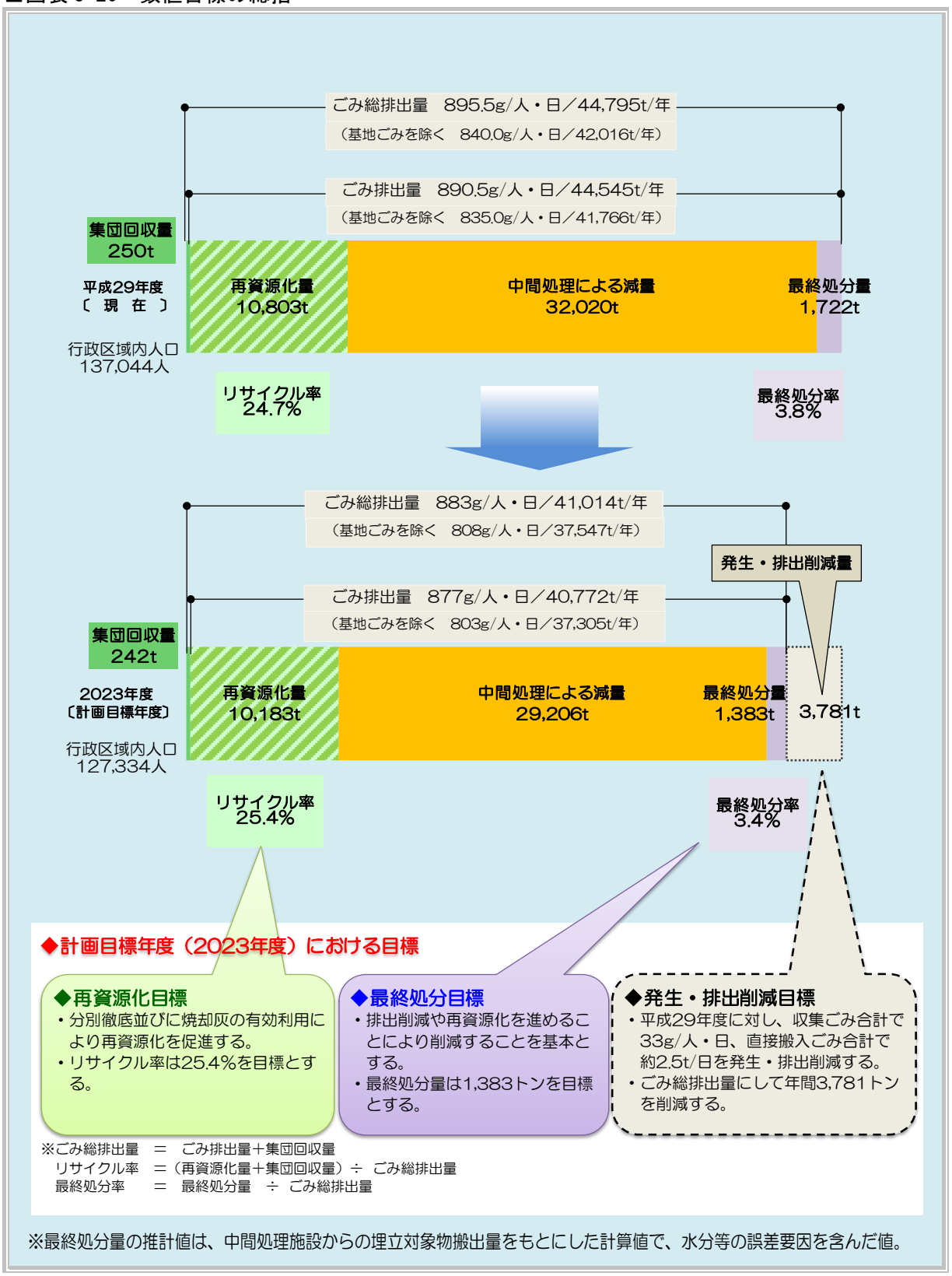

4 市民意識･事業者意識の向上に関する目標

循環型社会は、市民・事業者のごみ発生・排出削減やリサイクル等の取り組みにより実現することができます。そのためには市民・事業者の意識向上や取り組みの実践が不可欠です。

平成 30 年８月に行ったアンケート調査結果では、既定計画策定時と比べて値を下げた項目が大半を占めていますが、ごみの分別に関しては、市民意識の向上が見られます。

本計画は、15 ヵ年計画の仕上げとなる後期５ヵ年における計画であることから、市民・事業者の意識の向上等に関する目標値は既定計画を継承することとします。

■図表 3-27(1)　市民意識の向上に関する目標

項　　目	選択肢	平成25 調査結果	既定計画 目標値	平成30 調査結果	本計画 目標値
① 「３R（スリーアール）」という言葉の認知度	知っている	43.0%	100%	45.2%	100%
② 循環型社会の認知度	知っている	39.0%	100%	37.8%	100%
③ 発生抑制(リデュース)に関する取組状況					
ア. 長く使える商品を選んで購入している。	選んで購入している	57.3%	80%	55.7%	80%
イ. 物を大切に使い、長期の使用に努めている。	努めている	97.2%	95%	94.6%	95%
ウ. 故障したとき、できるだけ修理して使っている。	修理して使っている	85.3%	90%	77.5%	90%
エ. 買い物の時、買い物袋を持参し、レジ袋や過剰な包装を断るようにしている。	行っている	88.7%	95%	83.5%	95%
オ. 買い物の時、ばら売り商品や量り売り商品を選ぶようにしている。	選んでいる	25.3%	50%	21.8%	50%
カ. 一時的に必要なものは、リース・レンタルや共同利用などをしている。	している	19.9%	30%	11.6%	30%
キ. 買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理方法（エコクッキング）を心がけている。	心がけている	83.1%	95%	82.6%	95%
ク. 生ごみの水切りなど、ごみの減量化を行っている。	行っている	81.7%	95%	79.4%	95%
ケ. 詰め替え可能な商品を選んで購入している。	選んで購入している	75.4%	80%	73.9%	80%
④ 再使用(リユース)に関する取組状況					
ア. リターナブルびん（ビールびん、牛乳びん等）など、再使用可能な商品を選んでいる。	選んでいる	22.3%	50%	21.6%	50%
イ. 知人や友人と不要品を譲りあっている。	譲りあっている	18.5%	30%	16.2%	30%
ウ. 不要品は、リサイクルショップやフリーマーケット等に持ち込んでいる。	持ち込んでいる	17.5%	30%	16.5%	30%
⑤ 再生利用(リサイクル)に関する取組状況					
ア. 再生資源を利用した商品など環境にやさしい商品を購入している。	購入している	33.1%	50%	26.9%	50%
イ. 生ごみをたい肥化するなど、自家処理を行っている。	行っている	23.3%	50%	22.4%	50%
⑥ その他の取組状況					
ア. リサイクルや環境美化活動など、地域の環境活動に参加している。	参加している	21.2%	30%	18.0%	30%
イ. 地域の学習会や講習会等に参加している。	参加している	5.9%	30%	6.5%	30%
⑦ 適正処理に関する取組状況					
ア. ごみの分け方はすべて分かる。（だいたい分かる）	すべて分かる（だいたい分かる）	22.8%（70.7%）	100%	25.0%（69.2%）	100%
イ. ごみは10種20分別に分けて出している。	必ず分別して出している	91.1%	100%	94.2%	100%

※ 平成25年8月、平成30年8月に実施した「アンケート調査」結果より

平成25調査より向上したもの：
平成25調査より低下したもの：赤字

■図表 3-27(2)　事業者意識の向上に関する目標

項　　目	選択肢	平成25 調査結果	既定計画 目標値	平成30 調査結果	本計画 目標値
① 経営方針におけるごみ減量化・リサイクルの位置づけ					
ア.　ISO14001を取得し、ごみ減量化・リサイクルを経営方針に位置付けている。	位置付けている	11.0%	30%	11.6%	30%
イ.　ISO14001は取得していないが、環境憲章・行動計画の中に位置付けている。	位置付けている	13.3%	30%	9.7%	30%
② ＯＡ紙，新聞紙，ちゅう芥類（生ごみ）などのごみの減量対策の実施	実施している	61.5%	80%	57.2%	80%
③ 事業所でのごみ減量への取組					
ア.　使用済の裏紙の活用や、両面コピーをするなど紙を有効利用している。	有効利用している	83.1%	100%	76.7%	100%
イ.　OA紙，ビン，缶などの分別により、リサイクルを行っている。	リサイクルを行っている	65.0%	80%	53.5%	80%
ウ.　納品業者等に包装の簡易化を依頼している。	依頼している	16.9%	30%	7.4%	30%
エ.　ごみ減量のための施策（マニュアル作成，専門部署の設置など）を実施している。	実施している	8.6%	30%	4.2%	30%
オ.　引き取りが可能なごみは、納入業者等に引き渡している。	引き渡している	53.4%	80%	42.8%	80%
カ.　自社内にたい肥化装置を設置している。	設置している	6.5%	30%	5.4%	30%
④ ごみ処理費用の把握	把握している	83.7%	90%	80.2%	90%

※　平成25年8月、平成30年8月に
　　実施した「アンケート調査」結果より

平成25調査より向上したもの：
平成25調査より低下したもの：　赤字

5 環境保全に関する目標

環境保全に関する目標は、計画目標年度である 2023 年度において焼却に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を 7.7%削減し、6,141 トンにすることとします。

市民・事業者のごみ発生・排出削減の協力を得て、焼却対象ごみの削減を図ることで、平成 29 年度の温室効果ガス排出量に対し、計画目標年度である 2023 年度は 500 トン程度の削減を見込みます。

■図表 3-28　環境保全に関する目標（温室効果ガスの排出量）

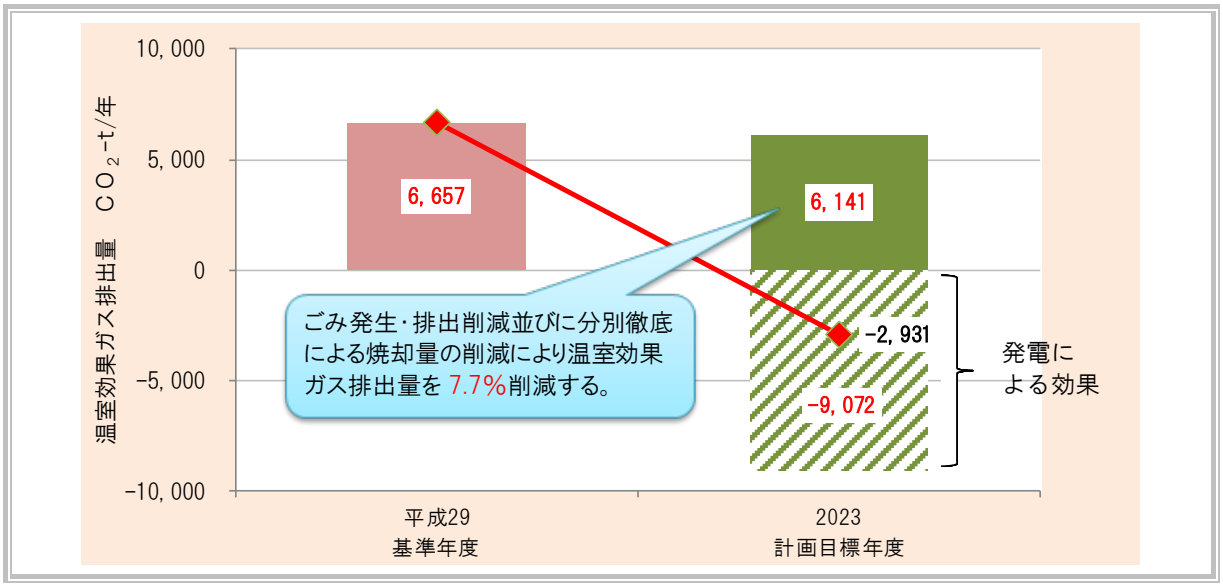

※　焼却に伴う温室効果ガス（CO_2）の排出量と発電による効果の概略試算

焼却に伴う温室効果ガス（CO_2）排出量の算出は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（平成 30 年 6 月　環境省，経済産業省）（以下「算定マニュアル」という。）に示される方法で行いました。

焼却ごみ中のプラスチック類の割合は、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類（乾き）と同等であるとし、平成 29 年度の岩国市第一工場、周陽環境整備センターの測定結果により平均 4.5%としました。また、合成繊維の割合は、算定マニュアルを参考に 2.8%としました。

プラスチック類 2.77t-CO_2/ごみ t と合成繊維 2.29t-CO_2/ごみ t の排出係数を用いて、2023 年度の排出量を試算すると年間 6,141 t-CO_2 となります。

温室効果ガス排出量＝焼却量(t/年)×乾きごみベース排出割合(%)×排出係数(t-CO_2/t)

焼却量（2023 年度見込み）		＝32,534 t /年
温室効果ガス排出係数	プラスチック類	＝2.77t-CO_2/ t
	合成繊維	＝2.29 t-CO_2/ t
焼却による排出量	プラスチック類	＝32,534t/年×4.5%×2.77t-CO_2/t=4,055t-CO_2/年
	合成繊維	＝32,534t/年×2.8%×2.29t-CO_2/t=2,086t-CO_2/年
	合　　計	＝6,141t-CO_2/年

また、発電による効果は、発電電力量を年間 13,400,000kWh とし、これを CO_2換算すると 9,000 t-CO_2/年程度となります。

削減効果量（電力会社の排出量）	＝電力量(kWh)×0.000677 t -CO_2/kWh ＝9,072t-CO_2/年

なお、ごみ処理に係る温室効果ガス（CO_2）の排出は、焼却に伴う排出のほか、収集・運搬や焼却・選別処理等、最終処分において使用する電気、燃料、水道に関するものもあります。

6 適正処理に向けた処理処分量

(1) 収集運搬量(家庭系ごみ)

収集運搬量は、ごみ発生・排出削減や再資源化の実施により削減され、2023 年度に約 25,000 トンと見込みます。

収集運搬量の見込みを図表 3-29 に示します。

■図表 3-29　収集運搬量（家庭系ごみ）の見込み

収集運搬量（t/年）	平成29 基準年度	2023 計画目標年度
焼却ごみ	20,090	17,145
不燃ごみ	5,918	5,480
資源品	2,470	2,287
合計	28,478	24,912

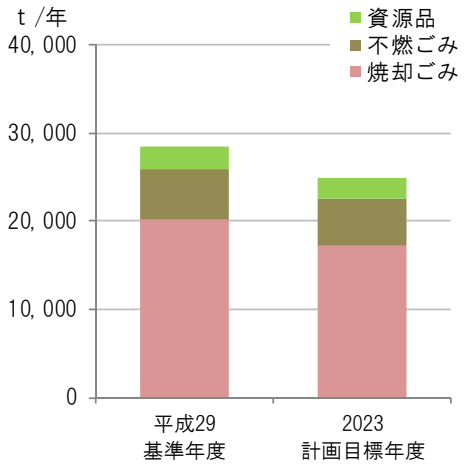

(2) 中間処理量

中間処理量は、ごみ発生・排出削減や再資源化の実施により削減され、2023 年度に約 44,000 トンと見込みます。

中間処理量の見込みを図表 3-30 に示します。

■図表 3-30　中間処理量の見込み

中間処理量（t/年）	平成29 基準年度	2023 計画目標年度
焼却対象ごみ	35,264	32,534
リサイクルプラザ 処理対象ごみ	8,294	7,915
資源品	3,702	3,532
合計	47,260	43,981

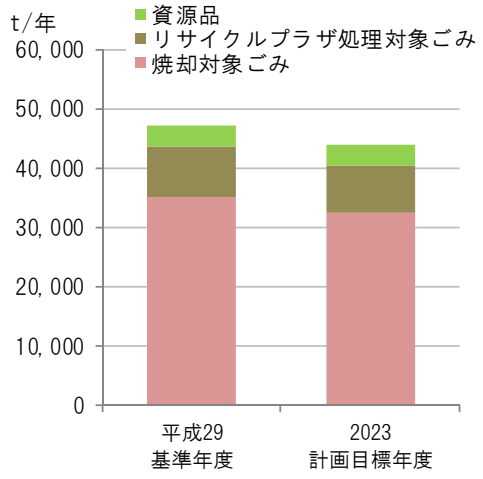

(3) 最終処分量

最終処分量は、ごみ発生・排出削減や再資源化の実施等により削減され、2023 年度に約 1,400 トンと見込みます。

最終処分量の見込みを図表 3-31 に示します。

■図表 3-31　最終処分量の見込み

最終処分量（ｔ/年）	平成29 基準年度	2023 計画目標年度
直 接 埋 立 （災害ごみ等）	283	380
選 別・埋 立 （陶磁器ガラス他）	858	750
破 砕 埋 立 （不燃物）	349	0
セメント異物＋不燃物	188	211
直 接 埋 立 （陶磁器及びガラス類）	44	42
合　計	1, 722	1, 383

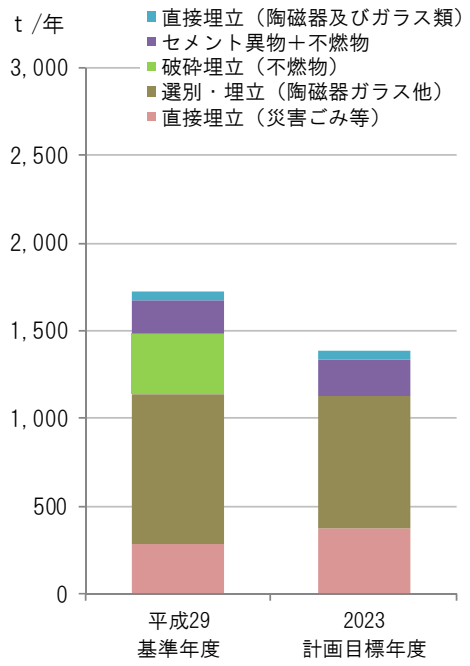

※推計値は中間処理施設からの埋立対象物搬出量を基にした計算値で、水分等の誤差要因を含んだ値。

第5節 計画の体系

目標とする姿

豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち
～持続可能な循環型社会の形成～

基本理念

基本理念①

3Rの推進
（リデュース・リユース・リサイクル）

ごみを作らない、ごみを出さない、やむを得ず出たごみはできるだけ再利用するまちづくりを目指し、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進します。

基本理念②

市民・事業者・行政の協働・共創による取組の推進

地球環境にやさしい社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働し、また、共に創造して循環型社会づくりに取り組みます。

基本理念③

地球環境保全の推進

地域環境に留まらない、地球環境保全を達成できる処理システムを構築し、温室効果ガスの排出削減を推進します。

基本方針

基本方針①
ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進

◇市民・事業者のごみ発生・排出削減やリサイクルへの取り組みを進めます。
◇市民・事業者のごみ発生・排出削減に関する意識の向上を図るとともに、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求めます。
◇市民・事業者のリサイクルに関する意識の向上を図るとともに、分別収集や資源回収等、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求めます。

基本方針②
ごみの適正処理の推進

◇安定したごみ処理及びごみの有効利用を促進し、環境保全と経済性を両立した取り組みを進めます。
◇災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築します。

基本方針③
環境美化の推進

◇市民や事業者に対する環境美化活動を推進します。
◇地域の環境美化を推進します。

目標値（2023年度）

ごみ発生・排出削減目標（基地ごみを除く）
ごみ総排出量：808グラム（1人1日平均排出量）
収集ごみ排出量：536 グラム（1人1日平均排出量）
直接搬入ごみ排出量：33.95トン（1日平均排出量）

リサイクル目標：25.4%（リサイクル率）

最終処分目標：1,383トン（最終処分量）

環境保全目標：6,141t-CO_2/年（温室効果ガス排出量）

意識向上に関する目標：※P47・48参照

具体的な取り組み・施策

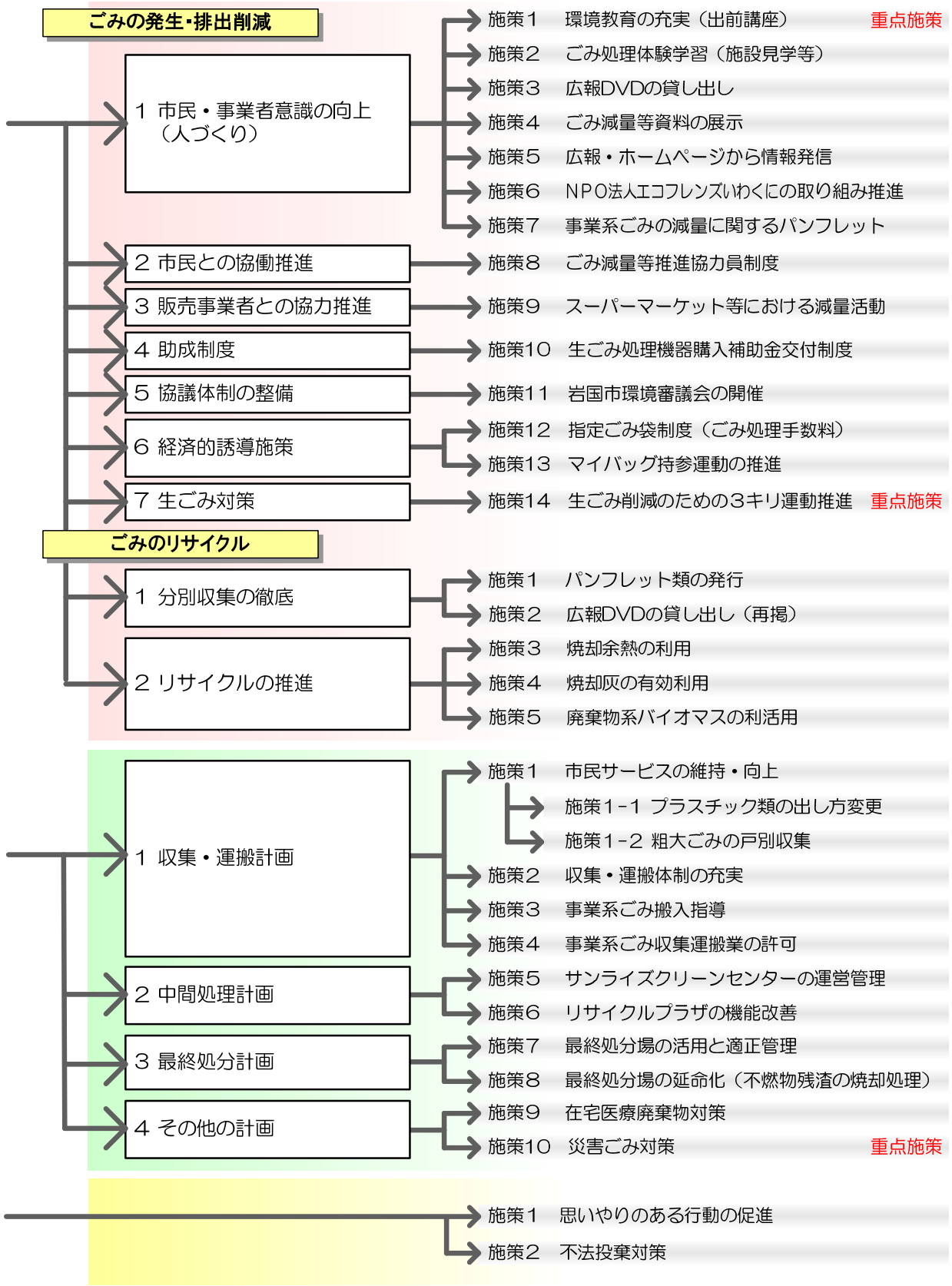
ごみの発生・排出削減
1 市民・事業者意識の向上（人づくり）
施策1 環境教育の充実（出前講座） 重点施策
施策2 ごみ処理体験学習（施設見学等）
施策3 広報DVDの貸し出し
施策4 ごみ減量等資料の展示
施策5 広報・ホームページから情報発信
施策6 NPO法人エコフレンズいわくにの取り組み推進
施策7 事業系ごみの減量に関するパンフレット
2 市民との協働推進
施策8 ごみ減量等推進協力員制度
3 販売事業者との協力推進
施策9 スーパーマーケット等における減量活動
4 助成制度
施策10 生ごみ処理機器購入補助金交付制度
5 協議体制の整備
施策11 岩国市環境審議会の開催
6 経済的誘導施策
施策12 指定ごみ袋制度（ごみ処理手数料）
施策13 マイバッグ持参運動の推進
7 生ごみ対策
施策14 生ごみ削減のための3キリ運動推進 重点施策
ごみのリサイクル
1 分別収集の徹底
施策1 パンフレット類の発行
施策2 広報DVDの貸し出し（再掲）
2 リサイクルの推進
施策3 焼却余熱の利用
施策4 焼却灰の有効利用
施策5 廃棄物系バイオマスの利活用
1 収集・運搬計画
施策1 市民サービスの維持・向上
施策1-1 プラスチック類の出し方変更
施策1-2 粗大ごみの戸別収集
施策2 収集・運搬体制の充実
施策3 事業系ごみ搬入指導
施策4 事業系ごみ収集運搬業の許可
2 中間処理計画
施策5 サンライズクリーンセンターの運営管理
施策6 リサイクルプラザの機能改善
3 最終処分計画
施策7 最終処分場の活用と適正管理
施策8 最終処分場の延命化（不燃物残渣の焼却処理）
4 その他の計画
施策9 在宅医療廃棄物対策
施策10 災害ごみ対策 重点施策
施策1 思いやりのある行動の促進
施策2 不法投棄対策

第６節　ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進〔基本方針1〕

ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進に関する施策の方針と施策体系

●施策の方針

- ごみの発生・排出削減、リサイクルを進めるためには、意識啓発を行い、実際にごみ減量やリサイクル等へ取り組む市民・事業者を増やしていくことが必要です。
- ごみの発生・排出削減の推進に関する施策は、市民自らが取り組みを行うよう意識の向上を図る「**人づくり**」や、取り組みを実践しやすい環境を整える「**システムづくり**」を基本に展開していくものとします。
- リサイクルの推進に関する施策は、分別収集の徹底及び本市の施設におけるリサイクルの推進を基本に展開していくものとします。

■図表 3-32　ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進に関する施策の体系

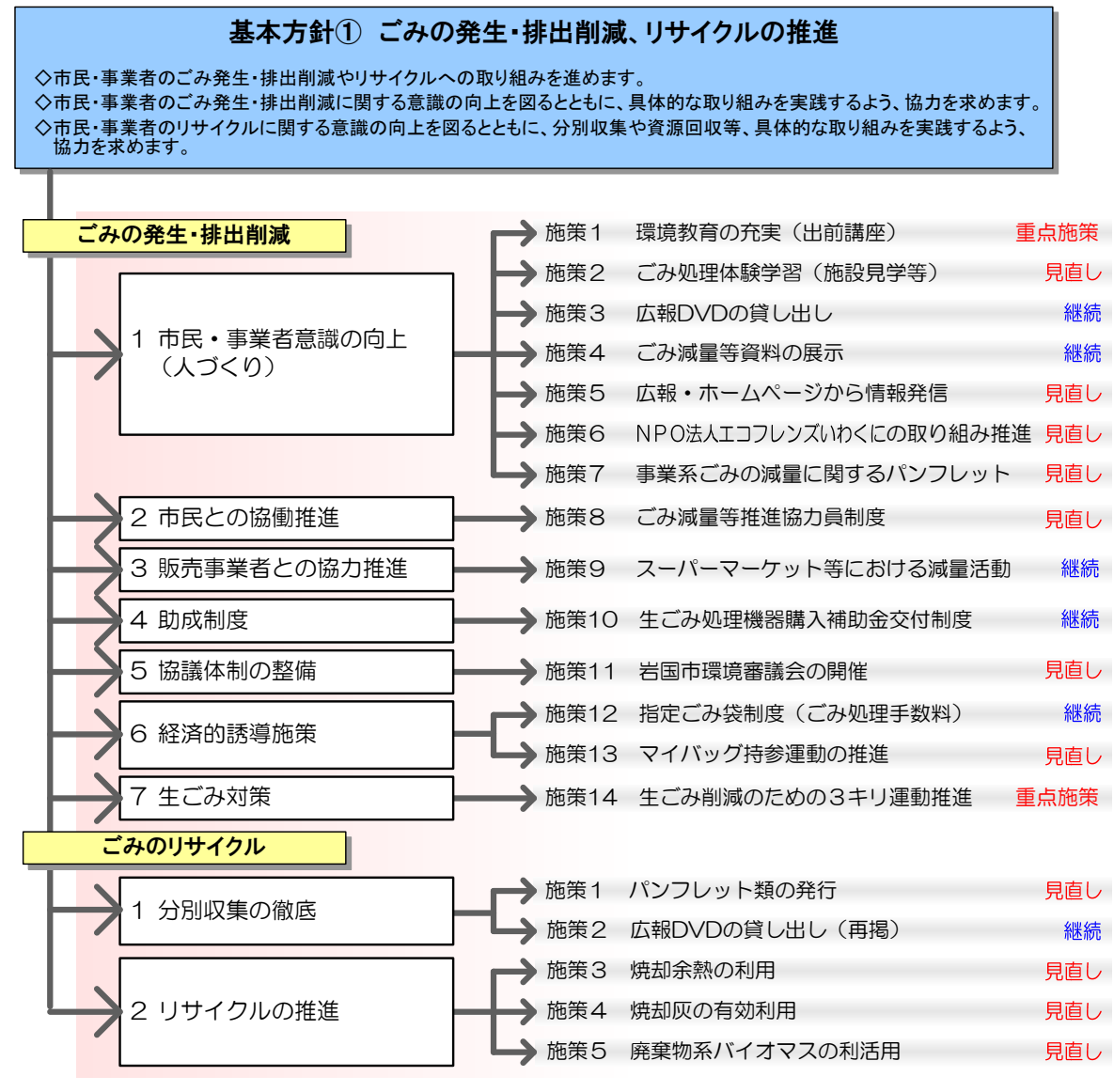

既定計画における施策との比較

施策名	既定計画における施策の概要	今後の方針
ごみ発生・排出削減計画		
①環境教育の充実（出前講座）	広報いわくになどで積極的に PR をすることで講座の申し込み数と参加者を増やし、市民への環境教育の充実を図る。また、講座参加者を対象にアンケート調査や追跡調査を行うことで、講座の効果の把握や内容の充実を図る。	【重点施策として見直し】 学校、自治会等への案内の実施 他団体との連携 アンケート調査において高い評価を受けているごみ処理施設見学や職場体験の効果を反映
②ごみ処理体験学習（施設見学等）	施設見学を通じて市民に実際のごみ処理を体験してもらい、自分たちの出したごみがどのように処理され再資源化されているか、及びごみの減量・分別排出の意義などについての認知度向上を図る。また、見学者を対象にアンケート調査や追跡調査を行うことで、見学等の効果の把握や環境学習施策の充実を図る。	【見直し】 施策 1 同様
③広報 DVD の貸し出し	図書館での貸し出しを実施し、広報いわくになどで積極的に PR をすることで貸し出しの利用件数を増やす。また、貸し出し先にアンケートを行う等の追跡調査を行うことで、視聴効果の把握・新しい教材の内容の充実を図る。	【継続】 広報いわくにや本市ホームページでの貸し出し制度及び視聴のＰＲ
④ごみ減量等資料の展示	引き続きイベントでの情報展示を行うとともに、展示する内容の見直しを図る。また、より多くの市民に展示情報を見てもらうため、岩国環境フェスタ以外のイベントにおいても情報の展示を行う。	【継続】 環境フェスタのチラシの配布先を検討
⑤広報・ホームページから情報発信	広報いわくにや本市ホームページでの情報発信を継続するとともに、掲載内容の見直しや充実を図る。	【見直し】 内容が分かりやすい見出し アクセスしやすい工夫
⑥NPO 法人エコフレンズいわくにの取り組み推進	平成 30 年度までに来館者数 20%増させることを目標に、引き続き NPO 法人エコフレンズいわくにへの支援を行い、市民のごみ減量・リサイクル、環境問題に関する啓発と取り組みの実践を推進する。	【見直し】 イベント参加者にアンケートを実施 イベント時にチャーターバスの運行を検討
⑦事業系ごみの減量に関するパンフレット	これまでの事業者向けパンフレットの内容を現在の社会状況に合った内容に見直し、事業者への配布も行う。また、大規模事業者に対して、本市が資源化率等の目標値を設定して提示し、目標の達成に向けて取り組みを行ってもらうことでごみの減量等を推進する。	【見直し】 排出量の多い事業者へは、担当者が訪問
⑧ごみ減量等推進協力員制度	引き続き協力員を中心とした地域一体となったごみ減量等の取り組みを継続する。また、協力員へのヒアリングによって地域での取り組みの中における問題点の抽出や整理を行うとともに、協力員を対象にしたごみ処理施設見学会の実施により協力員の育成を行い、地域での指導や取り組みの方向性について統一を図る。	【見直し】 サンライズクリーンセンターの本稼働による分別ルールの見直しに伴い、協力員向けマニュアルも見直し

施策名	既定計画における施策の概要	今後の方針
⑨スーパーマーケット等における減量活動	今後も販売店の協力のもと、ごみの減量等を推進する。また、協力店舗が増えるよう引き続き協力依頼を行う。	【継続】 本計画においても継続実施
⑩生ごみ処理機器購入補助金交付制度	年間補助基数 200 基以上を目標として、購入補助金交付制度の市民への広報活動を積極的に行い、制度の利用者数増加と生ごみ処理機器の普及を図る。また、処理機器購入後５年以上経過した場合にも再度交付対象となることについても PR する。 さらに、生ごみ処理機器の効率的な活用方法を本市ホームページや広報いわくに等で紹介することにより、処理機器やたい肥の利用促進を図る。	【継続】 本計画においても継続実施
⑪岩国市環境審議会の開催	効果的な廃棄物行政を行うため、本市が行うごみの減量やその他一般廃棄物等に関する施策・取り組みなどについて、引き続き環境審議会を通じて市民の意見を募る。	【見直し】 傍聴者を増加させる工夫
⑫指定ごみ袋制度（ごみ処理手数料）	今後も指定ごみ袋制度を継続し、制度の意義や効果について啓発を進める。また、ごみ処理手数料に関する調査等を継続して行い、制度のあり方について検討する。	【継続】 本計画においても継続実施 処理施設への搬入手数料の設定に関する検討項目を追加
⑬マイバッグ持参運動の推進	主要な販売店では既にレジ袋有料化が開始されていることから、レジ袋減量を更に促進する施策展開としてマイバッグ持参運動などの取り組み推進を図る。また、レジ袋有料化に関し、引き続き販売店への協力要請を行う。	【見直し】 環境イベント等でマイバッグの啓発と配布 小売店などにおける国の施策について周知・徹底
⑭生ごみ削減のための３キリ運動推進【新規施策】	既定計画では、ごみ発生・排出削減計画の施策 10 生ごみ処理機器購入補助金及びごみのリサイクル計画の施策３焼却余熱の利用において生ごみの削減や水切りについて掲載。	【新規】 本計画において重点施策として追加
リサイクル計画		
①パンフレット類の発行	今後もごみ収集カレンダーの作成・配布を継続し、内容についても随時見直しを行う。また、環境やごみに関する時事問題などについてのパンフレット等の作成・配布を行い、啓発資料の充実を図る。	【見直し】 カレンダーとは別に分別方法の冊子（保存版）作成を検討 啓発チラシ等の配布方法の検討
②広報 DVD の貸し出し（再掲）	前述の内容と同様	【継続】
③焼却余熱の利用	水分の多いごみは、焼却処理において水分蒸発に熱が余計に使われ、有効利用できる熱量が少なくなる。 そのため、現施設及び新施設においても余熱を最大限有効利用できるように、引き続き分別徹底と併せて生ごみの水切りの重要性について啓発を図る。	【見直し】 余熱を最大限有効に利用できるよう、分別についての啓発 サンライズクリーンセンターの概要や発電等の余熱利用をＰＲ

④焼却灰の有効利用	焼却灰の資源化率 95%以上の維持を目標に、現有ごみ焼却施設、また、新ごみ焼却施設においても引き続き焼却灰をセメント原料として有効利用する。	【見直し】 焼却灰の有効利用の状況についてＰＲ
⑤廃棄物系バイオマスの利活用	新ごみ焼却施設では、焼却処理の余熱を利用した発電を行う計画としている。焼却ごみを燃料とした発電を行うことで、焼却ごみに含まれているバイオマスの利活用を行う。	【見直し】 継続的なバイオマス発電が行えるよう、分別についての啓発 サンライズクリーンセンターの概要や発電等の余熱利用をＰＲ

ごみの発生・排出削減に関する具体的な施策

1　市民・事業者意識の向上（人づくり）

施策1　環境教育の充実（出前講座）　重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

環境意識の向上のためには、幅広い年齢層を対象とした環境教育を行い、しっかりと環境意識を根付かせることが必要です。そのため、広報いわくになどで積極的にPRをすることで出前講座や生涯学習市民講座イカルスへの申し込み数と参加者を増やし、市民への環境教育の充実を図っています。

平成25年度から平成29年度までの5年間の参加人数は、前回計画見直し前の5年間と同レベルであり、より一層参加人数を増やすことが課題です。

◆これまでの取り組み実績など

【出前環境講座】
- 平成 27 年度：167 人
- 平成 29 年度：65 人

【生涯学習市民講座 イカルス】
- 平成 25 年度：10 人
- 平成 27 年度：28 人
- 平成 28 年度：10 人
- 平成 29 年度：23 人

イカルスとは？

イカルスとは、「岩国市行政いろいろ情報提供（Iwakuni City Administration Reference Utility Services）」の略で、市民が疑問に思うこと・学んでみたいことについての、学習の場を提供する講座です。

対象は、原則として岩国市内に居住、勤務または在学する５人以上のグループで、希望者が講座メニューの中からお好みの講座を選び、申し込むことができます。

【施策の方向】

今後も継続して広報いわくに、本市ホームページなどで積極的にPRし、学校や自治会などに案内することで、講座の申し込み数と参加者を増やし、市民への環境教育の充実を図ります。また、積極的に出前講座を実施している他団体との連携を図り、講座メニューの充実や講師のスキルアップを図ります。

今後具体的に行う施策

- 積極的に出前講座を実施している「地球温暖化防止を考える会」との連携
- 学校や自治会へ出前講座の案内を実施
- エコフレンズまつりや環境フェスタなどの人が集まるイベントで案内文を配布

◆出前講座のイメージ

- 市民全般に環境意識を根付かせることが必要です。そのため、職員が学校や地域に出向き、教材等を用いてごみ減量等の取り組み方法等について分かりやすく説明します。
- 地球温暖化防止を考える会などの他団体と連携し、幅広いメニューの出前講座を行います。

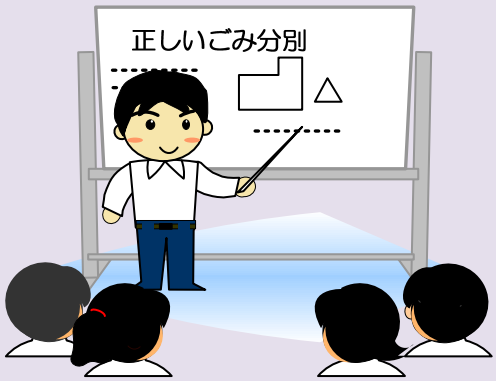

【市民・事業者の役割】

○ 環境教育資料や出前講座を積極的に活用し、取り組みについて学び、実践しましょう。
○ 事業者は社内研修等で講座を利用しましょう。

【行政の役割】

○ 出前講座の活用について学校や自治会へ積極的にアプローチします。
○ 他団体との連携により、講座メニューの充実、講師の育成を図るとともに、分かりやすく魅力的な教材や資料を作成します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
重点	案内の実施	実施 ←	→	→	→	→
重点	出前講座の開催	継続 ←	→	→	→	→
重点	他団体との連携	調査・計画 ←	→	運用 ←	→	→

施策2　ごみ処理体験学習（施設見学等）　見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみ処理施設への施設見学や職場体験を積極的に受け入れ、施設見学では映像と職員による説明、設備見学（園児にはスライドショーによる紙芝居上映など）等を実施しています。また、施設見学者へアンケート調査を実施し、約90%の方々から「見学してよかった」、「理解できた」との回答がありました。

施設見学や職場体験は、ごみ減量等の取り組み促進に有効であると考えられるため、より多くの市民に参加していただくための工夫が必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【施設見学】
- 平成 25 年度：1,517 人
- 平成 26 年度：1,386 人
- 平成 27 年度：1,639 人
- 平成 28 年度：1,556 人
- 平成 29 年度：1,589 人

【職場体験】
- 平成 25 年度：9 人
- 平成 26 年度：3 人
- 平成 27 年度：4 人
- 平成 28 年度：6 人
- 平成 29 年度：9 人

【アンケート調査】

【見学してよかった】
- 平成 26 年度：87%
- 平成 27 年度：93%
- 平成 28 年度：94%
- 平成 29 年度：88%

【説明がよく理解できた】
- 平成 26 年度：90%
- 平成 27 年度：93%
- 平成 28 年度：93%
- 平成 29 年度：91%

【施策の方向】

施設見学を通じて市民に実際のごみ処理の実態を理解してもらい、自分たちの出したごみがどのように処理され再資源化されているかなど、ごみの減量・分別排出の意義についての認知度向上を図ります。また、見学者から高い評価を受けている施設見学、職場体験の効果を出前講座等の環境学習施策へ反映できるよう検討します。

今後具体的に行う施策

- 学校や自治会へ施設見学の案内を実施
- 児童・生徒の長期休みの時期に合わせて、施設見学の際にエコフレンズいわくにが実施しているリサイクル講座などを企画
- 見学・職場体験効果の把握のためのアンケート調査
- アンケート調査結果等の今後の環境学習施策への反映

【市民･事業者の役割】

○ ごみ処理施設の見学に積極的に参加しましょう。
○ 見学等で学習したことをもとに、ごみの減量や分別排出などに取り組みましょう。

【行政の役割】

○ ゲーム要素を盛り込むなど楽しみながら学習ができ、「見て・聞いて・触って」体験できる見学カリキュラムとします。
○ 見学者へのアンケート調査を継続し、アンケート調査結果を今後の環境学習施策へ反映します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	施設見学 職場体験	継続 →				
見直し	他団体との 連携	計画・実施 →				
継続	アンケート 調査	実施・継続 →				
継続	調査結果の 反映	検討 →				

施策3　広報DVDの貸し出し　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

市民のごみ処理などに関する知識向上を目的に、公民館活動や学校教育での説明会や研修の教材として、希望者への広報ＤＶＤの貸し出しを行っています。

また、誰でも手軽に視聴できるよう、本市ホームページを利用した視聴を可能にしました。

貸し出し制度の利用者、本市ホームページでの視聴者を増やすことが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【貸出件数】

年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
DVD 教材	1 件	1 件	15 件	30 件	24 件

DVD教材

【施策の方向】

広報いわくになどで積極的にPRし、出前講座や施設見学実施の案内文に広報ＤＶＤ貸し出しについても記載することで貸し出しの利用件数を増やします。また、本市ホームページからも視聴が可能であることをPRします。

今後具体的に行う施策

・広報いわくにや本市ホームページでの貸し出し制度及び視聴のPR

【市民・事業者の役割】

○ 地域における環境活動において、広報ＤＶＤ等を積極的に活用してごみ処理等の知識を高め、具体的に実践してみましょう。

【行政の役割】

○ 広報ＤＶＤの貸出について、積極的に活用してもらえるように広報いわくにや本市ホームページ等で案内していきます。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	広報 DVD の貸し出し	継続 ⟷				
継続	貸し出し制度 視聴の PR	継続 ⟷				

施策4　ごみ減量等資料の展示　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

毎年６月に行われている「岩国環境フェスタ」において、ごみの減量やリサイクル、さらには生ごみ処理機器購入補助金の紹介や小型家電などの有効利用に関する資料等を展示しています。展示する資料の充実や岩国環境フェスタ以外のイベントでの展示も必要です。

また、玖北地域、玖西地域の市民が参加しやすいイベントへの出展の検討も必要です。

◆これまでの取り組み実績など

平成 26 年度：来場者　約 500 人
・小型家電リサイクル ・生ごみ処理機器購入補助金の紹介 ・各種生ごみ処理機器の展示

平成 27 年度：来場者　約 500 人
・ごみ分別ゲーム ・生ごみ処理機器購入補助金の紹介 ・各種生ごみ処理機器の展示

平成 28 年度：来場者　約 600 人
・岩国市のごみについて学ぼう ・生ごみ処理機器購入補助金の紹介 ・各種生ごみ処理機器の展示

平成 29 年度：来場者　約 640 人
・小型家電からオリンピックメダルを ・生ごみ処理機器購入補助金の紹介 ・各種生ごみ処理機器の展示

平成 30 年度：来場者　約 500 人
・小型家電からオリンピックメダルを ・施設、車両の火災状況について

岩国環境フェスタ 2018 の様子
（ペットボトルのキャップを利用した小物作り）

出典：エコフレンズいわくにホームページ
（http://www.geocities.jp/eko_friends_iwakuni/）

【施策の方向】

引き続きイベントでの資料展示を行うとともに、展示する内容の見直しを図ります。

また、より多くの市民に展示資料を見てもらうため、岩国環境フェスタ以外のイベントにおいても資料の展示を行っていきます。

今後具体的に行う施策

- 展示資料の内容の見直し
- 地域のイベントなど資料を展示できるイベントへの出展の検討
- 岩国環境フェスタのチラシの配布先を検討

【市民・事業者の役割】

○ 環境関連のイベントに積極的に参加し、様々な情報収集を行いましょう。
○ 事業者は出展者としてイベントに参加するなどし、自らのごみの減量・リサイクルについての取り組みを市民に PR しましょう。

【行政の役割】

○ 市民に分かりやすい展示資料を作成し、市民のごみについての理解度向上を図ります。
　また、事業者には自らの取り組みを展示により情報提供するよう協力を依頼します。
○ 岩国環境フェスタ以外のイベントへの出展を検討します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	イベントでの資料展示	← 継続 →				
継続	展示内容の見直し検討	← 継続 →				
継続	展示機会の検討	← 実施・継続 →				

施策5　広報・ホームページから情報発信　　見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

環境問題やごみ問題への市民の知識向上と取り組みを実践しやすい環境作りを進めるため、広報いわくにや本市ホームページにごみの分別やリサイクルなどに関する記事を掲載し、環境・ごみ問題についての解説と具体的な取り組み事例の紹介を行っています。また、スマートフォンアプリ「岩国市民ニュースアプリ」による情報発信も行っています。

掲載内容については随時見直しを行い、内容が分かりやすい見出しにするなどアクセスしやすい工夫をすることが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【発信情報】
- 連載記事「ごみちょっと気にして、もっと気にして」[広報・HP]
- 家庭ごみ分別早見表（50 音順）[HP・スマートフォンアプリ]
- ごみ収集カレンダー［HP・スマートフォンアプリ］
- 食品トレー、プラスチック類、ペットボトルの出し方［HP］
- パソコン、家電４品目、消火器の処理について［HP］
- 家庭ごみの自己搬入について［HP］
- 使用済小型家電をボックス回収します［HP］
- ごみ・リサイクルに関連するリンク集［HP］
- ごみ処理計画の公表［HP］
- 支援事業の報告、岩国市の取り組みに関するお知らせ[HP]
- 岩国市民ニュースアプリ［スマートフォンアプリ］　など

【施策の方向】

広報いわくにや本市ホームページでの情報発信を継続するとともに、掲載内容の見直しや充実を図ります。また、内容が分かりやすい見出しにするなど、アクセスしやすい構成に見直します。

今後具体的に行う施策

- 広報いわくにや本市ホームページ、スマートフォンアプリへ掲載する情報の見直し、拡充
- 本市ホームページやスマートフォンアプリは市民が欲しい情報へアクセスしやすい構成に見直し

【市民･事業者の役割】

○ 広報いわくにや本市ホームページ、スマートフォンアプリからの情報を活用して、具体的な取り組みを実践しましょう。

【行政の役割】

○ 発信する情報は市民に興味を持ってみてもらえるように工夫します。本市ホームページやスマートフォンアプリでは、困ったときにすぐ役立つ情報や本市に問い合わせの多い内容について情報提供します。

スマートフォンアプリのイメージ

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
見直し	掲載内容･構成の見直し	実施 →				

施策6　NPO法人エコフレンズいわくにの取り組み推進　見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

岩国市リサイクルプラザは、リサイクル体験学習のためのコーナーや展示コーナーを設置し啓発機能をあわせ持った資源化処理施設です。既定計画ではリサイクルプラザへの来館者数を平成30年度までに20%増加させることを目標とし、平成29年度の来館者数は、平成24年度に比べ28%増加していました。

ＮＰＯ法人である「エコフレンズいわくに」は、この岩国市リサイクルプラザを拠点としてリサイクルや環境問題に関する取り組みを行っていますが、より一層のリサイクルの啓発・推進のために、玖北地域、玖西地域の市民の利用を推進する工夫が必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【リサイクルプラザへの来館者数・講座参加者数】

	平成 24 年度		平成 29 年度
来館者	19, 979 人	→	25, 654 人
参加者	1, 232 人		1, 857 人

【エコフレンズいわくに営業時間】
午前 8 時 30 分～午後 4 時 45 分
※日曜日休館

1. リサイクル講座の運営

廃食用油からの石けん作りや洋服のリサイクルなど、工夫をこらして不要品を再生利用する様々な講座を行っています。

講座を受けた市民が家庭に帰ってリサイクルを実践することにより、ごみの排出削減につなげます。

布から作った草履

不要布から作った日傘

2. 広報・調査研究

緑のカーテンを作ったりダンボールコンポストを活用したり、様々な調査を行っています。

また、不法投棄ごみ回収作業などイベント開催時には、スタッフが取材を行っています。

これらの調査結果などは、毎月発行している広報紙「エコフレンズいわくに」やホームページで報告しています。

視察研修
［山口いきいきエコフェア］

広報紙
［エコフレンズいわくに］

3. 遊休品販売・エコらっく

衣類や雑貨などの寄附品をリサイクルプラザで展示・販売しています。また、本市内に居住されている方が、家庭に眠っている遊休品を再利用するために展示、販売されています。

不要なものもまだどこかで活かすことが、市民の意識向上につながります。

遊休品の展示販売

4. 環境イベント開催

毎年 11 月に環境イベント「エコフレンズまつり」を開催し、寄附品のオークション、再生品やリサイクル講座で作った作品の展示販売、講座の無料体験などを実施しています。

また、5 月に開催している「さつきまつり」でも寄附品の展示販売や講座の無料体験などを実施しています。

エコフレンズまつりの開催の様子

5. おもちゃの病院

子どもの目の前でおもちゃを分解し、中の仕組みや動きを一緒に観察しながら修理します。

子どもの「科学する心」や「物を大切にする心」を育て、ごみ減量やリサイクルにつなげます。

利用者	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
	35 人	78 人	122 人	116 人

※写真の出典：エコフレンズいわくにホームページ　(http://www.geocities.jp/eko_friends_iwakuni/)

【施策の方向】

引き続きエコフレンズいわくにへの支援を行っていき、市民のごみ減量・リサイクル、環境問題に関する啓発と取り組みの実践を推進していきます。

玖北地域・玖西地域の市民の利用を推進するための方法を検討していきます。

今後具体的に行う施策

- 参加者にイベント内容や交通手段に関するアンケート調査を実施
- アンケート調査結果をもとにイベント内容の見直し、イベント開催時のチャーターバス運行を検討

【市民の役割】

○ リサイクルプラザで実施しているリサイクル講座やイベントに積極的に参加しましょう。

【行政の役割】

○ エコフレンズいわくにの活動を支援するとともに、岩国市リサイクルプラザの運営を通じて体験型学習を行っていきます。
○ イベント開催時のチャーターバス運行を検討します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	エコフレンズいわくにの取り組み推進	継続 ⟷				
見直し	チャーターバス運行検討	検討 ⟷				

施策7　事業系ごみの減量に関するパンフレット　見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

事業者自らの責任と負担によって適正処理することが原則となっている事業系ごみについて、発生・排出削減やリサイクルを進めることを目的に、平成28年10月に事業者向けの参考資料として「事業系ごみの適正な処理について」のパンフレットを作成し、配布しています。

また、一定規模以上の小売店などには「廃棄物管理責任者の選任」「廃棄物の減量等に関する計画書」の届出・提出を義務付けており、新規店舗には本市職員が直接出向いて届出・提出の方法についての説明を行っています。

パンフレット配布の効果について検証し、内容の充実・見直しが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【本市の取り組み】

- パンフレット「事業系ごみの適正な処理について」の作成・配布（平成 28 年 10 月）
- 事業者向けパンフレットの本市 HP 掲載
- 大規模事業者に提出を義務付けている「減量等に関する計画書」の様式変更

【施策の方向】

事業者向けアンケートによりパンフレット配布の効果について検証し、内容の充実・見直しを行います。

また、大規模事業者に提出を義務付けている「廃棄物の減量等に関する計画書」により排出実績を確認し、排出量の多い事業者には担当者が直接訪問して目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。

今後具体的に行う施策

- 事業者への事業系ごみ減量の協力依頼
- 事業者向けパンフレットの見直し
- 事業者向けパンフレットの配布方法の検討
- 新規店舗への説明を実施
- 大規模事業者への目標設定と達成に向けた取り組み実施の依頼

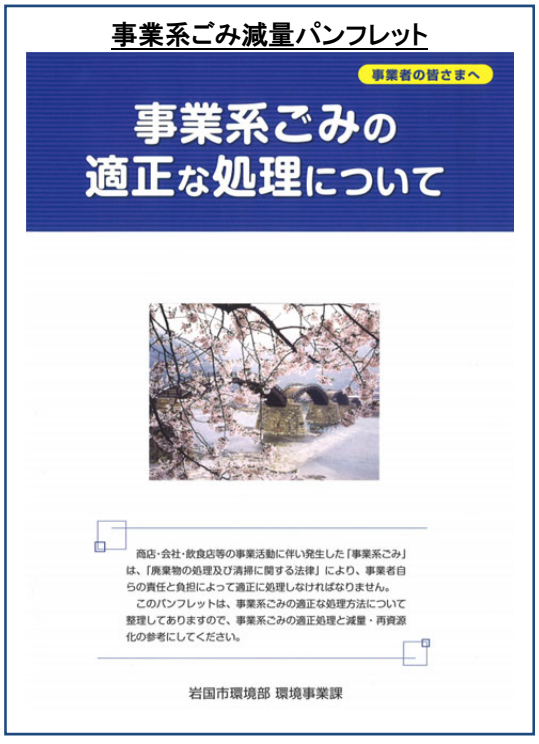

◆事業者におけるごみ減量等の取り組み推進に必要なこと（事業者アンケート調査（平成 30 年実施）より）

- 事業者へのアンケート調査の結果では、ごみ減量やリサイクルの取り組みを進めるためには、減量方法等を示したマニュアルの配布や他の事業所でのリサイクル方法を紹介するなどの支援が求められています。

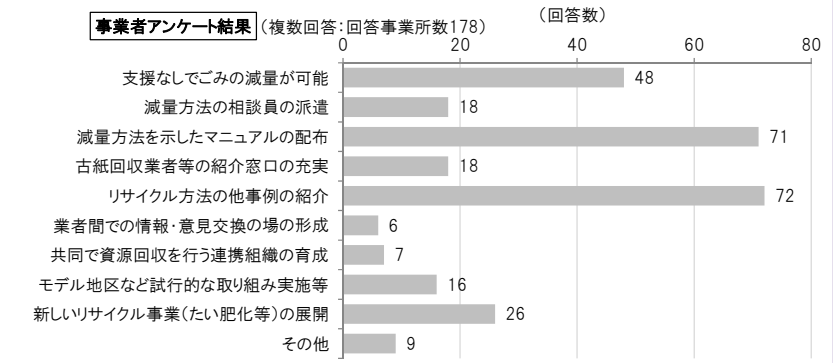

【事業者の役割】

○ 本市が配布するパンフレットなどを活用し、事業者におけるごみの減量・リサイクルを進めましょう。また、目標を設定し、達成に向けて取り組みを実施しましょう。

【行政の役割】

○ 具体的な取り組み方法を示したパンフレットを作成・配布するとともに、事業者にごみ減量等への協力を依頼します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	パンフレット内容の充実･見直し	継続 ⟷				
継続	事業系ごみ減量等への協力依頼	継続 ⟷				
見直し	多量排出事業者への訪問	実施 ⟷				

2 市民との協働推進

施策8 ごみ減量等推進協力員制度 見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

地域におけるごみ排出の適正化を図り、さらにごみ減量等を進めるため「ごみ減量等推進協力員」を委嘱（平成29年7月12日現在：3,169人）しています。協力員に地域でのごみ分別・減量の指導や環境美化活動を行っていただき、地域が一体となったごみ減量等の取り組みを進めています。また、協力内容についてマニュアルを作成し、協力員に渡しています。

協力員との意見交換により地域における課題を抽出し、施策などへ反映することが必要です。

【施策の方向】

引き続き、協力員を中心として地域一体となったごみ減量等の取り組みを継続していきます。また、協力員との意見交換によって地域での取り組みの中における問題点の抽出や整理を行うとともに、協力員を対象にしたごみ処理施設見学会の実施により協力員の育成を行います。

また、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の本稼働に伴う分別ルールの見直しにあわせて、協力員向けマニュアルも見直し、地域での指導や取り組みの方向性について統一を図っていきます。

今後具体的に行う施策

- ごみ減量等推進協力員を対象としたごみ処理施設見学会の開催
- ごみ減量等推進協力員との意見交換により地域における課題を抽出
- 協力内容を整理した協力員向けマニュアルの内容を見直し、地域における指導方針を統一

【市民の役割】

○ ごみ減量等推進協力員とともに地域での活動に積極的に参加するなど、ごみ減量等の取り組みを実践しましょう。

【行政の役割】

○ 協力員との意見交換によって地域での問題点を洗い出し、施策などに反映します。
○ 協力員向けマニュアルの内容を見直し、地域における指導方法の統一を図ります。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	協力員との意見交換	継続 ⟷				
継続	施設見学会	企画・実施 ⟷				
見直し	協力員向けマニュアルの見直し	実施 ⟷				

3 販売事業者との協力推進

施策9 スーパーマーケット等における減量活動 継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

本市による収集や処理・処分量の削減を目的に、スーパーマーケット等の量販店に対して、容器包装の自主回収等への協力を依頼しています。自主回収量を増やし、容器包装ごみを削減するためには、協力店舗を増やし、それを維持していくことが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【自主回収等実施店舗数（4 月 1 日現在）】

	平成 24 年		平成 29 年
食品トレー	31 店舗	→	25 店舗
牛乳パック	29 店舗		23 店舗
ペットボトル	31 店舗		26 店舗

【施策の方向】

今後も販売店の協力のもと、ごみの減量等を推進していきます。
また、協力店舗が増えるよう新たな店舗への協力依頼を行っていきます。

今後具体的に行う施策

- 協力店舗拡充のため、販売店等への協力依頼の実施
- 協力店舗との連携による容器包装ごみの削減推進

【市民・事業者の役割】

○ 容器包装の自主回収等の取り組みに協力しましょう。
○ 販売店などの事業者は、自主回収や簡易包装に取り組み、ごみ減量に協力しましょう。

【行政の役割】

○ 減量活動を広く推進するため、市民に対しては販売店における取り組み情報を提供し、販売事業者に対しては協力依頼を行います。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	販売店への協力依頼	継続 →				

4 助成制度

施策10 生ごみ処理機器購入補助金交付制度 継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

水分が多く焼却効率の悪い生ごみについて、市民自らが生ごみを削減することを目的に、生ごみ処理機器の購入に対して補助金を交付する制度を設けています。一般家庭に生ごみ処理機器を普及させるために、交付制度の利用者を増やすことが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【生ごみ処理機器購入補助金交付制度利用状況】

年度	コンポスト	電気式	合計
平成 25 年度	105 基	94 基	199 基
平成 26 年度	116 基	75 基	191 基
平成 27 年度	151 基	81 基	232 基
平成 28 年度	145 基	63 基	208 基
平成 29 年度	111 基	67 基	178 基

・制度について広報いわくにや本市ホームページに掲載し普及に努めています。

電気式生ごみ処理機

【施策の方向】

年間補助基数170基を目標として、購入補助金交付制度の市民への広報活動を積極的に行い、制度の利用者数増加と生ごみ処理機器の普及を図っていきます。また、処理機器購入後５年以上経過した時に再度補助対象となる場合があることについてもPRしていきます。

さらに、生ごみ処理機器の効率的な活用方法や効果について、本市ホームページや広報いわくに等で紹介するなど、処理機器やたい肥の利用促進を図っていきます。

◆生ごみ処理機器の購入補助制度について（平成 25・平成 30 年市民アンケート調査より）

市民へのアンケート調査結果では、購入補助制度を「知っている」と回答した市民は 5 年前に比べ約 10 ポイント増加していますが、依然として 30%以上の市民が制度を「知らない」と回答しています。

購入補助制度を「利用する予定がない」と回答した市民は 5 年前に比べ約 4 ポイント増えていますが、「利用中」と回答した市民も約 2 ポイント増えており、着実に普及しています。

今後も制度の認知度の向上と生ごみ処理機器の普及に向けた施策展開が必要です。

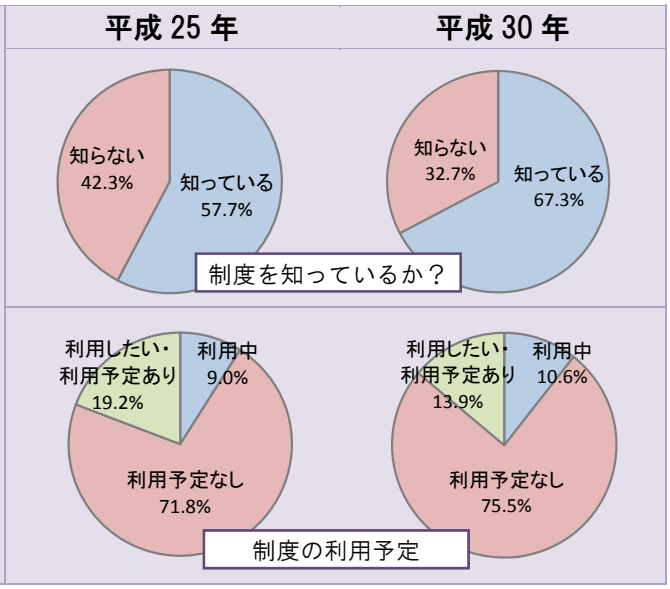

今後具体的に行う施策

- 広報いわくにや本市ホームページ等による購入補助金交付制度のPR実施
- 5年経過により再購入時も補助対象となる場合があることのPR実施
- 処理機器利用者へのアンケート等による処理機器利用実態調査の実施
- たい肥の有効利用に関する情報収集
- 市民への処理機器やたい肥の有効な使い方の情報提供

【市民の役割】

○ 計画的な買い物と調理で食べ残しや調理くずを少なくし、生ごみを減らしましょう。また、補助制度を活用して生ごみ処理機器を購入し、生ごみはたい肥化して家庭菜園やプランター栽培に利用するなど、生ごみの排出削減を進めましょう。

【行政の役割】

○ 補助制度を継続するとともに、制度の積極的な PR を行います。また、生ごみ処理機器の活用方法について広く情報提供を行います。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	制度の実施	継続 ⟷				
継続	制度の PR	継続 ⟷				
継続	情報収集 情報提供	実施・継続 ⟷				

★上手に使って生ごみのたい肥化を進めましょう！

生ごみは、生ごみ処理機やコンポストを活用して処理することができます。生ごみを効率よく分解する菌（有用菌）を合わせて用い、たい肥化等を行います。

◆生ごみ処理機（日本電機工業会 HP より）

乾燥式	バイオ式	ハイブリット式
ヒーターや風で生ごみの水分を蒸発させて乾燥し、減量・減容させる。	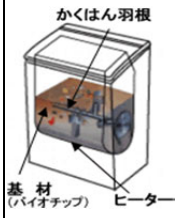 基材と生ごみを混ぜて微生物の働きで分解を促進させ、減量・減容させる。	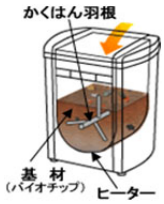 送風乾燥して生ごみ表面の水分を除去し、微生物が働きやすい水分を維持し、その後微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容させる。

〔上手な使い方〕

① 投入できるものとできないものがあります。あらかじめ必ず分別しましょう。
② かぼちゃなど硬くて大きいものは小さく、ねぎなどの繊維質の長いものは短くしましょう。かくはん羽根への巻き付き防止になります。
③ 生ごみの水分を十分に切ってから入れましょう。乾燥式の場合、処理時間の短縮やにおいが抑えられます。
④ 入れすぎないようにしましょう。分解不良を起こし、においの原因になります。
⑤ 魚やイカのあら、でんぷん質、かんきつ類、水分の多いものなど、入れすぎるとにおいが強くなるものは投入量を減らしましょう。

◆コンポスト（生ごみたい肥化容器）

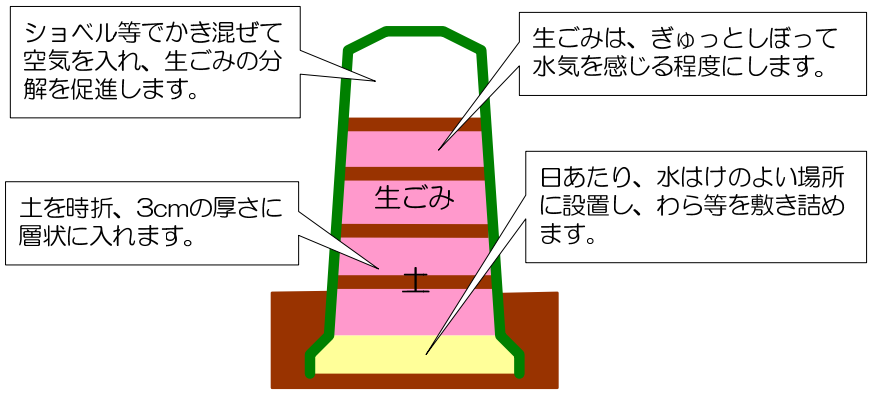

〔上手な使い方〕

① 日当たりが良く、水はけのよい場所に置いて、微生物の働きをよくしましょう。
② 生ごみは、手でぎゅっとしぼって水気を感じる程度にしましょう。乾いた土や落ち葉などで水分調整することが効果的です。
③ 生ごみだけでは、分解する微生物が少ないため、土や市販の発酵促進剤（微生物の粉末等）を合わせて投入しましょう。
④ 内部をスコップなどでかき混ぜ、十分な空気を供給して生ごみの分解を促進しましょう。悪臭の発生抑制にもつながります。
⑤ ウジ虫等が発生した場合は、乾燥した土を１㎝程度の厚さで一面にふりかけたり、消石灰をふりかけましょう。

※たい肥にする場合は、食べ残しなどの塩分の多いものは入れないようにしましょう。

5 協議体制の整備

施策11 岩国市環境審議会の開催 見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

平成24年9月に廃棄物問題等の審議を行ってきた市政市民会議が廃止となったため、平成25年度から岩国市環境審議会を設置し、一般廃棄物の減量、その他環境に関する事項について調査・審議を行っています。

審議会は公開しており傍聴者を受け付けています。また、開催結果は本市ホームページから閲覧が可能です。傍聴者数や開催結果の閲覧者数を増加させ、市民の関心を高めることが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【岩国市環境審議会】（カッコ内は、岩国市一般廃棄物処理基本計画関係での内数）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催数	4（4）	2（1）	3（1）	1（1）	3（1）
傍聴者数	4（4）	1（1）	0（0）	1（1）	1（1）

【施策の方向】

効果的な廃棄物行政を行うため、本市が行うごみの減量やその他一般廃棄物等に関する施策・取り組みなどについて、引き続き環境審議会を通じて市民の意見を募ります。

傍聴者数や開催結果の閲覧者数を増加させる方法を検討します。

今後具体的に行う施策

- 環境審議会を通じた市民意見の収集
- 環境審議会の開催予定などの情報を発信し、傍聴者数を増加させる方法を検討

【市民の役割】

○ 審議会は基本的に公開で行われます。審議会を傍聴してみるなど、環境・ごみ問題について関心を高めましょう。

【行政の役割】

○ 審議会を通じて市民のみなさんに意見を募り、効果的な施策を実施していきます。

【施策スケジュール】

	施 策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	環境審議会の開催	継続 ⟷				
見直し	傍聴者を増やす工夫	実施 ⟷				

6 経済的誘導施策

施策12 指定ごみ袋制度（ごみ処理手数料） 継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみ処理に対する意識の向上やごみ減量、リサイクル推進を主な目的として平成7年に指定ごみ袋制度を導入しています。指定ごみ袋の料金体制や袋の仕様は合併後から現在までの間に統一を完了しています。

また、施設に直接ごみを持ち込んだ際の処理手数料についても平成22年7月に統一を行っています。

今後も、ごみ処理手数料等に関する調査等を継続して行い、制度のあり方について検討していく必要があります。

◆これまでの取り組み実績など

【合併後の指定ごみ袋制度等の経緯】

年月	経　　緯
平成 19 年 1 月	指定袋の料金体制統一
平成 21 年 1 月	袋の仕様を統一
平成 22 年 7 月	ごみ処理手数料の統一

指定ごみ袋

【施策の方向】

今後も指定ごみ袋制度を継続し、ごみ処理に対する意識の向上やごみ減量、リサイクルを推進します。また、ごみ処理手数料に関する調査等を継続して行い、制度のあり方について検討していきます。

処理施設への搬入手数料の設定に関しても、調査・検討することとします。

今後具体的に行う施策

- ごみ処理手数料の設定についての情報収集
- 制度のあり方についての検討を実施

【市民の役割】

○ 指定ごみ袋制度は、排出者負担の原則に基づき、ごみ処理費用の一部を負担しているということを理解し、ごみの排出量をできるだけ減らしましょう。

【行政の役割】

○ 指定ごみ袋制度の目的について啓発を行います。また、ごみ処理手数料に関する調査・検討を行います。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	ごみ処理手数料に関する調査	継続 ⟷				

施策13　マイバッグ持参運動の推進　　見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

平成21年4月から「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」によるレジ袋無料配布中止の取り組みが県内一斉に開始されたことに伴い、本市内の主要スーパー等ではレジ袋有料化によりレジ袋削減の取り組みが行われています。

本市のマイバッグ持参率は９割程度であり、今後も引き続き高いマイバッグ持参率を維持していくためには、市民へのマイバッグ持参についての広報活動が必要です。

環境省は、プラスチック資源循環戦略において、2030年までに使い捨てプラスチックを25%削減することとし、この目標値達成に向け、小売店などにレジ袋の有料化を義務付けることを発表しました。

【施策の方向】

広報いわくにや本市ホームページ等で、引き続きマイバッグ持参について啓発するとともに、販売店におけるマイバッグ持参運動の実施を支援します。

また、環境イベント等でマイバッグ持参の啓発とマイバッグの配布を行います。

さらに、レジ袋有料化未実施店舗には、国の施策の動向について周知・徹底を図ります。

今後具体的に行う施策

- 買い物時のマイバッグ持参についての広報活動の実施
- 小売店などにおけるマイバッグ持参運動の実施を支援
- 小売店などへ国の施策について周知・徹底
- 環境イベント等でのマイバッグ持参の啓発とマイバッグの配布

【市民･事業者の役割】

○ 買い物に行く際はマイバッグを持って出かけましょう。
○ 小売店などの事業者は、レジ袋無料配布を中止するなどレジ袋削減に取り組みましょう。

【行政の役割】

○ 本市内の小売店などで展開されているマイバッグ持参運動を支援するなど、レジ袋削減に向けた取り組みを推進します。
○ 国の施策として、レジ袋の有料化が義務化されることをレジ袋有料化未実施店舗に周知・徹底します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	ﾏｲﾊﾞｯｸ持参運動の推進	継続 →				
見直し	環境イベント等でのマイバック配布	実施 →				
見直し	小売店などへの国策の周知	周知・徹底 →				

7 生ごみ対策

施策14 生ごみ削減のための3キリ運動推進 重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみの７割程度を占める焼却ごみのうち、３割強が生ごみです。生ごみ削減に関する取り組みは、市民アンケートによると、手付かず食品や食べ残しをなくすことを心がけている市民は９割程度、水切りに取り組んでいる市民は８割程度とすでに多くの市民が取り組みを実践しており、高い関心がうかがえます。

しかし、ごみ組成調査の結果では、手付かず食品・食べ残しの量が焼却ごみの 9%、生ごみが合計 33.6%を占めており、まだまだ削減が可能です。

【施策の方向】

既定計画では、焼却余熱の有効利用のため、生ごみの水切りについて啓発を行ってきましたが、本計画では、食品ロス削減の取り組みとして、食材の使いきり、料理の食べきりを加え、「３キリ運動」を推進していきます。

今後具体的に行う施策

- 「３キリ運動」についての広報活動の実施
- 具体的な取り組み事例の紹介

【市民･事業者の役割】

○ 食材を使いキリ、料理を食べキリ、生ごみを捨てる前には水キリをしましょう。

【行政の役割】

○ ３キリ運動についての具体的な取り組み事例を紹介し、家庭や事業所での実践を啓発します。

『３キリ運動』で生ごみ削減を推進！

食材を使いキリ

- ✓ 買い物前に冷蔵庫をチェック
- ✓ 残っている食材から使う
- ✓ 必要な分量だけ買う
- ✓ 皮を厚くむき過ぎない
- ✓ 捨てていた部分も調理に

料理を食べキリ

- ✓ 食べきれる分だけ作る
- ✓ 残り物は上手に保存・アレンジして次の食事に
- ✓ 食事はハーフサイズや小盛など食べきれる量を注文

生ごみの水キリ

捨てる前に**ギュッ**とひと絞り！

- ✓ 軽くなってごみ出しも楽ちん
- ✓ 水が出ず持ち出し場も清潔

◆生ごみ対策１　　手付かず食品・食べ残しの削減

- 手付かず食品・食べ残しの量は焼却ごみの９％を占めています。

  → 食材を使いきり、料理を食べきることで焼却ごみの５％を削減しよう。

◆生ごみ対策２　　水切りの励行

- 生ごみの重量の約８割は水分であるといわれています。

  → 三角コーナーや水切りグッズを利用して水切りを進めましょう。

◆水切り器による生ごみ減量効果例　⇒　生ごみの 10～15%程度の削減が期待できます。

水切りダイエット	生ごみカラット	しぼりっ子	水切りネット
6.9～11.0%	19.2～30.7%	6.6%	8.4～11.0%

（資料：「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」平成 24 年 3 月埼玉県清掃行政研究会）

◆生ごみ対策３　　たい肥化

- 生ごみの有効利用が進めば焼却ごみを削減できます。

  → 生ごみ処理機器購入補助金交付制度を活用するなどにより、生ごみの有効利用を進めましょう。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規	3キリ運動の推進	啓発 ⟷				
新規	取り組み事例の紹介	情報提供 ⟷				

ごみのリサイクルに関する具体的な施策

1 分別収集の徹底

施策1 パンフレット類の発行 見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

資源品を効率よく再資源化するためには市民・事業者の分別徹底が不可欠です。そのため、分別方法、地区別収集日などを記載した「ごみ収集カレンダー」を作成・配布しています。外国人住民用に英語版を含め５種類の外国語版を作成しています。さらに、転入者向けのPRとして転入手続き時にごみ収集カレンダーの配布を行うなど市民の分別徹底を啓発しています。また、ごみに関する啓発チラシも作成し配布しています。

市民の意識啓発に繋がるよう、分かりやすさに配慮し、チラシ類の内容を見直していくことが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【その他の啓発チラシの作成実績】

作成年度	チラシの内容
平成 25 年度	「使用済小型家電を回収します」
平成 26 年度	事業者向けパンフレット作成
平成 27 年度	「紙のリサイクル」、「水切りで生ごみを減らそう！」
平成 28 年度	「ごみの減量のために３Ｒに取り組もう！」
平成 29 年度	「ペットボトルはラベルもはずして出してください」

【施策の方向】

今後もごみ収集カレンダーの作成・配布を継続し、内容についても随時見直しを行います。また、ごみ収集カレンダーとは別に分別方法をまとめた冊子を作成することを検討します。

今後具体的に行う施策

- ごみ収集カレンダーとは別に分別方法をまとめた冊子作成を検討
- 転入者へは「ごみ収集カレンダー」、ごみの分別と出し方についてのチラシとともに啓発チラシの配布も市民課へ依頼

【市民・事業者の役割】

○ ごみ収集カレンダーは見やすい場所に設置し、正しい分別の理解と分別の徹底を心がけましょう。
○ スマートフォンアプリも活用しましょう。
○ 環境問題などのパンフレットを読み、環境・ごみ問題への関心を高めるとともに問題の改善・解決のための取り組みを実践しましょう。

【行政の役割】

○ ごみ収集カレンダーや啓発用チラシは、イラストを用いるなど分かりやすさに配慮したものとします。
○ ごみ収集カレンダーや啓発チラシが市民に行き渡るよう配布方法を検討します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	収集カレンダーの作成配布	継続 ⟷				
継続	パンフレット類の発行・見直し	随時実施・継続 ⟷				
見直し	分別方法の冊子(保存版)作成検討	検討 ⟷				

施策2　広報DVDの貸し出し(再掲)　継続

【現在の取り組み・課題と施策の方向】

市民のごみ処理などに関する知識向上を目的に、公民館活動や学校教育での説明会や研修の教材として、希望者への広報ＤＶＤの貸し出しを行っています。

また、誰でも手軽に視聴できるよう、本市ホームページを利用した視聴を可能にしました。

貸し出し制度の利用者、本市ホームページを利用した視聴者を増やすため、広報いわくになどで積極的にPRし、出前講座や施設見学実施の案内文に広報ＤＶＤの貸し出しについても記載することで利用件数を増やします。また、本市ホームページからも視聴が可能であることをPRします。

2 リサイクルの推進

施策3 焼却余熱の利用 見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

これまでごみの焼却処理を行ってきた岩国市第一工場や周陽環境整備センターでは、焼却処理過程で発生する余熱を熱源として利用してきました。

2019年度からは、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で、ごみの集約処理を開始し、地球温暖化防止にも寄与する焼却余熱を利用した発電を行います。

◆これまでの取り組み実績など

余熱の熱源利用
ごみ焼却施設の余熱を施設の暖房や隣接する温水プールの熱源としてこれまで継続的に利用。
生ごみ水切りの啓発
啓発チラシ「水切りで生ごみを減らそう！」を作成・全戸配布し、生ごみの水切りについて啓発。

【施策の方向】

余熱を最大限有効に利用できるよう、分別についての啓発を行うとともに、市民の意識向上を図るために本市ホームページなどでサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の施設概要や発電等の余熱利用をＰＲしていきます。

今後具体的に行う施策

- サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の余熱利用の実施（場内温水・温水利用型健康運動施設）
- サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の発電による余熱利用の実施
- サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）についてのＰＲ

【市民の役割】

○ 分別を徹底し、生ごみの水切りを実践しましょう。

【行政の役割】

○ 余熱の有効利用を効率的・継続的に行うため、ごみ焼却施設の適正な維持管理に努めるとともに、市民意識向上のため、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の概要についてＰＲします。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	余熱利用・発電	実施・継続 ⟷				
見直し	サンライズクリーンセンターのPR	実施 ⟷				

施策4　焼却灰の有効利用　見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

本市のごみ焼却施設から発生する焼却灰（主灰・飛灰）は、セメント原料として有効利用しており、安定した資源化のため、適正な施設の維持管理に努めています。セメント原料化を行う業者からは受け渡した灰に含まれる異物が返却され、埋立処分していることから、分別を徹底し、異物をできるだけ少なくすることが必要です。

◆これまでの取り組み実績など

【灰処理量の実績】

岩国市第一工場					周陽環境整備センター
年度	主灰（t）	飛灰（t）	返却異物（t）	灰資源化率（%）	焼却灰セメント原料化（t）
平成 25 年度	3,257.75	964.69	140.95	96.77	539.371
平成 26 年度	3,250.44	1,059.83	206.05	95.44	542.471
平成 27 年度	3,435.26	763.59	105.76	97.54	559.268
平成 28 年度	3,132.89	657.92	164.86	95.83	556.847
平成 29 年度	3,176.50	678.68	141.53	96.46	554.223

【施策の方向】

焼却施設から発生する焼却灰はセメント原料として有効利用されていることを本市ホームページなどでＰＲしていきます。今後も、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）において引き続き焼却灰をセメント原料として有効利用していくものとします。

今後具体的に行う施策

- 焼却灰のセメント原料化実施
- 安定した資源化のため、適正な施設の維持管理を行う
- 市民、事業者への分別徹底の啓発
- 焼却灰の有効利用の状況についてPR

【市民・事業者の役割】

○ 分別不徹底により焼却ごみに排出された不燃物は、処理後に焼却灰へ含まれることとなり、セメント原料化の障害となります。不燃物等の異物を混入させないようにごみの分別を徹底しましょう。

◆焼却灰とセメント原料化

- 焼却灰はごみを燃やした後に炉の底に残った「主灰」と、主にごみを燃やして発生したガスから捕集された「飛灰」に分けられます。
- 本市では主灰・飛灰ともにセメント原料として資源化しています。

第一工場の焼却灰

【行政の役割】

○ 焼却灰のセメント原料化を継続的に行うため、ごみ焼却施設を適正に維持管理し、安定運転に努めるとともに、分別徹底の啓発、焼却灰の有効利用の状況などについて PR していきます。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	焼却灰のセメント原料化	継続 ⟷				
見直し	焼却灰の有効利用についての PR	実施 ⟷				

施策5　廃棄物系バイオマスの利活用　見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

動植物などから生まれた生物資源であるバイオマスは、ごみの中にも生ごみや剪定枝・木材などとして含まれています。バイオマスはCO_2を吸収して成長したものであることから、燃料として利用してもCO_2を排出しないものとして取り扱われています。

そのため、バイオマスの有効利用は地球温暖化防止対策として、また循環型社会の形成に資することができ、今後、積極的に利活用を図ることが求められます。

【施策の方向】

サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）では、焼却処理の余熱を利用した発電を行う計画としています。焼却ごみを燃料とした発電を行うことで、焼却ごみに含まれているバイオマスの利活用を行います。

継続的なバイオマス発電が行えるよう、分別についての啓発を行うとともに、本市ホームページなどで施設の概要や発電等の余熱利用をＰＲしていきます。

今後具体的に行う施策

- サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）における発電の実施
- 安定運転のため、適正な施設の維持管理の実施
- サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の施設概要や発電等の余熱利用をPR

【市民・事業者の役割】

○ 施設が安定して稼働できるように、分別の徹底を心がけましょう。

【行政の役割】

○ 一般廃棄物によるバイオマス発電を継続的に行うため、ごみ焼却施設を適正に維持管理し、安定運転に努めるとともに、分別徹底の啓発を進めます。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
見直し	バイオマス発電の実施	実施 ⟷				

第７節　ごみの適正処理の推進〔基本方針２〕

ごみの適正処理の推進に関する施策の方針と施策体系

●施策の方針

- ごみ処理の中心的施設として、2019 年４月に本稼働するサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）を中心に、安心、安全で安定した質の高い公共サービスを提供しつつ、環境保全と経済性が両立できる処理体制を構築・維持していくものとします。

■図表 3-33　ごみの適正処理の推進に関する施策の体系

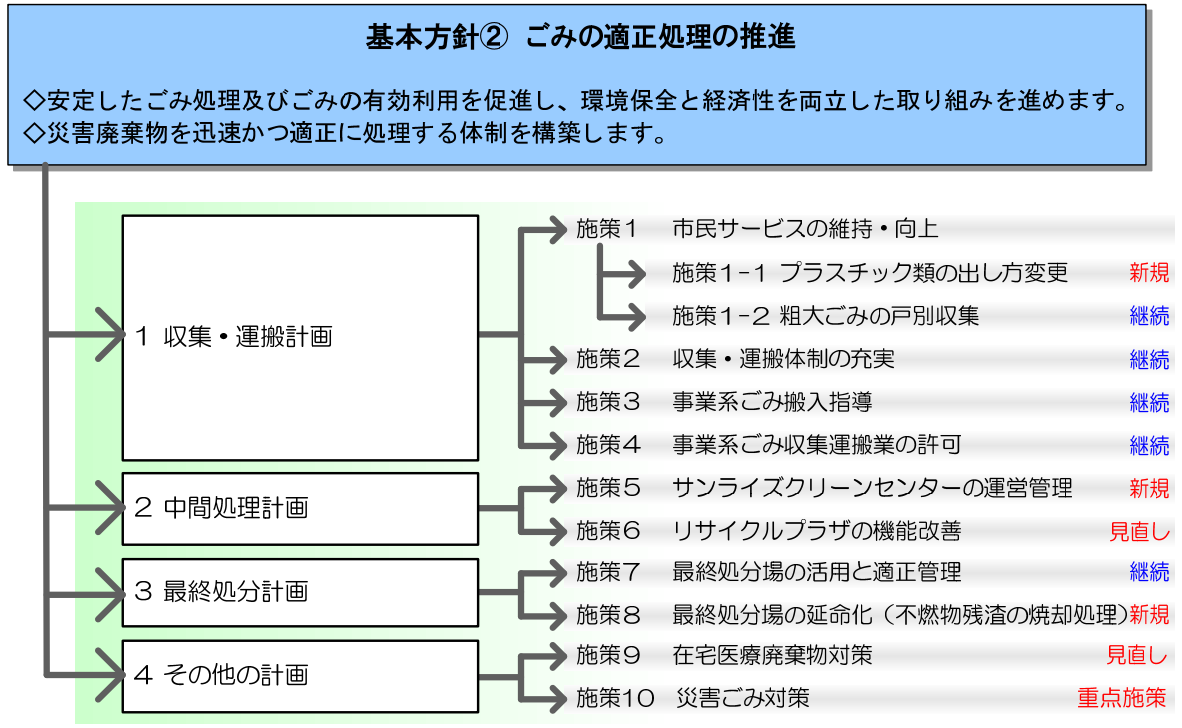

処理主体

適正処理を進めるための主体は、図表 3-34 に示す通りです。

排出されたごみの収集・運搬は、家庭系ごみについては本市が、事業系ごみについては事業者が、中間処理及び最終処分は本市が主体となり、その責務を果たすものとします。

■図表 3-34　適正処理のための処理主体

区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	本市	本市	本市
事業系ごみ	事業者		

※事業系ごみに「一時多量ごみ等」を含む。

ごみの適正処理の推進に関する重点施策

【施策の方向】

既定計画に位置付けた重点施策のうち、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の整備は完了し、2019 年４月からの本稼働にあわせて、汚泥の集約処理も運用を開始します。その他の施策については、環境省が平成 30 年に取りまとめた「プラスチック資源循環戦略」において、数値目標として、ペットボトルやレジ袋、食品容器などの使い捨てプラスチック排出量を 2030 年までに 25%削減させることが盛り込まれたことから、その発生量の推移を見ながら、国の交付金（補助金）制度の活用も考慮し、処理方法の方向性の調査・検討を行っていくものとします。

また、近年頻発する豪雨災害等を踏まえ、災害対策の充実を図るために重点施策として災害廃棄物処理計画に基づく処理体制や民間事業者との連携などを構築していくものとします。

◆既定計画における重点施策の進捗状況と本計画における重点施策等

	施設別・施策概要	ねらい	進捗等
既定計画	◆新ごみ焼却施設 発電設備 セメント原料化	適正処理を推進するとともに、発電設備の導入により温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化防止に寄与する。	**実施済** 2019 年４月本稼働
	◆リサイクルプラザ ペットボトル 新設 その他の設備 機能改善	リサイクルプラザの機能を改善し、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で処理を予定している可燃物残渣、不燃物残渣の回収を効率化する。	**未実施（継続検討）** **ペットボトル** 今後の社会情勢の変化による発生量の推移等を見極めたうえで定期収集などの収集体制を検討する。 **その他の設備・機能改善** 機能改善の手法として、国による二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金等の活用等について調査・検討する。
	◆本郷ごみ処理場及びにしきクリーンセンター ・焼却ごみ ・大型中継運搬車両採用 ・し尿・浄化槽汚泥中継運搬体制構築	本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域の焼却ごみ、し尿等の集約処理に整合した収集・運搬体制を構築し、コスト削減を図る。	**実施済（一部継続）** **焼却ごみ** 玖北地域の焼却ごみの収集・運搬体制は引き続き継続するが、搬入は第一工場からサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）へ変更となる。 **し尿・浄化槽汚泥** 玖北地域のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制は構築済であり、平成 30 年４月からみすみクリーンセンターでの集約処理を開始している。2019 年度中に本郷ごみ処理場内に中継施設を整備する。 本郷ごみ処理場内の中継施設が整備終了するまでの期間は、にしきクリーンセンターを中継施設として活用する。
	◆みすみクリーンセンター	汚泥の集約処理に必要な施設整備を行い、処理の効率化を図る。	**未実施（継続検討）** 現状及び将来のし尿・浄化槽汚泥排出量を勘案し、貯留槽の増設は見送ることとした。今後の施設整備方法については、し尿・浄化槽汚泥の排出状況を見極めたうえで必要な対策を講じる。
本計画	◆災害ごみ対策	迅速な災害廃棄物処理が行える収集・運搬や処理体制、民間事業者との連携体制を構築する。	**新規** 国、県、周辺市町、民間事業者との連携体制を構築する。 （岩国地域災害廃棄物処理計画を 2019 年３月に策定）

◆ごみ処理の効率化を目指した処理体制の再構築イメージ（施策の進捗等）◆

ごみの適正処理の推進に関する具体的な施策

1 収集・運搬計画

施策1 市民サービスの維持・向上

施策1-1 プラスチック類の出し方変更 新規

【既定計画期間の取り組みと課題】

プラスチック類の分別は、マテリアルリサイクルを前提に、容器包装リサイクル法に適合した分別・排出方法を採用しています。しかしながら、その中にはマヨネーズ容器など洗っても汚れの落ちにくいものがあり、リサイクルに供するプラスチック類の品質低下の一因となっていました。

【施策の方向】

リサイクルに供するプラスチック類の品質向上と水環境の保全や今後の高齢化の進行を考慮した住民サービスの向上のために、汚れの落ちにくいプラスチック類に限り『焼却ごみ』にも出せるようにします。

◆汚れの落ちにくいプラスチック類の扱い変更

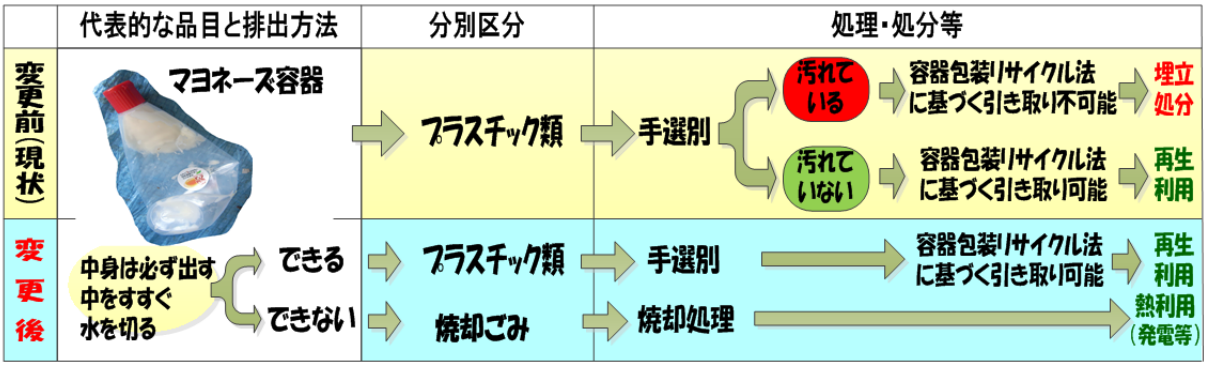

【市民・事業者の役割】

○ ごみは決められた方法で正しく出しましょう。

【行政の役割】

○ 市民・事業者が決められた方法でごみを出せるよう、出し方の変更について周知していくものとします。
○ 出し方の変更について、分かりやすくごみ収集カレンダーに掲載するものとします。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規	出し方の変更	変更（2019 年 4 月から）→				

施策1-2　粗大ごみの戸別収集　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

本市の家庭系ごみの収集はステーション方式ですが、介護が必要な市民や障がいを持つ市民、高齢者にとってはごみ排出の困難性は高いものです。そのため、こうした市民に対する支援から、特に排出の負担が大きい粗大ごみは戸別収集を実施しています。

【施策の方向】

粗大ごみの戸別収集を継続し、市民サービスの維持に努めるとともに、関係部署との調整を行います。また、介護者が要介護者に代わってごみ出しを行うケースもあるため、介護者あるいは団体等への分別や排出方法の周知も行います。

【市民・事業者の役割】

○ ごみは決められた方法で正しく出しましょう。
○ 介護が必要な市民や障がいを持つ市民、高齢者のごみ出し支援について地域住民で協力しあいましょう。

【行政の役割】

○ 粗大ごみの戸別収集を継続し、市民サービスの維持に努めます。
○ 介護が必要な市民や障がいを持つ市民、高齢者のごみ出しへの支援方法について、継続して調査します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	粗大ごみの戸別収集	継続 ⟷				

施策2　収集・運搬体制の充実　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）本稼働後の玖北地域以外の焼却ごみの収集・運搬は、重点施策として調査・検討を行った結果、玖西地域を含めて収集・運搬体制を充実させ対応することとしました。

また、ペットボトルの資源化については、国が方針検討を進めている「プラスチック資源循環戦略」の動向を踏まえた体制づくりが必要です。

【施策の方向】

焼却ごみは、2019 年４月からサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）において集約処理します。玖北地域で排出された焼却ごみの収集・運搬は、これまで通り中継方式とします。また、その他の地域は現体制と同様の収集・運搬とするため、市民サービスが低下しないよう、委託業者による収集・運搬体制の充実を図るものとします。

ペットボトルの定期収集については、国が方針検討を進めている「プラスチック資源循環戦略」の動向を踏まえ、その構築・運用について検討していくものとします。

地区	施策概要（焼却ごみ）	時期
玖北地区	➢ 運搬の効率化のため、これまで通り中継運搬します。	
玖北以外の地区	➢ 現状の収集体制を維持するため、収集・運搬体制の充実を図るものとします。	2019 年度～

【市民･事業者の役割】

○ ごみは決められた方法で正しく出しましょう。

【行政の役割】

○ 市民サービスが維持できるよう、収集・運搬体制の充実を図ります。
○ ペットボトルの定期収集は、発生量の動向を踏まえて検討を行います。

【施策スケジュール】

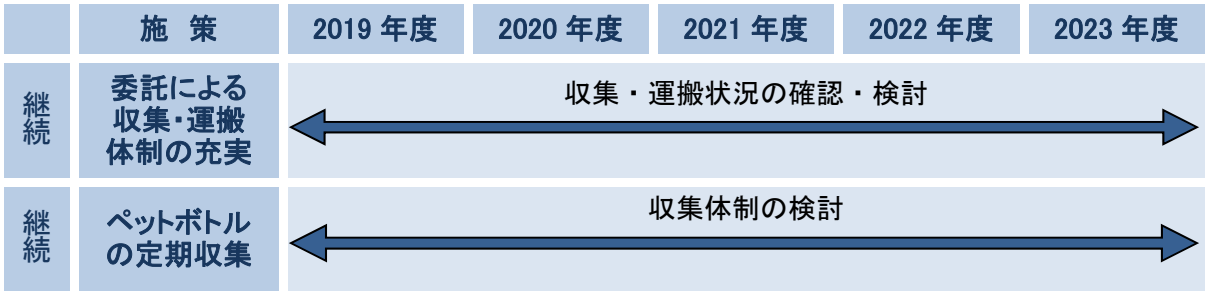

施策3　事業系ごみ搬入指導　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

事業者が事業活動により排出するごみは、廃棄物処理法第３条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

事業系ごみの搬入は、現在、事業者自らが行うか、あるいは本市が許可する収集運搬許可業者により行われていることから、事業者に対して、自らによる再利用や再資源化を行うなど、ごみの発生・排出削減を指導するとともに、本市に搬入するごみについては、分別徹底を行うよう排出業者あるいは収集運搬許可業者に対し指導を行っています。しかし、事業系ごみの大幅な削減は見られず、効果的な施策の検討が必要です。

【施策の方向】

事業者向けパンフレットの見直しを検討するとともに、大規模事業者に提出を義務付けている「廃棄物の減量等に関する計画書」により排出実績を確認し、排出量の多い事業者には担当者が直接訪問して目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。また、事業系ごみの適正排出を促すため、事業系ごみ有料指定袋の導入について調査・検討を行います。

◆事業系ごみ有料指定袋導入事例

事業系ごみ指定袋制度	
➢ 事業系ごみ専用の有料指定袋を使ってごみを排出する方法である。 ➢ 処理手数料を指定袋の価格に含めることで、排出事業者に対し、排出時のごみ減量等のインセンティブを与えることが期待される。 ➢ 収集運搬許可業者が、処理施設搬入時に手数料を支払う必要がない。	先進自治体 ・広島県 広島市　可燃 106 円/45L 袋など 東広島市　可燃 70 円/45L 袋など 安芸太田町　可燃 103 円/45L 袋など

資料：「事業系ごみの有料化・指定袋化の実施状況　平成 29 年 4 月 1 日現在」広島県ホームページ

【事業者の役割】

○ 事業者は自ら適正処理を進めましょう。やむを得ず、ごみとして排出する場合は、ごみの分別徹底を行い、ごみの減量やリサイクルの推進に協力しましょう。

【行政の役割】

○ 本市に搬入するごみについては、分別徹底を行うよう排出業者あるいは収集運搬許可業者に対し指導していくものとします。
○ また、事業者自らがごみ減量や分別徹底といった取り組みを実践するためのインセンティブ（動機付け）となるよう、事業系ごみ有料指定袋の導入について検討していくものとします。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	事業者指導	継続 ⟷				
継続	事業系ごみ有料指定袋制の導入検討	調査・研究 ⟷				

施策4　事業系ごみ収集運搬業の許可　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

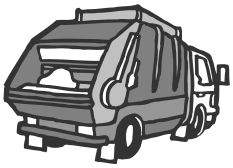

事業系ごみの収集・運搬に関する許可は、事業系ごみの排出状況と現存する収集運搬許可業者の収集・運搬状況を勘案して行うものとしています。

【施策の方向】

事業系ごみ収集運搬業については、再資源化等を目的とする場合や本市で処分することが困難なごみを限定的に収集・運搬する場合を除き、新たな許可は行わないものとします。

なお、事業系ごみについては、将来的な発生・排出削減目標を設定し、ごみ排出量自体の削減を行います。

【事業者の役割】

○ 事業系ごみは、OA 紙や生ごみの削減に取り組むことで、ごみ排出量を減少させることができます。自らリサイクルや減量化に取り組みましょう。
○ また、収集運搬許可業者は、排出事業者に対し、分別徹底等の指導・協力要請を行い、ごみの適正排出推進に協力しましょう。

【行政の役割】

○ 事業系ごみの適正処理のため、収集運搬許可業者に対しごみ分別の徹底を指導していきます。また、収集運搬許可業者が排出事業者の指導員となるよう、協力依頼します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	事業者指導	継続 ⟷				

2 中間処理計画

施策5 サンライズクリーンセンター(新ごみ焼却施設)の運営管理 新規

【施策の方向】

サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）は民間による運営を行います。

本市は、運営において熱エネルギーの有効活用や公害防止などの民間ノウハウ（技能や経験）が惜しみなく生かされるよう、管理（モニタリング）を行います。

サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）には、焼却余熱を利用した温水利用型健康運動施設や多目的広場を併設し、「ふれあい・交流」を目的とした市民の皆様の憩いの場として利用します。また、多目的広場は、災害廃棄物の仮置場としても利用します。

◆サンライズクリーンセンター(新ごみ焼却施設)の概要

所在地	岩国市日の出町２番75号（日の出町最終処分場隣接地）
供用開始	2019年4月
施設規模	160ｔ/日（80ｔ/24ｈ×２炉）
焼却方式	ストーカ式
灰処理方式	セメント原料化
余熱利用	発電設備（高効率回収）出力3,900ｋW 余熱利用施設へ熱供給　※温水利用型健康運動施設等
排ガス処理方式	バグフィルタ＋乾式排ガス処理装置＋脱硝反応装置 ・ダイオキシン類基準(一例) 法規制 1.0ng-TEQ/m^{3}N 以下　⇒　自主規制 0.05ng-TEQ/m^{3}N 以下

施設名称「サンライズクリーンセンター」
～名称は公募により決定しました～

- 189名の応募がありました。
- 建設地である「日の出」町を英訳し、読みやすく親しみやすい名称であることから選定しました。

【市民･事業者の役割】

○ ごみは決められた方法で正しく出しましょう。
○ 生ごみは、水を切って出しましょう。

【行政の役割】

○ サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の機能が最大限に発揮できるよう、民間に運営管理を委託します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規	ｻﾝﾗｲｽﾞｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ（新ごみ焼却施設）の運営管理	継続 →				

施策6　リサイクルプラザの機能改善　　見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

リサイクルプラザは、容器包装であるびん・かん・プラスチック類、さらに、金属類及び破砕ごみ、粗大ごみを資源化、減容化するための施設として平成 11 年４月に供用開始しました。稼働から 20 年が経過し、設備の老朽化が見られます。また、ペットボトルの定期収集については、現在の設備機能で対応することは難しく、機能の改善が不可欠となっています。

【施策の方向】

ペットボトルの資源化は、国が方針検討を進めている「プラスチック資源循環戦略」の動向を見極めたうえで、処理施設（ストックヤードを含む）計画について検討していくものとします。

その他の処理設備は、稼働期間が 20 年から 25 年を迎えるため、大規模改修あるいは新施設整備のいずれかの選択が必要となると考えられます。今後、必要となる処理機能を調査・検討し、適正な施設整備を目指すものとします。特に、整備手法については、新たに制度化された施設の長寿命化（国の交付金制度の活用）も含めて検討します。

◆処理機能確保方針

区分	概要
ペットボトル	➢ 国の方針や民間の動向を見極め、処理施設（ストックヤードを含む）計画について検討します。
その他設備	➢ 稼働後 20 年から 25 年を経過することから、現在のごみ処理体制において必要となる処理機能について調査・検討します。 ➢ 処理機能改善のための適正な施設整備により、財政負担の軽減を図るものとします。 ➢ 施設整備方式については、新たに制度化された施設の長寿命化（国の交付金制度の活用）も含めて検討します。

【市民・事業者の役割】

○ ごみは決められた方法で正しく出しましょう。
○ 啓発機能を有するリサイクルプラザを活用しましょう。

【行政の役割】

○ リサイクルプラザは、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）とともに、本市のごみ処理の両輪となる施設であることから、効率的かつ安定した資源化や最終処分量の最少化を促進するために必要となる処理機能を確保します。
○ 処理機能確保に必要となる施設整備を適切なものとすることで、財政負担の軽減を図ります。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
見直し	ペットボトル処理体制検討	検討 →				
見直し	その他設備機能改善（施設整備方針）	機能調査 →		整備方針検討 →		調査・設計 →

◆「NPO法人エコフレンズいわくに」の事業概要

リサイクル講座運営事業	広報・調査研究事業	修理・再生事業
洋服のリサイクルなど 23 の講座 古い洋服から帽子	毎月 1 日に広報紙を発行 	自転車・家具の修理販売 廃食用油からの石けんづくり

イベント及びリユース事業	研修・視察事業
年2回の開催さつきまつり(5月) エコフレンズまつり(11 月) 	環境に配慮した企業の視察や他団体との交流

資料：エコフレンズいわくに HP（http://ekofriendsiwakuni.web.fc2.com/index.html）

3 最終処分計画

施策7 最終処分場の活用と適正管理 継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

本市では、５ヵ所の最終処分場を管理していますが、現在埋め立てを行っているのは、日の出町最終処分場、周東埋立処分場の ２ ヵ所です。玖珂不燃物処理場、由宇不燃物処理場、川西不燃物処理場については埋め立てを行っておらず、廃止等に向けた調査を行っています。川西不燃物処理場については、災害廃棄物の仮置場として活用しています。

【施策の方向】

供用中あるいは埋め立てを行っていない最終処分場は、周辺環境の保全と有効活用を図るため、適正に管理していくものとします。

埋立終了、廃止した最終処分場は、災害廃棄物の仮置場としての活用を検討しつつ、適正に維持管理していくこととします。

◆各処分場の今後の運営方針

施設別	運営方針	埋立対象物
日の出町 最終処分場	➢ 継続して最終処分を行うものとします。 ➢ 埋立物の３割程度を占めるリサイクルプラザからの不燃物残渣をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で処理することで埋立量の最少化と最終処分場の延命化を図ります。	セメント原料化できない焼却残渣 不燃物など
周東 埋立処分場	➢ 継続して周東地域の陶磁器類、ガラス類を埋立処分します。	陶磁器類 ガラス類
玖珂 不燃物処理場	➢ 埋め立てを休止し残余容量を把握するために必要な調査を行っています。	―
由宇 不燃物処理場	➢ 埋め立てを終了し廃止に必要な調査を行っています。 ➢ 災害廃棄物の仮置場としての活用を検討します。	―
川西 不燃物処理場	➢ 埋め立てを終了し廃止に必要な調査を行っています。 ➢ 災害廃棄物の仮置場として活用します。	―

【市民・事業者の役割】

○ 最終処分場には、決められた埋立対象物以外を埋めることはできません。決められた方法できちんと分別しましょう。

【行政の役割】

○ 最終処分場の適正な維持管理を行います。
○ 埋め立てが終了した最終処分場は、廃止に向けた調査を行います。また、廃止した施設は、災害時において、災害廃棄物の仮置場としての利用などを検討します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	処分場の活用と適正管理	継続 ⟷				

施策8　最終処分場の延命化（不燃物残渣の焼却処理）　新規

【施策の方向】

最終処分場は、容量に限りのある施設です。処分場がいっぱいになり、埋め立てが終了すると、新たな場所に新しい最終処分場を建設しなければなりません。現在供用中の処分場をできる限り長く使用するため、これまで埋立対象としていた不燃物残渣をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却処理することにより、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。

◆埋立物の内訳と対応策（平成 29 年度）

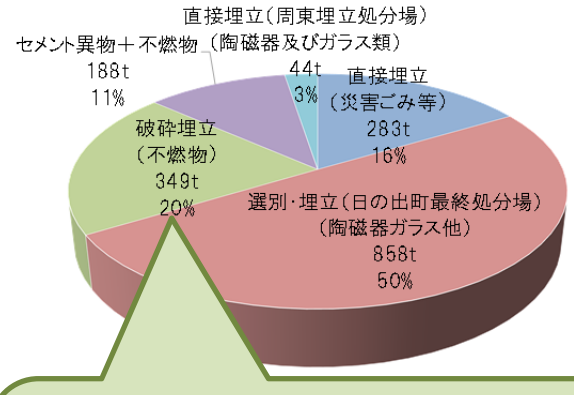

不燃物残渣の埋立状況

- 破砕埋立（不燃物）は、リサイクルプラザにおいて処理した粗大ごみや金属類及び破砕ごみから金属等を回収した後の残渣（不燃物）です。
- プラスチック製品が多くなっていることを反映し、残渣も大半がプラスチックです。（右上写真）
- 不燃物のうち、軽量プラスチックは、埋め立て中の飛散が懸念され、日の出町最終処分場では飛散防止対策を講じています。

現状
第一工場で処理ができないため、日の出町最終処分場で埋立処分しています。

2019 年 4 月から
サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却処理します。

※軽量プラスチック類の飛散は、海洋ごみとなり、マイクロプラスチック化することが懸念されます。この不燃物残渣の焼却処理は、地球規模の環境問題への対応にもなると考えています。

【市民の役割】

○ 本市の最終処分場は、再資源化ができないものや腐敗しないものなどを主に埋立処分しています。ごみの分別徹底を行い、ごみの減量やリサイクルを進め、最終処分場の延命化に協力しましょう。

【行政の役割】

○ サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の活用により、最終処分量を最少化し、最終処分場の延命化に努めます。

※海洋プラスチック問題

海に投棄されたプラスチック類は、新たな海洋汚染として世界規模の問題となっています。

特に、投棄されたプラスチック類が自然環境中で破砕・細分化されたマイクロプラスチックは、含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に影響を及ぼすことが指摘されています。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規	処分場延命化 不燃物残渣の焼却処理	2019 年 4 月から開始 ⟷				

4 その他の計画

施策9 在宅医療廃棄物対策 見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

在宅医療廃棄物とは、在宅医療に関わる医療措置に伴い家庭から排出される廃棄物です。その中には、感染性のもの（注射針など）が含まれている可能性があります。

これまで、在宅医療廃棄物は、薬局や医療機関への返却をお願いしていましたが、誤ってプラスチック類に出されるケースがあり、リサイクルに供するプラスチック類の品質低下につながるため、リサイクルプラザで手選別にて回収・除去してきました。回収・除去したものには、針のついたまま出されているものもあり、手選別職員へのケガや二次感染も懸念されます。

【施策の方向】

市民サービスの向上を図るため、在宅医療廃棄物のうち、感染性がなく、かつ鋭利でないチューブやバッグ類などを『焼却ごみ』に出せるようにします。

また、出し方については、収集カレンダーに分かりやすく掲載します。

◆在宅医療廃棄物の処理

<table>
<tr><th>分類</th><th>種類</th><th>具体例</th><th>分別区分</th><th>処理</th></tr>
<tr><td rowspan="4">感染性がなく
鋭利でないもの</td><td>ビニール
バッグ類</td><td>輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ等

栄養剤バッグ

CAPD バッグ</td><td rowspan="4">焼却ごみ</td><td rowspan="4">サンライズクリーンセンター
（新ごみ焼却施設）</td></tr>
<tr><td>チューブ・
カテーテル類
（針のついていないもの）</td><td>吸引チューブ、輸液ライン等

チューブ類

カテーテル類</td></tr>
<tr><td>注射筒
（針のついていないもの）</td><td>
使い捨ペン型インスリン注射器

栄養剤注射器</td></tr>
<tr><td>脱脂綿・ガーゼ</td><td></td></tr>
<tr><td>鋭利であるが、
安全な仕組み
を持つもの</td><td>ペン型
自己注射針</td><td>
（針ケース装着時）</td><td rowspan="2">収集・処理しない</td><td rowspan="2">薬局や
医療機関等へ返却</td></tr>
<tr><td>鋭利なもの</td><td>医療用注射針
点滴針</td><td>
自己注射以外の医療用注射針</td></tr>
</table>

（資料：在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」）

【市民・事業者の役割】

○ 医療機関や薬局などの事業者は、在宅医療を行っている方に対し、適正処理の説明等を行い、適正処理を進めましょう。
○ 在宅医療廃棄物が発生した場合は、本市あるいは医療機関や薬局に相談し、適正処理を行いましょう。

【行政の役割】

○ 在宅医療廃棄物の適正処理について、ごみ収集カレンダーや広報を通じて啓発します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	在宅医療系廃棄物対策	継続 ⟷				
見直し	出し方変更 チューブ・バッグ類等	出し方変更開始（2019 年４月） ⟷				

施策10　災害ごみ対策　重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

災害時に発生するごみは、迅速かつ適正に処理を行う必要があることから、頻発する災害に備え、2019 年３月に「岩国地域災害廃棄物処理計画」を策定しました。

【施策の方向】

災害時に発生するごみは、「岩国地域災害廃棄物処理計画」にしたがい適正処理を行います。そのため、早急に災害廃棄物の収集・運搬体制と処理体制を整えることが必要であり、本市内部にとどまらず、国・県・周辺市町、さらに民間事業者との連携についても体制づくりを進めます。

また、平時からの市民意識向上のため、「岩国地域災害廃棄物処理計画」を本市ホームページ等に掲載し、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

【市民・事業者の役割】

○ 災害ごみが発生した場合は、迅速かつ適正な処理を行うため、分別排出するなど本市の対応策に協力しましょう。
○ 事業系ごみは、災害ごみであっても自らの責任において適正に処理することが原則です。やむを得ず本市の処理に出される場合には、災害ごみの減量、適正処理の確保等に関し、本市の対応策に協力しましょう。
○ 平時から災害廃棄物を出す場所や出し方について検討しておきましょう。

【行政の役割】

○ 市民・事業者に対し、「岩国地域災害廃棄物処理計画」の周知徹底を図り、災害廃棄物に関する情報発信に努めます。
○ 災害発生時に迅速に対応するための実施体制づくりを進めます。

◆被災時の支援体制

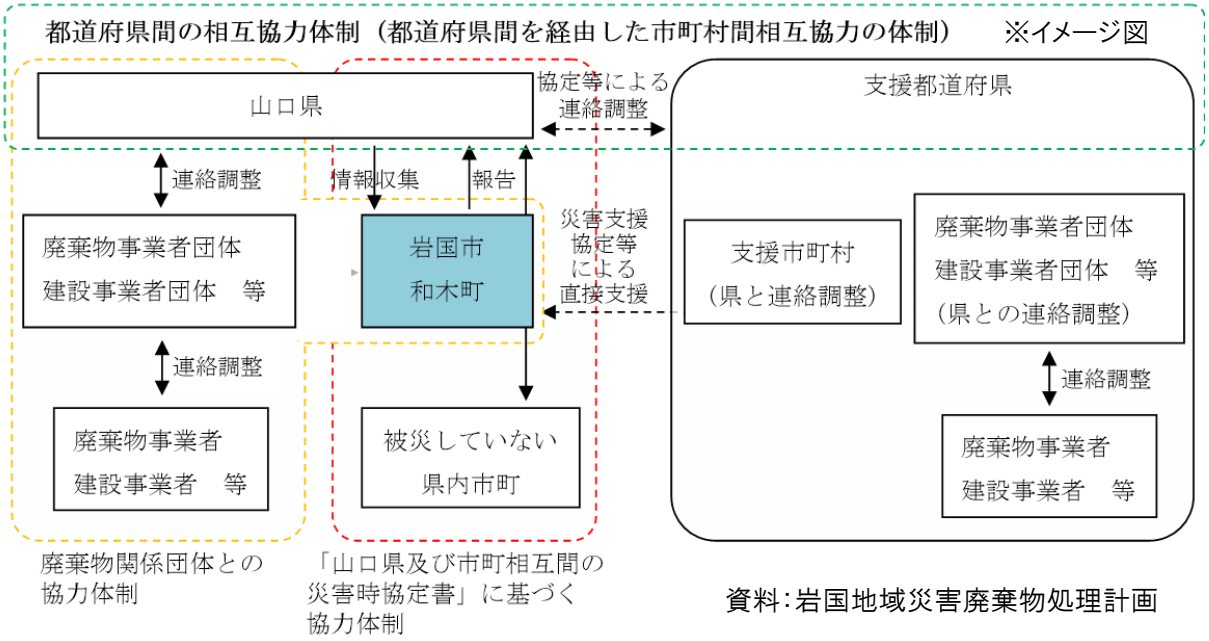

資料：岩国地域災害廃棄物処理計画

◆重点的に実施する施策

区　分	概　要
災害廃棄物の処理体制の構築	➢ 仮置場の選定を行います。 ➢ 処理・処分は本市の施設によることを基本としますが、各施設の処理能力を超えた場合には、必要に応じて広域的な処理・処分を想定して応援協定等を締結します。
民間事業者との連携	➢ 廃棄物処理業者等と災害支援協定を結びます。
災害廃棄物処理に関する情報発信	➢ 自治会宛への文書の配布や、本市ホームページへの掲載及び避難所への掲示等で行います。
市民・事業者への「岩国地域災害廃棄物処理計画」の周知	➢ 「岩国地域災害廃棄物処理計画」は、本市ホームページに掲載します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
新規	処理体制の構築	構築・運用				
新規	民間事業者との連携	構築・運用				
継続	災害廃棄物に関する情報発信	継続				
新規	災害廃棄物処理計画の周知	計画策定（2019. 3）		周知継続		

第８節　環境美化の推進〔基本方針３〕

環境美化の推進に関する施策の方針と施策体系

●施策の方針

- 環境美化の推進には、美化活動に取り組む市民や事業者を増やしていくことが必要です。
- 環境美化の推進に係る施策は、地域の取り組みを支援することで環境美化意識をもつ市民を増やし、思いやりのある行動を促していくものとします。

■図表 3-35　環境美化の推進に関する施策の体系

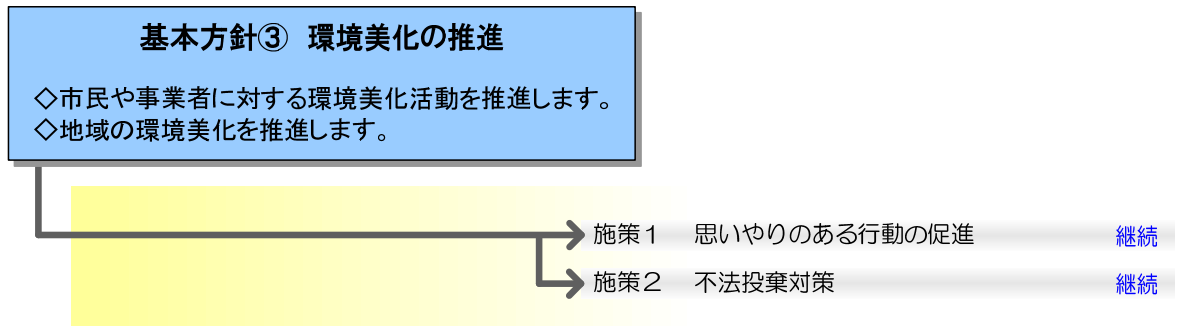

環境美化の推進に関する具体的な施策

施策1　思いやりのある行動の促進　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

一般的に「環境美化活動」というと、ごみ拾いや溝掃除などの地域清掃を思い浮かべますが、こうした取り組みは、自然豊かなまちを未来まで守っていくための次世代への思いやりのある行動といえます。地域清掃などの環境美化活動に取り組む市民・事業者を増やしていくことが必要です。

本市では、「岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例（条例第 28 号）」を平成 21 年度に制定しました。この条例は、市民・事業者・行政が一体となって環境美化意識の向上と思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的としています。

そのため、市民・事業者へ環境美化に関する情報提供を行うとともに、環境美化活動などにおける顕著な功労があった市民または団体に対し、顕彰を行っています。

感謝状贈呈式（平成 30 年 10 月 5 日）

平成 30 年度は、個人 3 名、3 団体に感謝状を贈呈しました。

◆岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例

目　　的	➢	空き缶等のポイ捨てをはじめとした迷惑行為の防止について必要な事項を定め、市民等、事業者、占有者等及び市の責務を明らかにし一体となって環境美化意識の向上を図るとともに、思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。
迷惑行為	➢	空き缶等のポイ捨て、歩行中の喫煙等、動物のふんの放置、落書き等をいう。
市の責務	➢	市民等及び事業者と一体となって、良好な生活環境の確保に関する施策の推進に努めなければならない。
	➢	良好な生活環境の確保に関し市民等及び事業者の理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めなければならない。
市民等の責務	➢	自ら良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する良好な生活環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

◆環境美化に関する情報提供

「やまぐち環境美化情報ネットワーク」

- 山口県では「やまぐち環境美化情報ネットワーク」を構築し、ホームページ内で情報提供を行っています。
- みなさんも参加してください。

https://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/clean/sys/top.php

【施策の方向】

本市ホームページ等で活動内容や簡単にできる取り組みなどについて紹介し、より多くの人の取り組みを促進していきます。

【市民･事業者の役割】

○ 環境美化活動に参加しましょう。
○ 従業員などの意識の啓発に努めましょう。

【行政の役割】

○ 環境美化活動の情報提供など、市民・事業者の理解を深められるよう支援していきます。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	思いやりのある行動の促進（情報提供等）	継続 ⟷				

施策2　不法投棄対策　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

不法投棄対策として、不法投棄防止に関する啓発パンフレットの配布や防止看板の設置などを行うとともに、県や警察、産業廃棄物協会などと連携して不法投棄の未然防止や早期発見のために、情報交換やパトロールを行っており、休日、夜間についても、県委託の警備会社によるパトロールが行われています。また、毎年、山口県産業廃棄物協会岩国支部・県・本市の担当課で不法投棄ごみの回収作業を行っています。

平成 30 年 6 月 4 日、山口県産業廃棄物協会岩国支部・県・本市の担当課で不法投棄ごみの回収作業を行い、515kg を回収しました。

【施策の方向】

広報などで不法投棄防止のための定期的な啓発や看板設置、パトロールを継続して実施するとともに、他の取り組み事例なども調査し、不法投棄させない環境づくりを推進していきます。

【市民･事業者の役割】

○ 不法投棄は法律違反であることを認識し、絶対にやめましょう。また、不法投棄されないように、地域の環境づくりを進めましょう。

【行政の役割】

○ 不法投棄の防止に対する啓発を広報や本市ホームページで行います。また、不法投棄防止看板の設置や不法投棄防止パトロールを継続して行います。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	不法投棄対策	継続 ⟷				

第 ４ 編
生活排水処理基本計画

第１節　水環境、水質保全に関する状況

１　水域の状況

本市は、中央を流れる山口県下最大河川の錦川水系を中心に、小瀬川、島田川、由宇川等の水系を有しており、小瀬川には１ヵ所、錦川には２ヵ所の湖沼があります。また、市域の南東部は瀬戸内海に面しています。

■図表4-1　水域の状況

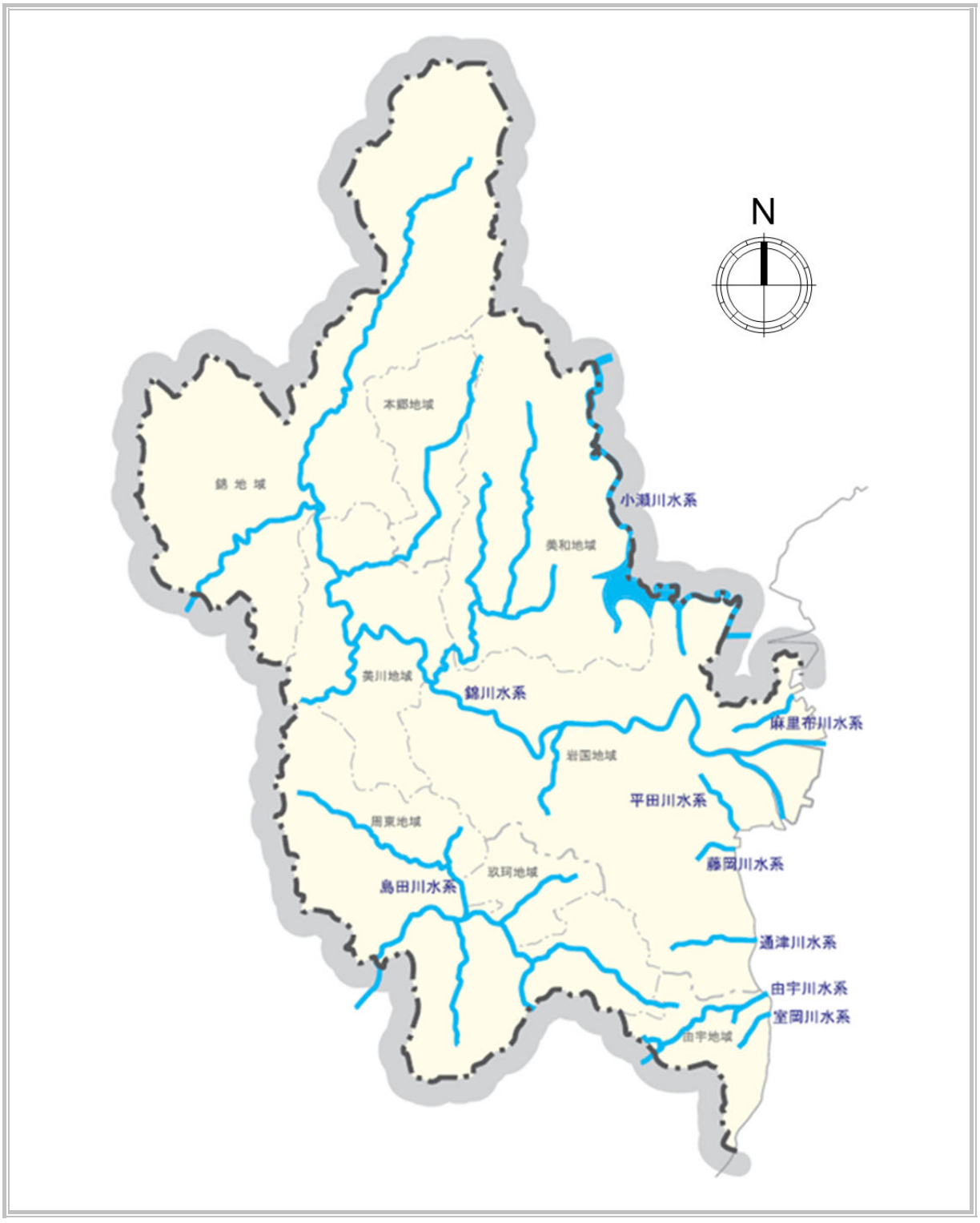

2 環境基準の達成状況

本市域内の河川、海域等における環境基準の達成状況をみると、河川のBODについては小瀬川水域の１地点で平成28年度に未達成であったほかは、環境基準を達成しています。

湖沼については、山代湖のCODが平成26年度に未達成であったほかは、環境基準を達成しています。T-N、T-Pは、弥栄湖のみ環境基準を達成しています。

また、海域については、CODは岩国港（1）で環境基準を達成しています。岩国港（2）では隔年で達成と未達成を繰り返しており、それ以外はいずれの地点も未達成となっています。T-N、T-Pはいずれの地点も環境基準を達成しています。

■図表4-2　水質保全状況

	分類	環境基準類型 あてはめ水域名	指定 類型	項目	地点数	年度ごとの達成状況				
						24	25	26	27	28
BOD COD	河川	小瀬川	AA	BOD	1	○	○	○	○	×
			A	BOD	1	○	○	○	○	○
			B	BOD	1	○	○	○	○	○
		錦川	AA	BOD	2	○	○	○	○	○
			A	BOD	4	○	○	○	○	○
			B	BOD	2	○	○	○	○	○
		由宇川	A	BOD	2	○	○	○	○	○
		島田川	A	BOD	3	○	○	○	○	○
	湖沼	弥栄湖	A	COD	1	○	○	○	○	○
		菅野湖	A	COD	1	○	○	○	○	○
		山代湖	A	COD	1	○	○	×	○	○
	海域	大竹・岩国地先海域	A	COD	4	×	×	×	×	×
		岩国港（2）	B	COD	3	○	×	○	×	○
		岩国港（1）	C	COD	2	○	○	○	○	○
		広島湾西部	A	COD	3	×	×	×	×	×

	分類	環境基準類型 あてはめ水域名	指定 類型	項目	地点数	年度ごとの達成状況				
						24	25	26	27	28
T-N T-P	湖沼	弥栄湖	Ⅱ	T-N,T-P	1	○	○	○	○	○
		菅野湖	Ⅱ	T-N,T-P	1	×	×	×	×	×
		山代湖	Ⅱ	T-N,T-P	1	×	×	×	×	×
	海域	大竹・岩国地先海域 岩国港（2） 岩国港（1）	Ⅱ	T-N,T-P	2	○	○	○	○	○
		広島湾西部	Ⅱ	T-N,T-P	4	○	○	○	○	○

資料：岩国市「岩国市の環境（第 49 報）」

環境基準値とは

- 国においては、健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として「環境基準値」を定めています。
- 河川水質の環境基準は、水素イオン濃度（pH）や生物化学的酸素要求量（BOD）等について水域ごとに定められています。
- BOD は、有機物質などが酸化・分解される際に消費される酸素量を示すもので、有機物汚濁の指標とされ、値が高くなるにつれ汚濁していることを示します。なお、海域、湖沼では化学的酸素要求量（COD）が対象となります。
- T-N は総窒素量、T-P は総リン量を示します。いずれも海域や湖沼において、プランクトンが異常に発生するなどして水質が汚濁する富栄養化の指標です。

第2節　生活排水処理の現状と課題

1　生活排水処理の流れ

(1) 現　状

本市域で排出される生活排水のうち、台所排水などの生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により処理しています。一方、し尿・浄化槽汚泥は、本市並びに一部事務組合のし尿処理施設で処理しています。

し尿処理施設においては、にしきクリーンセンター管内のし尿などを平成30年4月からみすみクリーンセンターで集約処理しています。

■図表4-3　生活排水処理の流れ

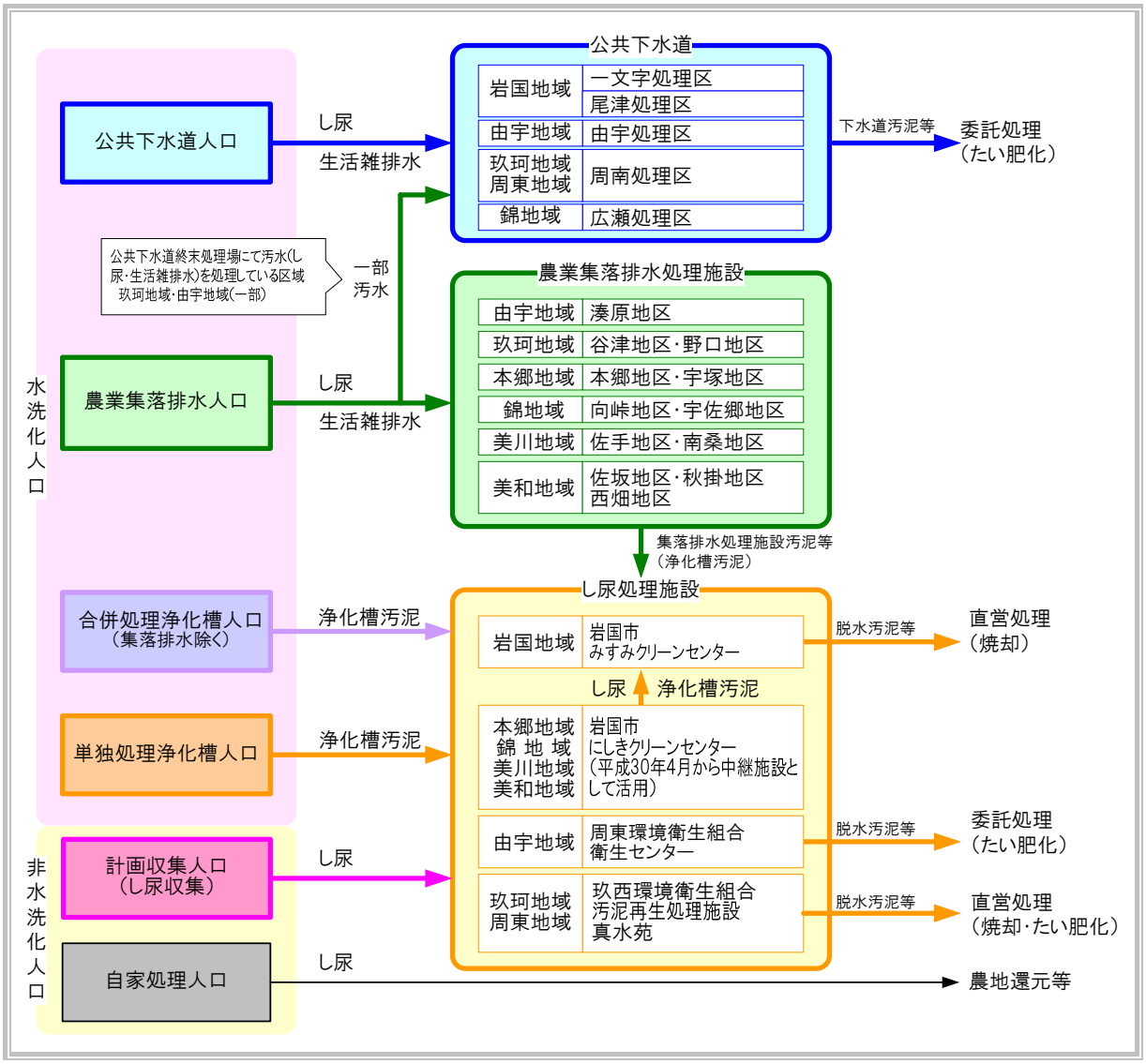

浄化槽とは

浄化槽法の改正により、法により定義される浄化槽は「合併処理浄化槽」のみとなり、単独処理浄化槽の区分はなくなりました。ただし、実際には使用されているため、「みなし浄化槽」と呼ばれています。本計画では従前の名称（単独処理浄化槽）を用いています。

(2) 課　題

本市域で排出される生活排水の処理施設のうち、し尿・浄化槽汚泥を処理しているし尿処理施設は、旧市町村単位で整備されたものです。処理の効率化の観点から、集約処理を進めるものとしており、にしきクリーンセンターでの処理を停止し、平成30年4月からみすみクリーンセンターでの処理を開始しました。

今後も地域ごとの排出状況、処理施設の状況等を踏まえ集約処理による効率化を図ることが必要です。

2　生活排水処理形態別人口

(1) 現　状

本市の処理形態別人口は、平成29年度において公共下水道人口が43,216人、農業集落排水人口が3,294人、合併処理浄化槽人口が47,463人、生活排水を処理している人口は合計93,973人で、生活排水を処理している人口の割合（生活排水処理率）は68.6%です。

(2)　課　題

公共下水道は、計画する地区において順次、施設整備を進めることが必要です。また、農業集落排水の施設整備は概ね終了しています。それぞれ未接続世帯において早期の接続が必要です。公共下水道や農業集落排水の整備地区以外では、浄化槽の普及が必要です。

■図表4-4　処理形態別人口の内訳（平成29年度）

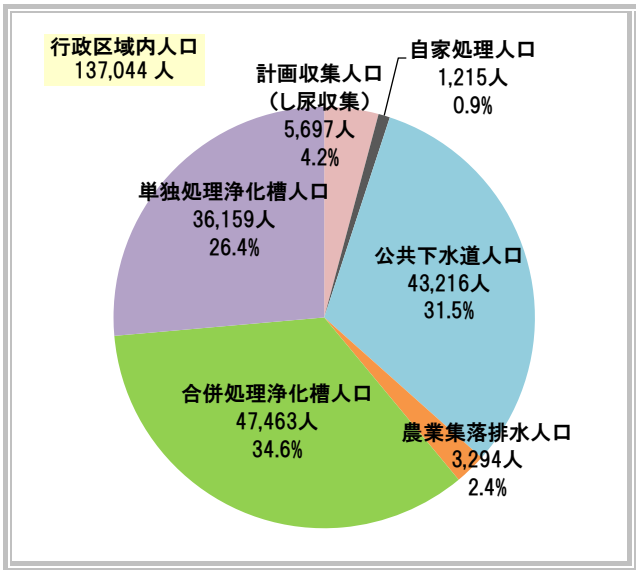

生活排水処理率とは

本計画における処理形態別人口は、以下の通りとします。

- 公共下水道人口　＝　公共下水道に接続している市民の数
- 農業集落排水人口　＝　農業集落排水施設に接続している市民の数
- 合併処理浄化槽人口　＝　合併処理浄化槽を設置している市民あるいは団地、アパート等の市民の数
- 単独処理浄化槽人口　＝　単独処理浄化槽（みなし浄化槽）を設置している市民あるいはアパート等の市民の数
- 計画収集人口　＝　くみ取りトイレを設置している市民の数
- 自家処理人口　＝　くみ取りトイレを設置し、し尿を肥料として活用している等の市民の数

生活排水処理率は、し尿に加え、生活雑排水（台所やお風呂の排水等）を処理している人口の割合を示し、以下の算定式で求めます。本市において生活排水処理を行う施設は、『公共下水道』、『農業集落排水』、『合併処理浄化槽』です。

$$\text{生活排水処理率（\%）} = \frac{\text{生活排水（し尿・生活雑排水）を処理している人口}}{\text{計画処理区域内人口（行政区域内人口）}} \times 100$$

3 し尿･浄化槽汚泥排出量

(1) 現 状

本市管内で排出されているし尿・浄化槽汚泥量はいずれも減少傾向にあり、平成29年度においてし尿が6,970キロリットル、浄化槽汚泥が43,166キロリットル、合計で50,136キロリットルです。

■図表4-5 し尿・浄化槽汚泥量

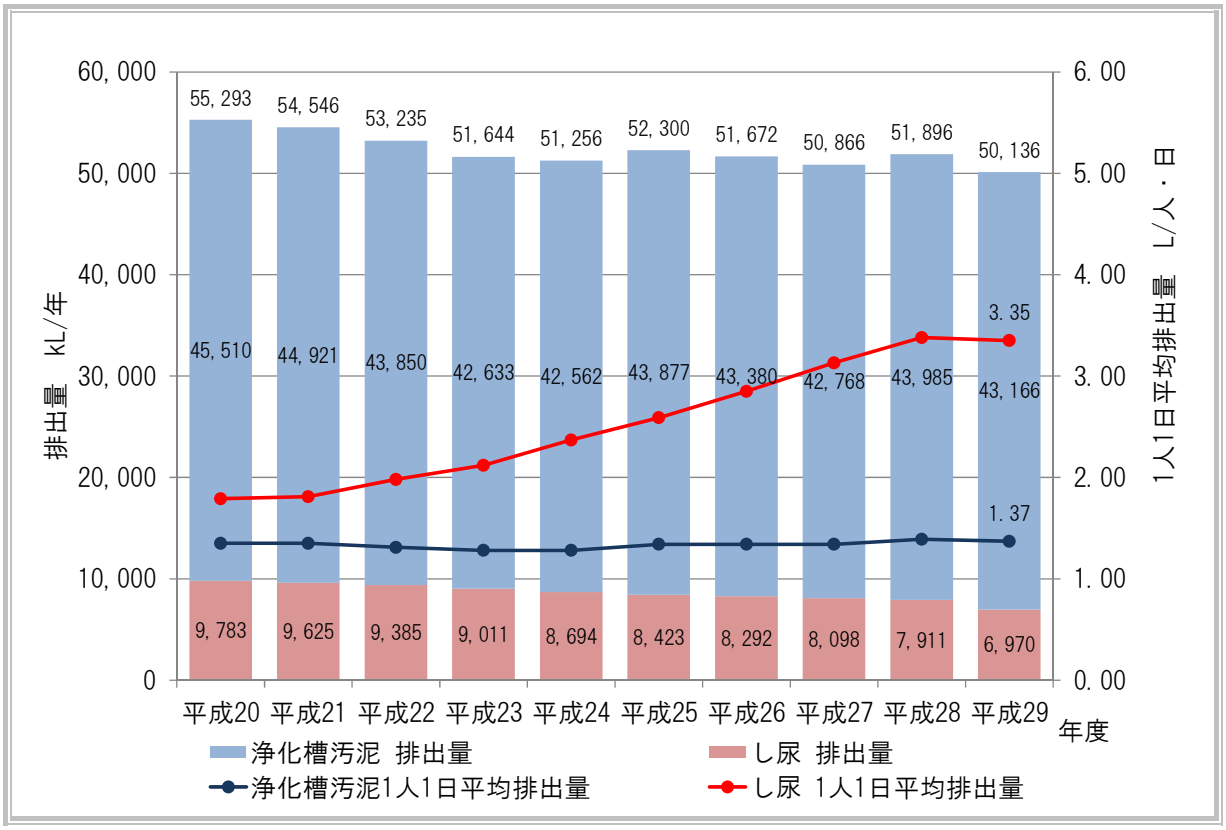

(2) 課 題

し尿や浄化槽汚泥量は今後も減少することが見込まれますが、今後の排出量を注視し、適正処理を行っていくことが必要です。公共下水道や農業集落排水は住宅が連担している地区から順次整備されるため、当面、し尿・浄化槽汚泥の処理を継続的かつ安定的に行うことが必要です。

また、浄化槽は定期検査や清掃を行わないと機能を十分に発揮せず、下流側の河川等を汚してしまうことも懸念されるため、浄化槽を設置している市民や事業者は、管理を適正に行うことも重要です。

4 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

(1) 現 状

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、基本的に本市の許可業者が行っています。ただし、岩国地域の島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は、島ごとに組織された環境衛生組合が収集・運搬を行っています。

また、玖珂地域、周東地域のし尿・浄化槽汚泥は、玖西環境衛生組合が委託した業者が収集・運搬を行っています。

■図表 4-6　し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

地域	区分	収集･運搬体制
岩国地域･玖北地域･由宇地域	し尿･浄化槽汚泥	許可業者（本市許可）
岩国地域（島しょ部）	し尿	許可業者 柱島環境衛生組合（本市許可） 端島環境衛生組合（本市許可） 黒島環境衛生組合（本市許可） ※島しょ部から岩国港までの運搬は、各環境衛生組合に委託、岩国港からみすみクリーンセンターまでの運搬は直営にて行っている。
玖珂地域･周東地域	し尿･浄化槽汚泥	委託業者（玖西環境衛生組合委託）

◆島しょ部のし尿の収集・運搬

島内の収集	島内⇒岩国港	岩国港⇒みすみクリーンセンター
✓ 小型バキューム車を整備 ✓ 地元住民による環境衛生組合に許可	✓ し尿貯留槽（船）に積み替え、えい航 ✓ 各環境衛生組合に運搬委託	✓ し尿貯留槽からバキューム車に積み替え ✓ 直営による運搬

(2) 課 題

今後、公共下水道の整備による計画収集人口（し尿収集）や浄化槽人口の減少に伴い、し尿・浄化槽汚泥量も減少してくることが予測されます。排出量に応じた収集・運搬・処理体制の維持が必要です。

にしきクリーンセンター管内のし尿・浄化槽汚泥は、岩国市本郷ごみ処理場に中継施設を整備する事業を進めています。

島しょ部については、地域住民で組織した環境衛生組合が収集・運搬を行っていますが、高齢化により体制維持が困難となっています。そのため、安定的な収集・運搬が行える体制の整備についての検討が必要です。

5 し尿･浄化槽汚泥の処理体制

(1) 現 状

し尿・浄化槽汚泥の処理は、本市が管理するみすみクリーンセンターほか、3施設で行ってきました。そのうち、2つの組合施設は、構成市町との共同でし尿・浄化槽汚泥の処理を行っています。

なお、にしきクリーンセンターは処理を停止し、平成30年4月からみすみクリーンセンターへ中継運搬して集約処理を開始しています。

また、２つの組合の処理施設は、玖西環境衛生組合の真水苑が供用後15年以上、周東環境衛生組合の衛生センターが36年以上を経過しており、集約処理や施設の再整備の検討が必要な時期となっています。

■図表 4-7　し尿処理施設概要

施　設　名	岩国市みすみクリーンセンター	岩国市にしきクリーンセンター
所　在　地	岩国市三角町三丁目 2 番 7 号	岩国市錦町野谷 1210 番地 1
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式＋高度処理	※岩国市本郷ごみ処理場に、し尿･浄化槽汚泥の中継施設を整備するまでの間、中継施設として利用し、その後、解体撤去する予定
公 称 能 力	129kL/日(平成 30 年の軽微変更による) (し尿 21.8kL/日、浄化槽汚泥 107.2kL/日)	
供 用 開 始	平成 21 年 4 月	平成 6 年 4 月

施　設　名	玖西環境衛生組合 汚泥再生処理施設　真水苑	周東環境衛生組合 衛生センター
所　在　地	岩国市玖珂町 1401 番地 1	柳井市神代 2805 番地 1
処 理 方 式	膜分離高負荷脱窒素処理方式 ＋高度処理	標準脱窒素処理方式＋高度処理
公 称 能 力	28kL/日 (し尿 13kL/日、浄化槽汚泥 15kL/日)	120kL/日 (し尿 92kL/日、浄化槽汚泥 28kL/日)
供 用 開 始	平成 15 年 4 月	昭和 57 年 5 月

※一部事務組合の構成市町
玖西環境衛生組合　:岩国市(玖珂地域･周東地域)、周南市(熊毛地域)
周東環境衛生組合　:岩国市(由宇地域)、柳井市、上関町、田布施町、平生町

(2) 課 題

し尿・浄化槽汚泥は、公共下水道の整備による水洗化人口の増加及び人口の減少により減少していくものと考えられます。排出量に応じた効率的な処理体制の構築が必要です。

処理施設の集約については、し尿・浄化槽汚泥の排出状況を勘案し、慎重に検討していくことが必要です。

6 し尿処理施設から発生する汚泥等の処理･処分

(1) 現 状

し尿処理施設からは、汚泥・し渣・沈砂の残渣が発生します。

本市ではこの残渣を可能な限りたい肥化等し、有効利用に努めています。

本市のし尿処理施設から発生した残渣の最終処分量（一部事務組合の最終処分量を除く）は、平成29年度において133.38トンとなっています。

■図表 4-8　し尿処理施設から発生する残渣の処理・処分方法

方法 / 地域	中間処理（水処理）	処理･処分方法
岩国地域･玖北地域	みすみクリーンセンター （標準脱窒素処理方式）	焼却（汚泥･し渣･沈砂）⇒埋め立て
由宇地域	周東環境衛生組合 衛生センター （標準脱窒素処理方式）	たい肥化（汚泥全量） 焼却（し渣･沈砂）⇒埋め立て
玖珂地域･周東地域	玖西環境衛生組合 汚泥再生処理施設　真水苑 （膜分離高負荷脱窒素処理方式）	たい肥化（汚泥の一部） 焼却（汚泥の一部･し渣･沈砂）⇒埋め立て

※玖北地域（にしきクリーンセンター）のし尿･浄化槽汚泥は、平成 30 年 4 月からみすみクリーンセンターで集約処理している。

■図表 4-9　平成 29 年度中間処理（水処理）後の施設別汚泥等排出量

施設 / 種別	みすみ クリーンセンター	にしき クリーンセンター	衛生センター	真水苑
汚 泥	1,165t/年	132t/年	91t/年	それぞれの計量は行っていない
し 渣	334t/年	7t/年	3t/年	
沈 砂	11t/年	＜1t/年	6t/年	
合　計	1,510t/年	139t/年	100t/年	55t/年

※埋め立て（最終処分）の前に焼却処理するため、排出量＝資源化量+最終処分量とはならない。

(2) 課 題

し尿処理施設から発生する残渣のうち有効利用できないものは焼却処理していることから、焼却施設の集約化を進めるとともに焼却灰の有効利用を図り、最終処分量及び処理費用を削減することが必要です。

7 市民意識等

(1) 現 状

市民アンケート調査（平成 30 年 8 月実施、アンケート数 1,400、回答数 599）では、川や海をきれいに保つ取り組みとして 3 割程度の市民が「皿汚れを新聞などで拭いてから洗う」と回答しています。また、使用済み天ぷら油を「そのまま排水口へ捨てる」と回答した市民は 1%未満となっています。

生活排水を処理する施設として「公共下水道」、「集落排水施設」、「浄化槽」などの種類があることを「知っている」と回答した市民は 8 割程度、また、「自分が汚した水をきれいにするため費用負担は仕方ない」と回答した市民は 7 割程度でした。

自宅に設置している浄化槽の種類が「分からない」市民が 1 割程度、また、「保守点検・清掃、法定検査を全て実施」していると回答した市民は 6 割程度となっています。

■図表 4-10 市民アンケート調査結果（抜粋）（平成 30 年 8 月実施）

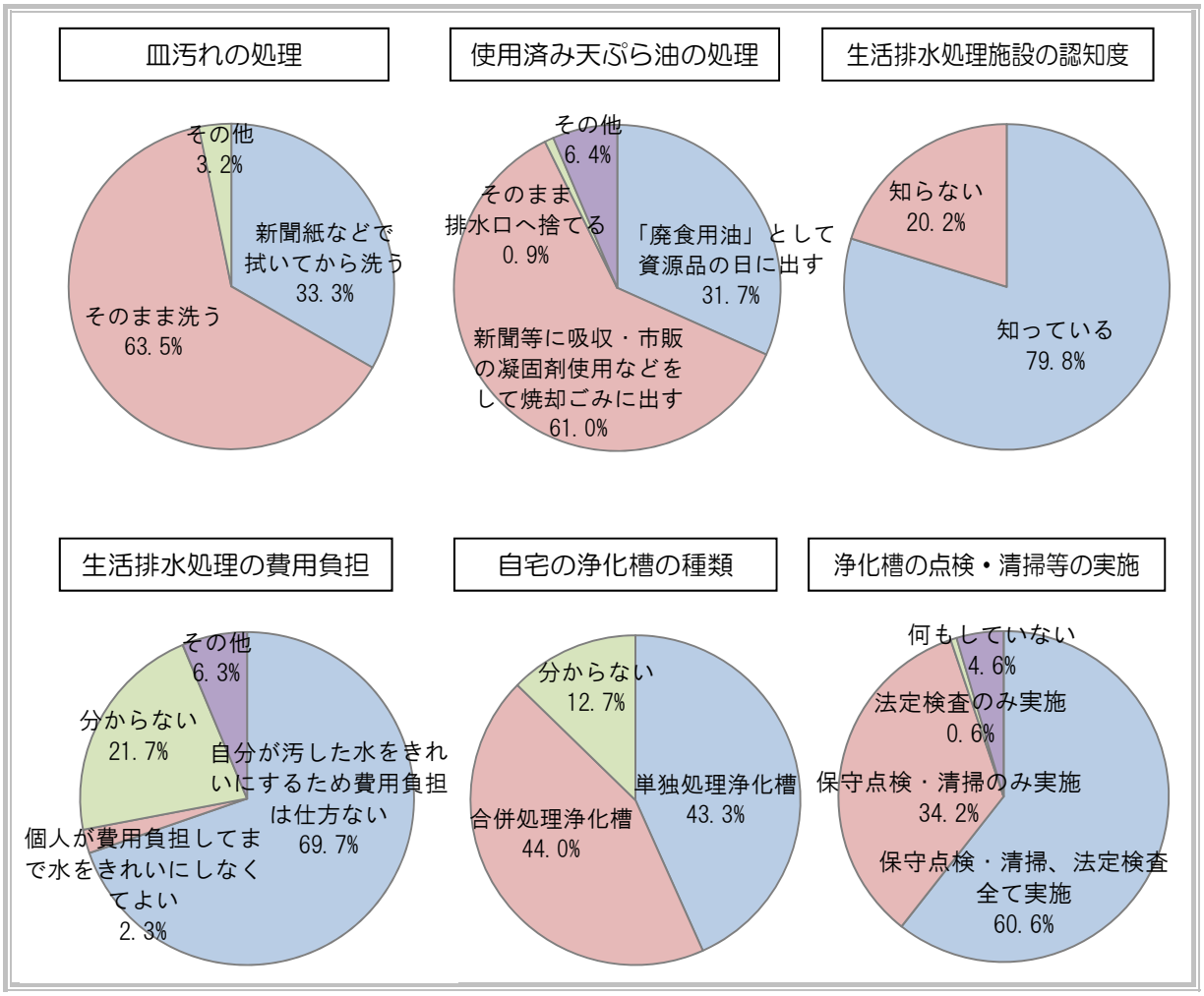

(2) 課 題

川や海をきれいに保つ取り組みや浄化槽の保守点検等を実施することに関して市民の理解を深めていくことが必要です。

第３節　基本理念

本市には、錦川をはじめとする9つの水系があり、中でも最大の流域面積をもつ錦川は、豊富な水量と山口県内の主要河川の中で最も良質な水質に恵まれています。

こうした水系は水道水源となっており、水質保全は重要課題です。生活排水処理を進めることは、安全でおいしい水を確保するための基本となります。また、環境衛生の向上とともに、豊かな自然環境の保全、美しい景観の創出のためにも生活排水の適正処理を推進することが必要です。

上位計画や既定計画に基づき、下水道整備や浄化槽設置を進めてきましたが、いまだに処理されずに河川に流される台所や風呂などの生活雑排水があります。

本計画では、目標とする姿を「豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち」とします。また、その姿を実現するため、①生活排水処理の推進、②市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進を基本理念とします。

■図表 4-11　生活排水処理の基本理念

目標とする姿

豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち

基　本　理　念

①　生活排水処理の推進

日常生活で発生する生活排水について、市民等の取り組みにより水の汚濁負荷量を削減するとともに、発生した生活排水については、処理施設の整備・管理により適正処理を推進する。

②　市民･事業者･行政の協働による取り組みの推進

地球環境にやさしい社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働して水環境保全に取り組む。

第４節　基本方針

本市における生活排水処理の基本方針は、図表4-12の通りです。

本市において、豊かな自然環境と都市が共生するまちづくりを進めるため、生活排水処理に関する基本方針は、①生活排水処理の推進、②し尿・汚泥の適正処理推進とします。

■図表 4-12　生活排水処理の基本方針

①　生　活　排　水　処　理　の　推　進

- ❑ 市民・事業者の生活排水処理への取り組みを進める。
- ❑ 市民・事業者の生活排水処理に関する意識の向上を図るとともに、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求める。
- ❑ 地域の特性に見合った生活排水処理施設を整備し、かつ適正な維持管理を行う。

②　し　尿　・　汚　泥　の　適　正　処　理　推　進

- ❑ 市民や清掃業者の適正な浄化槽清掃への取り組みを進める。
- ❑ 汚泥の有効利用を継続するとともに、効率的な処理を進めるため、必要な設備を整備する。
- ❑ 処理施設は、適正な維持管理に努めるとともに、処理の効率化を図るため、順次集約化していく。

≪生活排水処理施設の整備方針≫

① 人口の密集地域においては、集合型処理施設である公共下水道事業など、適切な処理施設を選択して整備する。

② 集落の形態をなさず、分散して立地している家屋については、合併処理浄化槽の整備を促進する。

③ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を図る。

第5節 計画・施策の体系

生活排水処理計画の体系は、図表4-13の通りです。
本計画では、目標とする姿を実現するために、今後実施する施策を示しています。

■図表 4-13　計画・施策の体系

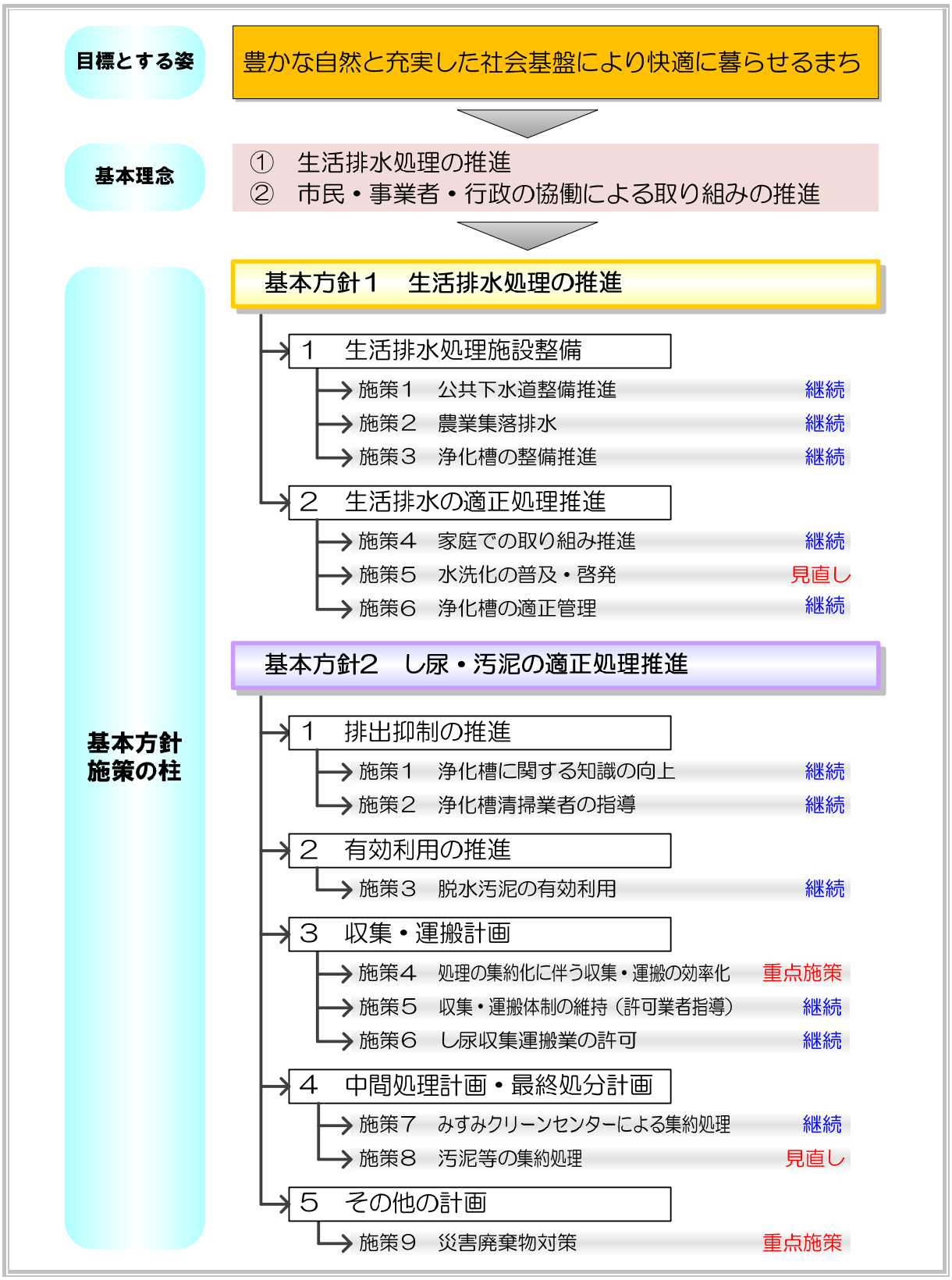

第６節　生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、図表4-14の通りです。また、生活排水の計画処理区域は、本市全域とします。

なお、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は基本的に本市において許可した業者が行い、し尿処理施設等へ搬入しています。

ただし、玖珂・周東地域においては玖西環境衛生組合が委託により収集・運搬を行っています。また、島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿については、各島の環境衛生組合が本土まで収集・運搬を行っています。

■図表 4-14　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	本市（山口県※）
農業集落排水	し尿・生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等・本市
単独処理浄化槽	し尿	個　人　等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	本市 玖西環境衛生組合 周東環境衛生組合

※玖珂地域、周東地域の公共下水道は、本市において流域関連公共下水道事業（面的な整備）を行い、山口県が幹線排水管から終末処理場の整備を行う周南流域下水道事業を行っています。

第７節　生活排水の処理計画

1　処理の目標

本市における生活排水処理率は、現在（平成29年度）の68.6%を計画目標年度である2023年度に75.9%とすることを目標とします。

生活排水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備によるものとします。

■図表 4-15　生活排水処理の目標

	現　　在 （平成29年度）	計画目標年度 （2023年度）
生活排水処理率	68. 6%	75. 9%

■図表 4-16　処理形態別人口の内訳

	現　　在 （平成29年度）	計画目標年度 （2023年度）
行政区域内人口	137, 044人	127, 334人
水洗化・生活雑排水処理人口	93, 973人	96, 691人
公共下水道人口	43, 216人	49, 539人
農業集落排水人口	3, 294人	3, 053人
合併処理浄化槽人口	47, 463人	44, 099人

※行政区域内人口は、ごみ処理計画との整合のため、各年度 10 月 1 日現在の人口を採用しています。
水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道事業計画、汚水処理施設整備構想に整合した各年度３月末現在の人口です。

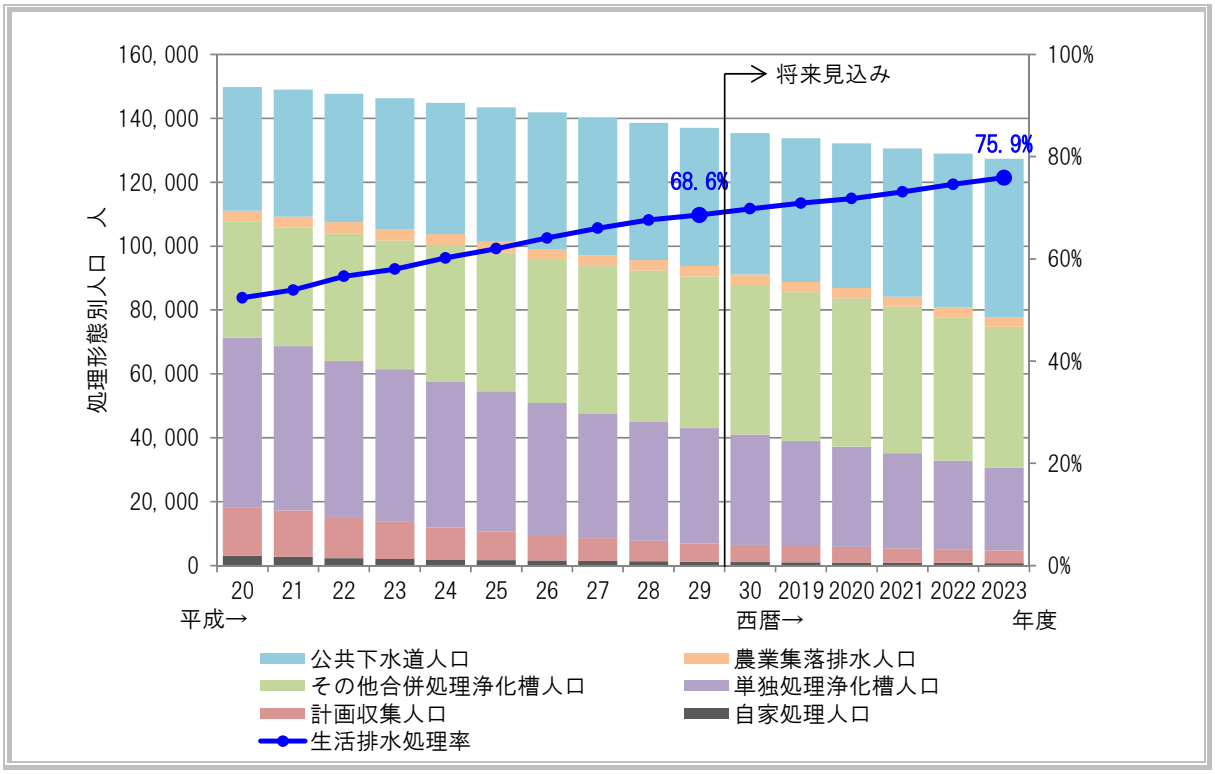

2 生活排水を処理する計画区域

生活排水を処理する計画区域は図表4-17の通りです。

■図表 4-17　生活排水処理区域

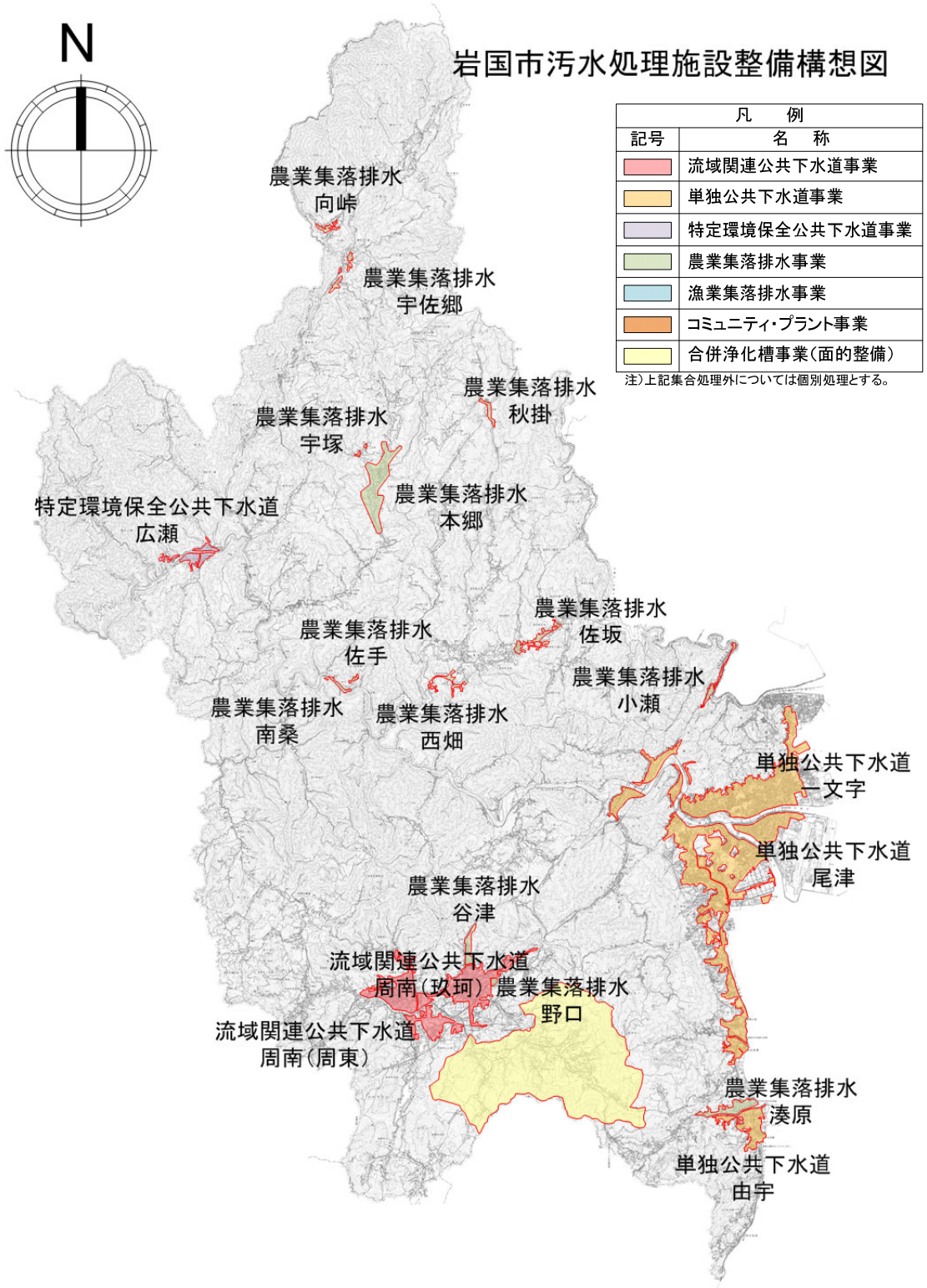

注）

- 上図のうち、下水道計画区域は、「全体計画区域」を示しています。そのため、現在、整備事業を行っている区域（事業認可区域）はその範囲内となります。
- 合併処理浄化槽を普及する区域は、公共下水道及び農業集落排水の未整備地域となります。

資料：岩国市汚水処理施設整備構想（平成 28 年）

第８節　生活排水処理の推進〔基本方針１〕

生活排水処理の推進に関する具体的な施策

1　生活排水処理施設整備

施策1　公共下水道整備推進　継続

本市において整備する公共下水道事業の概要は、図表4-18の通りです。

本市の公共下水道は、単独、流域関連及び特定環境保全公共下水道があり、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として整備を進め、施設等の維持管理を行っています。

事業認可を受け整備を進めているのは、単独公共下水道である一文字、尾津及び由宇処理区、さらに、流域関連公共下水道である周南処理区の４処理区です。特定環境保全公共下水道である広瀬処理区は平成19年度に整備完了しています。

■図表 4-18　公共下水道事業の概要（平成 29 年度末現在）

地域	岩国地域				由宇地域	
処理区	一文字処理区		尾津処理区		由宇処理区	
計画区分	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計画目標	2035年度	2023年度	2035年度	2023年度	2035年度	2023年度
計画処理人口	31,116人	32,273人	39,714人	16,299人	4,070人	3,884人
処理区域面積	906.5ha	742.5ha	1,363.0ha	483.0ha	147.0ha	122.9ha
終末処理場	一文字終末処理場（合流式・分流式）		岩国南せせらぎセンター（分流式）		由宇浄化センター（分流式）	
供用開始	昭和56年		平成20年		平成17年	
地域	玖珂地域		周東地域		錦地域	
処理区	周南処理区（玖珂分区）		周南処理区（周東分区）		広瀬処理区	
計画区分	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計画目標	2028年度	2022年度	2028年度	2022年度	2024年度	2024年度
計画処理人口	8,265人	8,310人	6,226人	6,330人	2,100人	2,100人
処理区域面積	300.0ha	290.6ha	404.7ha	378.8ha	84.77ha	84.77ha
終末処理場	周南流域下水道浄化センター（分流式）		周南流域下水道浄化センター（分流式）		広瀬浄化センター（分流式）	
供用開始	平成3年		平成3年		平成13年	

注）・岩国地域の保津処理区は、平成 24 年度の計画見直し時に保津分区として尾津処理区に編入しました。

資料：岩国市下水道事業計画

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	公共下水道整備推進	整備・維持管理 ⟷				

施策2　農業集落排水　継続

本市の農業集落排水処理施設整備事業の概要は、図表4-19の通りです。

農業集落排水は、現在、12地区（処理区）で整備が完了しています。このうち、玖珂地域の２処理区と由宇地域の湊原処理区の一部は、公共下水道へ接続して汚水処理を行っています。今後は、施設の利用促進を図ることで生活排水処理を進めるものとします。

■図表 4-19　農業集落排水処理施設整備事業の概要

地域	由宇地域	玖珂地域		玖北地域		
処理区	湊原	谷津	野口	本郷	宇塚	向峠
供用開始	平成8年4月	平成7年4月	平成9年4月	平成9年4月	平成22年4月	平成8年4月
計画処理区域面積(ha)	15.0	23.5	3.5	72.2	11.2	19.0
計画処理人口(人)	1,251	558	165	1,015	58	139

地域	玖北地域					
処理区	宇佐郷	佐手	南桑	佐坂	秋掛	西畑
供用開始	平成20年4月	平成1年12月	平成19年4月	平成3年4月	平成7年4月	平成12年4月
計画処理区域面積(ha)	29.6	2.0	12.0	36.0	8.5	13.9
計画処理人口(人)	230	70	256	582	145	181

（資料：岩国市汚水処理施設整備構想）

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	農業集落排水処理施設	施設の利用促進・維持管理 ⟷				

施策3　浄化槽の整備推進　継続

本市での浄化槽の整備推進は、個人設置型の事業である浄化槽設置整備事業と市町村設置型の事業である特定地域生活排水処理事業にて行っています。

個人設置型の事業は、個人が浄化槽を設置し管理するもので、本市では、公共下水道や農業集落排水の処理区以外で浄化槽整備を推進するため、設置に対する補助金の交付制度を導入しています。2019年度から2023年度の５年間において、年間230基、842人を目途に設置する計画です。

一方、市町村設置型の事業は、市が浄化槽を設置、管理し、その負担を使用料として徴収するもので、周東町祖生において年間10基、34人を目途に設置する計画です。

■図表 4-20　合併処理浄化槽設置整備事業の概要（年間計画）

	個人設置型	市町村設置型	計
設置基数	230基	10基	240基
処理人口	842人	34人	876人
1基あたり人口	3.66人/基	3.40人/基	3.65人/基

合併処理浄化槽設置に対する補助金

市内の補助金交付対象地域で専用住宅に浄化槽を設置しようとする人に対して、補助金を交付します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	浄化槽の整備推進	合併処理浄化槽設置整備 ⟷				

2 生活排水の適正処理推進

施策4 家庭での取り組み推進 継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

川や海などの公共用水域を保全するための種々の情報を広報いわくに等を通して提供してきました。

特に、公共下水道や浄化槽は、正しく使用することで汚水をきれいにする機能を発揮します。積極的な情報提供により、市民や事業者の取り組みを促進することが必要です。

一文字終末処理場、岩国南せせらぎセンターにおいては一般公開し、施設見学を受け入れています。施設見学等は、生活排水に係る家庭での取り組み促進に有効であると考えられるため、より多くの市民に参加していただくことが必要です。

■図表 4-21　一般公開・施設見学参加者数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般公開	12 人	15 人	1 人	0 人	1 人
施設見学	42 人	0 人	55 人	45 人	22 人

注）平成 27 年度と平成 29 年度は、一文字終末処理場改築工事のため一般公開しておらず、
岩国南せせらぎセンターのみの値である。

【施策の方向】

パンフレット配布や総合支所及び出張所等でポスター掲示を行うとともに、体験し、学習してもらう機会をつくります。

◆下水道の機能などを紹介したパンフレット(抜粋)

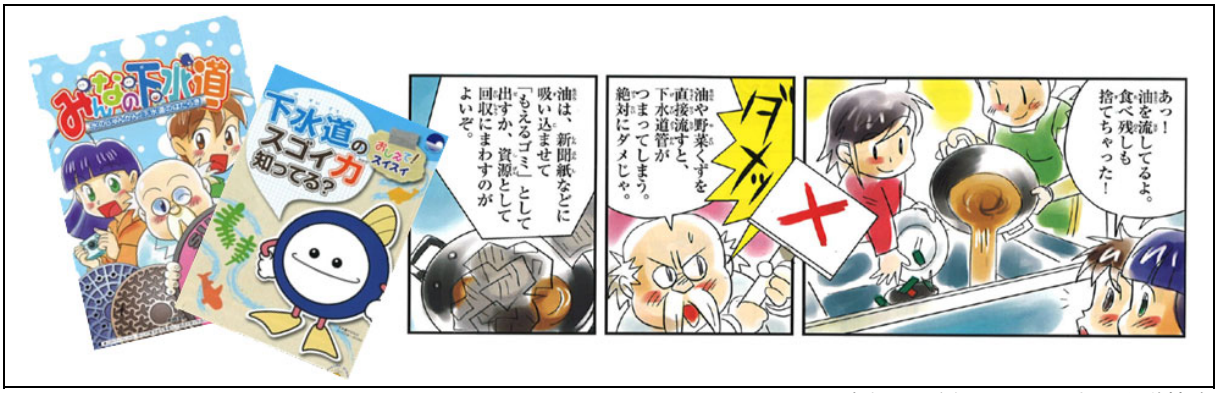

資料：公益社団法人日本下水道協会

【市民・事業者の役割】

○ 常日頃から生活排水について考え、一人ひとりが各家庭から出る水の汚れをできるだけ減らすよう取り組みましょう。

【行政の役割】

○ 水質保全につながる取り組みを、分かりやすく説明したチラシなどを配布します。
○ 一文字終末処理場、岩国南せせらぎセンターへ施設見学者を受け入れます。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	家庭での取り組み推進	パンフレット等による情報提供				
継続		施設見学・一般公開				

◆コラム　水にやさしい生活を送りましょう

資料：環境省「生活排水読本」

施策5　水洗化の普及・啓発　　見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

公共下水道や農業集落排水の整備地区では早期の接続、その他の地区では合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替を促進するため、本市ホームページや広報いわくに等により啓発・お知らせしています。

具体的には、9月10日の「下水道の日」に合わせて、広報いわくにに啓発記事を掲載しています。さらに、下水道工事に伴う対象者に対し、説明会を開催しています。

【施策の方向】

下水道への関心を高めるため、本市ホームページでの啓発記事を充実させるとともに、マンホールカードを作成し、これをアイテム（道具）とした環境イベント等を開催します。

本市のマンホール（例）

【市民の役割】

○ 下水道整備地区では、早期に下水道に接続しましょう。その他の地区では、合併処理浄化槽への切替等を行いましょう。

【行政の役割】

○ 生活排水処理の必要性を説明するなどし、公共下水道などに早期に接続してもらえるよう、広報いわくにや本市ホームページを通じて市民への啓発、事業者への指導を行います。
○ マンホールカードをアイテムに下水道への関心を高めてもらえるよう啓発します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	水洗化の普及・啓発	広報・ホームページでの啓発 ⟷				
追加		マンホールカード作成・イベント開催等による普及啓発 ⟷				

マンホールカードとは

- マンホールカードは、名所・名産品・ゆるキャラなど様々なデザインが施されたマンホール蓋をGKPが企画・監修し、由来、設置位置などを記載し、無償配布しているコレクションカードです。
- マンホールカードは、下水道の大切さをより深く理解してもらうことを目的として発行されており、8月時点で364自治体の指定配布場所に実際に訪れることで、無償で手に入れることができます。
- カードの収集やマンホールサミット（イベント・下水道施設見学）などが開催されています。

GKPとは

下水道広報プラットホーム（GKP）は、下水道界をはじめ様々な人々が交流する場として、情報共有や広報活動を通し、下水道の真の価値を伝えるとともに、これからの下水道をみんなで考えていく全国ネットワークです。

マンホールサミットの様子

資料：GKP下水道広報プラットホームHP（http://www.gk-p.jp/）

◆コラム　公共下水道接続の手続き　／　合併処理浄化槽の機能

- 公共下水道への接続は、いろいろな手続きが必要です。本市ホームページでは手続きの流れを分かりやすく示しています。また、「資金融資あっせん制度」も紹介しています。

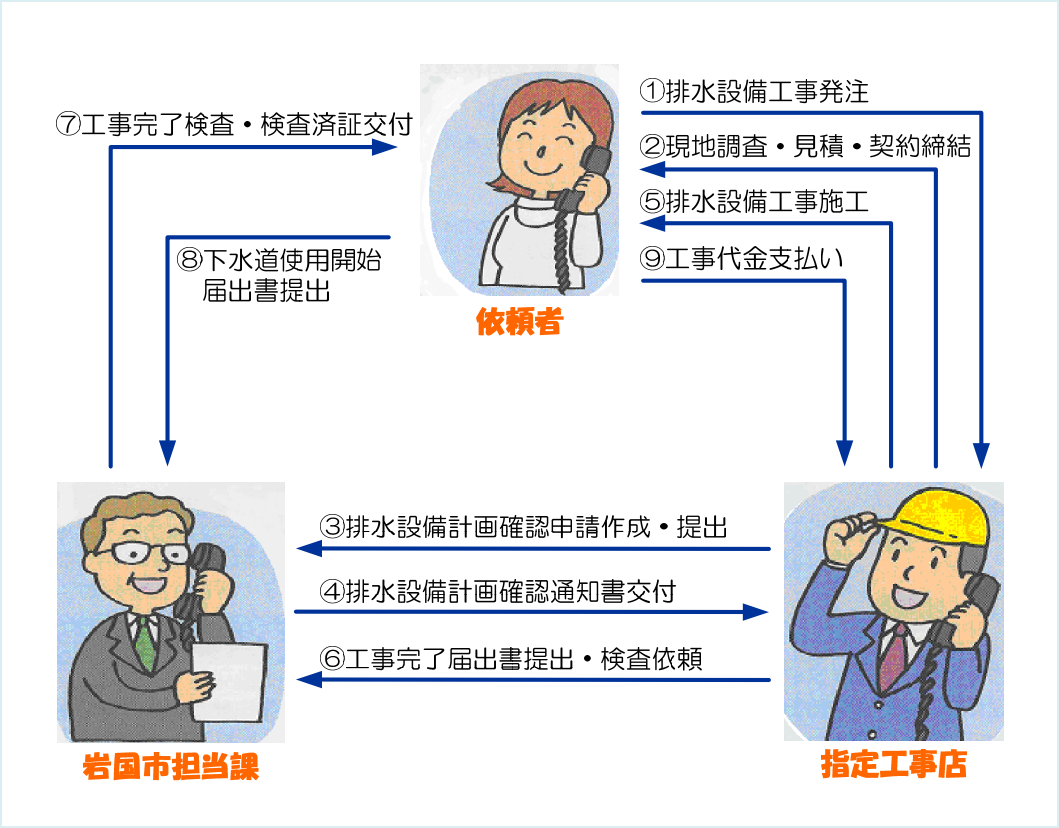

資料：岩国市都市建設部下水道課「下水道のしおり」

- トイレのし尿のみを処理する単独処理浄化槽は、台所やお風呂の排水を処理しません。
  これらの排水も一緒に処理する合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽を設置する家庭に対し、汚れを 1/8 に減らすことができます。
- 台所やお風呂の汚水も一緒に処理する合併処理浄化槽に付け替えましょう。
  本市では付け替えに補助金を交付しています。

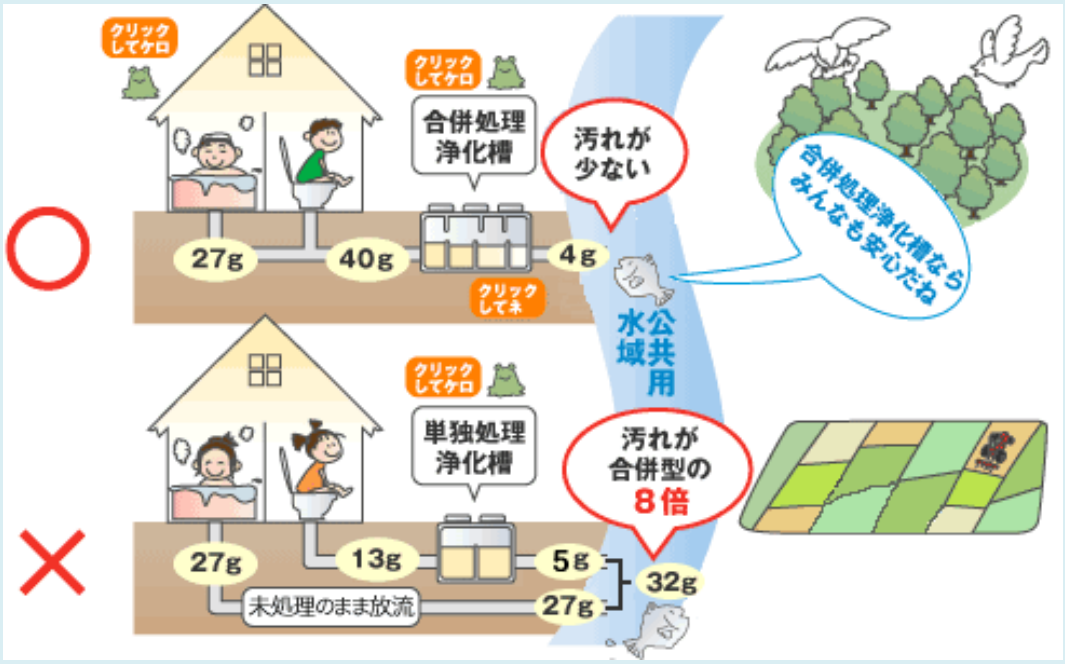

資料：環境省浄化槽サイト(http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/index.html)

施策6　浄化槽の適正管理　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

浄化槽の機能を正常に発揮させるためには保守点検、清掃及び法定検査が不可欠です。そのため、6月の環境月間及び10月1日の「浄化槽の日」に合わせて、広報いわくに、本市ホームページ等で浄化槽の適正管理を啓発しています。浄化槽の重要性について理解してもらうための工夫が必要です。

【施策の方向】

引き続き、岩国環境フェスタ、広報いわくに、本市ホームページ等での周知を図り、清掃業者や保守点検業者に市民への啓発を依頼するなど情報提供の機会を増やす方法について検討します。

◆浄化槽の正しい使い方

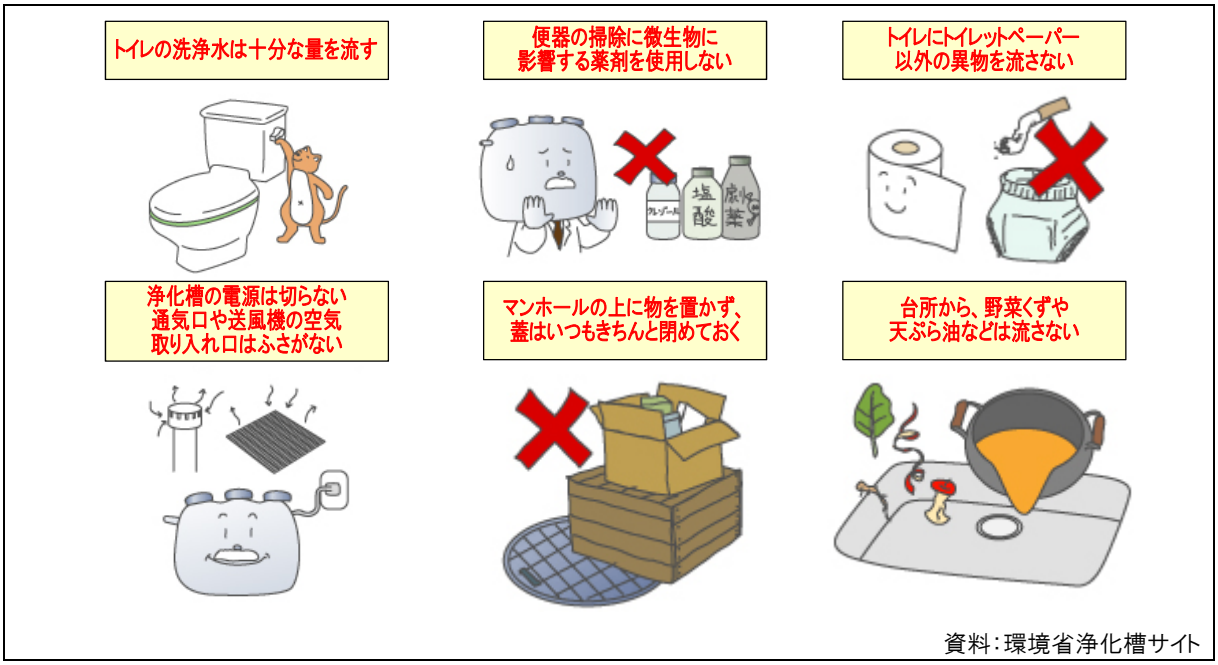

資料：環境省浄化槽サイト

【市民・事業者の役割】

○ 台所から廃食用油は流さないようにしましょう。また、便器の掃除には微生物に影響するような薬剤は使用しないようにしましょう。
○ 浄化槽管理者は、保守点検、清掃、法定検査を行いましょう。

【行政の役割】

○ 合併処理浄化槽の保守点検や清掃に関する情報を広報いわくにや本市ホームページを通じて提供します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、山口県との連携のもと、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	浄化槽の適正管理	広報・ホームページでの啓発 ⟷				

◆コラム　浄化槽は法で決められた検査・点検等を行いましょう

① 浄化槽管理の流れ

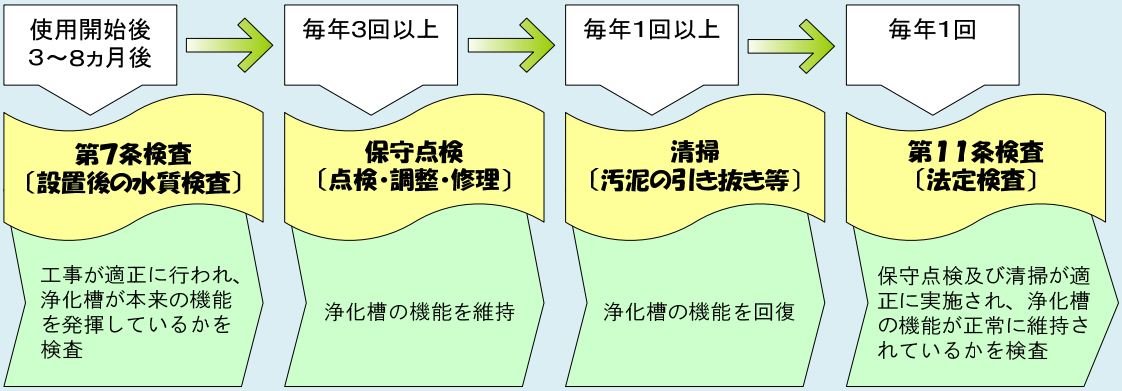

② 保守点検

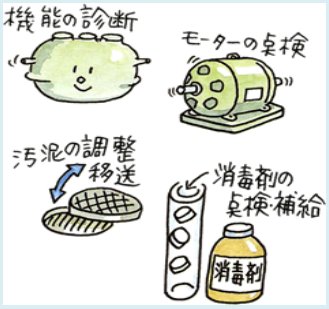

- 浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されています。保守点検は、山口県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。
- 浄化槽の色々な装置が正しく働いているかを点検し、水質検査により汚泥の状態を確認します。
- 汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充、モーターの点検を行います。

〔保守・点検回数〕

処理方法	浄化槽の種類	回　数
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1　処理対象人員が 20 人以下の浄化槽	4 か月に 1 回以上
	2　処理対象人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	3 か月に 1 回以上
活性汚泥方式	――――――	1 週に 1 回以上
回転盤接触方式 接触ばっ気方式 又は散水ろ床方式	1　砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1 週に 1 回以上
	2　スクリーン及び流量調整タンク または流量調整槽を有する浄化槽 （1 に掲げるものを除く）	2 週に 1 回以上
	3　1 及び 2 に掲げるもの以外の浄化槽	3 か月に 1 回以上

③ 清　　掃

- 浄化槽の清掃は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。
- 浄化槽に、処理によって生じた汚泥がたまりすぎると処理が不十分になり、悪臭の原因になります。
- 汚泥などを引き抜き、付属装置を洗浄したり、掃除することが必要です。

④ 法定検査

- 法定検査は、山口県の指定する検査機関が実施します。
- 浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。
- 「保守点検」「清掃」とは別に、法定検査を年に一回必ず受けなければなりません。

⑤ 記録の保存

- 保守点検及び清掃の記録は、３年間保管する義務があります。

第９節　し尿・汚泥の適正処理推進〔基本方針2〕

し尿・浄化槽汚泥の排出量等の将来見込み

本市において処理するし尿・浄化槽汚泥量は、図表4-22の通りです。

し尿・浄化槽汚泥とも平成30年に増加しましたが、将来的には減少し、2023年度には年間48,900キロリットル程度になると見込まれます。

■図表 4-22　し尿・浄化槽汚泥の将来見込み量

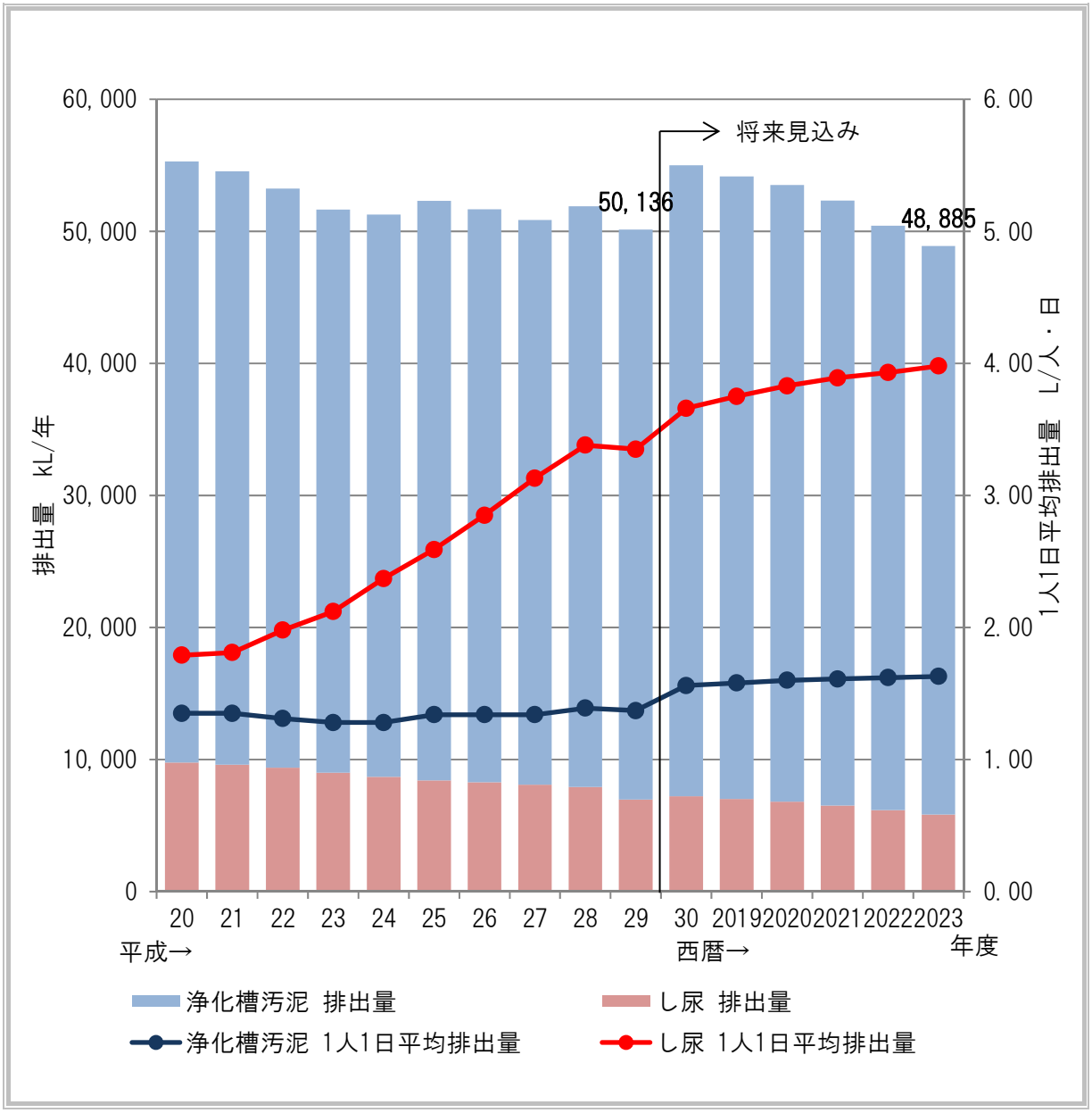

し尿・汚泥の適正処理推進に関する具体的な施策

1　排出抑制の推進

(1) 排出抑制に関する目標

> ➢ 浄化槽の管理を行う市民、事業者に対し、浄化槽に関する正しい知識をもってもらい、さらに、浄化槽清掃の許可業者は正しく汚泥を引き抜くことで、汚泥の排出を抑制します。

(2) 排出抑制に関する施策

施策1　浄化槽に関する知識の向上　　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

浄化槽は、定期的に清掃しないと汚泥が腐敗などし、し尿処理施設における処理を困難なものとします。そのため、浄化槽法に基づく「保守点検」、「清掃」、「法定検査」について、本市ホームページ等により啓発しています。浄化槽の管理者は、設置者であることを理解し、適正な管理に努めることが必要です。

【施策の方向】

浄化槽汚泥の引き抜きについては、浄化槽法第9条の規定により行うこととされており、汚泥の引き抜き量は浄化槽の型式により異なります。設置している浄化槽の型式や正しい清掃方法について岩国環境フェスタ、広報いわくに、本市ホームページ等で引き続き市民（管理者）に情報提供を行い、市民の浄化槽清掃に対する知識の向上を図っていくものとします。

◆浄化槽の機能と清掃（汚泥の引き抜き） ※嫌気ろ床接触ばっ気方式の場合

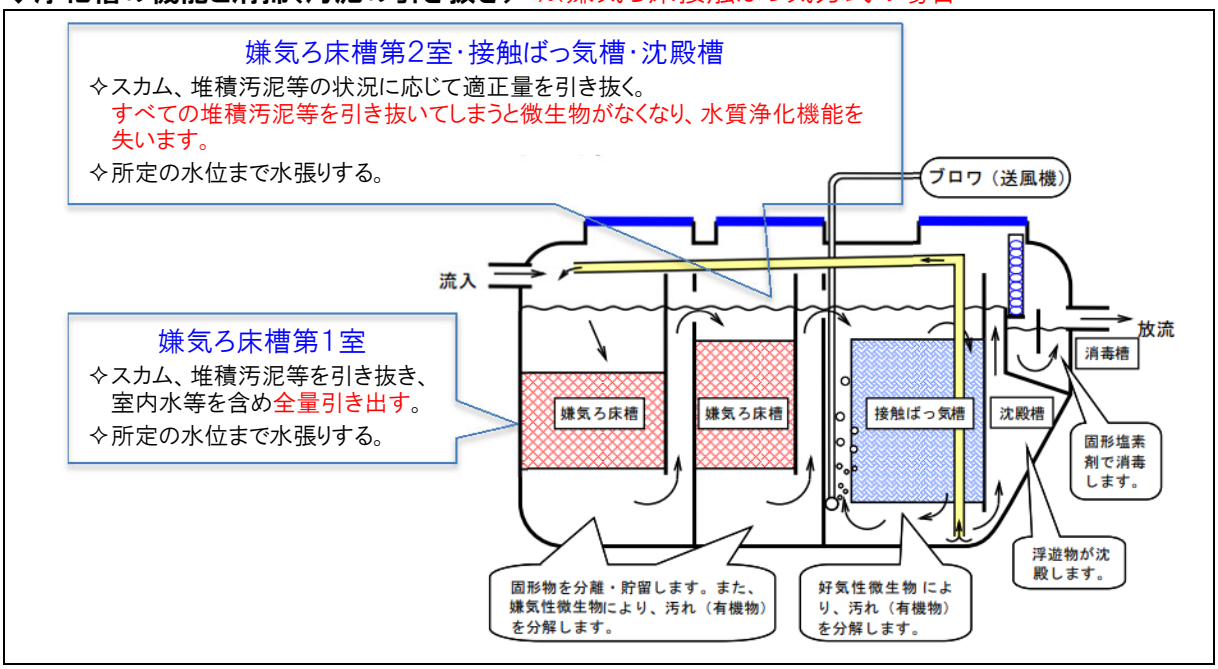

【市民･事業者の役割】

○ 浄化槽管理者は、適正に管理しましょう。

【行政の役割】

○ 合併処理浄化槽の保守点検や清掃に関する情報を広報いわくにや本市ホームページを通じて提供します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、山口県と連携し、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	浄化槽に関する知識の向上	広報・ホームページでの啓発 ⟷				

施策2　浄化槽清掃業者の指導　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

浄化槽は形式などにより汚泥の引き抜き量が異なりますが、間違った認識によって引き抜き量が多くなると適正な維持管理の妨げになります。本市では、年に２回以上清掃業者との協議を行い、適正な管理が行われるよう指導しています。

保守点検業者や清掃業者は、点検作業時等において市民と接することから、市民への説明者となり知識を広めることができます。

【施策の方向】

浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き）に関し、清掃業者に対して法に基づく適正な汚泥の引き抜きを行うよう指導します。

【市民･事業者の役割】

○ 浄化槽管理者は、適正に管理しましょう。
○ 保守点検業者、清掃業者は市に協力し、適正な浄化槽の保守、清掃を行いましょう。

【行政の役割】

○ 合併処理浄化槽の保守点検や清掃に関する情報を広報いわくにや本市ホームページを通じて提供します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、山口県との連携のもと、年２回以上の清掃業者との協議を継続し、適正な管理が確実に行われるよう指導していきます。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	浄化槽清掃業者の指導	広報・ホームページによる提供・年２回以上の協議 ⟷				

2 有効利用の推進

(1) 有効利用に関する目標

> ➢ し尿・浄化槽の処理工程で発生する汚泥は、たい肥化あるいはセメント原料化し、有効利用します。

(2) 有効利用に関する施策

施策3　脱水汚泥の有効利用　　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

現有し尿処理施設では、処理工程で発生する脱水汚泥について、玖西環境衛生組合の真水苑では一部をたい肥化処理、周東環境衛生組合の衛生センターでは委託によりたい肥化しています。

【施策の方向】

玖西環境衛生組合の真水苑での一部をたい肥化処理、周東環境衛生組合の衛生センターでの委託によるたい肥化は継続実施します。

みすみクリーンセンターから発生する脱水汚泥については、処理の効率化を図るため、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）へ搬入、焼却処理し、焼却灰をセメント原料化することで有効利用を図ります。

◆汚泥の有効利用方法

みすみクリーンセンター（本市）	汚泥等をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却処理し、焼却灰をセメント原料化
真水苑（玖西環境衛生組合）	たい肥化（一部）
衛生センター（周東環境衛生組合）	たい肥化（民間委託）

【行政の役割】

○ し尿処理施設の適正管理を行い、脱水汚泥の有効利用を継続します。
○ 焼却処理できるよう、脱水汚泥の性状を適正に管理します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	脱水汚泥の有効利用	たい肥化（玖西環境衛生組合・周東環境衛生組合）				
継続		セメント原料化（本市）				

3 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

- し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を維持し、安定かつ継続的な収集・運搬を行います。
- し尿処理施設の集約にあわせた効率的な中継運搬を行います。

(2) 収集・運搬の範囲・方法・量

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬を行う範囲は、本市全域とします。

また、収集・運搬は、基本的に本市の許可業者が行うものとします。ただし、玖珂地域・周東地域のし尿・浄化槽汚泥は、玖西環境衛生組合による委託収集とし、島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は各島の環境衛生組合が収集・運搬するものとします。

なお、収集運搬量は減少傾向となると予測されるため、その状況に応じた収集・運搬体制を構築していくものとします。

■図表 4-23　収集・運搬の範囲・方法

		し尿	浄化槽汚泥
収集・運搬の範囲		市内全域	市内全域
収集・運搬の方法	岩国地域（島しょ部含む） 由宇地域 玖北地域	許可業者（本市許可）	許可業者（本市許可）
	玖珂地域 周東地域	委託業者（玖西環境衛生組合委託）	委託業者（玖西環境衛生組合委託）

■図表 4-24　収集運搬量

	現　在 （平成29年度）	計画目標年度 （2023年度）
し尿	6,970ｋL/年	5,830ｋL/年
浄化槽汚泥	43,166ｋL/年	43,055ｋL/年
合計	50,136ｋL/年	48,885ｋL/年

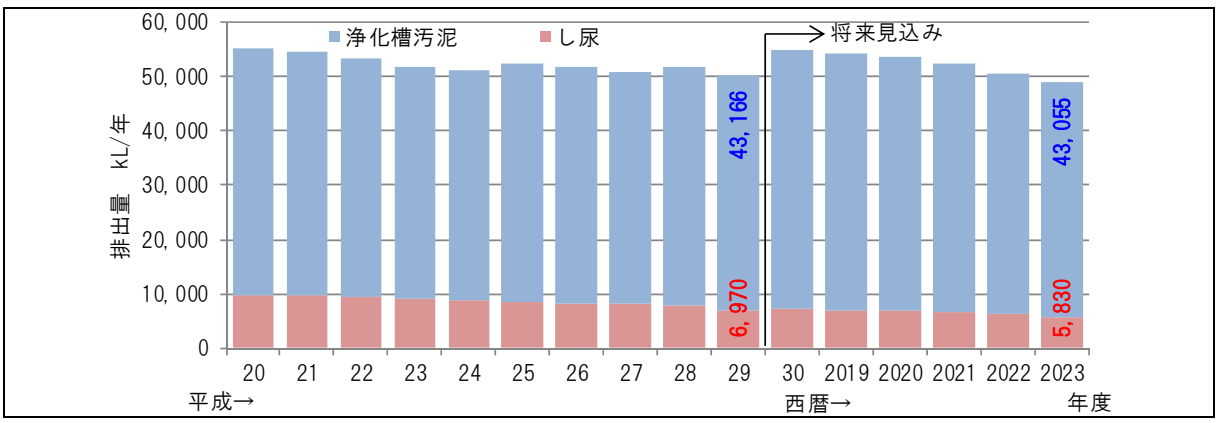

(3) 収集・運搬に関する施策

施策4　処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化　重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥は、平成30年4月からみすみクリーンセンターでの集約処理を開始しています。現在、運用を終了したにしきクリーンセンターを中継施設として有効利用していますが、より効率的な中継運搬のための中継施設が必要です。

【施策の方向】

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥を効率的にみすみクリーンセンターへ搬入するための施設として、2019年度内を目途に、岩国市本郷ごみ処理場内に中継施設を整備します。

◆集約処理事業の概要

処理地域	玖北地域(本郷地域･錦地域･美川地域･美和地域)
集約処理施設	みすみクリーンセンター
処理対象	し尿･浄化槽汚泥
中継施設場所	岩国市本郷ごみ処理場
施設概要	中継槽(約30m^3)
運搬方法	バキューム車(6kL)
供用開始予定	2020年度

【行政の役割】

○ 中継運搬の効率化を図るため、岩国市本郷ごみ処理場内に中継施設を整備します。
○ 運搬体制の変更に伴う情報について、必要に応じて市民、収集運搬業者へ周知します。

【施策スケジュール】

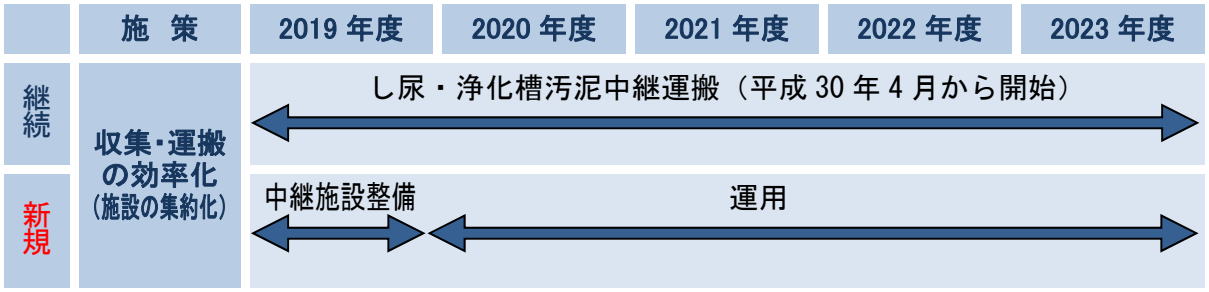

施策5　収集・運搬体制の維持（許可業者指導）　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

し尿や浄化槽汚泥の収集運搬量は、いずれも減少することが見込まれますが、なくなることはありません。し尿や浄化槽汚泥は、収集・運搬が滞ると地域の公衆衛生や環境が維持できなくなってしまうことから、本市では、年に2回以上、収集運搬許可業者との協議を行い安定した収集・運搬が行えるように努めています。

なお、柱島、端島、黒島のし尿収集については、地域住民で組織した環境衛生組合が行っていますが、高齢化により体制維持が困難となっています。そのため、安定的な収集が行える体制の整備についての検討が必要です。

【施策の方向】

適正な処理を推進するためには、搬入量を平準化することが有効です。安定した収集・運搬が行えるよう、今後も継続して収集運搬許可業者との協議を行います。また、量的、質的に安定した収集・運搬が行えるよう、運行計画について指導していくものとします。

【業者の役割】

○ 浄化槽の清掃業者は、適正な汚泥の清掃（引き抜き）を行い、汚泥排出量の削減に努めましょう。

【行政の役割】

○ し尿・浄化槽汚泥の収集運搬量を注視し、安定した収集・運搬が行える体制の整備について検討します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	収集・運搬体制の維持（許可業者指導）	許可業者指導（年２回以上の協議）⟷				

施策6　し尿収集運搬業の許可　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

安定かつ継続した収集・運搬体制維持のため、現在、地域別に行っているし尿収集・運搬に関する新たな許可は行っていません。今後、し尿や浄化槽汚泥の収集運搬量はいずれも減少することが見込まれるものの、なくなることはないため、引き続き適正に収集・運搬可能な体制を整えておく必要があります。

【施策の方向】

し尿収集・運搬に関する許可は、エリアの見直し等を行う場合を除き、新たな許可は行わないものとします。

【業者の役割】

○ 収集運搬許可業者は、本市の適正処理推進に協力するため、定量的な収集を行いましょう。

【行政の役割】

○ 収集運搬許可業者に対し、定量的な収集を指導していきます。
○ し尿・浄化槽汚泥の排出量、収集運搬許可業者の状況、下水道の普及等に注視し、必要に応じて収集・運搬エリアの見直しを検討します。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
継続	し尿収集運搬業の許可	現行を維持（新たな許可は行わない）				

4 中間処理計画・最終処分計画

(1) 中間処理・最終処分に関する目標

- 本市が運営するし尿処理施設は、定期検査の実施と計画的な補修などを行うことにより、安定的な処理を行っていくものとします。
- なお、し尿処理の集約化については、構成市町との協議等から長期的な視点で順次行っていくものとします。

(2) 中間処理・最終処分の方法

し尿・浄化槽汚泥の中間処理（水処理）は現行通りとします。（P109 参照）

みすみクリーンセンターから発生する汚泥等、周東環境衛生組合の衛生センターから発生するし渣については、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却処理し、焼却灰はセメント原料化、焼却残渣は埋め立て（最終処分）するものとします。

その他の汚泥等の中間処理、最終処分の方法は現行通りとします。（P110 参照）

また、処理の効率化を図るため、長期的に順次集約していくことを検討します。

地域別	処理施設等
岩国地域・本郷地域・錦地域・美川地域・美和地域	みすみクリーンセンター
由宇地域	周東環境衛生組合　衛生センター⇒集約処理等の検討
玖珂地域・周東地域	玖西環境衛生組合　汚泥再生処理施設真水苑⇒集約処理の検討

■図表 4-25　施設別処理量

施　　設	種　　別	現　　在 （平成29年度）	計画目標年度 （2023年度）
みすみ クリーンセンター	し尿	4,417ｋL/年	4,198ｋL/年
	浄化槽汚泥	32,733ｋL/年	35,985ｋL/年
にしき クリーンセンター	し尿	750ｋL/年	みすみ クリーンセンター で集約処理
	浄化槽汚泥	2,954ｋL/年	
周東環境衛生組合 衛生センター	し尿	528ｋL/年	493ｋL/年
	浄化槽汚泥	2,691ｋL/年	2,383ｋL/年
玖西環境衛生組合 汚泥再生処理施設　真水苑	し尿	1,275ｋL/年	1,139ｋL/年
	浄化槽汚泥	4,788ｋL/年	4,687ｋL/年

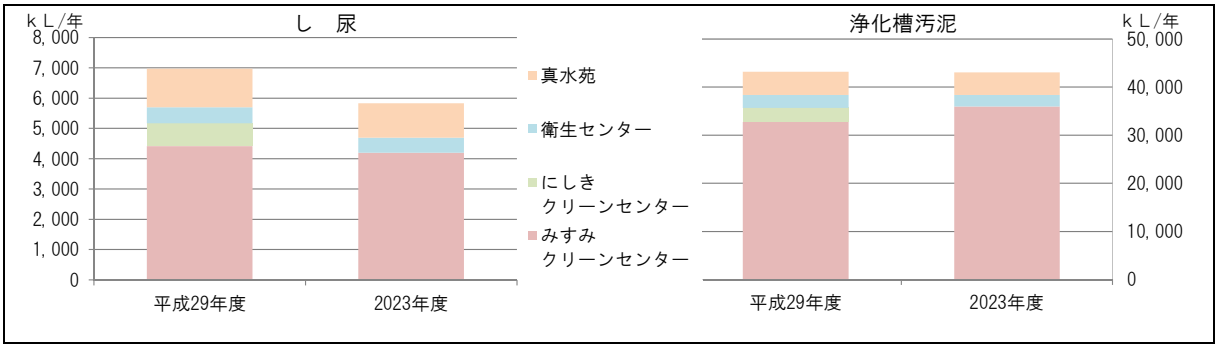

(3) 中間処理･最終処分に関する施策

施策7　みすみクリーンセンターによる集約処理　継続

【既定計画期間の取り組みと課題】

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥は、平成30年4月からみすみクリーンセンターにおいて集約処理を開始しています。

なお、由宇地域のし尿・浄化槽汚泥を処理している周東環境衛生組合の施設は、供用開始から36年以上経過しており、現在、施設整備方針を検討しています。一方、玖西環境衛生組合の施設は、最長でも2027年度までの操業期間となっているため、集約処理に向けた検討が必要となっています。

【施策の方向】

みすみクリーンセンターについては、安定した処理ができるよう、施設の維持管理を行っていくものとします。

玖珂地域、周東地域、由宇地域のし尿・浄化槽汚泥は、当面、現処理体制において処理していくものとし、組合構成市町の動向、本市の排出量等を踏まえて処理体制の再構築について検討していくものとします。

【行政の役割】

○ みすみクリーンセンターの維持管理を行い、し尿・浄化槽汚泥の安定した処理を行うものとします。
○ 効率的な処理体制を構築するため、組合構成市町との協議を行います。

【施策スケジュール】

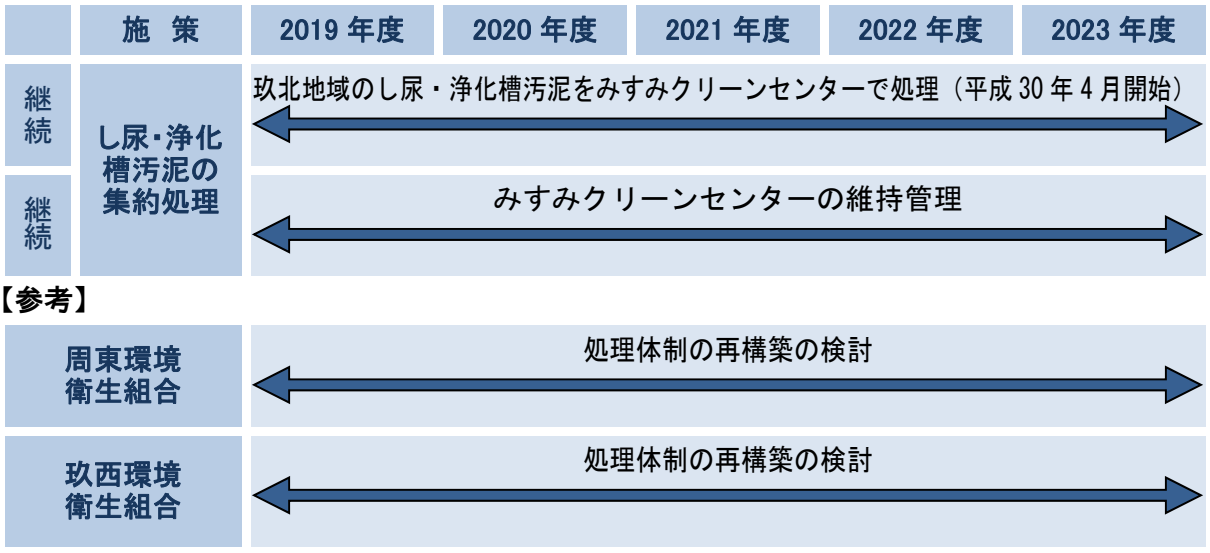

施策8　汚泥等の集約処理　見直し

【既定計画期間の取り組みと課題】

みすみクリーンセンターで発生する汚泥・し渣・沈砂はみすみクリーンセンターで焼却処理し、減容化して日の出町最終処分場に埋め立て（最終処分）しています。

一方、周東環境衛生組合の衛生センターで発生するし渣・沈砂は民間委託により処理しています。

【施策の方向】

現在、みすみクリーンセンターで焼却処理している汚泥・し渣・沈砂は、2019年4月からサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）において焼却処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用します。

さらに、現在、民間委託により処理している周東環境衛生組合の衛生センターで発生するし渣についてもサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）において集約処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用するものとします。

【行政の役割】

○ サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却処理を行うため、みすみクリーンセンターの維持管理を行い、搬出する汚泥等の安定した性状維持に努めます。

【施策スケジュール】

	施　策	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
見直し	汚泥等の集約処理	汚泥・し渣・沈砂をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却処理				
新規	衛生センターし渣の集約処理	し渣をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で集約処理				

5 その他の計画

施策9 災害廃棄物対策 重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

これまで災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥は、「岩国市地域防災計画」にしたがい適正処理を行うこととしてきました。頻発する災害に備え、2019 年３月に「岩国地域災害廃棄物処理計画」を策定しました。

【施策の方向】

災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥は、「岩国地域災害廃棄物処理計画」にしたがい適正処理を行います。そのため、早急に災害廃棄物の収集・運搬体制と処理体制を整えることが必要であり、本市内部にとどまらず、国・県・周辺市町、さらに民間事業者との連携についても体制づくりを進めます。

「岩国地域災害廃棄物処理計画」については、本市ホームページ等に掲載し、市民への周知を図ります。また、平時からの市民意識向上のため、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

【市民･事業者の役割】

○ 災害が発生した場合は、本市の対応策に協力しましょう。

【行政の役割】

○ 災害発生時に迅速に対応するための体制づくりを進めます。
○ 市民・事業者に対し、「岩国地域災害廃棄物処理計画」の周知徹底を図り、災害廃棄物に関する情報発信に努めます。

【施策スケジュール】

第 5 編
計画の進行管理

第1節　計画進行管理手法

本計画を確実に実施していくためには、取り組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、もって必要な追加施策等を講じていくことが必要です。

そのため、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCA サイクルにより、継続的に管理していくものとします。

■図表5-1　計画の進行管理手法

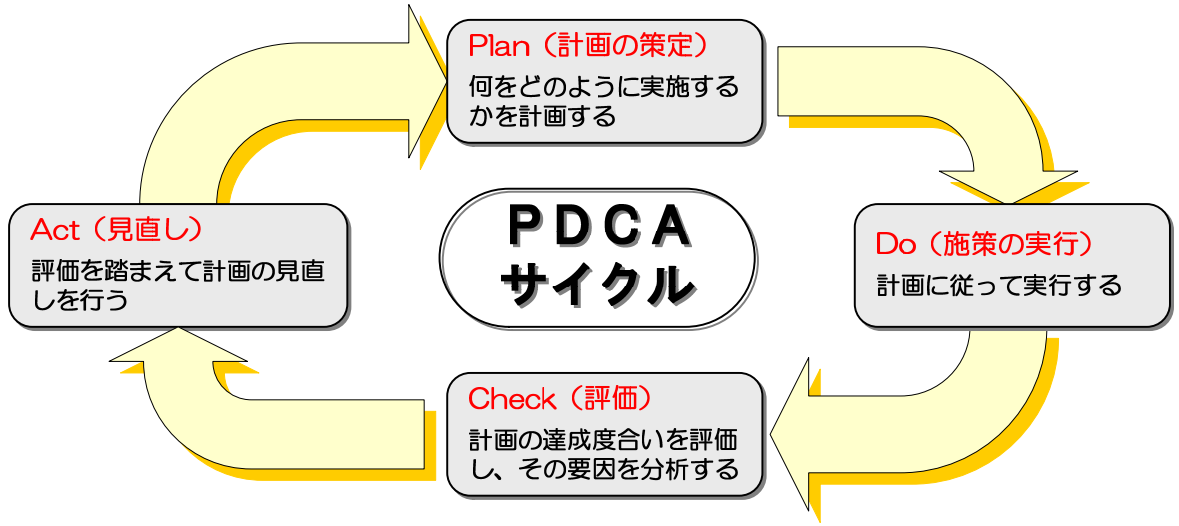

※　PDCAサイクル

ＰＤＣＡサイクルとは、計画(Plan)を実行（Do）し、評価（Check）して見直し（Act）に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのことです。

第２節　計画進行管理指標

本計画に記載した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度、廃棄物の処理状況を清掃事業概要として取りまとめ、公表します。なお、計画の進行管理のための指標は、以下の通りです。

■図表 5-2　計画の進行管理指標

〔ごみ〕

進行管理指標	算出式など
１人１日平均ごみ総排出量	ごみ総排出量÷365 日÷行政区域内人口
リサイクル率	総資源化量÷ごみ総排出量
廃棄物からのエネルギー回収量	有効利用熱量（焼却場）
最終処分率	最終処分量÷ごみ総排出量
廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量	焼却量×プラスチックなどの割合×排出係数
１人あたり年間処理経費	年間処理経費÷行政区域内人口

〔生活排水〕

進行管理指標	算出式など
生活排水処理率	生活排水処理人口÷行政区域内人口
１人あたり年間処理経費	年間処理経費÷行政区域内人口

第３節　進行管理体制

本計画の進行管理は、本市において管理指標等により行います。

また、岩国市環境審議会に毎年度の管理指標項目の結果を報告し、施策展開等について意見を求め、これを毎年度の一般廃棄物処理実施計画に反映させていくものとします。

■図表5-3　計画の進行管理体制

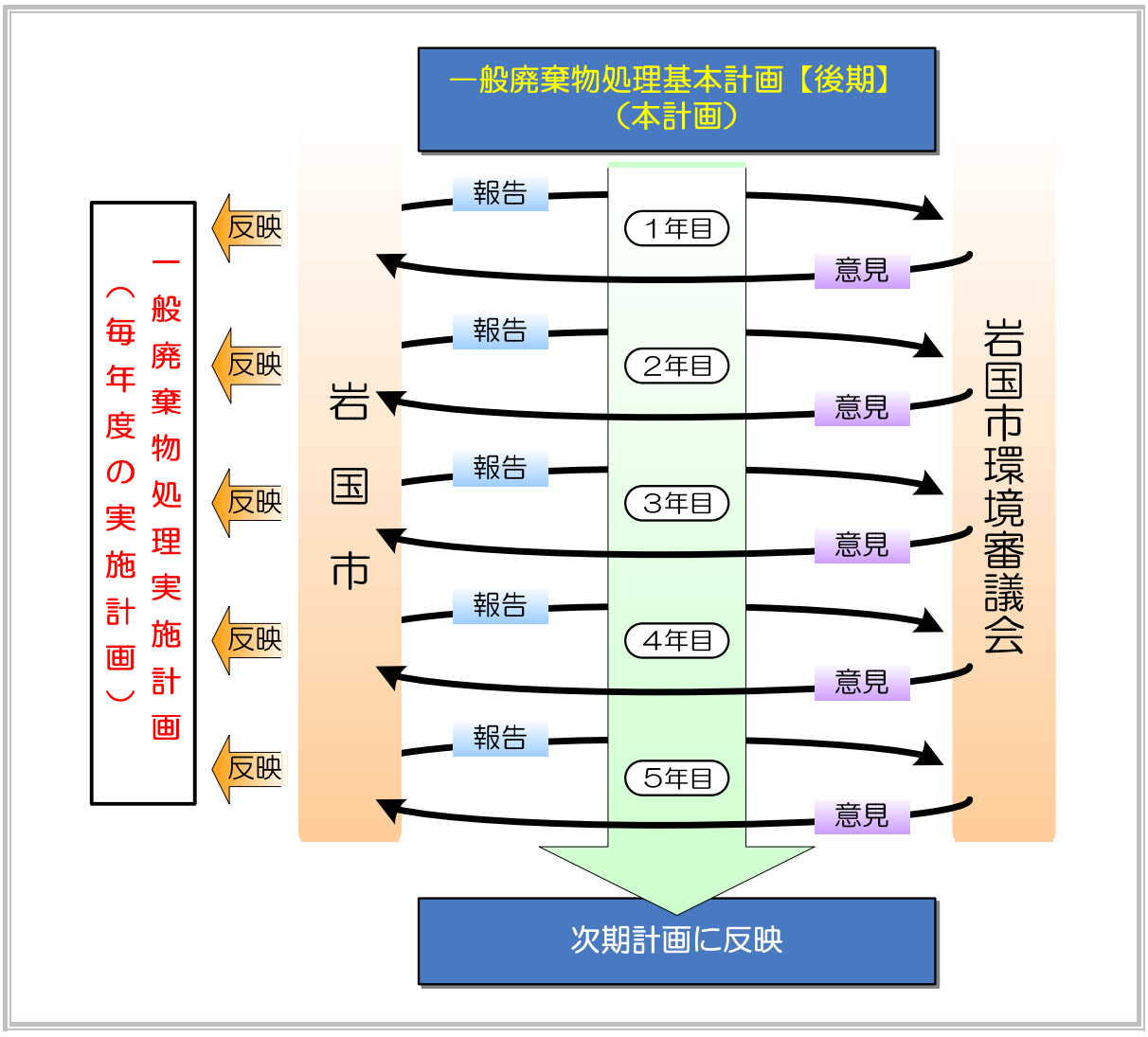

巻 末
添 付 資 料

１．環境審議会経緯 ----------１
２．用語集 ----------３
３．ごみ・し尿等排出量の実績値と将来推計値など ------９
４．ごみ組成調査結果概要 ---------- 16
５．市民・事業者アンケート調査結果概要 ---------- 20

資料１　環境審議会経緯

１．環境審議会審議日程と審議内容（一般廃棄物処理基本計画の改定に関するもの）

岩国市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に規定する廃棄物減量等推進審議会として位置づける「岩国市環境審議会」において下記のとおり審議されました。

回　数	日　程	主な審議内容
第１回	平成 30 年７月 26 日	○諮問 （１）報告事項 ①ごみ処理の現状 ②既定計画に示す施策の実施状況 ③ごみ組成調査について （２）審議事項 ①平成 30 年度岩国市環境審議会での論点とスケジュール ②アンケート調査の実施について
―	平成 30 年８月 10 日 ～ 平成 30 年８月 24 日	市民・事業者アンケート
第２回	平成 30 年 10 月２日	（１）報告事項 ①ごみ組成調査結果の概要（速報） ②アンケート調査結果の概要（速報） （２）審議事項 ①数値目標値の見直し ②後期計画期間において実施する施策 ③計画の骨子（案）
第３回	平成 30 年 11 月 21 日	（１）報告事項 ①第２回岩国市環境審議会からの数値目標値の修正について （２）審議事項 ①後期計画期間において実施する施策について （３）その他 ①パブリックコメントの募集について
―	平成 30 年 12 月 17 日 ～ 2019 年１月 17 日	パブリックコメント募集
第４回	2019 年２月 19 日	（１）報告事項 ①パブリックコメント募集結果について ②第３回岩国市環境審議会以降の素案修正について （２）審議事項 ①岩国市一般廃棄物処理基本計画について ②答申（案）について
―	2019 年２月 22 日	○答申

◆岩国市環境審議会条例（抜粋）

（設置）
第1条　環境の保全、一般廃棄物の減量その他環境に関する事項について調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の4第3項の規定に基づく附属機関として、岩国市環境審議会（以下「環境審議会」という。）を置く。
2 **環境審議会は、**環境基本法（平成5年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づく環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第5条の7に規定する廃棄物減量等推進審議会等として置くものとする。**

2．答申について

岩国市一般廃棄物処理基本計画は、「岩国市環境審議会」において審議され、下記のとおり答申されました。

岩国市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）

平成 30 年７月 26 日付けで諮問のありました岩国市一般廃棄物処理基本計画の改定について、当審議会で慎重に審議を行った結果、市から提示された計画案の内容で妥当であるという結論に達しましたので、答申します。

なお、計画の推進にあたり、特に別紙に記載の点について留意いただくよう、答申の付帯意見として申し述べます。

別紙

付　帯　意　見

1　2019 年４月のサンライズクリーンセンターの本稼動に伴い、汚れの落ちにくいプラスチック類を焼却ごみに出せるようになるが、出されたごみの状況を把握し、プラスチック類のリサイクル率の低下につながらないよう留意していただきたい。

また、国が 2019 年６月までに策定予定の「プラスチック資源循環戦略」の方向性に沿って、プラスチックを巡る資源・環境両面の課題の解決にもつながる施策展開に努めていただきたい。

2　サンライズクリーンセンターは、焼却余熱を利用した発電による地球温暖化防止に寄与できる施設として有効に活用していただきたい。

また、隣接する多目的広場は災害時には災害廃棄物仮置場として使用する施設となっていることから、適切に維持管理を行っていただきたい。

3　大量消費、大量廃棄の現在の状況を変えていくためには、一人ひとりがライフスタイルを見直し、環境にやさしい生活をすることが必要である。

そのきっかけとなるよう、本計画での重点施策「生ごみ削減のための３キリ運動」をはじめとしたごみ削減につながる効果的な施策を着実に実行していただきたい。

4　幅広い年代の人々に環境について意識を持ってもらうことが大切で、出前講座や施設見学など自分自身で体験していただくことが大変有効である。環境教育に取り組んでいる民間団体等とも連携し、多くの人に参加してもらえるよう環境教育の充実を図っていただきたい。

5　近年、各地で大きな被害をもたらす災害が頻発しており、災害からの復旧・復興には災害廃棄物対策が重要である。

災害時に迅速かつ適正な対応ができるよう、2019 年３月に策定される「岩国地域災害廃棄物処理計画」に沿って、実効性のある体制づくりを進めていただきたい。

資料２　用語集　（50 音順）

１．一般廃棄物と産業廃棄物

一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、産業廃棄物以外のものと定義されており、家庭において生活を営む上で排出されるごみ「家庭系一般廃棄物」と事業所から排出される産業廃棄物以外の「事業系一般廃棄物」があります。なお、以前、家電製品に使われていた PCB（ポリ塩化ビフェニル）など、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものについては、「特別管理一般廃棄物」として一般廃棄物とは区別しています。

（産業廃棄物の分類）

種　類	具　体　例
燃え殻	焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど
汚泥	工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの
廃油	潤滑油、洗浄用油などで不要になったもの、廃溶剤
廃酸	廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などすべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などすべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、紙製造業、製本業、出版業などから排出されるもの
木くず	建設業（紙くずに同じ。）、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの
	貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）
繊維くず	建設業（紙くずに同じ。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から排出される天然繊維くず
動植物性残渣	食料品製造業などから生ずる醸造かす、のりかす、魚のあらなど
動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ･解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄くず、切削くず、スクラップなど
ガラスくず･コンクリートくず（がれき類を除く）･陶磁器くず	ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くず
鉱さい	鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい（スラグ）、キューポラのノロ、ボタなど
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片、レンガの破片
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿
動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの
13 号廃棄物	産業廃棄物を処分した物であって上記のいずれにも該当しないもの（コンクリート固形化物など）

（注）□ 部分は、特定の事業活動に伴って排出されたもののみが産業廃棄物となります。

（一般廃棄物）　上記以外のもの

２．インセンティブ

インセンティブは、人や事業者の意欲を引き起こさせるような刺激や動機付けのことです。本計画では、有料の指定ごみ袋制度をごみの減量や分別の徹底などへの経済的な動機付け（＝インセンティブ）と位置づけています。

３．温室効果ガス

温室効果ガスは、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭素、メタン等が該当します。

４．家庭系ごみ

家庭系ごみは、日常生活を送る中で排出されるちゅう芥類や紙くず等の焼却ごみ、びん類、かん類、さらには古紙類などの資源品で、家庭から発生・排出されるごみです。

５．感染性廃棄物

感染性廃棄物は、「人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」であり、これらの処理については、廃棄物処理法により特別管理廃棄物と規定されています。

発生した感染性廃棄物は、通常の一般廃棄物や産業廃棄物とは分離し、密閉容器等に保管し、容器にバイオハザードマーク等を表示します。また、感染性廃棄物の許可をもった業者により、適正処理することが必要となります。

６．乾式排ガス処理装置

乾式排ガス処理装置は、焼却施設で発生する排ガス中の塩化水素やダイオキシン類等を除去するための装置で、煙道に消石灰や活性炭等の薬剤を噴霧し、塩化水素等を吸着させ、後段のバグフィルタにより回収することで除去します。水を使わないため「乾式」といい、排水処理が不要です。

７．浄化槽

浄化槽は、し尿と併せて台所やお風呂の排水（生活雑排水）を処理する設備です。平成 13 年度までは、「合併処理浄化槽」としていましたが、法改正により「浄化槽」と呼ぶこととなりました。BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD 濃度 20mg/L 以下であることが定められています。

なお、本計画では、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽と呼んでいますが、現在は製造されていません。そのため、法令上では浄化槽とみなす「みなし浄化槽」と呼ばれています。

８．サーマルリサイクル・マテリアルリサイクル

サーマルリサイクルは、ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用することです。具体的には、回収した熱を冷暖房や温水プールの熱源としたり、蒸気のかたちで回収し、発電に利用することです。一方、マテリアルリサイクル（材料リサイクル）は、ごみを原料として再利用することです。具体的には、飲料缶を回収して土木資材に再生するなどしています。

９．在宅医療

在宅医療は、広義には病院外で行う医療全般をさし、注射薬を使用しつつ職場に通ったりするなど、日常生活を行いながら、自宅で行う医療です。在宅医療は外来通院医療、入院医療に次ぐ「第三の医療」とも言われ、今後ますます増加・多様化すると考えられています。

１０．集団回収

集団回収は、子ども会などが家庭から新聞や雑誌を集め、これを業者に引き渡すことで資源化しています。こうした取り組みは、日本固有であり、地域で活動するため、コミュニティの醸成や資源回収量の増加に寄与するものと期待されています。

こうした取り組みを推進するため、回収量に応じた補助金を交付する事業などを行っている市町村もあります。本市では、福祉団体を対象とした資源回収推進事業奨励金交付制度を実施しています。

１１．集じん灰

集じん灰は、焼却場の排ガス中に含まれる「ちり」を集じん装置で集めたものです。特別管理廃棄物と位置づけられており、厳重な管理のもと処理・処分することが必要です。

１２．焼却残渣

焼却残渣は、ごみを焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分と未燃分（燃え残り）からなります。燃やせるごみに金属やガラス等が混入すると、未燃分（燃え残り）となり、焼却炉内に固着などし、設備を損傷してしまいます。

１３．事業系ごみ

事業系ごみは、店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけではなく病院・学校・官公署など広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系廃棄物（事業系ごみ）といい、そのうちの産業廃棄物以外のごみを、事業系一般廃棄物としています。

１４．水素イオン濃度（ｐＨ）

水素イオン濃度は、水素イオン指数ともいい、物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す物理量で、pH（potential of Hydrogen, power of Hydrogen）で表されます。読み方は、ピーエイチ（英語読み／JIS）、またはペーハー（ドイツ語読み）で、pH＝7 の場合は中性、値が小さくなればなるほど酸性が強く、逆に大きくなればなるほどアルカリ性が強いことを意味します。

１５．ストーカ式

ストーカ式は、火格子（ストーカ）を階段状に並べた燃焼装置です。階段状の火格子が前後に可動し、ごみを上部から順次搬送・かく拌しながら空気を効率的に接触させ、良好な燃焼を行います。国内の焼却炉で最も多く使われている方式です。

１６．セメント原料化

セメント原料化は、ごみ焼却施設から排出される焼却灰をセメントの原料にすることです。山口県では、県下全域の自治体から焼却灰を一箇所に集めて集中的に前処理する事業が 2001 年に開始されています。この方式は全国でも初の取り組みで「山口方式」と呼ばれていました。現在では、九州や関東でも事業化されており、前処理による脱塩等を行うことで品質が確保されています。

１７．生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）と化学的酸素要求量（ＣＯＤ）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）と化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）は、水中の被酸化物質（主に有機物）を酸化するために必要とする酸素量で表したものです。BOD は有機物が好気性微生物の働きにより分解されるときに消費される酸素量です。COD は有機物を酸化剤で酸化したときに消費される酸素量です。いずれも値が大きいほど、その水質は悪いといえます。

１８．中間処理と最終処分

中間処理は、集められたごみに焼却、選別、破砕などの処理を行うことです。過去のごみ処理は、単純に容積を小さくするための焼却処理や破砕処理が行われてきましたが、現在では、素材ごとに選別回収したり、不純物を除去する処理も行われています。また、焼却処理では、発生する熱を回収利用する取り組みも行われています。

最終処分は、廃棄物処理法において、「埋立処分」、「海洋投棄処分」または「再生」のことを言いますが、本計画では、「最終処分場に埋立処分すること」としています。最終処分場には、ガラス類など不燃物のみを埋立処分できる「安定型処分場」、有機物等が含まれるごみも埋立処分する「管理型処分場」、さらに、有害なごみを埋立処分する「遮断型処分場」があります。

１９．ダイオキシン類

ダイオキシン類は、主としてものを燃やすところから発生し、主な発生源はごみ焼却、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなど様々です。また、かつて使用されていた一部の農薬に不純物として含まれていたものが、環境中に蓄積している可能性があるとの研究報告もあります。我が国では、耐容一日摂取量（TDI：長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量まではヒトが一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される 1 日体重 1kg 当たりの摂取量）を 4pg-TEQ と設定しており、環境省による平成 23 年度調査では超過した人はいませんでした。

２０．脱硝反応装置

脱硝反応装置は、焼却施設で発生する排ガス中の窒素酸化物を除去するための装置で、アンモニアと触媒の働きにより窒素ガスと水蒸気に分解し、排出量を減らしています。

２１．地球温暖化

地球温暖化は、化石燃料の大量使用などにより、大気中の温室効果ガスが増加し、大気や海洋の平均気温が上昇していく現象のことです。

２２．バイオマス

バイオマスは、エネルギーや物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源（石油や石炭などの化石資源は除かれます。）のことです。具体的には、農林水産物、稲わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどを指します。

２３．バグフィルタ

バグフィルタは、焼却施設で発生する排ガス中のばいじん（ダスト）をろ布により除去する装置です。ろ布にダスト成分や薬剤等を捕集・堆積し、ここで有害ガスを吸着させる機能も併せ持ち、高度な排ガス処理を可能なものとしています。

２４．ＰＣＢ

PCB は、ポリ塩化ビフェニル（polychlorinated biphenyl）の略称です。この物質は、人工的に合成されたもので、水に溶けにくく、熱で分解しにくく、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油など幅広い分野に用いられていました。一方、生体に蓄積し、様々な症状を引き起こすため、現在 PCB 自体の製造・輸入・使用は禁止されていますが、PCB を含む電気機器等が継続して使用されている可能性があります。こうした機器が廃棄物となった場合は、「特別管理廃棄物」として厳重な管理による処理が必要です。また、国においては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第６５

号）」を定め、適正処理を進めています。

２５．ＢＤＦ

BDF（Bio Diesel Fuel）は、バイオディーゼル燃料といい、菜種油など植物性油脂などを加工したディーゼルエンジン用燃料の総称です。廃棄物分野では、廃食用油を回収して BDF に再生しています。再生した BDF は、ごみ収集車やバスの燃料の一部として利用されており、化石燃料である軽油の使用量を削減できることから、温室効果ガスの削減にも寄与します。なお、軽油と混合された燃料（混合率５％以下）の場合は、軽油取引税が課税されています。

２６．標準脱窒素処理方式と膜分離高負荷脱窒素処理方式

標準脱窒素処理方式と膜分離高負荷脱窒素処理方式は、し尿処理施設における処理水中の窒素除去を主とした処理方式の一つです。この方式では、まず、硝化工程でアンモニアを酸化して硝酸をつくり、脱窒工程でこの硝酸を使って有機物を酸化分解します。これにより、BOD と窒素を同時かつ効率的に除去することができます。

また、膜分離高負荷脱窒素処理方式は、高負荷で処理することにより、用水の節約と処理後の排水量の低減を図ったものです。なお、処理過程で発生する汚泥の回収に膜を使用しているため、「膜分離」と呼んでいます。

資料 3　ごみ・し尿等排出量の実績値と将来推計値など

1．ごみ排出量の実績値と将来推計値

ごみ排出量の将来推計は、過去の実績値についてトレンド（傾向）分析を行った回帰式を用いて行いました。なお、推計にあたり、異常値と判断できる実績値は除外するとともに、過去の推移などを参考に、適宜、適切な推計方法（式）を採用し、この結果を『単純推計』としました。

一方、ごみ発生・排出削減や分別に関する施策を講じた場合の効果を検討し、目標値を定めたうえで、その目標値が達成された場合の将来推計を行い、この結果を『目標値達成時』としました。

◆資料 3-1　ごみ排出量の実績値と将来推計値（単純推計）
◆資料 3-2　ごみ排出量の実績値と将来推計値（目標値達成時）

2．ごみ処理内訳の実績値と将来推計結果

施設等に搬入されたごみについて、選別等の中間処理を行った後の処理内訳（資源化量や最終処分量など）は、最新年である平成 29 年度の実績値を基に比率按分しました。また、将来の処理体制も考慮しました。

◆資料 3-3　ごみ処理内訳の将来推計結果（目標値達成時）

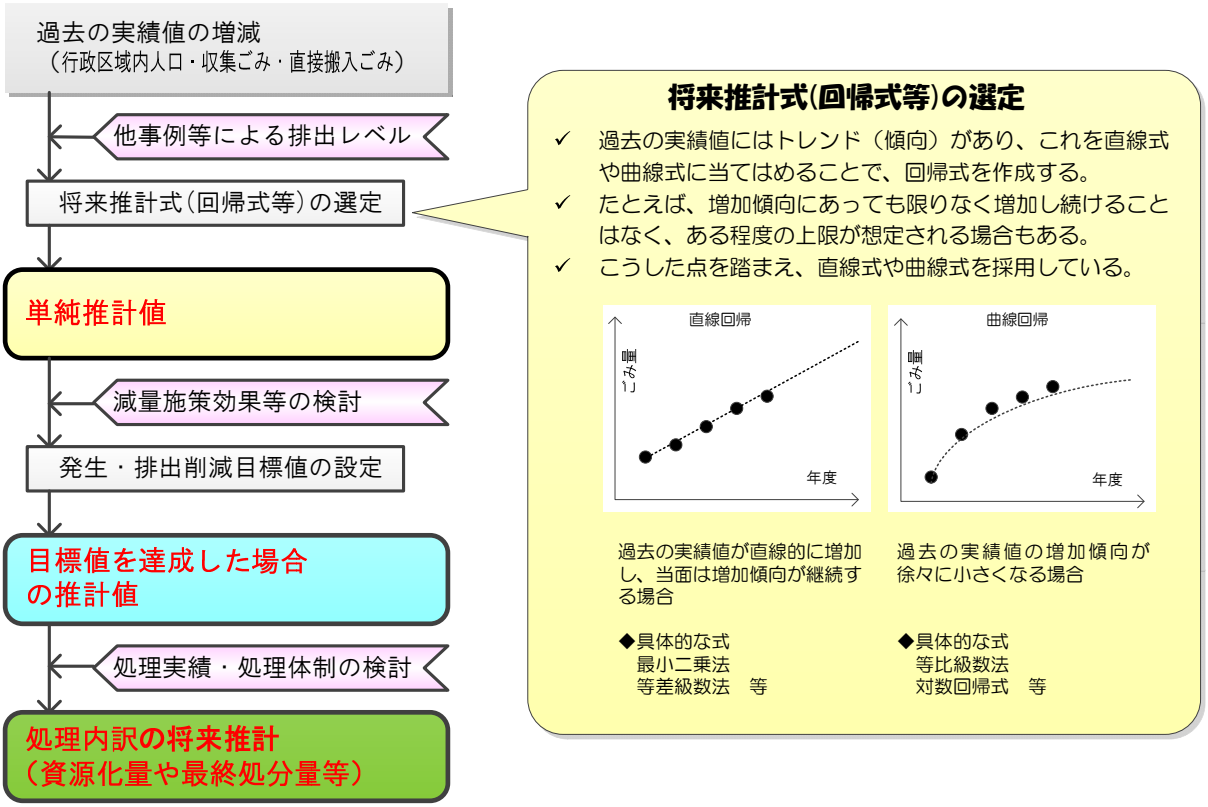

◆資料３－１　ごみ排出量の実績値と将来推計値（単純推計）

							←	実績	推計	→				計画目標年度 ▼	
			西暦年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	備考（推計）
			平成年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
人口	行政区域内人口		[人]	143,489	141,857	140,200	138,614	137,044	135,401	133,788	132,174	130,561	128,948	127,334	資料１
	収集ごみ	計画収集人口	[人]	143,489	141,857	140,200	138,614	137,044	135,401	133,788	132,174	130,561	128,948	127,334	＝行政区域内人口
収集ごみ	焼却ごみ（可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	21,427	21,253	20,897	20,199	20,090	19,788	19,553	19,317	19,081	18,845	18,609	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	58.70	58.23	57.25	55.34	55.04	54.21	53.57	52.92	52.28	51.63	50.98	年間量÷365
		原単位	[g/人/日]	409.1	410.5	408.4	399.2	401.6	400.4	400.4	400.4	400.4	400.4	400.4	資料２
	陶磁器及びガラス類（不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	342	332	340	320	339	326	327	323	319	320	316	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.94	0.91	0.93	0.88	0.93	0.89	0.90	0.88	0.87	0.88	0.87	年間量÷365
		原単位	[g/人/日]	6.5	6.4	6.6	6.3	6.8	6.6	6.7	6.7	6.7	6.8	6.8	資料３
	プラスチック類（資源ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	2,379	2,360	2,374	2,406	2,397	2,382	2,368	2,349	2,335	2,320	2,301	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	6.52	6.47	6.50	6.59	6.57	6.53	6.49	6.44	6.40	6.36	6.30	年間量÷365
		原単位	[g/人/日]	45.4	45.6	46.4	47.6	47.9	48.2	48.5	48.7	49.0	49.3	49.5	資料４
	金属類及び破砕ごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	1,714	1,701	1,728	1,663	1,626	1,606	1,582	1,563	1,544	1,525	1,506	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	4.70	4.66	4.73	4.56	4.45	4.40	4.33	4.28	4.23	4.18	4.13	年間量÷365
		原単位	[g/人/日]	32.7	32.8	33.8	32.9	32.5	32.5	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4	資料５
	びん類（資源ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	1,076	1,041	1,024	1,006	934	909	879	854	829	805	781	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	2.95	2.85	2.80	2.76	2.56	2.49	2.41	2.34	2.27	2.21	2.14	年間量÷365
		原単位	[g/人/日]	20.5	20.1	20.0	19.9	18.7	18.4	18.0	17.7	17.4	17.1	16.8	資料６
	かん類（資源ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	225	197	180	170	165	153	146	140	138	132	125	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.62	0.54	0.49	0.47	0.45	0.42	0.40	0.38	0.38	0.36	0.34	年間量÷365
		原単位	[g/人/日]	4.3	3.8	3.5	3.4	3.3	3.1	3.0	2.9	2.9	2.8	2.7	資料７
	処理困難ごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	13	14	16	16	17	15	15	14	14	14	14	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	年間量÷365
		原単位	[g/人/日]	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	資料８
	粗大ごみ（粗大ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	121	119	120	146	151	153	151	150	152	151	149	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.33	0.33	0.33	0.40	0.41	0.42	0.41	0.41	0.42	0.41	0.41	年間量÷365
		原単位	[g/人/日]	2.3	2.3	2.3	2.9	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	資料９
	ペットボトル（資源ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	260	247	242	249	246	242	239	236	234	231	228	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.71	0.68	0.66	0.68	0.67	0.66	0.65	0.65	0.64	0.63	0.62	年間量÷365
		原単位	[g/人/日]	5.0	4.8	4.7	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	資料10
	廃食用油（資源ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	43	42	44	44	43	44	44	43	43	42	42	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	年間量÷365
		原単位	[g/人/日]	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	資料11
	埋立ごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	年間量÷365
		原単位	[g/人/日]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	資料12
	資源品（資源ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	3,650	3,301	3,001	2,721	2,470	2,328	2,207	2,108	2,016	1,934	1,859	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	10.00	9.04	8.22	7.46	6.77	6.38	6.05	5.78	5.52	5.30	5.09	年間量÷365
		原単位	[g/人/日]	69.7	63.8	58.6	53.8	49.4	47.1	45.2	43.7	42.3	41.1	40.0	資料13
	合　計（収集ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	31,250	30,608	29,966	28,940	28,478	27,946	27,511	27,097	26,705	26,319	25,930	上記年間ごみ量の合計
		一日ごみ量	[t/日]	85.63	83.87	82.07	79.30	78.02	76.56	75.37	74.24	73.17	72.12	71.04	上記一日ごみ量の合計
		原単位	[g/人/日]	596.7	591.1	585.6	572.0	569.3	565.5	563.4	561.7	560.4	559.2	557.9	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10^6
直接搬入ごみ	焼却ごみ（可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	12,467	12,271	11,997	11,994	12,149	12,283	12,355	12,410	12,453	12,486	12,516	下記年間ごみ量の合計
		一日ごみ量	[t/日]	34.15	33.62	32.87	32.86	33.28	33.65	33.85	34.00	34.12	34.21	34.29	下記一日ごみ量の合計
	内　基地焼却ごみ以外（可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	10,625	10,405	10,025	9,873	9,694	9,629	9,563	9,508	9,464	9,424	9,388	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	29.10	28.51	27.47	27.05	26.55	26.38	26.20	26.05	25.93	25.82	25.72	資料14
	内　基地焼却ごみ（可燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	1,842	1,866	1,972	2,121	2,455	2,654	2,792	2,902	2,989	3,062	3,128	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	5.05	5.11	5.40	5.81	6.73	7.27	7.65	7.95	8.19	8.39	8.57	資料25
	陶磁器及びガラス類（不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	43	48	51	52	51	51	55	55	55	55	55	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	0.12	0.13	0.14	0.14	0.14	0.14	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	資料15
	プラスチック類（資源ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	214	178	170	172	178	164	161	157	153	150	150	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	0.59	0.49	0.47	0.47	0.49	0.45	0.44	0.43	0.42	0.41	0.41	資料16
	金属類及び破砕ごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	1,489	1,595	1,597	1,661	1,711	1,731	1,741	1,752	1,760	1,770	1,773	下記年間ごみ量の合計
		一日ごみ量	[t/日]	4.08	4.37	4.37	4.55	4.69	4.74	4.77	4.80	4.82	4.85	4.86	下記一日ごみ量の合計
	内　基地不燃ごみ以外（不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	1,279	1,362	1,337	1,345	1,387	1,402	1,409	1,416	1,424	1,431	1,434	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	3.50	3.73	3.66	3.68	3.80	3.84	3.86	3.88	3.90	3.92	3.93	資料17
	内　基地不燃ごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	210	233	260	316	324	329	332	336	336	339	339	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	0.58	0.64	0.71	0.87	0.89	0.90	0.91	0.92	0.92	0.93	0.93	資料26
	びん類（資源ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	109	113	119	104	96	88	84	80	77	73	69	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	0.30	0.31	0.33	0.29	0.26	0.24	0.23	0.22	0.21	0.20	0.19	資料18
	かん類（資源ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	11	10	6	6	4	4	4	4	4	4	4	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	0.03	0.03	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	資料19
	処理困難ごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	21	20	21	18	15	18	18	18	18	18	18	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	0.06	0.05	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	資料20
	粗大ごみ（粗大ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	240	287	279	316	347	361	376	387	394	402	409	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	0.66	0.79	0.77	0.87	0.95	0.99	1.03	1.06	1.08	1.10	1.12	資料21
	ペットボトル（資源ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	資料22
	埋立ごみ（不燃ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	1,028	464	272	652	283	431	416	405	398	387	380	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	2.82	1.27	0.75	1.79	0.78	1.18	1.14	1.11	1.09	1.06	1.04	資料23
	資源品（資源ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	1,147	1,164	1,253	1,260	1,232	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	一日ごみ量×365日
		一日ごみ量	[t/日]	3.14	3.19	3.43	3.45	3.37	3.41	3.41	3.41	3.41	3.41	3.41	資料24
	合　計（直搬ごみ）	年間ごみ量	[t/年]	16,768	16,150	15,766	16,237	16,067	16,376	16,455	16,513	16,557	16,590	16,619	上記年間ごみ量の合計
		一日ごみ量	[t/日]	45.95	44.25	43.21	44.49	44.01	44.86	45.08	45.24	45.36	45.45	45.53	上記一日ごみ量の合計
排出量計	可燃ごみ	年間ごみ量	[t/年]	33,893	33,524	32,894	32,193	32,239	32,071	31,908	31,727	31,534	31,331	31,125	
		一日ごみ量	[t/日]	92.85	91.85	90.12	88.20	88.32	87.86	87.42	86.92	86.40	85.84	85.27	
	資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	9,115	8,654	8,414	8,139	7,765	7,559	7,377	7,216	7,074	6,936	6,804	
		一日ごみ量	[t/日]	24.98	23.72	23.04	22.31	21.27	20.71	20.21	19.78	19.38	19.01	18.63	
	不燃ごみ	年間ごみ量	[t/年]	4,649	4,174	4,025	4,383	4,043	4,178	4,154	4,130	4,108	4,089	4,062	
		一日ごみ量	[t/日]	12.76	11.43	11.02	12.01	11.08	11.44	11.38	11.31	11.25	11.21	11.14	
	粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	361	406	400	462	498	514	527	537	546	553	558	
		一日ごみ量	[t/日]	0.99	1.12	1.10	1.27	1.36	1.41	1.44	1.47	1.50	1.51	1.53	
	排出量合計	年間ごみ量	[t/年]	48,019	46,758	45,732	45,177	44,545	44,322	43,966	43,610	43,262	42,909	42,549	収集ごみ量＋直接搬入ごみ量
		一日ごみ量	[t/日]	131.58	128.12	125.28	123.79	122.03	121.42	120.45	119.48	118.53	117.57	116.57	収集ごみ量＋直接搬入ごみ量
		原単位	[g/人/日]	916.9	903.1	893.7	892.9	890.5	896.8	900.3	904.0	907.8	911.7	915.5	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10^6
ごみ総排出量	集団回収量	年間ごみ量	[t/年]	312	306	289	265	250	257	254	249	249	245	242	種類別年間量合計
		一日ごみ量	[t/日]	0.86	0.84	0.79	0.72	0.69	0.70	0.69	0.68	0.68	0.67	0.66	種類別一日ごみ量合計
	ごみ総排出量	年間ごみ量	[t/年]	48,331	47,064	46,021	45,442	44,795	44,579	44,220	43,859	43,511	43,154	42,791	排出量合計＋集団回収量
		一日ごみ量	[t/日]	132.44	128.96	126.07	124.51	122.72	122.12	121.14	120.16	119.21	118.24	117.23	排出量合計＋集団回収量
		原単位	[g/人/日]	922.8	909.0	899.3	898.2	895.5	902.0	905.5	909.1	913.0	916.9	920.7	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10^6
	ごみ総排出量（基地ごみ除く）	年間ごみ量	[t/年]	46,279	44,965	43,789	43,005	42,016	41,596	41,096	40,621	40,186	39,753	39,324	収集ごみ量＋直接搬入ごみ量
		一日ごみ量	[t/日]	126.81	123.21	119.96	117.83	115.10	113.95	112.58	111.29	110.10	108.92	107.73	収集ごみ量＋直接搬入ごみ量
		原単位	[g/人/日]	883.6	868.4	855.7	850.0	840.0	841.7	841.6	842.0	843.3	844.6	846.1	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10^6

注）　端数処理のため若干の誤差を含む。
　　既定計画に未計上だった廃食用油（BDF）を計上している。

◆資料３-２　ごみ排出量の実績値と将来推計値（目標値達成時）

						←	実績	推計	→				計画目標年度 ▼	
			西暦年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	備考（推計）
			平成年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
人口	行政区域内人口		[人]	143,489	141,857	140,200	138,614	137,044	135,401	133,788	132,174	130,561	128,948	127,334	資料１
人口	収集ごみ	計画収集人口	[人]	143,489	141,857	140,200	138,614	137,044	135,401	133,788	132,174	130,561	128,948	127,334	＝行政区域内人口
収集ごみ	焼却ごみ	年間ごみ量	[t/年]	21,427	21,253	20,897	20,199	20,090	19,576	19,079	18,583	18,099	17,617	17,145	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	58.70	58.23	57.25	55.34	55.04	53.63	52.27	50.91	49.59	48.27	46.97	年間量÷365
	（可燃ごみ）	原単位	[g/人/日]	409.1	410.5	408.4	399.2	401.6	396.1	390.7	385.2	379.8	374.3	**368.9**	目標値（H30：368.9g/人・日）
	陶磁器及びガラス類	年間ごみ量	[t/年]	342	332	340	320	339	326	327	323	319	320	316	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.94	0.91	0.93	0.88	0.93	0.89	0.90	0.88	0.87	0.88	0.87	年間量÷365
	（不燃ごみ）	原単位	[g/人/日]	6.5	6.4	6.6	6.3	6.8	6.6	6.7	6.7	6.7	6.8	6.8	＝単純推計
	プラスチック類	年間ごみ量	[t/年]	2,379	2,360	2,374	2,406	2,397	2,377	2,359	2,340	2,321	2,302	2,282	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	6.52	6.47	6.50	6.59	6.57	6.51	6.46	6.41	6.36	6.31	6.25	年間量÷365
	（資源ごみ）	原単位	[g/人/日]	45.4	45.6	46.4	47.6	47.9	48.1	48.3	48.5	48.7	48.9	**49.1**	目標値（H30：49.1g/人・日）
	金属類及び破砕ごみ	年間ごみ量	[t/年]	1,714	1,701	1,728	1,663	1,626	1,611	1,597	1,578	1,563	1,548	1,534	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	4.70	4.66	4.73	4.56	4.45	4.41	4.38	4.32	4.28	4.24	4.20	年間量÷365
	（不燃ごみ）	原単位	[g/人/日]	32.7	32.8	33.8	32.9	32.5	32.6	32.7	32.7	32.8	32.9	**33.0**	目標値（H30：33.0g/人・日）
	びん類	年間ごみ量	[t/年]	1,076	1,041	1,024	1,006	934	909	879	854	829	805	781	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	2.95	2.85	2.80	2.76	2.56	2.49	2.41	2.34	2.27	2.21	2.14	年間量÷365
	（資源ごみ）	原単位	[g/人/日]	20.5	20.1	20.0	19.9	18.7	18.4	18.0	17.7	17.4	17.1	16.8	＝単純推計
	かん類	年間ごみ量	[t/年]	225	197	180	170	165	153	146	140	138	132	125	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.62	0.54	0.49	0.47	0.45	0.42	0.40	0.38	0.38	0.36	0.34	年間量÷365
	（資源ごみ）	原単位	[g/人/日]	4.3	3.8	3.5	3.4	3.3	3.1	3.0	2.9	2.9	2.8	2.7	＝単純推計
	処理困難ごみ	年間ごみ量	[t/年]	13	14	16	16	17	15	15	14	14	14	14	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	年間量÷365
	（不燃ごみ）	原単位	[g/人/日]	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	＝単純推計
	粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	121	119	120	146	151	153	151	150	152	151	149	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.33	0.33	0.33	0.40	0.41	0.42	0.41	0.41	0.42	0.41	0.41	年間量÷365
	（粗大ごみ）	原単位	[g/人/日]	2.3	2.3	2.3	2.9	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	＝単純推計
	ペットボトル	年間ごみ量	[t/年]	260	247	242	249	246	242	244	241	238	240	237	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.71	0.68	0.66	0.68	0.67	0.66	0.67	0.66	0.65	0.66	0.65	年間量÷365
	（資源ごみ）	原単位	[g/人/日]	5.0	4.8	4.7	4.9	4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	5.1	**5.1**	目標値（H30：5.1g/人・日）
	廃食用油	年間ごみ量	[t/年]	43	42	44	44	43	44	44	43	43	42	42	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	年間量÷365
	（資源ごみ）	原単位	[g/人/日]	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	＝単純推計
	埋立ごみ	年間ごみ量	[t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	年間量÷365
	（不燃ごみ）	原単位	[g/人/日]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	＝単純推計
	資源品	年間ごみ量	[t/年]	3,650	3,301	3,001	2,721	2,470	2,441	2,407	2,378	2,349	2,316	2,287	原単位×計画収集人口×365÷10^6
		一日ごみ量	[t/日]	10.00	9.04	8.22	7.46	6.77	6.69	6.59	6.52	6.44	6.35	6.27	年間量÷365
	（資源ごみ）	原単位	[g/人/日]	69.7	63.8	58.6	53.8	49.4	49.4	49.3	49.3	49.3	49.2	**49.2**	目標値（H30：49.2g/人・日）
	合　計	年間ごみ量	[t/年]	31,250	30,608	29,966	28,940	28,478	27,847	27,248	26,644	26,065	25,487	24,912	上記年間ごみ量の合計
		一日ごみ量	[t/日]	85.63	83.87	82.07	79.30	78.02	76.28	74.65	72.99	71.42	69.85	68.26	上記一日ごみ量の合計
	（収集ごみ）	原単位	[g/人/日]	596.7	591.1	585.6	572.0	569.3	563.5	558.0	552.3	547.0	541.5	536.0	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10^6
直接搬入ごみ	焼却ごみ	年間ごみ量	[t/年]	12,467	12,271	11,997	11,994	12,149	12,166	12,129	12,060	11,972	11,866	11,757	下記年間ごみ量の合計
	（可燃ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	34.15	33.62	32.87	32.86	33.28	33.33	33.23	33.04	32.80	32.51	32.21	下記一日ごみ量の合計
	内　基地焼却ごみ以外	年間ごみ量	[t/年]	10,625	10,405	10,025	9,873	9,694	9,512	9,337	9,158	8,983	8,804	8,629	一日ごみ量×365日
	（可燃ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	29.10	28.51	27.47	27.05	26.55	26.06	25.58	25.09	24.61	24.12	**23.64**	目標値（H30：23.64t/日）
	内　基地焼却ごみ	年間ごみ量	[t/年]	1,842	1,866	1,972	2,121	2,455	2,654	2,792	2,902	2,989	3,062	3,128	一日ごみ量×365日
	（可燃ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	5.05	5.11	5.40	5.81	6.73	7.27	7.65	7.95	8.19	8.39	8.57	＝単純推計
	陶磁器及びガラス類	年間ごみ量	[t/年]	43	48	51	52	51	51	55	55	55	55	55	一日ごみ量×365日
	（不燃ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	0.12	0.13	0.14	0.14	0.14	0.14	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	＝単純推計
	プラスチック類	年間ごみ量	[t/年]	214	178	170	172	178	164	161	157	153	150	150	一日ごみ量×365日
	（資源ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	0.59	0.49	0.47	0.47	0.49	0.45	0.44	0.43	0.42	0.41	0.41	＝単純推計
	金属類及び破砕ごみ	年間ごみ量	[t/年]	1,489	1,595	1,597	1,661	1,711	1,731	1,741	1,752	1,760	1,770	1,773	下記年間ごみ量の合計
	（不燃ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	4.08	4.37	4.37	4.55	4.69	4.74	4.77	4.80	4.82	4.85	4.86	＝単純推計
	内　基地不燃ごみ以外	年間ごみ量	[t/年]	1,279	1,362	1,337	1,345	1,387	1,402	1,409	1,416	1,424	1,431	1,434	一日ごみ量×365日
	（不燃ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	3.50	3.73	3.66	3.68	3.80	3.84	3.86	3.88	3.90	3.92	3.93	＝単純推計
	内　基地不燃ごみ	年間ごみ量	[t/年]	210	233	260	316	324	329	332	336	336	339	339	一日ごみ量×365日
	（不燃ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	0.58	0.64	0.71	0.87	0.89	0.90	0.91	0.92	0.92	0.93	0.93	＝単純推計
	びん類	年間ごみ量	[t/年]	109	113	119	104	96	88	84	80	77	73	69	一日ごみ量×365日
	（資源ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	0.30	0.31	0.33	0.29	0.26	0.24	0.23	0.22	0.21	0.20	0.19	＝単純推計
	かん類	年間ごみ量	[t/年]	11	10	6	6	4	4	4	4	4	4	4	一日ごみ量×365日
	（資源ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	0.03	0.03	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	＝単純推計
	処理困難ごみ	年間ごみ量	[t/年]	21	20	21	18	15	18	18	18	18	18	18	一日ごみ量×365日
	（不燃ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	0.06	0.05	0.06	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	＝単純推計
	粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	240	287	279	316	347	361	376	387	394	402	409	一日ごみ量×365日
	（粗大ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	0.66	0.79	0.77	0.87	0.95	0.99	1.03	1.06	1.08	1.10	1.12	＝単純推計
	ペットボトル	年間ごみ量	[t/年]	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	一日ごみ量×365日
	（資源ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	＝単純推計
	埋立ごみ	年間ごみ量	[t/年]	1,028	464	272	652	283	431	416	405	398	387	380	一日ごみ量×365日
	（不燃ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	2.82	1.27	0.75	1.79	0.78	1.18	1.14	1.11	1.09	1.06	1.04	＝単純推計
	資源品	年間ごみ量	[t/年]	1,147	1,164	1,253	1,260	1,232	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	一日ごみ量×365日
	（資源ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	3.14	3.19	3.43	3.45	3.37	3.41	3.41	3.41	3.41	3.41	3.41	＝単純推計
	合　計	年間ごみ量	[t/年]	16,768	16,150	15,766	16,237	16,067	16,259	16,229	16,163	16,076	15,970	15,860	上記年間ごみ量の合計
	（直搬ごみ）	一日ごみ量	[t/日]	45.95	44.25	43.21	44.49	44.01	44.54	44.46	44.28	44.04	43.75	43.45	上記一日ごみ量の合計
排出量計	可燃ごみ	年間ごみ量	[t/年]	33,893	33,524	32,894	32,193	32,239	31,742	31,208	30,643	30,071	29,483	28,902	
		一日ごみ量	[t/日]	92.85	91.85	90.12	88.20	88.32	86.96	85.50	83.95	82.39	80.78	79.18	
	資源ごみ	年間ごみ量	[t/年]	9,115	8,654	8,414	8,139	7,765	7,667	7,573	7,482	7,397	7,309	7,222	
		一日ごみ量	[t/日]	24.98	23.72	23.04	22.31	21.27	21.00	20.74	20.50	20.27	20.04	19.79	
	不燃ごみ	年間ごみ量	[t/年]	4,649	4,174	4,025	4,383	4,043	4,183	4,169	4,145	4,127	4,112	4,090	
		一日ごみ量	[t/日]	12.76	11.43	11.02	12.01	11.08	11.45	11.43	11.35	11.30	11.27	11.21	
	粗大ごみ	年間ごみ量	[t/年]	361	406	400	462	498	514	527	537	546	553	558	
		一日ごみ量	[t/日]	0.99	1.12	1.10	1.27	1.36	1.41	1.44	1.47	1.50	1.51	1.53	
	排出量合計	年間ごみ量	[t/年]	48,019	46,758	45,732	45,177	44,545	44,106	43,477	42,807	42,141	41,457	40,772	収集ごみ量＋直接搬入ごみ量
		一日ごみ量	[t/日]	131.58	128.12	125.28	123.79	122.03	120.82	119.11	117.27	115.46	113.60	111.71	収集ごみ量＋直接搬入ごみ量
		原単位	[g/人/日]	916.9	903.1	893.7	892.9	890.5	892.4	890.3	887.3	884.3	880.8	877.3	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10^6
ごみ総排出量	集団回収量	年間ごみ量	[t/年]	312	306	289	265	250	257	254	249	249	245	242	種類別年間量合計
		一日ごみ量	[t/日]	0.86	0.84	0.79	0.72	0.69	0.70	0.69	0.68	0.68	0.67	0.66	種類別一日ごみ量合計
	ごみ総排出量	年間ごみ量	[t/年]	48,331	47,064	46,021	45,442	44,795	44,363	43,731	43,056	42,390	41,702	41,014	排出量合計＋集団回収量
		一日ごみ量	[t/日]	132.44	128.96	126.07	124.51	122.72	121.52	119.80	117.95	116.14	114.27	112.37	排出量合計＋集団回収量
		原単位	[g/人/日]	922.8	909.0	899.3	898.2	895.5	897.6	895.5	892.5	889.5	886.0	882.5	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10^6
	ごみ総排出量（基地ごみ除く）	年間ごみ量	[t/年]	46,279	44,965	43,789	43,005	42,016	41,380	40,607	39,818	39,065	38,301	37,547	収集ごみ量＋直接搬入ごみ量
		一日ごみ量	[t/日]	126.81	123.21	119.96	117.83	115.10	113.35	111.24	109.08	107.03	104.95	102.87	収集ごみ量＋直接搬入ごみ量
		原単位	[g/人/日]	883.6	868.4	855.7	850.0	840.0	837.3	831.6	825.4	819.8	813.8	807.9	年間ごみ量÷365日÷計画収集人口×10^6

注）　端数処理のため若干の誤差を含む。
　　既定計画に未計上だった廃食用油（BDF）を計上している。

◆資料３－３　ごみ処理内訳の将来推計結果（目標値達成時）

				実績		→推計				計画目標年度▼	
			西暦年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	備考（推計）
			平成年度	29	30	31	32	33	34	35	
焼却ごみ		年間ごみ量	[t/年度]	32,239	31,742	31,208	30,643	30,071	29,483	28,902	
		一日ごみ量	[t/日]	88.32	86.96	85.50	83.95	82.39	80.78	79.18	
焼却ごみ（基地ごみを含まず）		年間ごみ量	[t/年度]	29,784	29,088	28,416	27,741	27,082	26,421	25,774	
【100.0%】		一日ごみ量	[t/日]	81.59	79.69	77.85	76.00	74.20	72.39	70.61	
基地可燃ごみ		年間ごみ量	[t/年度]	2,455	2,654	2,792	2,902	2,989	3,062	3,128	
		一日ごみ量	[t/日]	6.73	7.27	7.65	7.95	8.19	8.39	8.57	
第一工場		年間ごみ量	[t/年度]	25,975	25,584						
【80.6%】		一日ごみ量	[t/日]	71.16	70.09						
可燃物	焼却1	年間ごみ量	[t/年度]	25,957	25,566						
〔99.93%〕		一日ごみ量	[t/日]	71.11	70.04						
不燃物（プラザ処理）	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	18	18						
〔0.069%〕		一日ごみ量	[t/日]	0.05	0.05						
周陽環境整備センター	焼却2	年間ごみ量	[t/年度]	6,264	6,158						
【19.4%】		一日ごみ量	[t/日]	17.16	16.87						
サンライズクリーンセンター		年間ごみ量	[t/年度]			31,208	30,643	30,071	29,483	28,902	
（新ごみ焼却施設）		一日ごみ量	[t/日]			85.50	83.95	82.39	80.78	79.18	
可燃物	焼却1	年間ごみ量	[t/年度]			31,191	30,626	30,054	29,466	28,886	
〔99.944%〕		一日ごみ量	[t/日]			85.45	83.91	82.34	80.73	79.14	
不燃物（プラザ処理）	資源1	年間ごみ量	[t/年度]			17	17	17	17	16	
〔0.056%〕		一日ごみ量	[t/日]			0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	
陶磁器及びガラス類		年間ごみ量	[t/年度]	390	377	382	378	374	375	371	
【100.0%】		一日ごみ量	[t/日]	1.07	1.03	1.05	1.03	1.02	1.03	1.02	
日の出町最終処分場（プラザ処理）	埋立3	年間ごみ量	[t/年度]	346	334	339	335	332	333	329	
【88.7%】		一日ごみ量	[t/日]	0.95	0.91	0.93	0.91	0.90	0.91	0.90	
周東埋立処分場	埋立2	年間ごみ量	[t/年度]	44	43	43	43	42	42	42	
【11.3%】		一日ごみ量	[t/日]	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	
びん（プラザ処理）		年間ごみ量	[t/年度]	1,030	997	963	934	906	878	850	
【100.0%】		一日ごみ量	[t/日]	2.82	2.73	2.64	2.56	2.48	2.41	2.33	
透明	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	140	136	131	127	123	119	116	
【13.6%】		一日ごみ量	[t/日]	0.38	0.37	0.36	0.35	0.34	0.33	0.32	
茶	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	144	140	135	131	127	123	119	
【14.0%】		一日ごみ量	[t/日]	0.39	0.38	0.37	0.36	0.35	0.34	0.33	
その他	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	235	227	220	213	207	200	194	
【22.8%】		一日ごみ量	[t/日]	0.64	0.62	0.60	0.58	0.57	0.55	0.53	
不燃物残渣	埋立3	年間ごみ量	[t/年度]	511	494	477	463	449	436	421	
【49.6%】		一日ごみ量	[t/日]	1.41	1.36	1.31	1.27	1.22	1.19	1.15	
かん類（プラザ処理）		年間ごみ量	[t/年度]	169	157	150	144	142	136	129	
【100.0%】		一日ごみ量	[t/日]	0.46	0.43	0.41	0.39	0.39	0.37	0.35	
スチール	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	103	96	91	88	86	83	79	
【60.9%】		一日ごみ量	[t/日]	0.28	0.26	0.25	0.24	0.24	0.23	0.22	
アルミ	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	29	27	26	25	24	23	22	
【17.1%】		一日ごみ量	[t/日]	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	
不燃物残渣	埋立4	年間ごみ量	[t/年度]	37	34	33	31	32	30	28	
【22.0%】		一日ごみ量	[t/日]	0.10	0.10	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07	
プラスチック類（プラザ処理）		年間ごみ量	[t/年度]	2,574	2,541	2,520	2,497	2,474	2,452	2,432	
【100.0%】		一日ごみ量	[t/日]	7.06	6.96	6.90	6.84	6.78	6.72	6.66	
容器包装プラスチック類	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	2,030	2,005	1,988	1,970	1,952	1,935	1,919	
【78.9%】		一日ごみ量	[t/日]	5.56	5.49	5.45	5.40	5.35	5.30	5.26	
可燃物残渣	焼却3	年間ごみ量	[t/年度]	544	536	532	527	522	517	513	
【21.1%】		一日ごみ量	[t/日]	1.50	1.47	1.45	1.44	1.43	1.42	1.40	
ペットボトル（プラザ処理）		年間ごみ量	[t/年度]	247	242	244	241	238	240	237	
【100.0%】		一日ごみ量	[t/日]	0.67	0.66	0.67	0.66	0.65	0.66	0.65	
ペットボトル	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	219	215	217	214	211	213	210	
【88.8%】		一日ごみ量	[t/日]	0.60	0.59	0.59	0.59	0.58	0.58	0.58	
可燃物残渣	焼却3	年間ごみ量	[t/年度]	28	27	27	27	27	27	27	
【11.2%】		一日ごみ量	[t/日]	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	
埋立ごみ		年間ごみ量	[t/年度]	283	431	416	405	398	387	380	
【100.0%】		一日ごみ量	[t/日]	0.78	1.18	1.14	1.11	1.09	1.06	1.04	
災害ごみ等	埋立1	年間ごみ量	[t/年度]	283	431	416	405	398	387	380	
【100.0%】		一日ごみ量	[t/日]	0.78	1.18	1.14	1.11	1.09	1.06	1.04	
金属・破砕＋粗大＋処理困難（基地ごみ含む）		年間ごみ量	[t/年度]	3,867	3,889	3,898	3,899	3,901	3,903	3,897	
【100.0%】		一日ごみ量	[t/日]	10.59	10.65	10.68	10.68	10.69	10.69	10.68	
破砕・選別・保管（プラザ処理）		年間ごみ量	[t/年度]	3,867	3,889	3,898	3,899	3,901	3,903	3,897	
【100.0%】		一日ごみ量	[t/日]	10.59	10.65	10.68	10.68	10.69	10.69	10.68	
破砕スチール	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	599	603	604	604	605	605	604	
〔15.5%〕		一日ごみ量	[t/日]	1.64	1.65	1.65	1.65	1.66	1.66	1.65	
破砕アルミ	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	21	19	19	19	20	20	19	
〔0.5%〕		一日ごみ量	[t/日]	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	
その他金属（第一工場からの金属除く）	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	39	39	39	39	39	39	39	
〔1.0%〕		一日ごみ量	[t/日]	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	
乾電池	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	41	43	43	43	43	43	43	
〔1.1%〕		一日ごみ量	[t/日]	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	
蛍光管	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	22	23	23	23	23	23	23	
〔0.6%〕		一日ごみ量	[t/日]	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
テープ類	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	29	27	27	27	27	27	27	
〔0.7%〕		一日ごみ量	[t/日]	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	
小型家電品	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	61	62	62	62	62	62	62	
〔1.6%〕		一日ごみ量	[t/日]	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	
可燃物残渣	焼却3	年間ごみ量	[t/年度]	2,471	2,485	2,491	2,491	2,493	2,494	2,490	
〔63.9%〕		一日ごみ量	[t/日]	6.77	6.81	6.82	6.82	6.83	6.83	6.82	
不燃物残渣	埋立4	年間ごみ量	[t/年度]	584	588	590	591	589	590	590	
〔16.7%〕		一日ごみ量	[t/日]	1.76	1.78	1.80	1.80	1.79	1.79	1.80	
民間事業者（周東）	資源3	年間ごみ量	[t/年度]	0	0	0	0	0	0	0	
【0.0%】		一日ごみ量	[t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
基地不燃ごみ		年間ごみ量	[t/年度]	324	329	332	336	336	339	339	
（内数）		一日ごみ量	[t/日]	0.89	0.90	0.91	0.92	0.92	0.93	0.93	
廃食用油		年間ごみ量	[t/年度]	43	44	44	43	43	42	42	
【100.0%】		一日ごみ量	[t/日]	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	
廃食用油（プラザ処理）	資源1	年間ごみ量	[t/年度]	42	43	43	42	42	41	41	
【97.7%】		一日ごみ量	[t/日]	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	
ＢＤＦ	資源6	年間ごみ量	[t/年度]	1	1	1	1	1	1	1	
【2.3%】		一日ごみ量	[t/日]	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
資源品		年間ごみ量	[t/年度]	3,702	3,686	3,652	3,623	3,594	3,561	3,532	
【100.0%】		一日ごみ量	[t/日]	10.14	10.10	10.00	9.93	9.85	9.76	9.68	
新聞	資源2	年間ごみ量	[t/年度]	1,199	1,192	1,175	1,161	1,147	1,131	1,117	
【32.4%】		一日ごみ量	[t/日]	3.28	3.27	3.22	3.18	3.14	3.10	3.06	
雑誌	資源2	年間ごみ量	[t/年度]	1,284	1,276	1,258	1,243	1,228	1,211	1,196	
【34.7%】		一日ごみ量	[t/日]	3.52	3.50	3.45	3.41	3.36	3.32	3.28	
ダンボール	資源2	年間ごみ量	[t/年度]	847	847	847	847	847	847	847	
【22.9%】		一日ごみ量	[t/日]	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	
紙パック	資源2	年間ごみ量	[t/年度]	8	8	8	8	8	8	8	
【0.2%】		一日ごみ量	[t/日]	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
布類	資源2	年間ごみ量	[t/年度]	250	250	250	250	250	250	250	
【6.8%】		一日ごみ量	[t/日]	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	0.68	
アルミ缶	資源2	年間ごみ量	[t/年度]	108	108	108	108	108	108	108	
【2.9%】		一日ごみ量	[t/日]	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	
その他（水分）		年間ごみ量	[t/年度]	6	5	6	6	6	6	6	
【0.1%】		一日ごみ量	[t/日]	0.02	0.01	0.01	0.02	0.03	0.02	0.02	
ごみ排出量合計		年間ごみ量	[t/年度]	44,545	44,106	43,477	42,807	42,141	41,457	40,772	
（集団回収量を除く）		一日ごみ量	[t/日]	122.03	120.82	119.11	117.27	115.46	113.60	111.71	
集団回収量		年間ごみ量	[t/年度]	250	257	254	249	249	245	242	
		一日ごみ量	[t/日]	0.69	0.70	0.69	0.68	0.68	0.67	0.66	
ごみ総排出量		年間ごみ量	[t/年度]	44,795	44,363	43,731	43,056	42,390	41,702	41,014	
		一日ごみ量	[t/日]	122.72	121.52	119.80	117.95	116.14	114.27	112.37	

					実績	→推計					計画目標年度 ▼	
				西暦年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	備考（推計）
				平成年度	29	30	31	32	33	34	35	
施設別中間処理	第一工場			年間ごみ量 [t/年度]	29,000	28,614						
				一日ごみ量 [t/日]	79.45	78.39						
	搬入	収集＋直接搬入（基地ごみは実績値による推計値）	焼却1	年間ごみ量 [t/年度]	25,957	25,566						
				一日ごみ量 [t/日]	71.11	70.04						
		施設からの搬入	焼却3	年間ごみ量 [t/年度]	3,043	3,048						
				一日ごみ量 [t/日]	8.34	8.35						
	処理	セメント原料化【9.6%】	資源4	年間ごみ量 [t/年度]	2,773	2,747						
				一日ごみ量 [t/日]	7.60	7.53						
		セメント異物【0.49%】	埋立5	年間ごみ量 [t/年度]	142	140						
				一日ごみ量 [t/日]	0.39	0.38						
		不燃物（クリンカ）【0.16%】	埋立5	年間ごみ量 [t/年度]	46	46						
				一日ごみ量 [t/日]	0.13	0.13						
	周陽環境整備センター		焼却2	年間ごみ量 [t/年度]	6,264	6,158						
				一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00						
	処理	セメント原料化【8.8%】	資源4	年間ごみ量 [t/年度]	554	542						
				一日ごみ量 [t/日]	1.52	1.48						
		不燃物資源化【0.1%】	資源5	年間ごみ量 [t/年度]	7	6						
				一日ごみ量 [t/日]	0.02	0.02						
	サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）			年間ごみ量 [t/年度]			34,864	34,293	33,717	33,124	32,534	
				一日ごみ量 [t/日]			93.80	92.24	90.67	89.06	87.43	
	搬入	収集＋直接搬入（基地ごみは実績値による推計値）	焼却1	年間ごみ量 [t/年度]			31,191	30,626	30,054	29,466	28,886	
				一日ごみ量 [t/日]			85.45	83.91	82.34	80.73	79.14	
		施設からの搬入	焼却3	年間ごみ量 [t/年度]			3,050	3,045	3,042	3,038	3,030	
				一日ごみ量 [t/日]			8.35	8.33	8.33	8.33	8.29	
		施設からの搬入	埋立4	年間ごみ量 [t/年度]			623	622	621	620	618	
				一日ごみ量 [t/日]			1.89	1.88	1.87	1.87	1.87	
	処理	セメント原料化【9.6%】	資源4	年間ごみ量 [t/年度]			3,347	3,292	3,237	3,180	3,123	
				一日ごみ量 [t/日]			9.17	9.02	8.87	8.71	8.56	
		セメント異物	埋立5	年間ごみ量 [t/年度]			0	0	0	0	0	
				一日ごみ量 [t/日]			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		不燃物【0.65%】	埋立5	年間ごみ量 [t/年度]			227	223	219	215	211	
				一日ごみ量 [t/日]			0.62	0.61	0.60	0.59	0.58	
	リサイクルプラザ			年間ごみ量 [t/年度]	8,294	8,221	8,157	8,092	8,035	7,983	7,915	
				一日ごみ量 [t/日]	22.72	22.51	22.35	22.16	22.01	21.88	21.69	
	搬入	収集＋直接搬入【99.8%】		年間ごみ量 [t/年度]	8,276	8,203	8,157	8,092	8,035	7,983	7,915	
				一日ごみ量 [t/日]	22.67	22.46	22.35	22.16	22.01	21.88	21.69	
		第一工場からの搬入【0.2%】		年間ごみ量 [t/年度]	18	18						
				一日ごみ量 [t/日]	0.05	0.05						
	処理	資源物	資源1	年間ごみ量 [t/年度]	3,772	3,723	3,685	3,644	3,608	3,573	3,533	
				一日ごみ量 [t/日]	10.33	10.18	10.09	9.99	9.91	9.80	9.69	
		不燃物（一時保管・選別回収物）（陶磁器類・ガラス類＋びん・かん処理残渣）	埋立3	年間ごみ量 [t/年度]	858	828	816	798	781	769	750	
				一日ごみ量 [t/日]	2.36	2.27	2.24	2.18	2.12	2.10	2.05	
		破砕残渣（不燃性）	埋立4	年間ごみ量 [t/年度]	622	622	623	622	621	620	618	
				一日ごみ量 [t/日]	1.86	1.88	1.89	1.88	1.87	1.87	1.87	
		破砕残渣（可燃性）	焼却3	年間ごみ量 [t/年度]	3,043	3,048	3,050	3,045	3,042	3,038	3,030	
				一日ごみ量 [t/日]	8.34	8.35	8.35	8.33	8.33	8.33	8.29	
	ＢＤＦ		資源6	年間ごみ量 [t/年度]	1	1	1	1	1	1	1	
				一日ごみ量 [t/日]	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	民間処理		資源3	年間ごみ量 [t/年度]	0	0	0	0	0	0	0	
				一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
処理内訳	資源化			年間ごみ量 [t/年度]	10,803	10,700	10,679	10,554	10,434	10,309	10,183	
				一日ごみ量 [t/日]	29.59	29.30	29.25	28.92	28.60	28.25	27.91	
		プラザ処理	資源1	年間ごみ量 [t/年度]	3,772	3,723	3,685	3,644	3,608	3,573	3,533	
				一日ごみ量 [t/日]	10.33	10.18	10.09	9.99	9.91	9.80	9.69	
		直接資源化	資源2	年間ごみ量 [t/年度]	3,696	3,681	3,646	3,617	3,588	3,555	3,526	
				一日ごみ量 [t/日]	10.12	10.09	9.99	9.91	9.82	9.74	9.66	
		直接資源化（民間）	資源3	年間ごみ量 [t/年度]	0	0	0	0	0	0	0	
				一日ごみ量 [t/日]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		セメント原料化	資源4	年間ごみ量 [t/年度]	3,327	3,289	3,347	3,292	3,237	3,180	3,123	
				一日ごみ量 [t/日]	9.12	9.01	9.17	9.02	8.87	8.71	8.56	
		周陽環境	資源5	年間ごみ量 [t/年度]	7	6	0	0	0	0	0	
				一日ごみ量 [t/日]	0.02	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		ＢＤＦ	資源6	年間ごみ量 [t/年度]	1	1	1	1	1	1	1	
				一日ごみ量 [t/日]	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	埋立処分			年間ごみ量 [t/年度]	1,722	2,110	1,502	1,469	1,440	1,413	1,383	
				一日ごみ量 [t/日]	4.72	5.83	3.50	3.41	3.33	3.28	3.21	
				埋立率	3.8%	4.8%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	
		直接埋立（災害ごみ等）（日の出町最終処分場）	埋立1	年間ごみ量 [t/年度]	283	431	416	405	398	387	380	
				一日ごみ量 [t/日]	0.78	1.18	1.14	1.11	1.09	1.06	1.04	
		直接埋立（陶磁器ガラス他）（日の出町最終処分場）	埋立3	年間ごみ量 [t/年度]	858	828	816	798	781	769	750	
				一日ごみ量 [t/日]	2.36	2.27	2.24	2.18	2.12	2.10	2.05	
		破砕埋立（不燃物）（日の出町最終処分場）	埋立4	年間ごみ量 [t/年度]	622	622						
				一日ごみ量 [t/日]	1.86	1.88						
		セメント異物＋不燃物（日の出町最終処分場）	埋立5	年間ごみ量 [t/年度]	188	186	227	223	219	215	211	
				一日ごみ量 [t/日]	0.39	0.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		直接埋立（陶磁器及びガラス類）（周東埋立処分場）	埋立2	年間ごみ量 [t/年度]	44	43	43	43	42	42	42	
				一日ごみ量 [t/日]	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	
	焼却処理			年間ごみ量 [t/年度]	35,264	34,772	34,864	34,293	33,717	33,124	32,534	
				一日ごみ量 [t/日]	96.62	95.27	95.61	94.05	92.46	90.84	89.24	
		焼却ごみ（基地ごみは実績値による推計値）		年間ごみ量 [t/年度]	32,221	31,724	31,191	30,626	30,054	29,466	28,886	
				一日ごみ量 [t/日]	88.28	86.92	85.45	83.91	82.34	80.73	79.14	
		プラザからの可燃物残渣		年間ごみ量 [t/年度]	3,043	3,048	3,050	3,045	3,042	3,038	3,030	
				一日ごみ量 [t/日]	8.34	8.35	8.36	8.34	8.33	8.32	8.30	
		プラザからの不燃物残渣		年間ごみ量 [t/年度]			623	622	621	620	618	
				一日ごみ量 [t/日]			1.80	1.80	1.79	1.79	1.80	
総排出量	行政区域内人口			[人]	137,044	135,401	133,788	132,174	130,561	128,948	127,334	
	ごみ排出量合計			年間ごみ量 [t/年度]	44,545	44,106	43,477	42,807	42,141	41,457	40,772	
				一日ごみ量 [t/日]	122.03	120.82	119.11	117.27	115.46	113.60	111.71	
	集団回収量			年間ごみ量 [t/年度]	250	257	254	249	249	245	242	
				一日ごみ量 [t/日]	0.69	0.70	0.69	0.68	0.68	0.67	0.66	
	合計			年間ごみ量 [t/年度]	44,795	44,363	43,731	43,056	42,390	41,702	41,014	
				一日ごみ量 [t/日]	122.72	121.52	119.80	117.95	116.14	114.27	112.37	
				原単位 [g/人/日]	895.5	897.6	895.5	892.5	889.5	886.0	882.5	
	総資源化量			年間ごみ量 [t/年度]	11,053	10,957	10,933	10,803	10,683	10,554	10,425	
				一日ごみ量 [t/日]	30.28	30.00	29.94	29.60	29.28	28.92	28.57	
				資源化率	24.7%	24.7%	25.0%	25.1%	25.2%	25.3%	25.4%	
	発電量換算資源化量 0.412MWh/処理ｔ			換算資源化量 [t/年度]			6,480	6,345	6,255	6,120	6,030	
				一日ごみ量 [t/日]			17.75	17.38	17.14	16.77	16.52	
				発電電力量 [MWh/年度]			14,400	14,100	13,900	13,600	13,400	
	総資源化量（発電量換算資源化量を含む）			年間ごみ量 [t/年度]			17,413	17,148	16,938	16,674	16,455	
				一日ごみ量 [t/日]			47.69	46.98	46.42	45.69	45.09	
				資源化率			39.8%	39.8%	40.0%	40.0%	40.1%	

注）　1．端数処理のため若干の誤差を含む。また、同様に「清掃事業概要」と不整合箇所もある。

2．上記数値は、基地焼却ごみを実績値、実績値による推計値とした場合

◆最終処分量の実績値について

平成29年度の最終処分量は、上記表中の数値(1,722t)のとおりであるが、その内訳の合計は1,995tと示している。処理内訳の計算において、排出量＝処理内訳の合計を基本とする。しかし、実績値は回収物ごとに重量を計量した値であり、その計量に時間差等があるため不整合となる。

以上から、報告書本編においては、実績値を表記しているが、ここでは、計算過程を示すものとして排出量＝処理内訳として示している。

３．生活排水処理形態別人口・し尿等排出量の実績値と将来推計値

生活排水処理形態別人口は、政策的に将来人口が決定される公共下水道人口等を設定し、残りの計画収集人口と単独処理浄化槽人口等については、前年度の値により按分して設定しました。

◆資料３－４　生活排水処理形態別人口・し尿等排出量の実績値と将来推計値

実績 ←→ 推計　　計画目標年度 ▼

項目			西暦年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	推計算出根拠等
			平成年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
人口等	行政区域内人口		[人]	143,489	141,857	140,200	138,614	137,044	135,401	133,788	132,174	130,561	128,948	127,334	(1) =地域別推計値の合計
	計画処理区域内人口		[人]	143,489	141,857	140,200	138,614	137,044	135,401	133,788	132,174	130,561	128,948	127,334	(2) =(3)+(6)
	非水洗化人口		[人]	10,665	9,601	8,564	7,754	6,912	6,514	6,161	5,826	5,476	5,098	4,747	(3) =(4)+(5)
		計画収集人口	[人]	8,923	7,980	7,088	6,409	5,697	5,399	5,133	4,877	4,601	4,299	4,015	(4) =地域別推計値の合計
		自家処理人口	[人]	1,742	1,621	1,476	1,345	1,215	1,115	1,028	949	875	799	732	(5) =地域別推計値の合計
	水洗化人口		[人]	132,824	132,256	131,636	130,860	130,132	128,887	127,627	126,348	125,085	123,850	122,587	(6) =(7)+(8)
		公共下水道人口	[人]	42,138	42,790	43,115	43,002	43,216	44,311	45,014	45,331	46,366	48,162	49,539	(7) =地域別推計値の合計
		浄化槽人口	[人]	90,686	89,466	88,521	87,858	86,916	84,576	82,613	81,017	78,719	75,688	73,048	(8) =(9)+(14)
		合併処理浄化槽人口	[人]	46,831	48,147	49,467	50,680	50,757	50,160	49,789	49,596	49,012	47,996	47,152	(9) =(10)+(12)
		農業集落排水人口	[人]	3,364	3,357	3,318	3,261	3,294	3,251	3,213	3,177	3,135	3,098	3,053	(10) =地域別推計値の合計
		内　別途処理分	[人]	857	884	899	857	883	883	882	882	877	875	872	(11) =地域別推計値の合計
		その他合併処理浄化槽人口	[人]	43,467	44,790	46,149	47,419	47,463	46,909	46,576	46,419	45,877	44,898	44,099	(12) =地域別推計値の合計
		内　補助事業(新規)	[人]						876	1,752	2,628	3,504	4,380	5,256	(13) =地域別推計値の合計
		単独処理浄化槽人口	[人]	43,855	41,319	39,054	37,178	36,159	34,416	32,824	31,421	29,707	27,692	25,896	(14) =地域別推計値の合計
	計画処理区域外人口		[人]												(15) =(1)-(2)
	生活排水処理人口		[人]	88,969	90,937	92,582	93,682	93,973	94,471	94,803	94,927	95,378	96,158	96,691	(16) =(7)+(9)
	生活排水処理率			62.0%	64.1%	66.0%	67.6%	68.6%	69.8%	70.9%	71.8%	73.1%	74.6%	75.9%	(17) =(16)÷(1)
排出量	し尿	年間排出量	[kL/年度]	8,423	8,292	8,098	7,911	6,970	7,208	7,019	6,810	6,526	6,173	5,830	(18) =地域別推計値の合計
		1日排出量	[kL/日]	23.11	22.74	22.19	21.66	19.08	19.76	19.25	18.68	17.90	16.90	15.98	(19) =(20)×(29)÷1,000
		原単位	[L/人・日]	2.59	2.85	3.13	3.38	3.35	3.66	3.75	3.83	3.89	3.93	3.98	(20) =(18)÷365日÷(29)×1,000
	浄化槽汚泥	年間排出量	[kL/年度]	43,877	43,380	42,768	43,985	43,166	47,780	47,137	46,687	45,790	44,242	43,055	(21) =地域別推計値の合計
		1日排出量	[kL/日]	120.37	118.70	117.41	120.93	117.87	130.56	129.13	128.22	125.33	121.20	117.65	(22) =(23)×(30)÷1,000
		原単位	[L/人・日]	1.34	1.34	1.34	1.39	1.37	1.56	1.58	1.60	1.61	1.62	1.63	(23) =(21)÷365日÷(30)×1,000
	合計	年間排出量	[kL/年度]	52,300	51,672	50,866	51,896	50,136	54,988	54,156	53,497	52,316	50,415	48,885	(24) =(18)+(21)
		1日排出量	[kL/日]	143.48	141.44	139.60	142.59	136.95	150.32	148.38	146.90	143.23	138.10	133.63	(25) =(19)+(22)
		原単位	[L/人・日]	1.45	1.47	1.47	1.52	1.50	1.69	1.71	1.72	1.74	1.75	1.76	(26) =(24)÷365日÷(31)×1,000
	割合(1日量)	し尿		16.1%	16.1%	15.9%	15.2%	13.9%	13.1%	13.0%	12.7%	12.5%	12.2%	12.0%	(27) =(18)÷(24)
		浄化槽汚泥		83.9%	83.9%	84.1%	84.8%	86.1%	86.9%	87.0%	87.3%	87.5%	87.8%	88.0%	(28) =(21)÷(24)
し尿排出量に対する対象人口				8,923	7,980	7,088	6,409	5,697	5,399	5,133	4,877	4,601	4,299	4,015	(29) =(4)
浄化槽汚泥排出量に対する対象人口				89,829	88,582	87,622	87,001	86,033	83,693	81,731	80,135	77,842	74,813	72,176	(30) =(8)-(11)
し尿処理施設対象人口（合計）				98,752	96,562	94,710	93,410	91,730	89,092	86,864	85,012	82,443	79,112	76,191	(31) =(29)+(30)

資料４　ごみ組成調査結果概要

１．調査の目的

家庭から排出されるごみについて、削減が可能なものや分別不徹底など実際の排出状況を把握することを目的に組成調査を行いました。

２．調査対象ごみ

(1)　調査対象ごみ種類

①焼却ごみ
②プラスチック類（容器包装プラスチック類）
③金属類及び破砕ごみ

(2)　調査対象地域と調査検体数

調査対象地域と調査検体数は、以下の通りとしました。

①市街地　・・・・・・・・・・・・・・・・・１検体（10袋）
②住宅地１　・・・・・・・・・・・・・・・・１検体（10袋）
③住宅地２　・・・・・・・・・・・・・・・・１検体（10袋）
④住宅地３　・・・・・・・・・・・・・・・・１検体（10袋）
⑤山間部　・・・・・・・・・・・・・・・・・１検体（10袋）

３．調査結果

調査結果は、５つの対象地域とそれらを平均した市全体をグラフ化して次ページ以降に示しました。なお、５つの対象地域のグラフに表示されている数値の平均値と市全体の値は、端数処理により不整合となっているものがあります。

①焼却ごみ

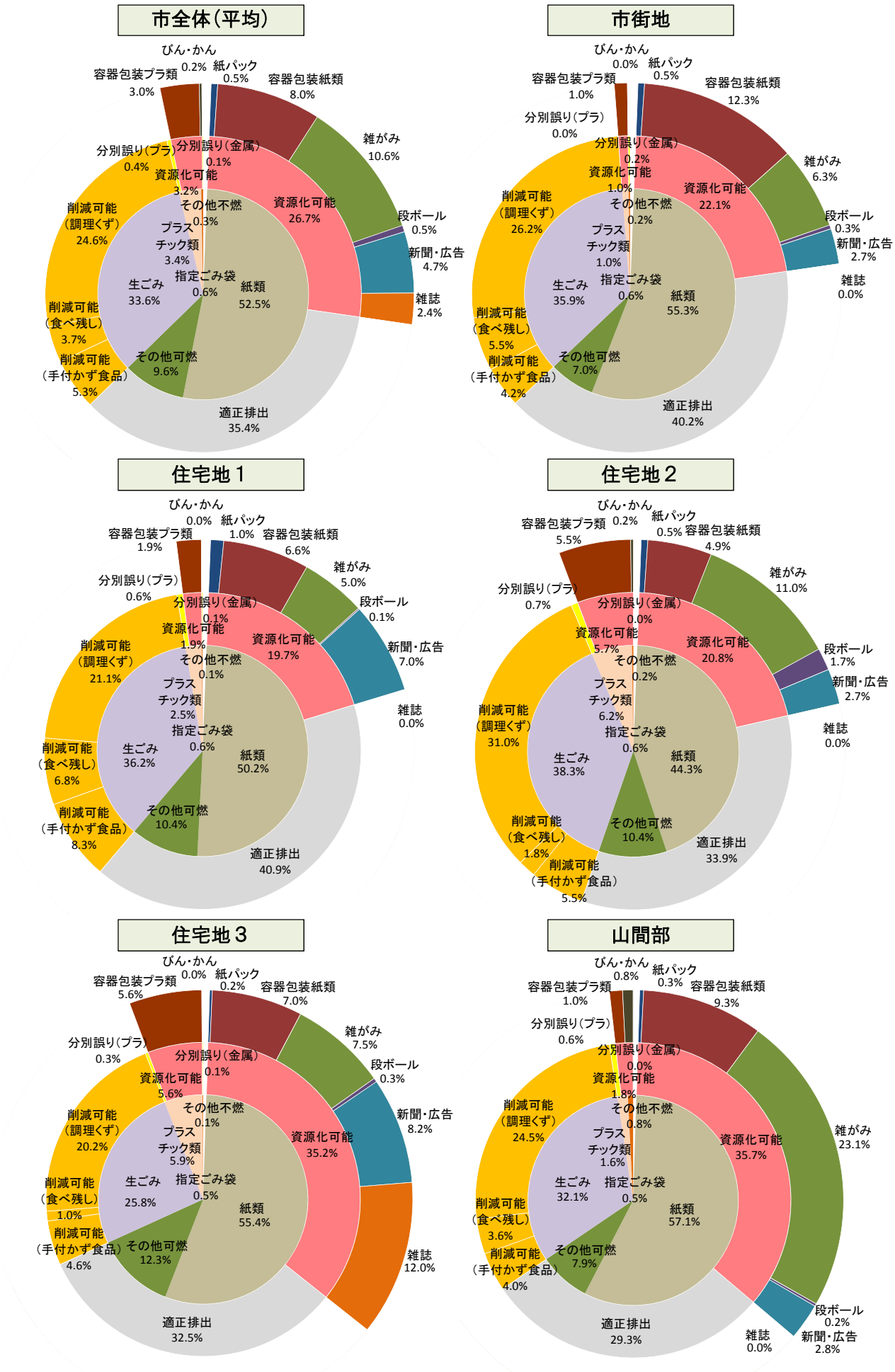
市全体（平均）
びん・かん 0.2%
紙パック 0.5%
容器包装紙類 8.0%
容器包装プラ類 3.0%
雑がみ 10.6%
分別誤り（プラ） 0.4%
分別誤り（金属） 0.1%
資源化可能 3.2%
資源化可能 26.7%
その他不燃 0.3%
段ボール 0.5%
削減可能（調理くず） 24.6%
プラスチック類 3.4%
新聞・広告 4.7%
生ごみ 33.6%
指定ごみ袋 0.6%
紙類 52.5%
雑誌 2.4%
削減可能（食べ残し） 3.7%
その他可燃 9.6%
削減可能（手付かず食品） 5.3%
適正排出 35.4%
市街地
びん・かん 0.0%
紙パック 0.5%
容器包装プラ類 1.0%
容器包装紙類 12.3%
分別誤り（プラ） 0.0%
雑がみ 6.3%
分別誤り（金属） 0.2%
資源化可能 1.0%
資源化可能 22.1%
削減可能（調理くず） 26.2%
その他不燃 0.2%
段ボール 0.3%
プラスチック類 1.0%
新聞・広告 2.7%
生ごみ 35.9%
指定ごみ袋 0.6%
紙類 55.3%
雑誌 0.0%
削減可能（食べ残し） 5.5%
その他可燃 7.0%
削減可能（手付かず食品） 4.2%
適正排出 40.2%
住宅地１
びん・かん 0.0%
紙パック 1.0%
容器包装プラ類 1.9%
容器包装紙類 6.6%
雑がみ 5.0%
分別誤り（プラ） 0.6%
分別誤り（金属） 0.1%
段ボール 0.1%
資源化可能 1.9%
資源化可能 19.7%
新聞・広告 7.0%
削減可能（調理くず） 21.1%
その他不燃 0.1%
プラスチック類 2.5%
雑誌 0.0%
指定ごみ袋 0.6%
生ごみ 36.2%
紙類 50.2%
削減可能（食べ残し） 6.8%
その他可燃 10.4%
削減可能（手付かず食品） 8.3%
適正排出 40.9%
住宅地２
びん・かん 0.2%
紙パック 0.5%
容器包装プラ類 5.5%
容器包装紙類 4.9%
雑がみ 11.0%
分別誤り（プラ） 0.7%
分別誤り（金属） 0.0%
資源化可能 5.7%
資源化可能 20.8%
段ボール 1.7%
その他不燃 0.2%
新聞・広告 2.7%
削減可能（調理くず） 31.0%
プラスチック類 6.2%
雑誌 0.0%
指定ごみ袋 0.6%
生ごみ 38.3%
紙類 44.3%
削減可能（食べ残し） 1.8%
その他可燃 10.4%
適正排出 33.9%
削減可能（手付かず食品） 5.5%
住宅地３
びん・かん 0.0%
紙パック 0.2%
容器包装プラ類 5.6%
容器包装紙類 7.0%
雑がみ 7.5%
分別誤り（プラ） 0.3%
分別誤り（金属） 0.1%
段ボール 0.3%
資源化可能 5.6%
新聞・広告 8.2%
その他不燃 0.1%
資源化可能 35.2%
削減可能（調理くず） 20.2%
プラスチック類 5.9%
生ごみ 25.8%
指定ごみ袋 0.5%
削減可能（食べ残し） 1.0%
紙類 55.4%
削減可能（手付かず食品） 4.6%
その他可燃 12.3%
雑誌 12.0%
適正排出 32.5%
山間部
びん・かん 0.8%
紙パック 0.3%
容器包装プラ類 1.0%
容器包装紙類 9.3%
分別誤り（プラ） 0.6%
分別誤り（金属） 0.0%
資源化可能 1.8%
雑がみ 23.1%
削減可能（調理くず） 24.5%
その他不燃 0.8%
資源化可能 35.7%
プラスチック類 1.6%
生ごみ 32.1%
指定ごみ袋 0.5%
削減可能（食べ残し） 3.6%
紙類 57.1%
削減可能（手付かず食品） 4.0%
その他可燃 7.9%
適正排出 29.3%
段ボール 0.2%
雑誌 0.0%
新聞・広告 2.8%

②プラスチック類（容器包装プラスチック類）

市全体（平均）

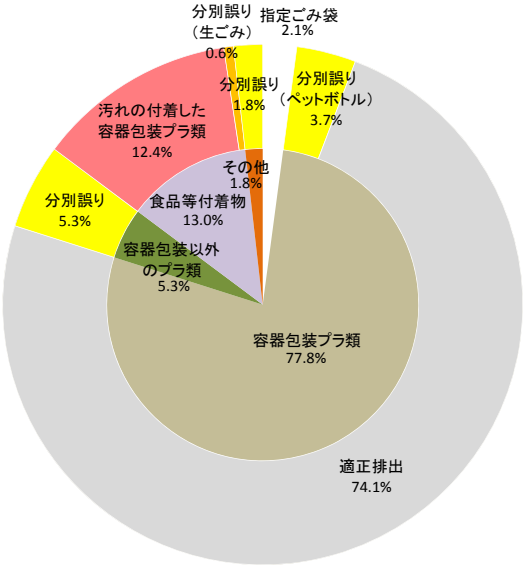

市街地

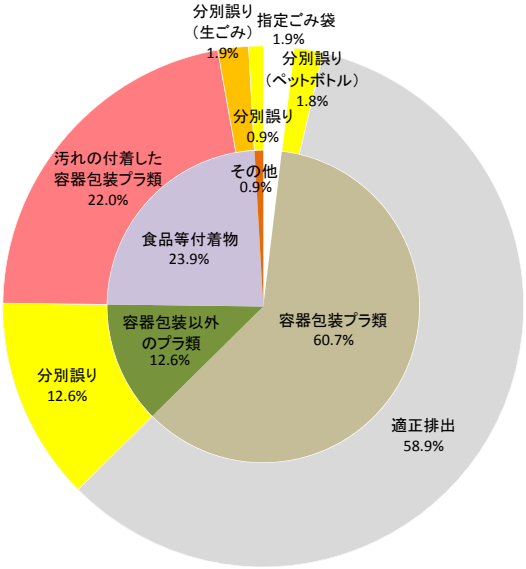

住宅地１

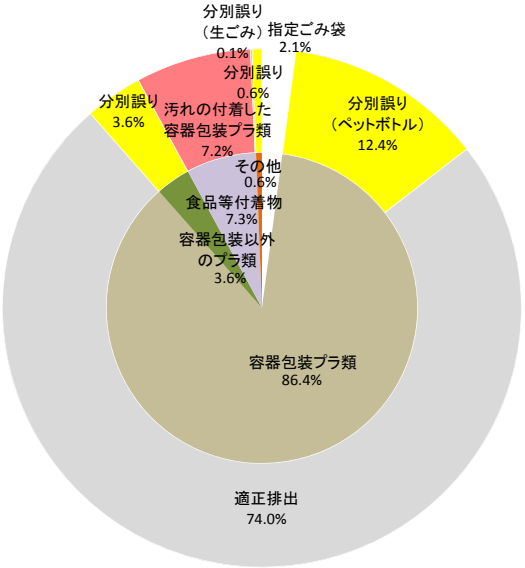

住宅地２

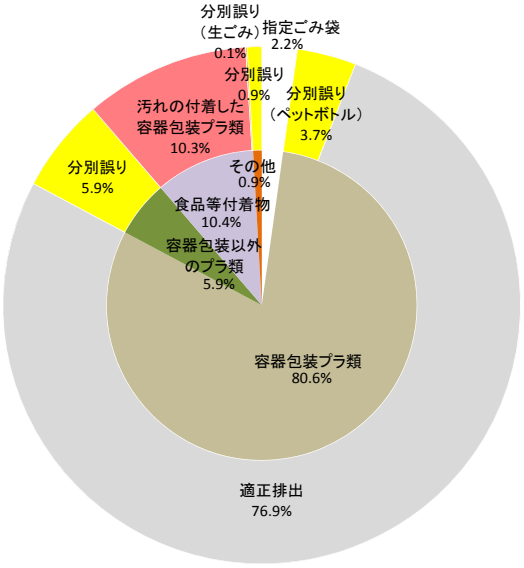

住宅地３

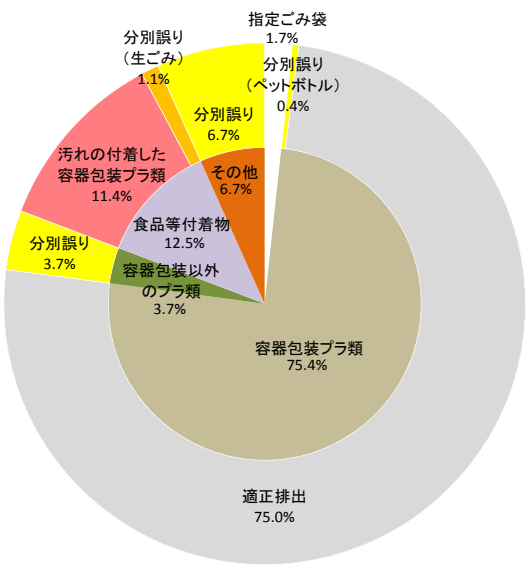

山間部

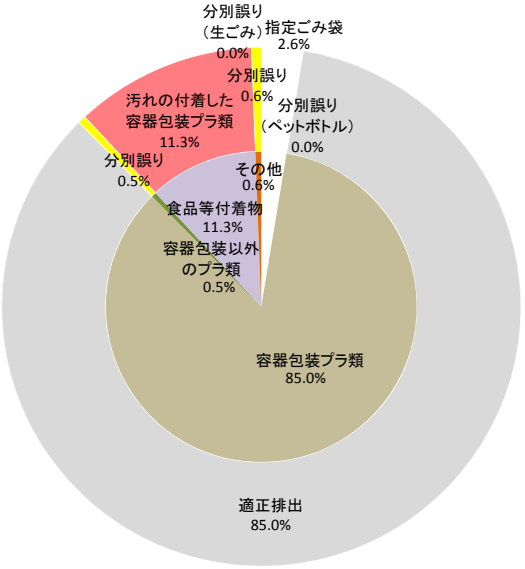

③金属類及び破砕ごみ

市全体（平均）

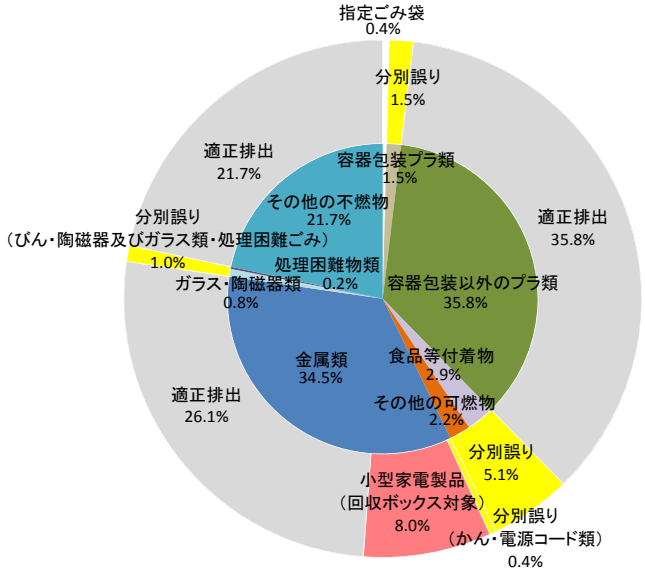

市街地

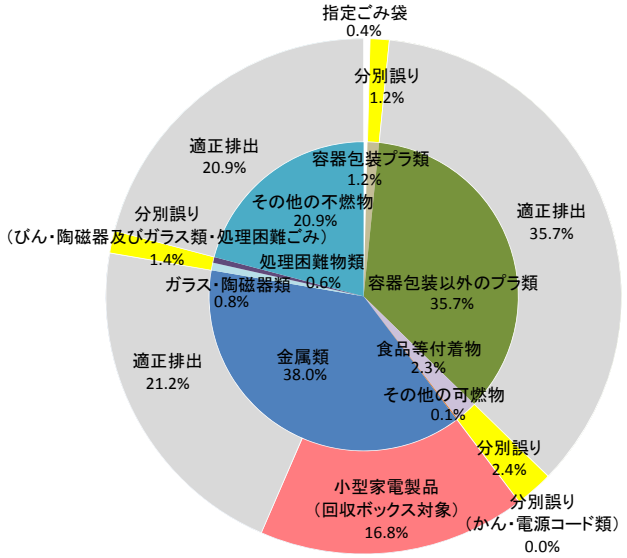

住宅地１

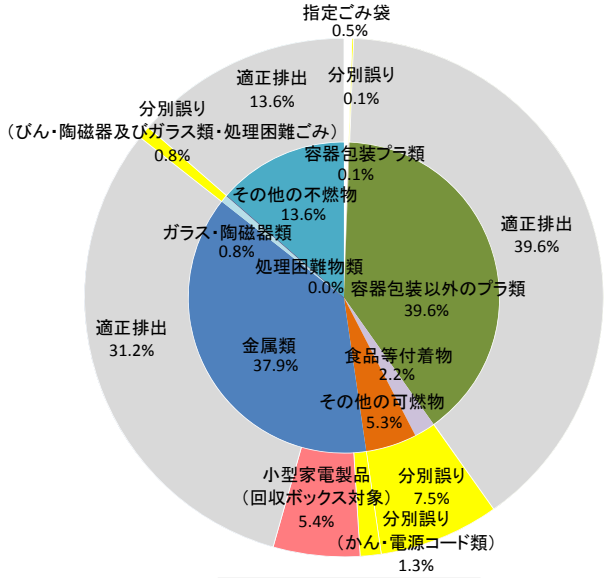

住宅地２

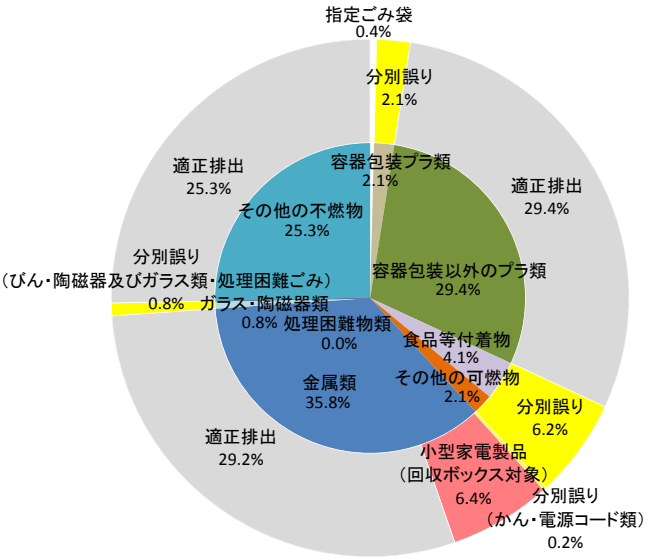

住宅地３

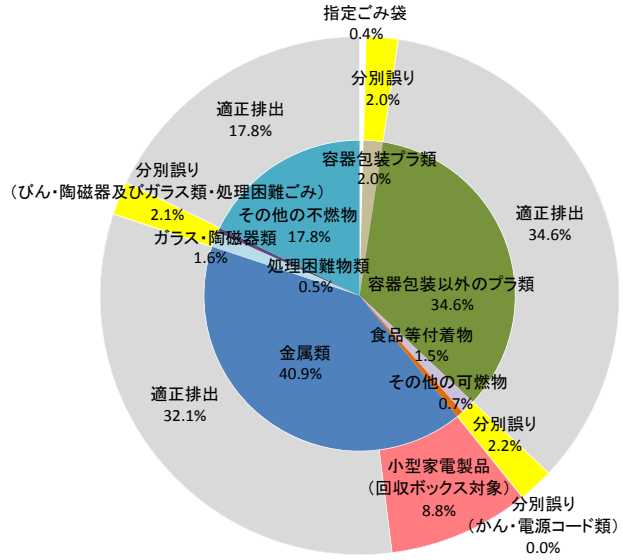

山間部

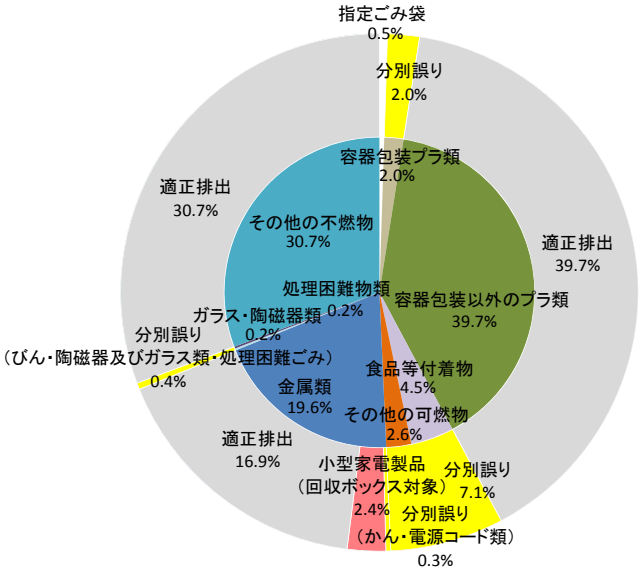

資料５　市民・事業者アンケート調査結果概要

１．調査の目的

ごみ分別・収集の方法と取り組み状況、処理コスト負担に対する理解度など、市民や事業者の協力を必要とする取り組みに関する意識についてアンケート調査を行いました。

なお、市民や事業者の意識の変化を把握するため、基本的には当初計画・既定計画策定時のアンケート調査内容を実施しました。

２．調査概要

	市民アンケート	事業者アンケート
対象区域	岩国市全域	
対象者	18 歳以上、90 歳未満の市民	事業者
調査方法	配布・回収とも郵送	
調査期間	平成 30 年８月 10 日～平成 30 年８月 24 日	
アンケート（発送）数	1,400 人	500 事業所
回収（回答）数	599 人（回収率 42.8%）	221 事業所（回収率 44.2%）
母集団（全体数）	112,700 人（平成30年7月1日住民基本台帳）	5,995 事業所（平成 28 年経済センサス）

※アンケート回収数について

岩国市の母集団と回収数を前提に標本誤差を下式で算定すると、市民アンケート 0.040、事業者アンケート 0.054 となります。この値は、例えば、市民アンケートにおいて、「あなたの性別は」という設問で、男が 50.0%という回答だった場合、実際の母集団では 46.0%から 54.0%の間にあるに違いないという意味です。

このように、本調査における回収数（回答者数）は、標本誤差にして市民アンケート±4.0%、事業者アンケート±5.4%です。

《標本誤差算定式》

$$\varepsilon = 1.65 \times \sqrt{\left(\frac{(N-n)}{(N-1)} \times \frac{P \times (1-P)}{n}\right)}$$

ε ： 標本誤差

n ： 標本数(回答者数)

N ： 母集団の大きさ

P ： 回答の比率

◆調査結果の見方

- ✓ 比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下２位を四捨五入して算出しました。
- ✓ 合計値が 100%とならない場合は、小数点以下３位以下を求め 100%となるように調整しました。
- ✓ 「複数回答」とある問は、１ 人の回答者が ２ つ以上の回答をしてもよい場合で、合計比率は100%を超える場合があります。
- ✓ グラフは、無回答・無効回答を除いた割合（割合②）で記載しています。このため、設問により有効回答数が全体の標本数と一致しないことがあります。

３．調査結果

注）表中の割合について
「割合①」：無回答・無効回答を含めた割合（分母＝回収数）
「割合②」：無回答・無効回答を除いた割合（分母＝有効回答数）

①市民アンケート

(1)属性

◆年齢

	回答数	割合①	割合②
18歳以上、20歳未満	4	0.7%	0.7%
20歳代	24	4.0%	4.1%
30歳代	52	8.7%	8.9%
40歳代	60	10.0%	10.2%
50歳代	81	13.5%	13.8%
60歳代	148	24.7%	25.3%
70歳以上、90歳未満	217	36.2%	37.0%
無回答	13	2.2%	－
有効回答数	586	－	－

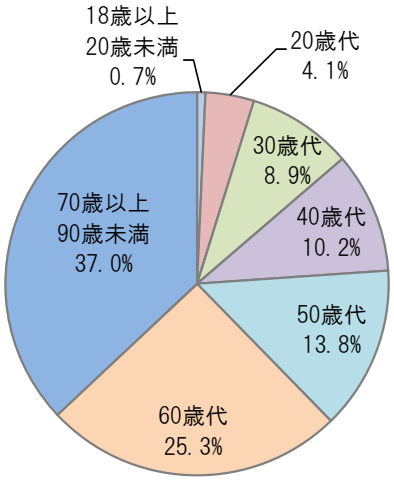

◆性別

	回答数	割合①	割合②
男	232	38.7%	40.9%
女	335	55.9%	59.1%
無回答・無効回答	32	5.4%	－
有効回答数	567	－	－

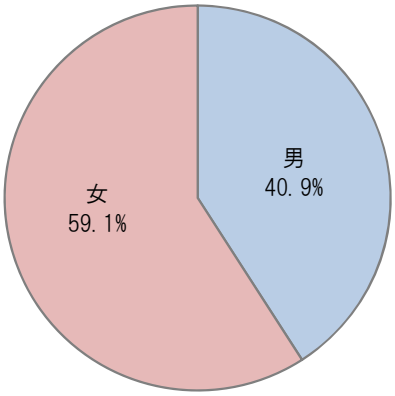

◆家族構成

	回答数	割合①	割合②
単身者	72	12.0%	12.6%
夫婦のみ	212	35.4%	37.1%
２世代同居	246	41.1%	43.1%
３世代同居	26	4.3%	4.6%
その他	15	2.5%	2.6%
無回答・無効回答	28	4.7%	－
有効回答数	571	－	－

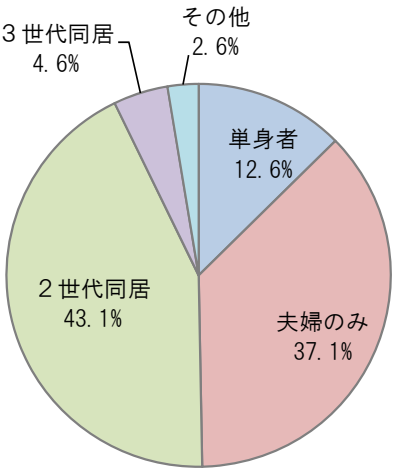

◆世帯人員

	回答数	割合①	割合②
1人	70	11.7%	12.0%
2人	252	42.1%	43.1%
3人	112	18.7%	19.2%
4人	88	14.7%	15.1%
5人	42	7.0%	7.2%
6人以上	20	3.3%	3.4%
無回答	15	2.5%	-
有効回答数	584	-	-

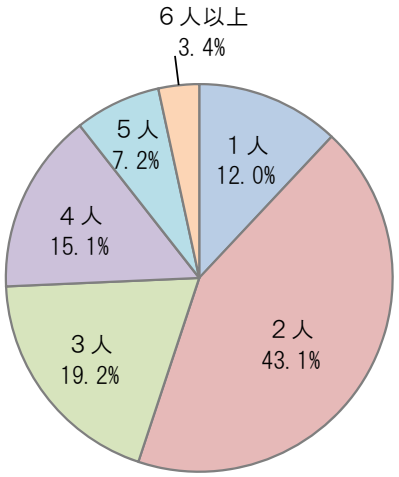

◆職業

	回答数	割合①	割合②
農林漁業	15	2.5%	2.5%
自営業	35	5.8%	6.0%
会社員・公務員等	149	24.9%	25.3%
パート	77	12.9%	13.1%
専業主婦	88	14.7%	15.0%
学生	4	0.7%	0.7%
無職	197	32.9%	33.5%
その他	23	3.8%	3.9%
無回答・無効回答	11	1.8%	-
有効回答数	588	-	-

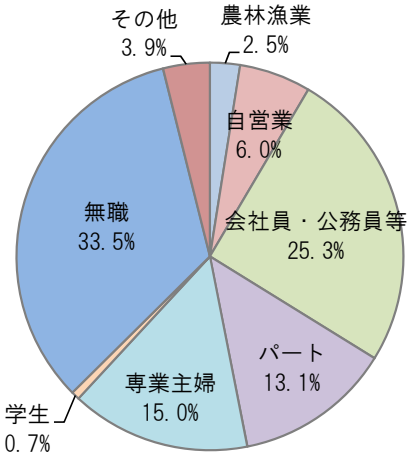

◆現住所

	回答数	割合①	割合②
岩国地域	418	69.8%	71.1%
由宇地域	39	6.5%	6.6%
玖珂地域	50	8.4%	8.5%
周東地域	40	6.7%	6.8%
本郷地域	8	1.3%	1.4%
錦地域	13	2.2%	2.2%
美川地域	9	1.5%	1.5%
美和地域	11	1.8%	1.9%
無回答	11	1.8%	-
有効回答数	588	-	-

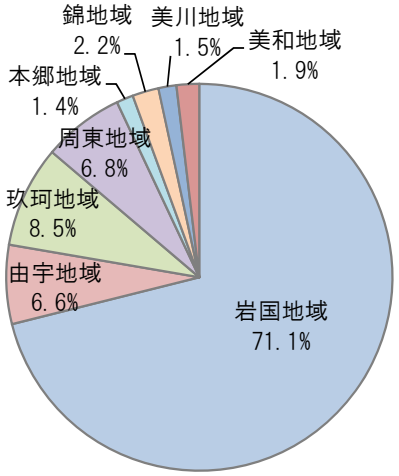

◆現住所への居住年数

	回答数	割合①	割合②
1年未満	22	3.7%	3.8%
1～4年	53	8.8%	9.0%
5～9年	47	7.8%	8.0%
10～19年	91	15.2%	15.5%
20年以上	373	62.3%	63.7%
無回答・無効回答	13	2.2%	-
有効回答数	586	-	-

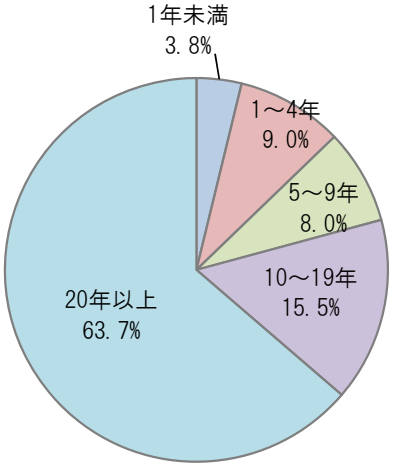

(2)循環型社会のことについて

■問１

「３Ｒ（スリーアール）」という言葉を知っていますか？

	回答数	割合①	割合②
知っている	266	44.4%	45.2%
知らない	323	53.9%	54.8%
無回答・無効回答	10	1.7%	－
有効回答数	589	－	－

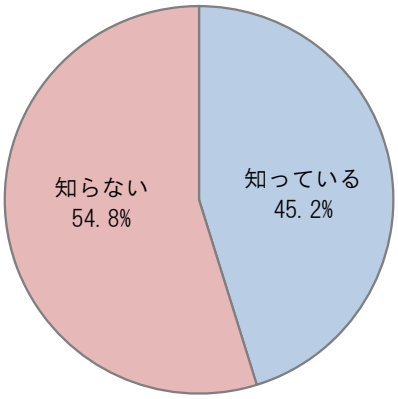

■問２

循環型社会とはどのようなものか知っていますか？

	回答数	割合①	割合②
知っている	219	36.6%	37.8%
知らない	360	60.1%	62.2%
無回答	20	3.3%	－
有効回答数	579	－	－

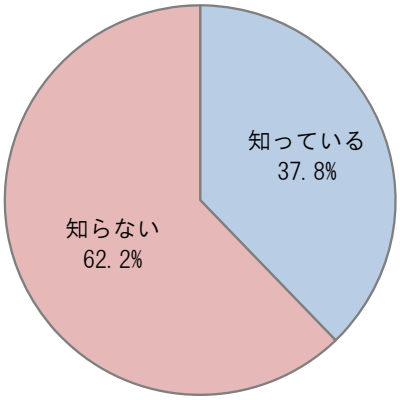

(3)ごみの発生抑制に関する取り組みについて

■問３

長く使える商品を選んで購入していますか？

	回答数	割合①	割合②
選んでいる	329	54.9%	55.7%
時々選んでいる	219	36.6%	37.0%
選んでいない	43	7.2%	7.3%
無回答	8	1.3%	－
有効回答数	591	－	－

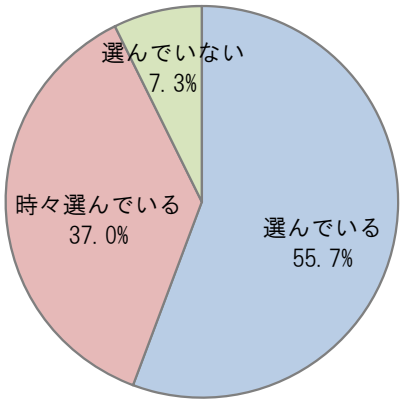

■問４

物を大切に使い、長く使うよう努めていますか？

	回答数	割合①	割合②
努めている	559	93.3%	94.6%
努めていない	32	5.4%	5.4%
無回答	8	1.3%	－
有効回答数	591	－	－

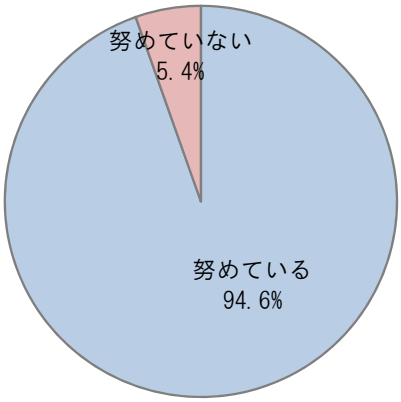

■問５

故障したときは、できるだけ修理して使っていますか？

	回答数	割合①	割合②
修理して使う	454	75.8%	77.5%
故障したら廃棄	132	22.0%	22.5%
無回答	13	2.2%	-
有効回答数	586	-	-

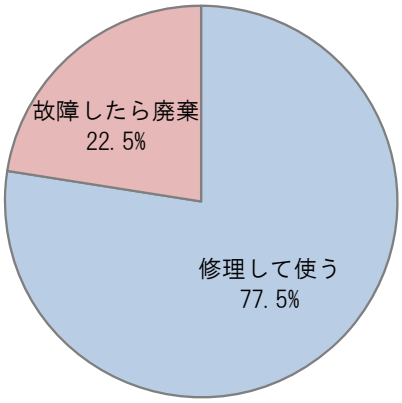

■問６

買い物の時、買い物袋を持参し、レジ袋や過剰な包装を断るようにしていますか？

	回答数	割合①	割合②
行っている	495	82.7%	83.5%
時々行っている	81	13.5%	13.6%
行っていない	17	2.8%	2.9%
無回答	6	1.0%	-
有効回答数	593	-	-

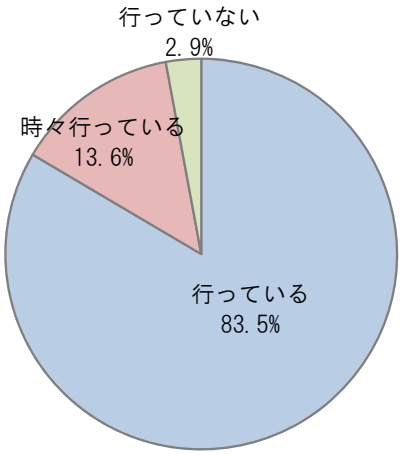

■問７

買い物の時、ばら売り商品や量り売り商品を選ぶようにしていますか？

	回答数	割合①	割合②
選んでいる	127	21.2%	21.8%
時々選んでいる	298	49.7%	51.1%
選んでいない	158	26.4%	27.1%
無回答	16	2.7%	-
有効回答数	583	-	-

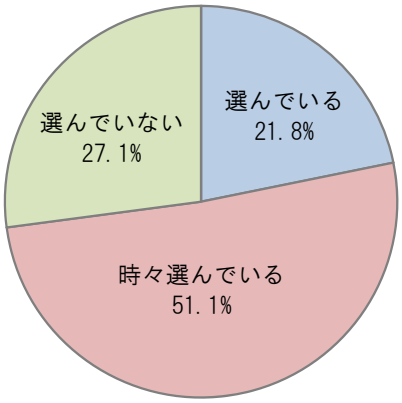

■問８

一時的に必要なものは、リース・レンタルや共同利用などをしていますか？

	回答数	割合①	割合②
している	67	11.2%	11.6%
時々している	121	20.2%	21.0%
していない	389	64.9%	67.4%
無回答	22	3.7%	-
有効回答数	577	-	-

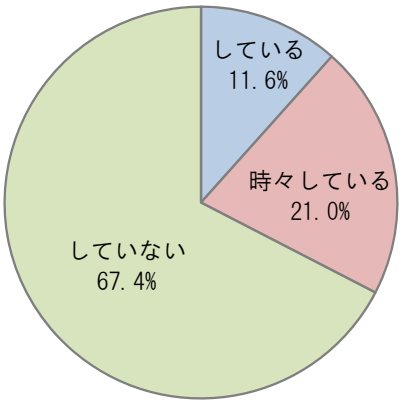

■問９

買いすぎ、作りすぎをせず、残り物は上手に使い切ったり、冷凍保存をして生ごみを少なくするなどの料理方法（エコクッキング）を心がけていますか？

	回答数	割合①	割合②
心がけている	486	81.1%	82.6%
心がけていない	58	9.7%	9.9%
料理はしない	44	7.4%	7.5%
無回答	11	1.8%	－
有効回答数	588	－	－

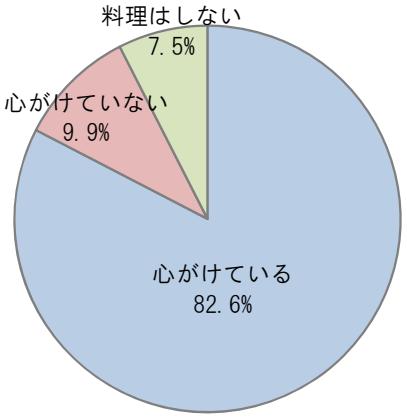

■問 10

生ごみの水切りなど、ごみの減量化を行っていますか？

	回答数	割合①	割合②
行っている	463	77.3%	79.4%
時々行っている	80	13.3%	13.7%
行っていない	40	6.7%	6.9%
無回答	16	2.7%	－
有効回答数	583	－	－

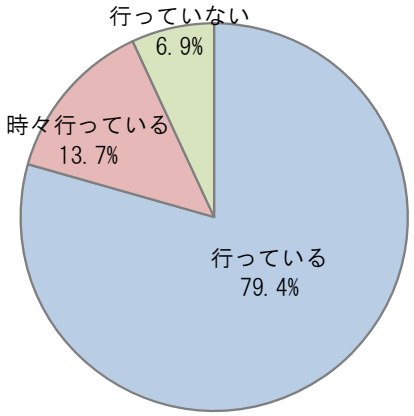

(4)再使用に関する取り組みについて

■問 11

詰替可能な製品を選んで購入していますか？

	回答数	割合①	割合②
選んでいる	434	72.4%	73.9%
時々選んでいる	119	19.9%	20.3%
選んでいない	34	5.7%	5.8%
無回答	12	2.0%	－
有効回答数	587	－	－

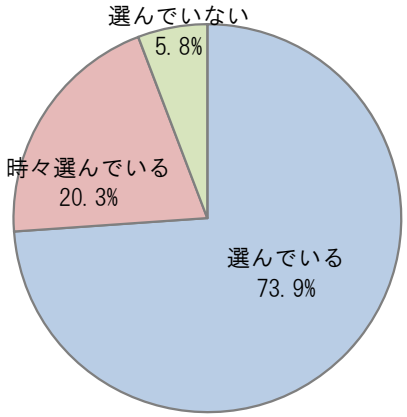

■問 12

知人や友人と不要品を譲りあっていますか？

	回答数	割合①	割合②
譲りあっている	94	15.7%	16.2%
時々譲りあっている	212	35.4%	36.6%
譲りあっていない	274	45.7%	47.2%
無回答	19	3.2%	－
有効回答数	580	－	－

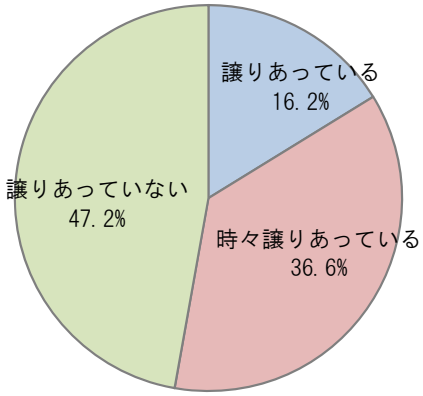

■問 13

リターナブルびん（ビールびん、牛乳びん等）など、再使用可能な商品を選んでいますか？

	回答数	割合①	割合②
選んでいる	126	21.0%	21.6%
時々選んでいる	162	27.0%	27.8%
選んでいない	295	49.3%	50.6%
無回答	16	2.7%	-
有効回答数	583	-	-

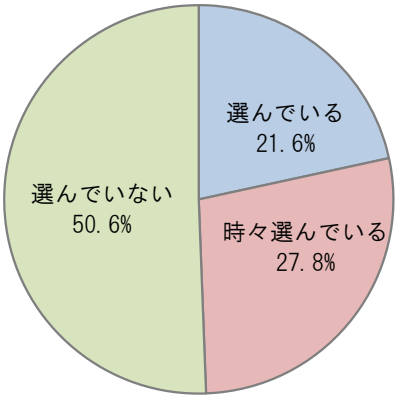

■問 14

不要品は、リサイクルショップやフリーマーケット等に持ち込むようにしていますか？

	回答数	割合①	割合②
持ち込んでいる	96	16.0%	16.5%
時々持ち込んでいる	191	31.9%	32.9%
持ち込んでいない	294	49.1%	50.6%
無回答	18	3.0%	-
有効回答数	581	-	-

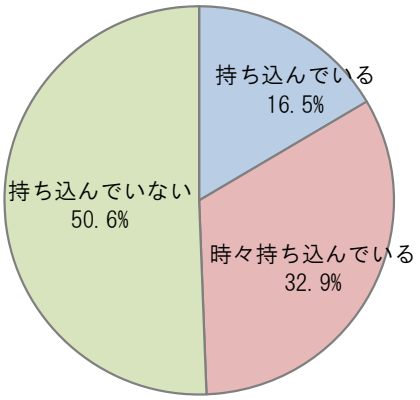

(5)再資源化に関する取り組みについて

■問 15

再生資源を利用した商品など環境にやさしい商品を購入していますか？

	回答数	割合①	割合②
購入している	156	26.0%	26.9%
時々購入している	342	57.1%	59.0%
購入していない	82	13.7%	14.1%
無回答	19	3.2%	-
有効回答数	580	-	-

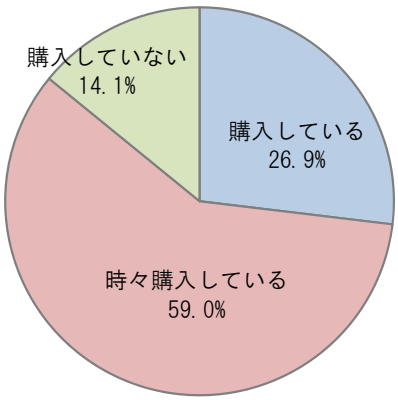

■問 16

生ごみをたい肥化するなど、自家処理を行っていますか？

	回答数	割合①	割合②
行っている	131	21.9%	22.4%
時々行っている	71	11.8%	12.2%
行っていない	382	63.8%	65.4%
無回答・無効回答	15	2.5%	-
有効回答数	584	-	-

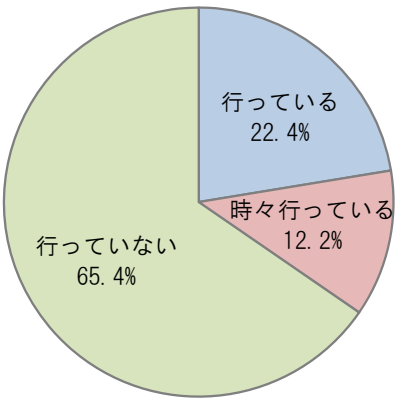

(6)その他の取り組みについて

■問 17

リサイクルや環境美化活動など、地域の環境活動に参加していますか？

	回答数	割合①	割合②
参加している	106	17.7%	18.0%
時々参加している	143	23.9%	24.3%
参加していない	339	56.6%	57.7%
無回答	11	1.8%	-
有効回答数	588	-	-

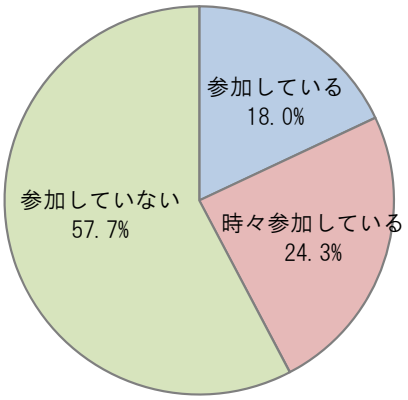

■問 18

地域の学習会や講演会等に参加していますか？

	回答数	割合①	割合②
参加している	38	6.3%	6.5%
時々参加している	77	12.9%	13.1%
参加していない	471	78.6%	80.4%
無回答・無効回答	13	2.2%	-
有効回答数	586	-	-

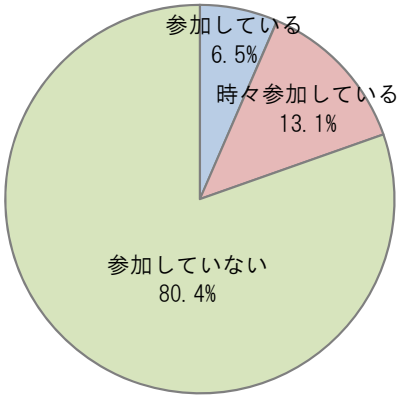

(7)生ごみ処理機器の購入補助制度について

■問 19

岩国市では、家庭の生ごみ処理機器を購入する世帯に対して補助金を交付しています。
この制度のことを知っていますか？

	回答数	割合①	割合②
知っている	398	66.5%	67.3%
知らない	193	32.2%	32.7%
無回答	8	1.3%	-
有効回答数	591	-	-

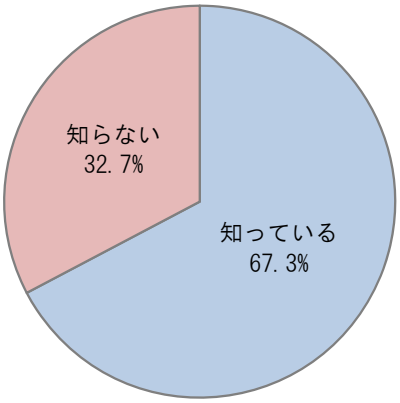

■問 20

生ごみ処理機器購入補助制度を利用する予定はありますか？

	回答数	割合①	割合②
利用中	62	10.4%	10.6%
利用予定なし	441	73.6%	75.5%
利用したい・利用予定あり	81	13.5%	13.9%
無回答	15	2.5%	-
有効回答数	584	-	-

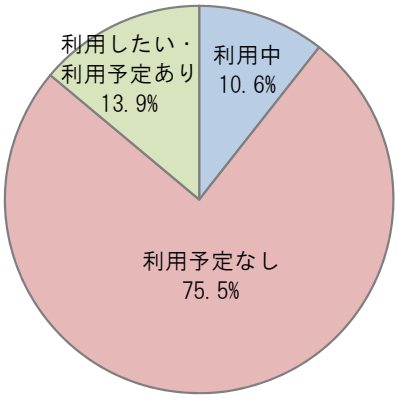

(8)指定ごみ袋について

■問 21

岩国市では、可燃ごみと不燃ごみを出していただく際に、指定ごみ袋を用いています。指定ごみ袋の大きさは、大（45 リットル）、中（30 リットル）、小（20 リットル）の３種類がありますが、一番よく使っているのはどの大きさですか？

	回答数	割合①	割合②
大（45リットル）	243	40.6%	44.1%
中（30リットル）	197	32.9%	35.8%
小（20リットル）	108	18.0%	19.6%
使っていない	3	0.5%	0.5%
無回答・無効回答	48	8.0%	-
有効回答数	551	-	-

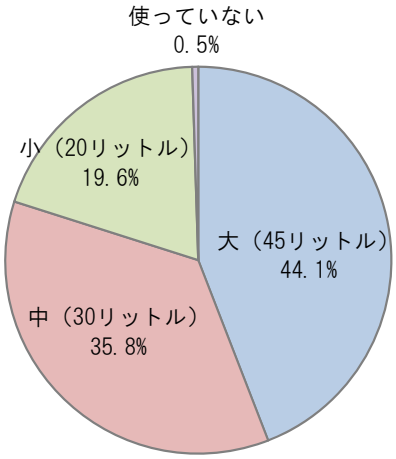

(9)ごみ処理手数料について

■問 22

岩国市ではごみを１トン集めて処理・処分する費用として３万円以上が必要です。

現在、指定ごみ袋によるごみ処理有料化の実施によって、３万円以上かかっている費用のうち 5 千円程度を市民の皆様に負担していただいています。ごみ処理費の負担についてどのようにお考えですか？

	回答数	割合①	割合②
今より高くなっても構わない	177	29.6%	30.8%
これ以上負担はできない	292	48.7%	50.9%
分からない	97	16.2%	16.9%
その他	8	1.3%	1.4%
無回答	25	4.2%	-
有効回答数	574	-	-

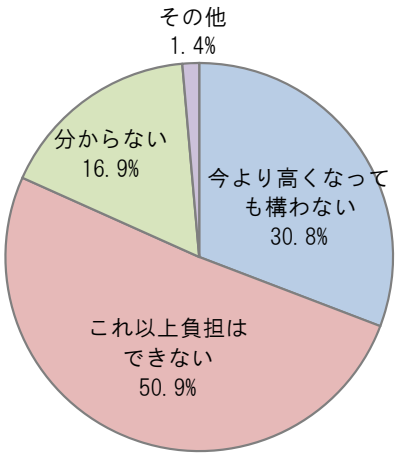

(10)ごみの分別について

■問 23

岩国市では適正処理と再利用を進めるため、ごみは 10 種 20 分別に分けて出していただくようお願いしています。ごみの分け方はすべてわかりますか？

	回答数	割合①	割合②
全て分かる	145	24.2%	25.0%
大体分かる	402	67.1%	69.2%
よく分からない	34	5.7%	5.8%
無回答・無効回答	18	3.0%	-
有効回答数	581	-	-

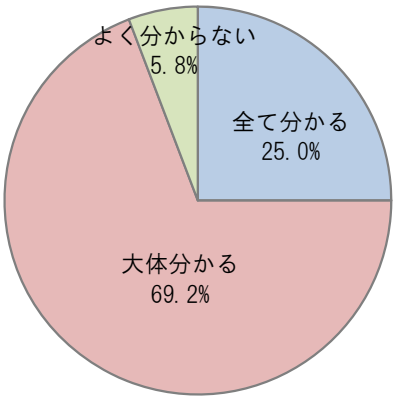

■問 24

あなたは（もしくはあなたのご家庭では）、ごみは 10 種 20 分別に分けて出していますか？

	回答数	割合①	割合②
必ず分別して出す	549	91.6%	94.2%
たまに分別して出す	34	5.7%	5.8%
分別せずに出す	0	0.0%	0.0%
無回答	16	2.7%	-
有効回答数	583	-	-

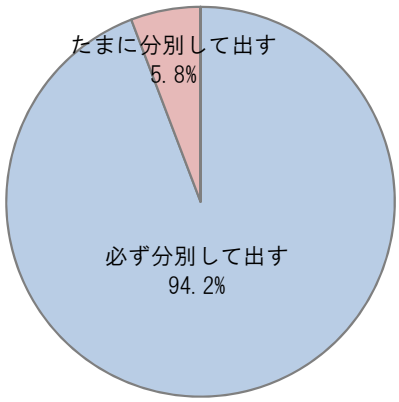

■問 25

岩国市では、ティッシュやお菓子の箱、包装紙、カタログなどの紙製品は、「雑がみ」として資源品の日に出して頂くようにしています。雑がみをどの程度分別して出していますか？

	回答数	割合①	割合②
いつも分別して出す	301	50.3%	51.7%
ときどき分別して出す	156	26.0%	26.8%
知っているが分別していない	50	8.4%	8.6%
知らないので分別していない	75	12.5%	12.9%
無回答	17	2.8%	-
有効回答数	582	-	-

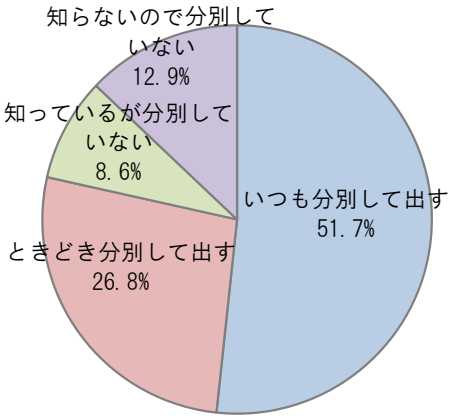

■問 26

携帯電話や充電器など、多くの電子機器に内蔵されているリチウムイオン電池は、「処理困難ごみ」として出して頂くようにしています。どの程度分別して出していますか？

	回答数	割合①	割合②
いつも分別して出す	356	59.4%	61.1%
ときどき分別して出す	27	4.5%	4.6%
知っているが分別していない	5	0.8%	0.8%
知らないので分別していない	15	2.5%	2.6%
今まで出したことがない	180	30.1%	30.9%
無回答	16	2.7%	-
有効回答数	583	-	-

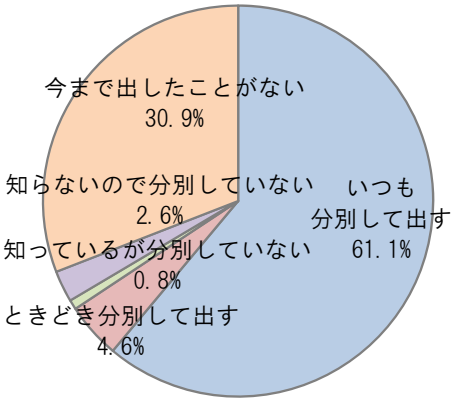

■問 27

水銀式体温計などの水銀を含む有害物は、「処理困難ごみ」として決められた方法で分別して頂くことが必要です。あなたの家庭では、使用しなくなった水銀使用製品はどのようにされていますか？

	回答数	割合①	割合②
処理困難ごみとして分別して出した	390	65.1%	67.8%
すて方が分からないので定期収集に出せないでいる	44	7.4%	7.7%
使用していない水銀使用製品はない	141	23.5%	24.5%
無回答・無効回答	24	4.0%	-
有効回答数	575	-	-

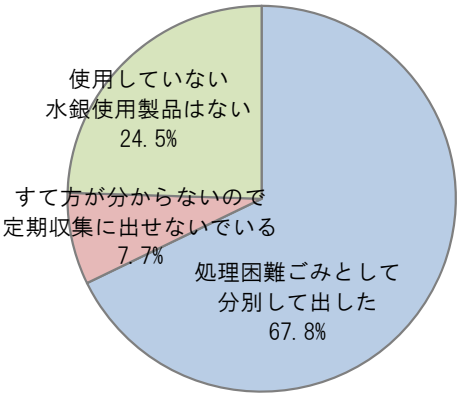

■問 28

岩国市では、ペットボトルはスーパー等の回収協力店に出していただいています。ペットボトルを出す方法について、どのようにお考えですか？

	回答数	割合①	割合②
これまでどおり回収協力店に出す方法でよい	306	51.1%	53.4%
指定ごみ袋に入れて定期収集に出す方法がよい	66	11.0%	11.5%
回収協力店、定期収集、両方あったほうがよい	201	33.6%	35.1%
無回答・無効回答	26	4.3%	-
有効回答数	573	-	-

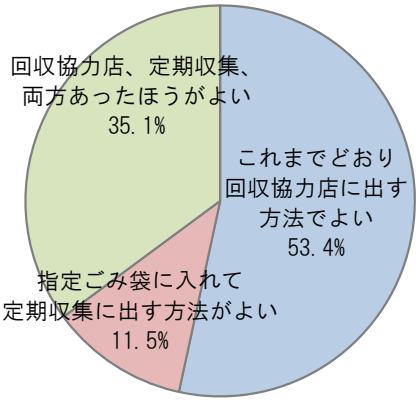

■問 29

岩国市内の小売店舗などに設置された回収協力店では食品トレーの他、紙パックやアルミ缶も回収されています。これらの種類について、回収協力店をどの程度利用されていますか？

（トレー）

	回答数	割合①	割合②
いつも利用している	375	62.6%	65.8%
ときどき利用している	86	14.4%	15.1%
利用していない	109	18.2%	19.1%
無回答	29	4.8%	-
有効回答数	570	-	-

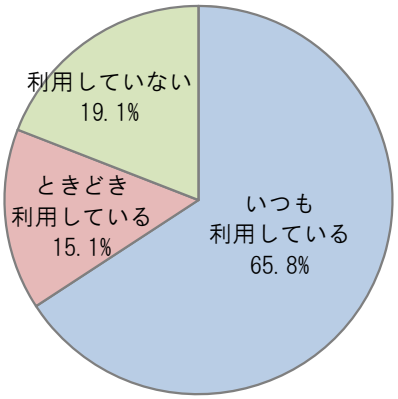

（紙パック）

	回答数	割合①	割合②
いつも利用している	254	42.4%	45.8%
ときどき利用している	98	16.4%	17.7%
定期収集に出している	202	33.7%	36.5%
無回答	45	7.5%	-
有効回答数	554	-	-

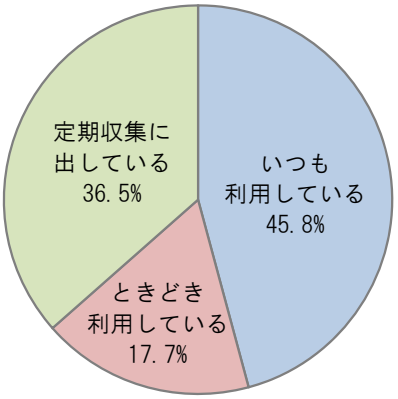

（アルミ缶）

	回答数	割合①	割合②
いつも利用している	238	39.7%	42.2%
ときどき利用している	57	9.5%	10.1%
定期収集に出している	269	44.9%	47.7%
無回答・無効回答	35	5.9%	-
有効回答数	564	-	-

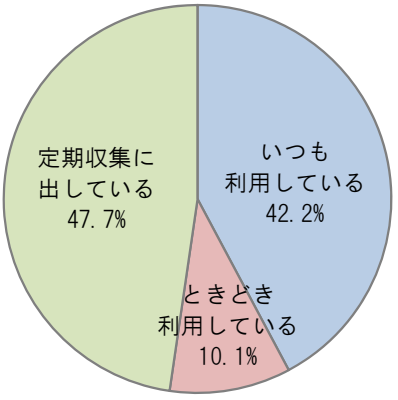

■問 30

携帯電話などの小型家電に含まれる希少金属などの有効利用を目的とした小型家電リサイクル法が 2013 年 4 月に始まりました。岩国市でも、一部の小型家電のリサイクルに取り組んでいます。金属類及び破砕ごみからリサイクルの対象とする小型家電を分別し、市役所や総合支所、出張所に設置した回収ボックスで回収しています。利用したことがありますか？

	回答数	割合①	割合②
いつも利用している	57	9.5%	10.1%
ときどき利用している	78	13.0%	13.8%
知っているが利用していない	196	32.7%	34.7%
知らないので利用していない	234	39.1%	41.4%
無回答・無効回答	34	5.7%	-
有効回答数	565	-	-

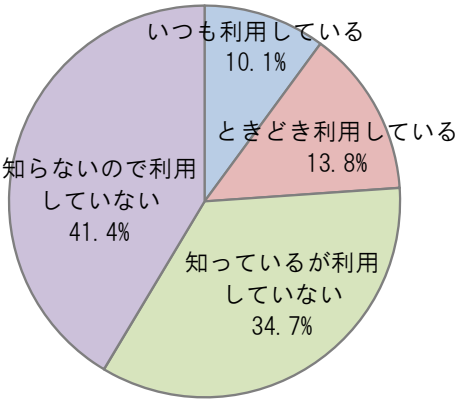

(11)資源ごみの回収システムについて

■問 31

岩国市では、定期収集で集めた資源品を資源化処理業者に買い取ってもらい、買取料金を分別量に応じて地域に直接還元する資源回収システムを採用しています。そのため、資源品の分別をきちんとするほど地域への還元も多くなります。この資源回収システムの仕組みを理解していましたか？

	回答数	割合①	割合②
理解しており、分別に協力している	348	58.1%	60.3%
知っているが利用していない	47	7.8%	8.2%
理解していなかった	171	28.6%	29.6%
その他	11	1.8%	1.9%
無回答・無効回答	22	3.7%	-
有効回答数	577	-	-

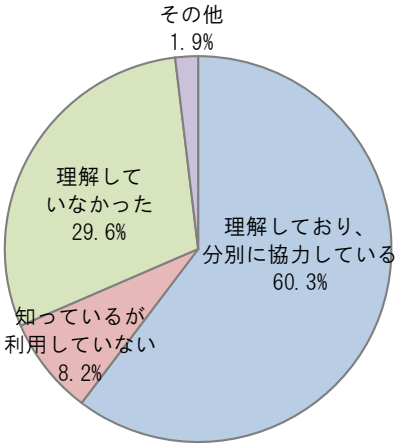

■問 32

近年、民間企業が小売店舗などにリサイクルステーションを設置し、いつでも資源物等を出せるようにしています。利用したことがありますか？

	回答数	割合①	割合②
いつも利用している	126	21.0%	21.8%
ときどき利用している	150	25.0%	26.0%
知っているが利用していない	136	22.7%	23.6%
知らないので利用していない	165	27.6%	28.6%
無回答	22	3.7%	-
有効回答数	577	-	-

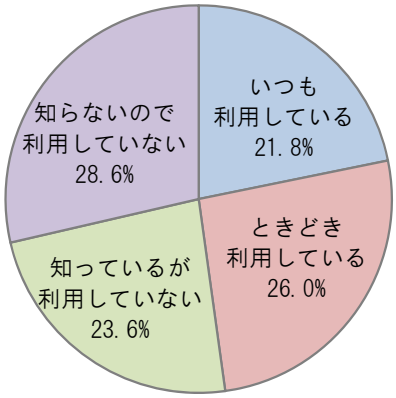

■問 33

問 32 で「いつも利用している」「ときどき利用している」方にお聞きします。その理由は何ですか？

	回答数	割合①	割合②
出したい時に出せる	241	87.4%	92.3%
ポイントの付与がある	15	5.4%	5.8%
その他	5	1.8%	1.9%
無回答・無効回答	15	5.4%	-
有効回答数	261	-	-

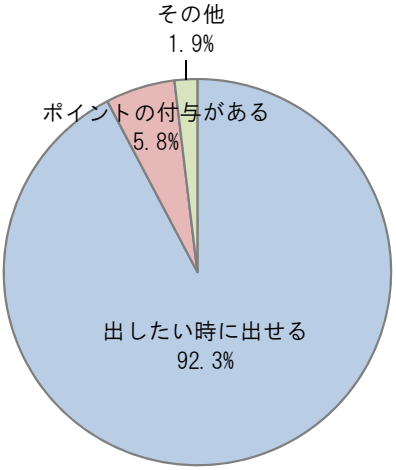

(12)川や海をきれいに保つための取り組みについて

■問 34

食事をしたあとの皿についた汚れについて、どのようにしていますか？

	回答数	割合①	割合②
新聞紙などで拭いてから洗う	188	31.4%	33.3%
そのまま洗う	359	59.9%	63.5%
その他	18	3.0%	3.2%
無回答・無効回答	34	5.7%	-
有効回答数	565	-	-

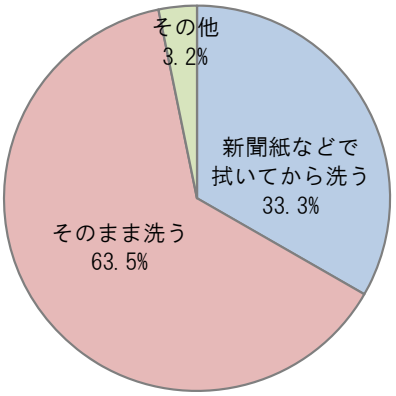

■問 35

使用済みてんぷら油について、どのようにしていますか？

	回答数	割合①	割合②
「廃食用油」として資源品の日に出す	180	30.1%	31.7%
新聞等に吸収・市販の凝固剤使用などをして焼却ごみに出す	346	57.8%	61.0%
そのまま排水口へ捨てる	5	0.8%	0.9%
その他	36	6.0%	6.4%
無回答・無効回答	32	5.3%	-
有効回答数	567	-	-

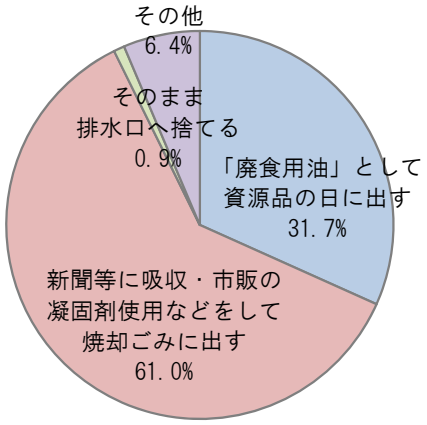

■問 36

あなたが生活雑排水について日常的に気を付けていることはなんですか？
（複数回答：回答者数 576）

	回答数	割合
三角コーナーを利用し、食べ残しを排水口に流さないようにしている	523	90.8%
米のとぎ汁を庭木の水やりに利用している	106	18.4%
洗剤は、適量を計って使用している	346	60.1%
風呂の残り湯は洗濯等に利用している	207	35.9%
何もしていない	11	1.9%
その他	6	1.0%

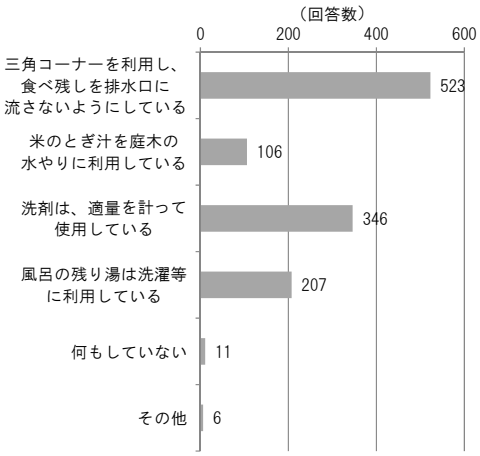

(13)生活排水処理について

■問 37

生活排水を処理する施設に、複数の家の排水を集めて処理する「公共下水道」,「集落排水施設」と、個人の家に設置する「浄化槽」があることを知っていますか？

	回答数	割合①	割合②
知っている	454	75.8%	79.8%
知らない	115	19.2%	20.2%
無回答	30	5.0%	-
有効回答数	569	-	-

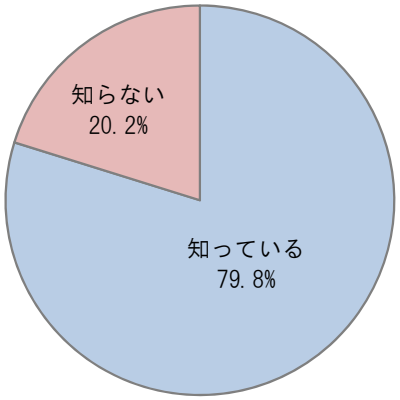

■問 38

生活排水処理には費用がかかりますが、この個人の費用負担についてどのようにお考えですか？

	回答数	割合①	割合②
自分が汚した水をきれいにするため費用負担は仕方ない	389	64.9%	69.7%
個人が費用負担してまで水をきれいにしなくてよい	13	2.2%	2.3%
分からない	121	20.2%	21.7%
その他	35	5.8%	6.3%
無回答・無効回答	41	6.9%	-
有効回答数	558	-	-

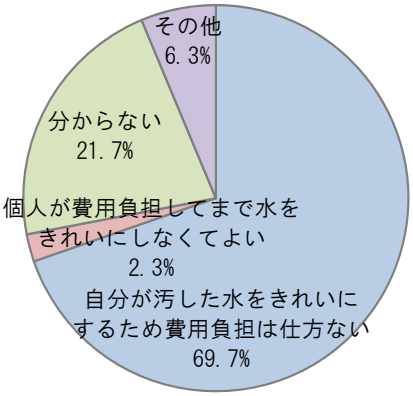

(14)浄化槽について

■問 39

設置している浄化槽は「単独処理浄化槽」ですか？「合併処理浄化槽」ですか？

	回答数	割合①	割合②
単独処理浄化槽	143	23.9%	43.3%
合併処理浄化槽	145	24.2%	44.0%
分からない	42	7.0%	12.7%
無回答	269	44.9%	-
有効回答数	330	-	-

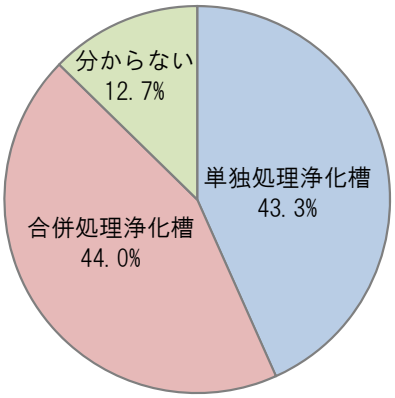

■問 40

法律で義務づけられた浄化槽の保守点検・清掃、法定検査を行っていますか？

	回答数	割合①	割合②
保守点検・清掃、法定検査全て実施	186	56.4%	60.6%
保守点検・清掃のみ実施	105	31.8%	34.2%
法定検査のみ実施	2	0.6%	0.6%
何もしていない	14	4.2%	4.6%
無回答・無効回答	23	7.0%	-
有効回答数	307	-	-

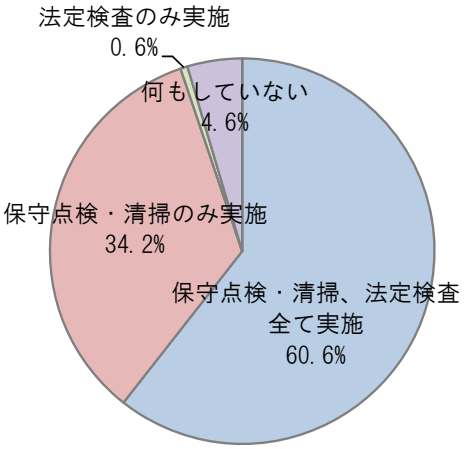

(15)一般廃棄物処理基本計画について

■問 41

一般廃棄物処理基本計画のことを知っていますか？

	回答数	割合①	割合②
知っている	93	15.5%	16.4%
知らない	475	79.3%	83.6%
無回答	31	5.2%	-
有効回答数	568	-	-

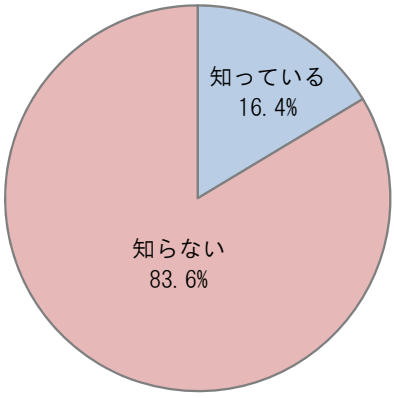

■問 42

読んだことがありますか？

	回答数	割合①	割合②
読んだうえで、 記載している取り組みを実践	51	8.5%	9.5%
読んだが、 何も取り組んでいない	43	7.2%	8.1%
読んだことがない	440	73.5%	82.4%
無回答	65	10.8%	-
有効回答数	534	-	-

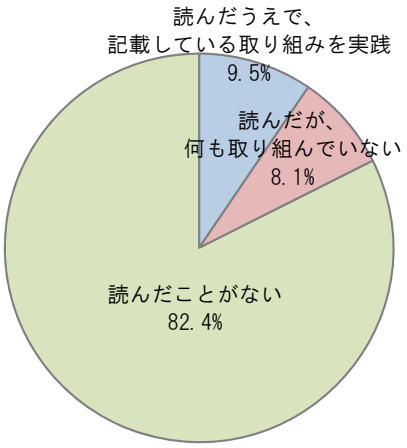

(16)廃棄物処理に係る情報提供について

■問 43

ごみ分別方法やごみ収集カレンダー等の情報はどのように入手されていますか？
（複数回答：回答者数 587）

	回答数	割合
世帯別に配布されるカレンダー等の印刷物による	563	97.6%
ホームページによる	32	5.5%
市に直接聞く	56	9.7%
知人や近所の人に聞く	47	8.1%
情報を得る手段がない	2	0.3%
その他	10	1.7%

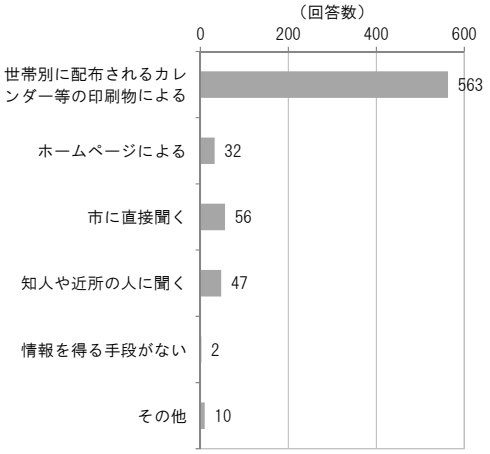

■問 44

廃棄物処理に係る情報提供方法のうち充実させるべき方法はいずれでしょうか？
（複数回答：回答者数 570）

	回答数	割合
世帯別に配布されるカレンダー等の印刷物	514	89.1%
ホームページ（スマートフォンを活用）	105	18.2%
自治会での回覧	194	33.6%
説明会（出前講座など）	42	7.3%
イベント・キャンペーン	49	8.5%
その他	11	1.9%

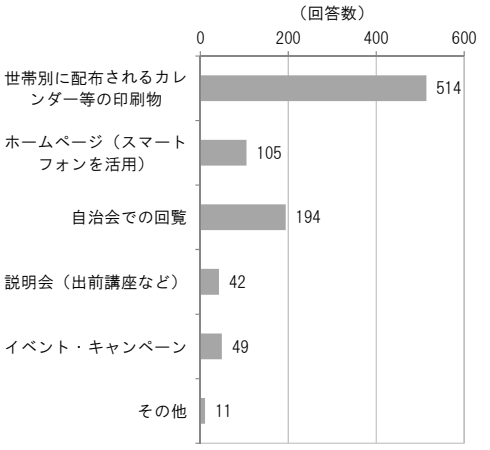

②事業者アンケート

(1)属性

◆業種

	回答数	割合①	割合②
農林漁業	0	0.0%	0.0%
鉱業	0	0.0%	0.0%
建設業	6	2.7%	2.8%
製造業	17	7.7%	8.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	4	1.8%	1.9%
運輸業・通信業	5	2.3%	2.4%
卸売業・小売業	56	25.3%	26.5%
飲食店	13	5.9%	6.2%
金融・保険業	2	0.9%	0.9%
不動産業	1	0.4%	0.5%
サービス業	51	23.1%	24.2%
行政機関	26	11.8%	12.3%
その他	30	13.6%	14.2%
無回答・無効回答	10	4.5%	-
有効回答数	211	-	-

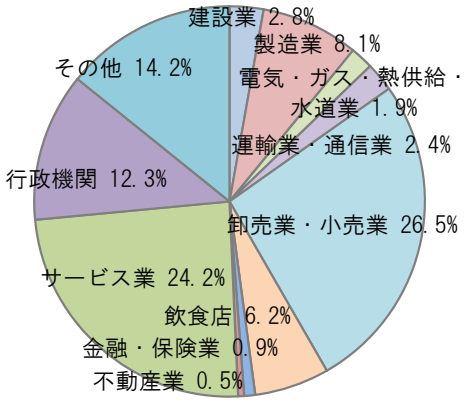

◆業務内容

	回答数	割合①	割合②
店舗	56	25.3%	26.7%
飲食店	15	6.8%	7.1%
事務所・営業所	38	17.2%	18.1%
工場・作業所	21	9.5%	10.0%
倉庫・配送ｾﾝﾀｰ	3	1.3%	1.4%
ホテル・旅館	5	2.3%	2.4%
学校・保育所	7	3.2%	3.3%
病院	18	8.1%	8.6%
会館・娯楽施設	7	3.2%	3.3%
その他	40	18.1%	19.1%
無回答・無効回答	11	5.0%	-
有効回答数	210	-	-

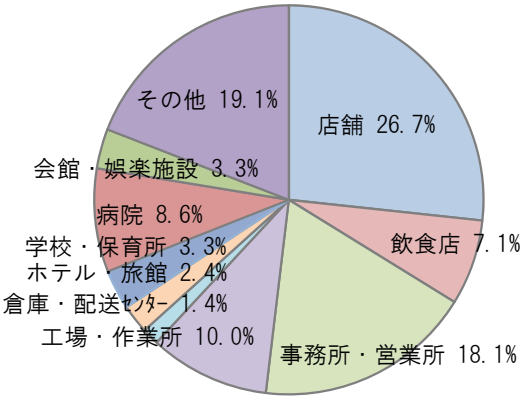

◆所在地

	回答数	割合①	割合②
岩国地域	157	71.0%	72.0%
由宇地域	8	3.6%	3.7%
玖珂地域	21	9.5%	9.6%
周東地域	8	3.6%	3.7%
本郷地域	3	1.4%	1.4%
錦地域	10	4.5%	4.6%
美川地域	5	2.3%	2.3%
美和地域	6	2.7%	2.7%
無回答・無効回答	3	1.4%	-
有効回答数	218	-	-

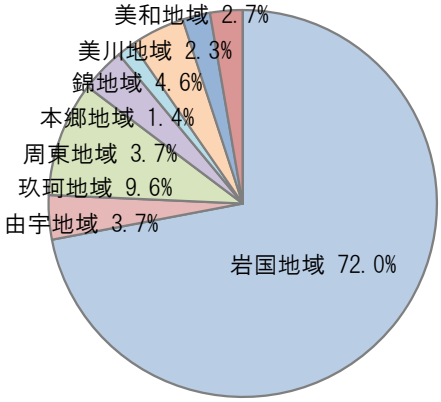

◆従業者数

		回答数	割合①	割合②
	5人未満	33	14.9%	15.1%
5人以上	10人未満	36	16.3%	16.5%
10人以上	15人未満	31	14.0%	14.2%
15人以上	20人未満	19	8.6%	8.7%
20人以上	30人未満	20	9.0%	9.2%
30人以上	40人未満	16	7.2%	7.4%
40人以上	50人未満	11	5.0%	5.1%
50人以上	100人未満	26	11.8%	11.9%
100人以上	150人未満	9	4.1%	4.1%
150人以上	200人未満	3	1.4%	1.4%
200人以上		14	6.3%	6.4%
無回答		3	1.4%	-
有効回答数		218	-	-

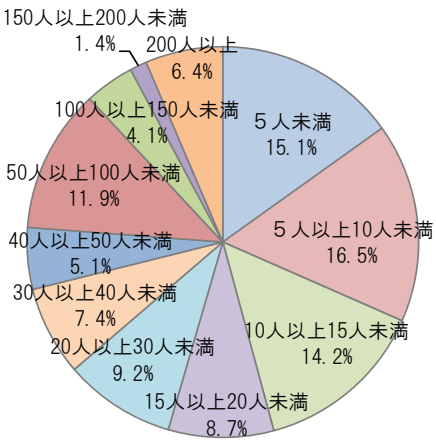

◆外来者数（一日あたり）

	回答数	割合①	割合②
10人未満	37	16.7%	20.3%
10人以上 20人未満	21	9.5%	11.5%
20人以上 30人未満	15	6.8%	8.2%
30人以上 40人未満	14	6.3%	7.7%
40人以上 50人未満	2	0.9%	1.1%
50人以上 100人未満	30	13.6%	16.5%
100人以上 200人未満	15	6.8%	8.2%
200人以上 300人未満	6	2.7%	3.3%
300人以上 500人未満	7	3.2%	3.9%
500人以上 1000人未満	17	7.7%	9.4%
1,000 人以上	18	8.1%	9.9%
無回答	39	17.7%	-
有効回答数	182	-	-

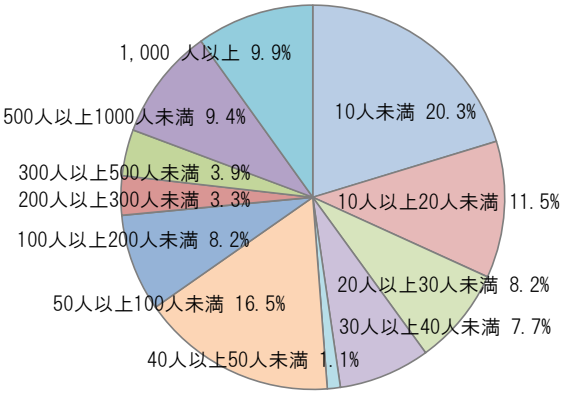

◆事業所の面積

	回答数	割合①	割合②
100m²未満	19	8.6%	12.0%
100m²以上 200m²未満	18	8.1%	11.4%
200m²以上 500m²未満	25	11.3%	15.8%
500m²以上 1000m²未満	11	5.0%	7.0%
1000m²以上 2000m²未満	19	8.6%	12.0%
2000m²以上 3000m²未満	18	8.1%	11.4%
3000m²以上 4000m²未満	9	4.1%	5.7%
4000m²以上 5000m²未満	3	1.4%	1.9%
5000m²以上 10000m²未満	11	5.0%	7.0%
10000m²以上 50000m²未満	17	7.7%	10.7%
50000m²以上	8	3.6%	5.1%
無回答	63	28.5%	-
有効回答数	158	-	-

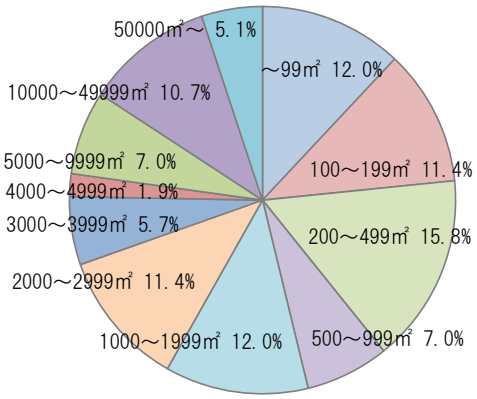

(2)事業所の経営方針・体制について

■問１

あなたの事業所では、ごみ減量化・リサイクルが会社全体の経営方針の中に位置付けられていますか？

	回答数	割合①	割合②
ISO14001を取得し経営方針に位置づけている	24	10.9%	11.6%
ISO14001は取得してないが行動計画等に位置づけている	20	9.0%	9.7%
明文化はしていないが訓示等で社員に伝えている	69	31.2%	33.5%
その他	9	4.1%	4.4%
位置づけ無し	84	38.0%	40.8%
無回答	15	6.8%	-
有効回答数	206	-	-

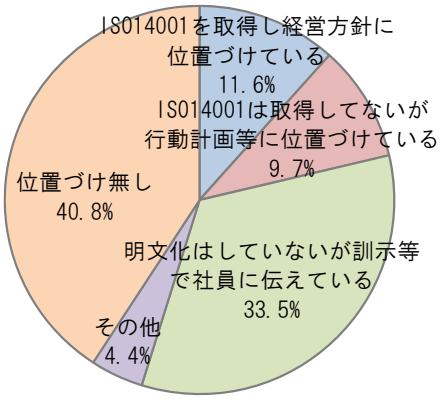

■問２

あなたの事業所では、排出されるＯＡ紙，新聞紙，生ごみ（ちゅう芥類）などのごみの減量対策を実施していますか？

	回答数	割合①	割合②
実施している	119	53.8%	57.2%
計画・準備中である	20	9.1%	9.6%
実施も計画もしていない	69	31.2%	33.2%
無回答	13	5.9%	-
有効回答数	208	-	-

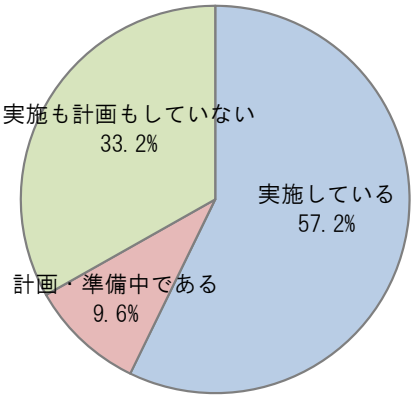

■問３

あなたの事業所における廃棄物管理責任者（あるいはごみ処理担当者）についてお聞きします。

	回答数	割合①	割合②
専任である	17	7.8%	8.0%
兼任である	98	44.3%	46.0%
いない	98	44.3%	46.0%
無回答	8	3.6%	－
有効回答数	213	－	－

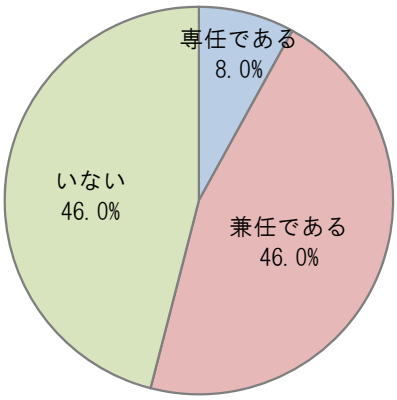

(3) ごみの区分について

■問４

事業活動に伴って排出される事業系ごみは、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられ、排出事業者が自ら適正に処理する責任があります。
事業系ごみについて、産業廃棄物、一般廃棄物に区分する必要があり、それぞれ自ら適正に処理する責任があることを認識していますか？

	回答数	割合①	割合②
認識している	202	91.4%	96.7%
認識していない	7	3.2%	3.3%
その他	0	0.0%	0.0%
無回答	12	5.4%	－
有効回答数	209	－	－

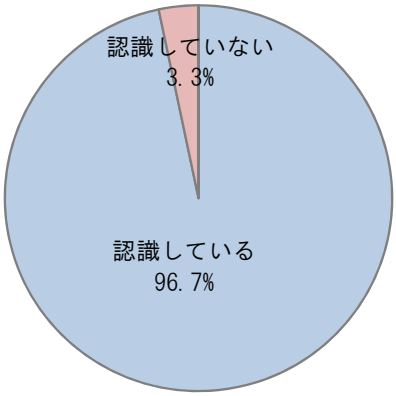

■問５

岩国市では、事業系ごみのうち事業系一般廃棄物について、①事業者自らが市の処理施設に運搬した場合、②収集運搬許可業者に収集・運搬を依頼した場合に限り、市での処理を受け付けていますが知っていますか？

	回答数	割合①	割合②
知っている	171	77.4%	82.6%
知らない	35	15.8%	16.9%
その他	1	0.5%	0.5%
無回答	14	6.3%	－
有効回答数	207	－	－

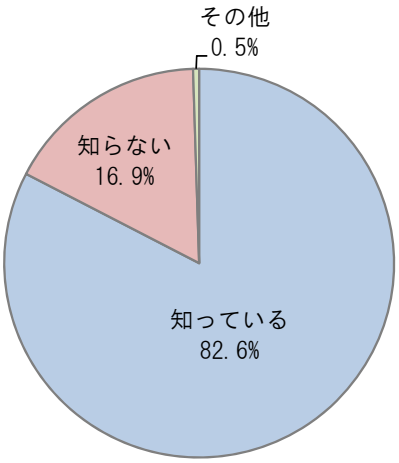

(4)ごみ処理やリサイクルについて

■問６

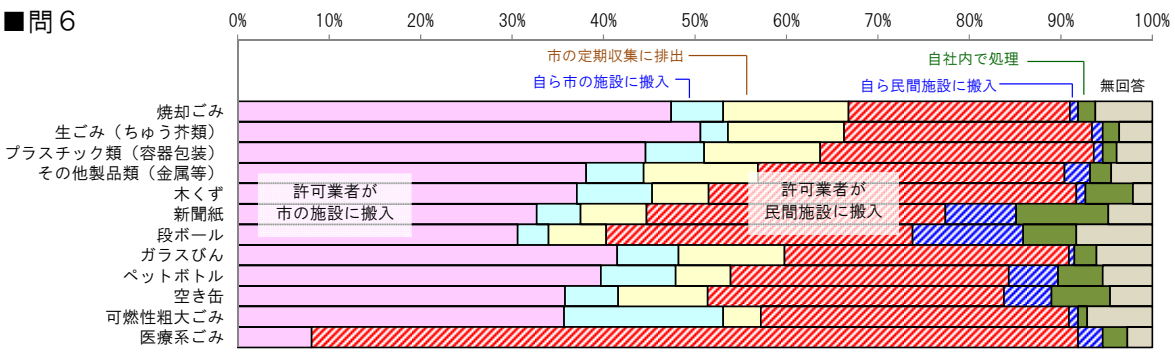

※アンケートでは、発生するごみの運搬と処分先について、ごみ種類ごとにお聞きしました。
ここでは、代表的なごみについて示します。

(5)ごみ減量化・リサイクルの取り組みについて

■問７

あなたの事業所では、ごみ処理に関する現状について、どれを把握していますか？
（複数回答：回答事業所数 209）

	回答数	割合
発生するごみの種類と発生量	121	57.9%
資源化可能な物の種類と量	79	37.8%
事業所内の分別ルール	178	85.2%
ごみ処理に係る費用	128	61.2%
ごみ処分方法	131	62.7%

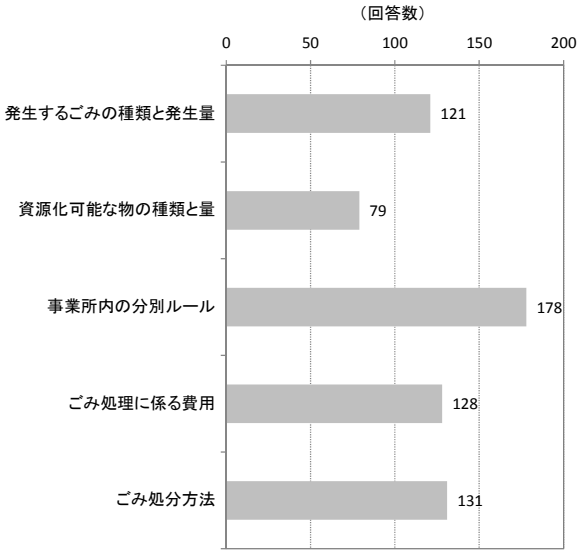

■問８

あなたの事業所においてごみ減量化やリサイクルを進める上での問題点は何ですか？
（複数回答：回答事業所数 190）

	回答数	割合
リサイクルできそうなものはほとんど排出されない	40	21.1%
資源化物の保管場所がとれない	29	15.3%
資源化物を分別しても適当な回収業者が見あたらない	13	6.8%
他のごみと分けるのに手間や費用がかかる	52	27.4%
機密文書が多く、リサイクルが難しい	70	36.8%
再使用可能な不用事務用品（机・コピー機等）の引き渡し先の情報が得られない	10	5.3%
ペーパーレス化するシステムを構築できない（費用負担が大きい）	40	21.1%
社員に分別徹底やミスコピー紙の利用など浸透することが難しい	13	6.8%
食品の売れ残り等を減らすための販売管理の徹底が難しい	29	15.3%
ごみを減らしても処理料金が安くなるなどの経済的メリットが得られない	22	11.6%
その他	15	7.9%

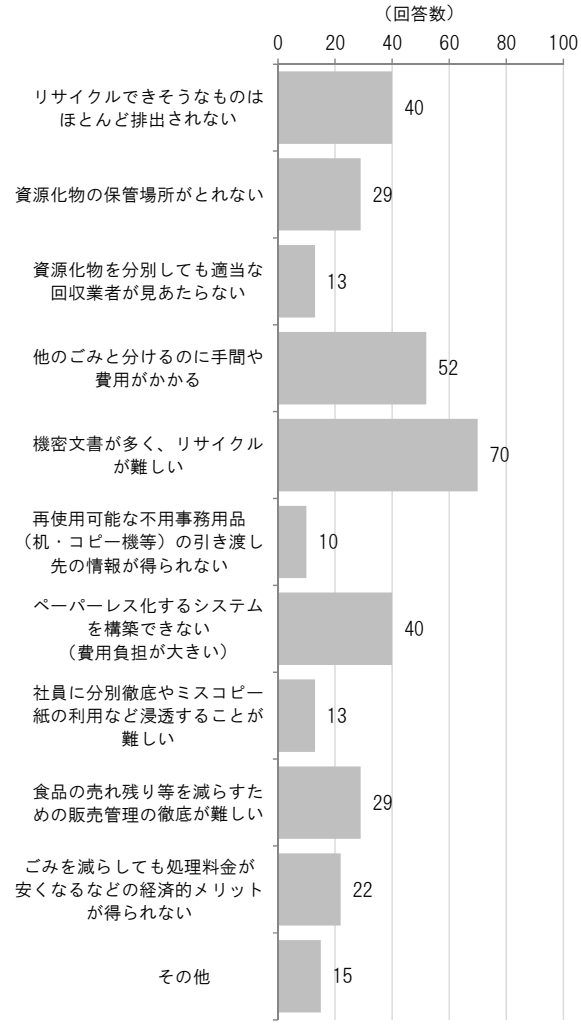

■問９

あなたの事業所における取り組みを進めるためにはどのようなことが必要であるとお考えですか？

（複数回答：回答事業所数 178）

	回答数	割合
特に支援がなくても、ごみの減量を進めることができる	48	27.0%
個々の事業所の特性に合わせた減量方法の相談員の派遣	18	10.1%
業種別の減量方法を示したマニュアルの配布	71	39.9%
古紙回収業者等の紹介窓口の充実	18	10.1%
他の事業所で行われているリサイクルの方法の紹介	72	40.4%
業者間で、情報交換や取り組みの意見交換ができる懇談会などの形成	6	3.4%
事業所同士が共同で資源回収を行うオフィス町内会のような連携組織の育成	7	3.9%
モデル地区等による試行的な取り組み実施と効果的方法の紹介	16	9.0%
生ごみや剪定枝のたい肥化等、新しいリサイクル事業の展開	26	14.6%
その他	9	5.1%

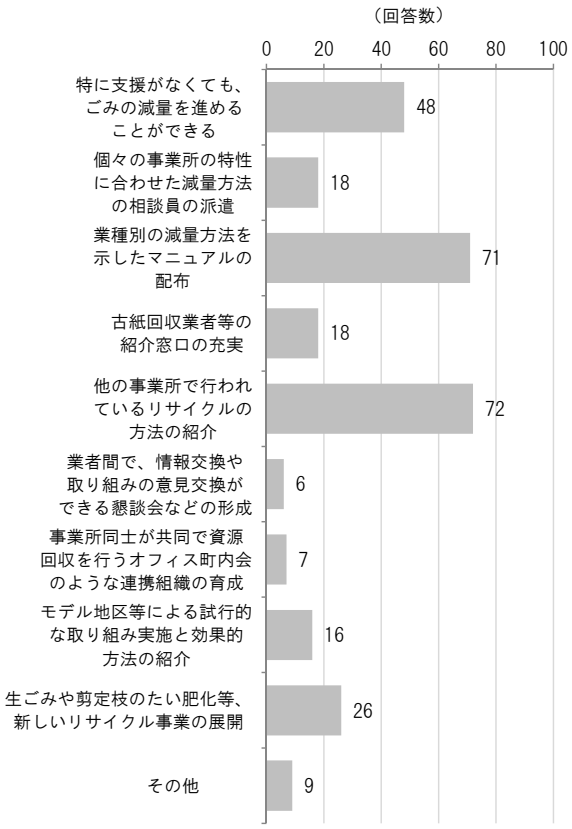

(6)生ごみに関する取り組みについて

■問 10

あなたの事業所は、生ごみ（ちゅう芥類）について、食品リサイクル法に基づく取り組みを行っていますか？

	回答数	割合①	割合②
行っている	30	13.6%	14.9%
行っていない	111	50.2%	55.2%
生ごみは出さない	60	27.1%	29.9%
無回答	20	9.1%	-
有効回答数	201	-	-

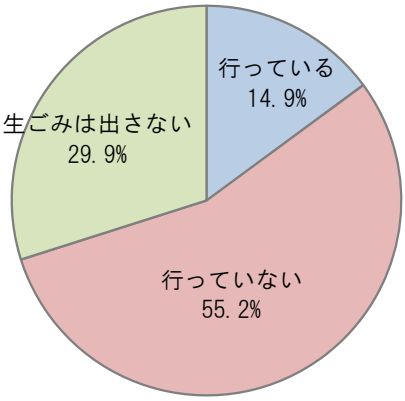

■問 11

あなたの事業所は、生ごみ（ちゅう芥類）についてどのような取り組みを行っていますか？

（複数回答：回答事業所数 166）

	回答数	割合
自社内にたい肥化装置など有効利用を行う装置を設置	9	5.4%
食品リサイクル法に基づき業者に処理委託	23	13.9%
その他	18	10.8%
現在は特に取り組んでいない	119	71.7%

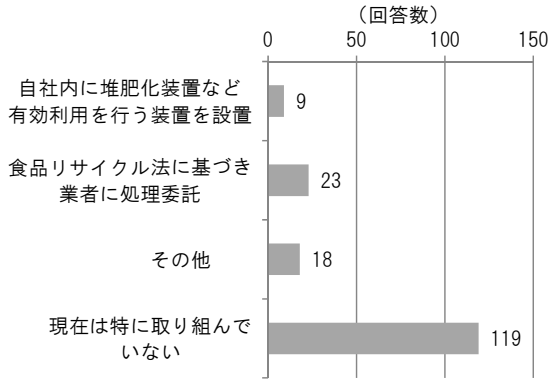

■問 12

山口県食品ロス削減推進協議会では、食品ロスの削減の取り組みを実践する旅館・ホテル・飲食店を『やまぐち食べきり協力店』として登録する制度を実施しています。

	回答数	割合①	割合②
登録し、取り組んでいる	2	0.9%	1.2%
登録していないが、今後登録予定	5	2.3%	3.1%
登録予定なし	78	35.3%	48.2%
制度を知らない	77	34.8%	47.5%
無回答・無効回答	59	26.7%	-
有効回答数	162	-	-

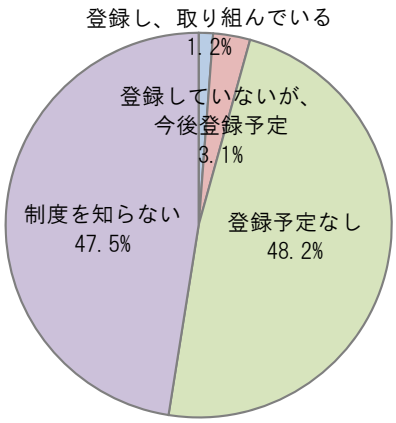

(7)生ごみ以外に関する取り組みについて

■問 13

あなたの事業所では、生ごみ（ちゅう芥類）以外のごみについて、どのような取り組みを行っていますか？
（複数回答：回答事業所数 215）

	回答数	割合
裏紙活用・両面コピーなど紙の有効利用	165	76.7%
OA紙、ビン、缶などを分別してリサイクル	115	53.5%
納品業者等に包装の簡易化を依頼	16	7.4%
マニュアル作成、専門部署設置などのごみ減量施策の実施	9	4.2%
引き取り可能なごみを納入業者へ引き渡し	92	42.8%
その他	5	2.3%
現在は特に取り組んでいない	17	7.9%

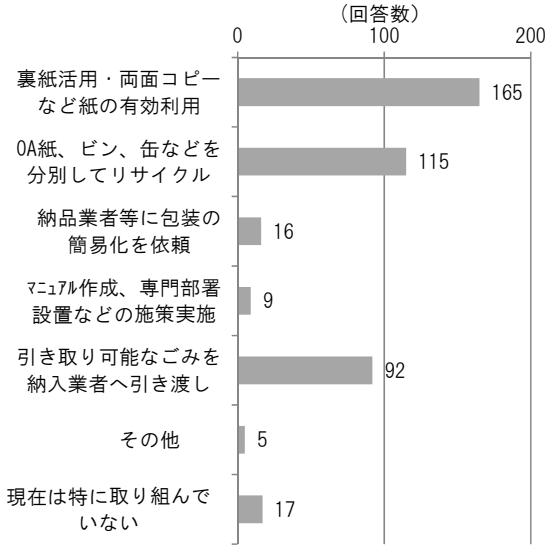

(8)機密文書のリサイクルについて

■問 14

機密文書のリサイクルシステムがありますが、そのことを知っていますか？

	回答数	割合①	割合②
知っている（利用中・利用予定）	27	12.2%	12.7%
知っている（利用予定なし）	36	16.3%	17.0%
知らない（利用したい）	38	17.2%	17.9%
知らない（利用予定なし）	111	50.2%	52.4%
無回答・無効回答	9	4.1%	-
有効回答数	212	-	-

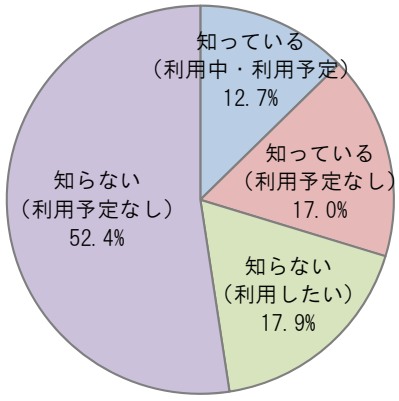

※機密文書とは

企業にとって秘密保持が特に必要な文書を、「機密文書」とします。

具体的には、企業秘密に関する文書、個人情報を記載したものがあげられます。

(9)ごみの排出抑制意識について

■問 15

市許可業者にごみの収集運搬を委託している事業所にお聞きします。

収集運搬許可業者への料金の支払い方法はどのようになっていますか。

	回答数	割合①	割合②
定額制	121	54.7%	73.8%
従量制	36	16.3%	21.9%
その他	7	3.2%	4.3%
無回答・無効回答	57	25.8%	-
有効回答数	164	-	-

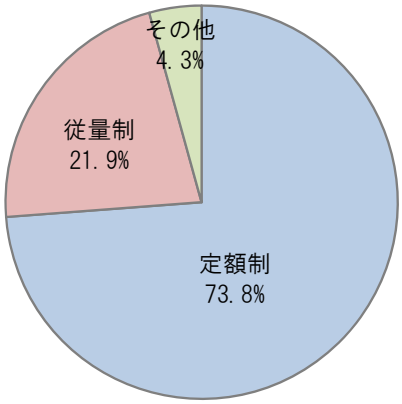

■問 16

市許可業者にごみの収集運搬を委託している事業所にお聞きします。

ごみの減量やリサイクルについて、どのように取り組まれていますか。収集運搬許可業者への料金の支払い方法が、ごみの減量意識やリサイクルの取り組み実施に影響していますか。現状の取り組み・意識状況をご記入ください。

	回答数	割合①	割合②
【定額制】意識せずごみを排出している	45	20.4%	27.8%
【定額制】意識し排出量を少なくしている	73	33.0%	45.1%
【従量制】意識し排出量を少なくしている	27	12.2%	16.7%
【従量制】意識せずごみを排出している	9	4.1%	5.5%
その他	8	3.6%	4.9%
無回答・無効回答	59	26.7%	-
有効回答数	162	-	-

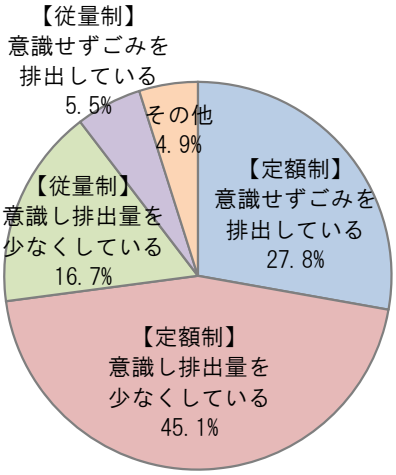

(10)ごみ処理費用について

■問 17

あなたの事業所では、ごみ処理費用を把握していますか？

	回答数	割合①	割合②
把握している	162	73.3%	80.2%
把握していない	40	18.1%	19.8%
無回答	19	8.6%	-
有効回答数	202	-	-

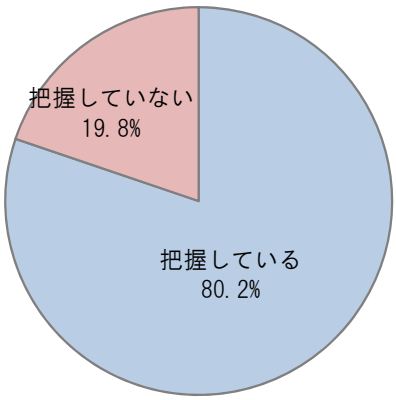

■問 18

現在のごみ処理に要している費用をご記入ください。（問17で「把握している」とした事業所）

	回答数	割合①	割合②
1万円未満	12	7.4%	11.1%
1万円以上 2万円未満	15	9.3%	13.9%
2万円以上 3万円未満	17	10.5%	15.7%
3万円以上 4万円未満	14	8.7%	13.0%
4万円以上 5万円未満	8	4.9%	7.4%
5万円以上 10万円未満	24	14.8%	22.2%
10万円以上 20万円未満	11	6.8%	10.2%
20万円以上 30万円未満	4	2.5%	3.7%
30万円以上 50万円未満	2	1.2%	1.9%
50万円以上 100万円未満	0	0.0%	0.0%
100万円以上	1	0.6%	0.9%
無回答・無効回答	54	33.3%	-
有効回答数	108	-	-

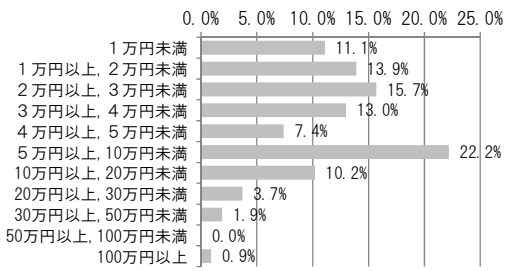

岩国市一般廃棄物処理基本計画

発行日：2019 年３月

発　行：岩国市

編　集：岩国市環境部環境事業課

〒740-0034　岩国市南岩国町二丁目 65 番 65 号

ＴＥＬ：0827-31-5304　ＦＡＸ：0827-31-9910